

目 次  
第1号（3月11日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	3
本日の会議に付した事件 .....	6
出席議員 .....	10
欠席議員 .....	10
事務局職員出席者 .....	10
説明のため出席した者の職氏名 .....	11
開 会 .....	11
会議録署名議員の指名 .....	12
会期の決定 .....	13
諸般の報告 .....	13
町長提出諮問第1号 .....	14
町長提出諮問第2号 .....	14
町長提出第8号議案 .....	16
町長提出第10号議案 .....	17
町長提出第11号議案 .....	17
町長提出第12号議案 .....	20
町長提出第13号議案 .....	20
町長提出第14号議案 .....	20
町長提出第15号議案 .....	20
町長提出第16号議案 .....	20
町長提出第17号議案 .....	20
町長提出第18号議案 .....	20
町長提出第19号議案 .....	20
町長提出第20号議案 .....	20
町長提出第21号議案 .....	20
町長提出第22号議案 .....	26
町長提出第23号議案 .....	26
町長提出第24号議案 .....	26
町長提出第25号議案 .....	26
町長提出第26号議案 .....	26
町長提出第27号議案 .....	26
町長提出第28号議案 .....	26

町長提出第29号議案	26
町長提出第30号議案	26
町長提出第31号議案	26
町長提出第32号議案	26
町長提出第33号議案	26
町長提出第34号議案	26
町長提出第35号議案	26
町長提出第36号議案	26
町長提出第37号議案	35
町長提出第38号議案	35
町長提出第39号議案	35
町長提出第40号議案	35
町長提出第41号議案	35
町長提出第42号議案	35
町長提出第43号議案	35
町長提出第44号議案	35
町長提出第45号議案	35
町長提出第46号議案	35
町長施政方針	54
町長提出第47号議案	85
町長提出第48号議案	85
町長提出第49号議案	85
町長提出第50号議案	85
町長提出第51号議案	85
町長提出第52号議案	85
町長提出第53号議案	85
町長提出第54号議案	85
町長提出第55号議案	85
町長提出第56号議案	85
町長提出第57号議案	85
町長提出第58号議案	85
町長提出第59号議案	85
町長提出第60号議案	85
議員派遣の件	90
散 会	91
署 名	92

第2号（3月15日）

議事日程 .....	9 3
本日の会議に付した事件 .....	9 6
出席議員 .....	9 9
欠席議員 .....	9 9
事務局職員出席者 .....	9 9
説明のため出席した者の職氏名 .....	9 9
開 議 .....	1 0 0
会議録署名議員の指名 .....	1 0 0
町長提出第8号議案 .....	1 0 0
町長提出第10号議案 .....	1 0 1
町長提出第11号議案 .....	1 0 1
町長提出第12号議案 .....	1 0 2
町長提出第13号議案 .....	1 0 3
町長提出第14号議案 .....	1 0 4
町長提出第15号議案 .....	1 0 4
町長提出第16号議案 .....	1 0 5
町長提出第17号議案 .....	1 0 5
町長提出第18号議案 .....	1 0 7
町長提出第19号議案 .....	1 1 0
町長提出第20号議案 .....	1 1 0
町長提出第21号議案 .....	1 1 3
町長提出第22号議案 .....	1 1 3
町長提出第23号議案 .....	1 1 4
町長提出第24号議案 .....	1 1 5
町長提出第25号議案 .....	1 1 7
町長提出第26号議案 .....	1 1 8
町長提出第27号議案 .....	1 1 8
町長提出第28号議案 .....	1 1 9
町長提出第29号議案 .....	1 2 0
町長提出第30号議案 .....	1 2 0
町長提出第31号議案 .....	1 2 3
町長提出第32号議案 .....	1 2 3
町長提出第33号議案 .....	1 2 4
町長提出第34号議案 .....	1 2 5

町長提出第 3 5 号議案	1 2 5
町長提出第 3 6 号議案	1 2 6
町長提出第 3 7 号議案	1 2 8
町長提出第 3 8 号議案	1 4 0
町長提出第 3 9 号議案	1 4 0
町長提出第 4 0 号議案	1 4 1
町長提出第 4 1 号議案	1 4 2
町長提出第 4 2 号議案	1 4 2
町長提出第 4 3 号議案	1 4 3
町長提出第 4 4 号議案	1 4 3
町長提出第 4 5 号議案	1 4 4
町長提出第 4 6 号議案	1 4 6
町長提出第 6 1 号議案	1 4 7
町長提出第 6 2 号議案	1 4 9
町長提出第 6 3 号議案	1 5 2
町長提出第 6 4 号議案	1 5 3
散 会	1 5 5
署 名	1 5 6

### 第 3 号 (3 月 2 4 日)

議事日程	1 5 7
本日の会議に付した事件	1 5 7
出席議員	1 5 7
欠席議員	1 5 7
事務局職員出席者	1 5 7
説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
開 議	1 5 8
会議録署名議員の指名	1 5 8
一般質問	1 5 8
7 番 寺戸 昌子君	1 5 8
6 番 丁 泰仁君	1 8 0
8 番 御手洗 剛君	1 9 4
1 0 番 京村まゆみ君	2 0 7
4 番 岡田 克也君	2 2 8
散 会	2 4 2
署 名	2 4 3

第4号（3月28日）

議事日程	245
本日の会議に付した事件	245
出席議員	245
欠席議員	245
事務局職員出席者	245
説明のため出席した者の職氏名	246
開 議	246
会議録署名議員の指名	246
一般質問	247
3番 米澤 宏文君	247
5番 草田 吉丸君	259
1番 後山 幸次君	279
2番 川田 剛君	296
11番 板垣 敬司君	309
散 会	326
署 名	327

第5号（3月29日）

議事日程	329
本日の会議に付した事件	330
出席議員	332
欠席議員	332
事務局職員出席者	332
説明のため出席した者の職氏名	332
開 議	333
会議録署名議員の指名	333
町長提出第65号議案	333
町長提出第66号議案	335
町長提出第67号議案	335
町長提出第68号議案	335
町長提出第69号議案	335
町長提出第70号議案	335
町長提出第71号議案	335
町長提出第47号議案	355

町長提出第48号議案	355
町長提出第49号議案	355
町長提出第50号議案	355
町長提出第51号議案	355
町長提出第52号議案	355
町長提出第53号議案	355
町長提出第54号議案	355
町長提出第55号議案	355
町長提出第56号議案	355
町長提出第57号議案	355
町長提出第58号議案	355
町長提出第59号議案	355
町長提出第60号議案	355
町長提出報告第2号	367
発委第1号	368
請願第1号	370
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	376
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	379
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	380
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	381
閉会	382
署名	383

#### 津和野町告示第6号

平成28年第3回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年3月1日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成28年3月11日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

#### ○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宏文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君

板垣 敬司君

沖田 守君

---

○3月15日に応招した議員

---

○3月24日に応招した議員

---

○3月28日に応招した議員

---

○3月29日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 第3回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

平成28年3月11日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年3月11日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 町長提出諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 町長提出第8号議案 鹿足郡事務組合理約の変更について

日程第7 町長提出第10号議案 平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負変更契約の締結について

- 日程第 8 町長提出第 11 号議案 平成 25 年災第 286 号吹野線道路災害復旧工事  
他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 町長提出第 12 号議案 津和野町電気通信事業基金条例の廃止について
- 日程第 10 町長提出第 13 号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改  
正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第 11 町長提出第 14 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備につ  
いて
- 日程第 12 町長提出第 15 号議案 津和野町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 16 号議案 津和野町職員の退職管理に関する条例の制定につ  
いて
- 日程第 14 町長提出第 17 号議案 津和野町防災行政無線施設の設置及び管理に関す  
る条例の制定について
- 日程第 15 町長提出第 18 号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制  
定について
- 日程第 16 町長提出第 19 号議案 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関  
する条例の制定について
- 日程第 17 町長提出第 20 号議案 木部保育園及び直地児童館の廃止に伴う関係条例  
の整備について
- 日程第 18 町長提出第 21 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につ  
いて
- 日程第 19 町長提出第 22 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給  
条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 23 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災  
害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 24 号議案 津和野町職員の給与に関する条例等の一部改正に  
ついて
- 日程第 22 町長提出第 25 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
について
- 日程第 23 町長提出第 26 号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 27 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正  
について
- 日程第 25 町長提出第 28 号議案 津和野町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 29 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業  
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予



- 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 30 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 町長提出第 31 号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について
- 日程第 29 町長提出第 32 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 30 町長提出第 33 号議案 津和野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 町長提出第 34 号議案 津和野町集会所使用料条例の制定について
- 日程第 32 町長提出第 35 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 33 町長提出第 36 号議案 安野光雅美術館整備基金条例の制定について
- 日程第 34 町長提出第 37 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 35 町長提出第 38 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 36 町長提出第 39 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 37 町長提出第 40 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 38 町長提出第 41 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 39 町長提出第 42 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 40 町長提出第 43 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 41 町長提出第 44 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 42 町長提出第 45 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 43 町長提出第 46 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 44 町長施政方針
- 日程第 45 町長提出第 47 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

- 日程第 46 町長提出第 48 号議案 過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）について
- 日程第 47 町長提出第 49 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 48 町長提出第 50 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 49 町長提出第 51 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 50 町長提出第 52 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 51 町長提出第 53 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 52 町長提出第 54 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 53 町長提出第 55 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 54 町長提出第 56 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 55 町長提出第 57 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 56 町長提出第 58 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 57 町長提出第 59 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 58 町長提出第 60 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 59 議員派遣の件

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 町長提出諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 町長提出第 8 号議案 鹿足郡事務組合理約の変更について
- 日程第 7 町長提出第 10 号議案 平成 25 年災第 261 号木尾谷川河川災害復旧工事他 6 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 11 号議案 平成 25 年災第 286 号吹野線道路災害復旧工事他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 町長提出第 12 号議案 津和野町電気通信事業基金条例の廃止について
- 日程第 10 町長提出第 13 号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

- 日程第 11 町長提出第 14 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第 12 町長提出第 15 号議案 津和野町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 16 号議案 津和野町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 14 町長提出第 17 号議案 津和野町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 15 町長提出第 18 号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 16 町長提出第 19 号議案 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 17 町長提出第 20 号議案 木部保育園及び直地児童館の廃止に伴う関係条例の整備について
- 日程第 18 町長提出第 21 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 19 町長提出第 22 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 23 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 24 号議案 津和野町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 25 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 26 号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 27 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 28 号議案 津和野町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 29 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 30 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 町長提出第 31 号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について

- 日程第 29 町長提出第 32 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 30 町長提出第 33 号議案 津和野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 町長提出第 34 号議案 津和野町集会所使用料条例の制定について
- 日程第 32 町長提出第 35 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 33 町長提出第 36 号議案 安野光雅美術館整備基金条例の制定について
- 日程第 34 町長提出第 37 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 35 町長提出第 38 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 36 町長提出第 39 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 37 町長提出第 40 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 38 町長提出第 41 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 39 町長提出第 42 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 40 町長提出第 43 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 41 町長提出第 44 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 42 町長提出第 45 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 43 町長提出第 46 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 44 町長施政方針
- 日程第 45 町長提出第 47 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 46 町長提出第 48 号議案 過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～平成 32 年度) について
- 日程第 47 町長提出第 49 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 48 町長提出第 50 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 49 町長提出第 51 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 50 町長提出第 52 号議案 平成 2 8 年度津和野町介護保険特別会計予算  
 日程第 51 町長提出第 53 号議案 平成 2 8 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第 52 町長提出第 54 号議案 平成 2 8 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算  
 日程第 53 町長提出第 55 号議案 平成 2 8 年度津和野町下水道事業特別会計予算  
 日程第 54 町長提出第 56 号議案 平成 2 8 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第 55 町長提出第 57 号議案 平成 2 8 年度津和野町奨学基金特別会計予算  
 日程第 56 町長提出第 58 号議案 平成 2 8 年度津和野町診療所特別会計予算  
 日程第 57 町長提出第 59 号議案 平成 2 8 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算  
 日程第 58 町長提出第 60 号議案 平成 2 8 年度津和野町病院事業会計予算  
 日程第 59 議員派遣の件

---

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	下森 博之君	副町長 .....	島田 賢司君
教育長 .....	世良 清美君		
参事 (兼健康福祉課長) .....			齋藤 等君
総務財政課長 .....	福田 浩文君	税務住民課長 .....	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長 .....			内藤 雅義君
農林課長 .....	久保 睦夫君	商工観光課長 .....	藤山 宏君

環境生活課長 …………… 和田 京三君      医療対策課長 …………… 下森 定君  
建設課長 …………… 田村津与志君      教育次長 …………… 羽多野寿子君  
会計管理者 …………… 山本 典伸君

---

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。東日本大震災からきょうでちょうど5カ年を迎えたわけではありますが、死亡された方、亡くなられた方や行方不明者を含めて2万1,000人を超える、このような報道がされて以来、今日まで、なお、復旧復興にはなかなかほど遠いという、こういうような報道等もなされておるさなかであります。大変な悲惨な大事故でございました。震災に加えて原発事故による汚染災害というふうなものが加わったということで、類を見ない大災害になったわけではありますが、一日も早い復旧や復興を心から願うわけであります。

さて、平成28年度の当初予算を中心とした審議をする3月定例会が、本日、平成28年第3回津和野町議会定例会として招集をされました。議員各位にはおそろいでお出掛けをいただきありがとうございました。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、京村まゆみ君、11番、板垣敬司君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成28年3月7日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日3月11日から3月29日までの19日間としたいと思います。

初日の11日金曜は、諸般の報告後、町長提出議案の説明を受けます。そのうち、諮問案件については答申を行い、平成28年度予算に係る議案については、町長の施政方

針後に説明を受けます。その後、予算審査特別委員会を設置し、新年度予算及び関連条例等を付託し、散会いたします。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等の調整を行っていただきたいと思ひます。12日土曜から14日月曜まで休会とします。一般質問の通告締め切りは、14日の正午であります。

15日火曜に本会議を再開し、契約、条例案件、補正予算等の質疑、討論、表決を行います。

16日水曜から23日水曜まで休会とし、その間に予算審査特別委員会において議案の審議をしていただきたいと思ひます。

24日木曜に本会議を再開し、一般質問を行います。

25日金曜から27日日曜までは、休会とします。

28日月曜に本会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

29日火曜は、予算審査特別委員会委員長の審査報告を受けた後、新年度予算関連条例等について討論、表決を行い、各常任委員会の調査報告を受け、全日程を終了したいと思ひます。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成28年3月11日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月29日までの19日間としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月29日までの19日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【12月定例会以降】

12月21日（月） 島根県町村議会議長会臨時総会（松江市）

- 24日(木) 議会広報編集委員会
- 1月 3日(日) 津和野町成人式(津体) 議長
- 7日(木) 議会広報編集委員会
- 10日(日) 津和野町消防出初式(日中) 議長
- 12日(火) 文教民生常任委員会所管事務調査、議会広報編集委員会
- 13日(水) 第1回臨時会、全員協議会
- 14日(木) 民生児童委員協議会新年会(なごみの里) 議長
- 15日(金) 鹿足郡町村議会議長会研修(広島市) 正副議長
- ～16日(土)
- 27日(水) 文教民生常任委員会所管事務調査
- 2月 5日(金) 津和野町小学生子ども議会事前学習会(議場) 全議員
- 9日(火) 全員協議会
- 19日(金) 第2回臨時会、全員協議会、総務経済常任委員会所管事務調査
- 23日(火) 島根県町村議会議長会定例総会(松江市) 副議長
- 24日(水) 益田地区広域市町村圏事務組合議会
- 29日(月) 鹿足郡事務組合議会、鹿足郡養護老人ホーム組合議会、鹿足郡不燃物処理組合議会
- 3月 2日(水) ファウンディングベースと議会との意見交換会
- 3日(日) 文教民生常任委員会所管事務調査
- 7日(月) 議会運営委員会

#### 【視察】

- 1月20日(水) 新潟県長岡市議会議員(4名) 歴史的風致維持向上計画
- 28日(木) 福岡県八女市議会議員(3名) 定住促進事業
- 2月11日(木) 静岡県掛川市議会議員(9名) 日本遺産センター

議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第28条の規定により、議長において決定しましたので、報告といたします。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

---

#### 日程第4. 諮問第1号

#### 日程第5. 諮問第2号

○議長(沖田 守君) 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第5、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上、2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。



執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。本日は、3月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございました。今定例会に提案をいたします案件は、諮問案件2件、規約変更案件1件、契約変更案件2件、条例案件26件、計画案件2件、一般会計を初め各会計補正予算案件10件、一般会計ほか、平成28年度各会計予算11件の合計54案件でございます。いずれも重要な案件でありますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

諮問第1号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員として推薦をいたしますのは、住所、津和野町中山200番地、氏名、右田基司、生年月日、昭和28年2月4日、63歳でございます。

続きまして、諮問第2号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

推薦をいたしたいのは、住所、津和野町瀧元378番地2、氏名、安見隆義、生年月日、昭和25年2月16日、年齢66歳でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで意見の取りまとめを行うため、全員協議会を開催いたしますので、9時20分まで休憩といたします。

執行部におかれては、御退席をいただきたいと思っております。議員控室でひとつお茶など飲んで控えて下さい。

午前9時10分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前9時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諮問第1号についてお諮りをいたします。本件に対する議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

#### 日程第6. 議案第8号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第8号鹿足郡事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第8号でございますが、鹿足郡事務組合同規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第8号について御説明いたします。

鹿足郡事務組合の有線テレビジョン放送施設ケーブルテレビの設置管理及び運営に関する事務に係る津和野町吉賀町の負担金について、人件費等の支弁の方法の変更について、鹿足郡事務組合の規約の一部を変更するものでございます。

議案1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。主な改正点といたしましては、第12条第3号イ、投資的経費に係るもの（ア）として、既存設備の機能を維持する事業と（イ）として既存設備の機能を向上する事業であって、関係町から依頼された事業に区分をいたしまして、（イ）に係る負担は、依頼した町から100%負担とするものでございます。

また、（ウ）人件費といたしまして、均等割を20%、音声放送受信世帯数割を80%として関係町から負担する規定を追加するものでございます。人件費の算出につきましては、これまで、改正前の第12条第2項第3号ア、維持管理費に係るものとして、均等割20%、加入数割80%の計算方法により、関係町の人件費の負担金を算出してまいりました。

ケーブルテレビ施設につきましては、津和野町吉賀町の財産となっておりますが、平成28年度から順次、財産処分を行うこととしており、これまで吉賀町が管理していた音声放送受信の世帯につきましても、人件費の算出の件数に加えるものでございます。

なお、参考といたしまして、平成26年度の件数につきましては、改正前が津和野町が3,518件、率にして58.3%。吉賀町が2,516件、率にいたしまして41.7%。改正後につきましては、津和野町の件数は変わりませんが、吉賀町の件数が541件増加いたしまして3,057件となり、割合も4.79%増加いたしまして46.49%となるということでございます。

附則といたしまして、この規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第7. 議案第10号

日程第8. 議案第11号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第10号平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負変更契約の締結について及び日程第8、議案第11号平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事他8件合冊工事請負変更契約の締結について、以上2案件につきまして、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第10号でございますが、平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第11号でございますが、平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事他8件合冊工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） おはようございます。

それでは、議案第10号について御説明をさせていただきます。

5,000万円以上の工事でございますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めます。

契約の目的でございますが、平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事です。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、1億6,370万4,240円。変更前の金額、1億8,888万9,840円。変更額、2,518万5,600円の減でございます。

契約の相手方、津和野町青原152番地、有限会社平野建設でございます。

1枚開いたところに工事請負変更仮契約をつけております。その裏のほう、右側、参考資料をごらんいただければと思います。今回の変更の理由については、下側に書いてありますが、四つ書いてございますが、主には、工期の関係で次年度施工にしないといけないものが発生したということと、あと精算によるものでございます。仔細については、まず1番目、精算によるものですが、残土処理場の変更に伴う運搬距離の減によるもの330万円ばかりでございます。

それから、3番に飛びまして、土砂運搬積み込み機械の変更ということで、19万円ばかりの増。それから、4番目として吹付枠タイプの変更及び砂岩ブロックの計上漏れによるということで、580万円ばかりの増というふうなことであります。

それから、次年度施工にしたものでございますが、木尾谷川について島根県の緊急治山事業が実施をされておまして、当初の計画では27年3月末で完成をするというふうなことにしておりました。治山の事業と町の災害事業が一緒にあわせてやりますと交通量がすごく多いというふうなこと、それと、道路の幅員が狭いというふうなことで、どちらも工期どおりにできないというふうなこともございまして、事前に島根県と調整をしながら、治山事業が終わった後に、町の災害復旧事業を行うというふうなことにしておまして、27年度について町のほうで災害復旧を4月からとにかくやらせてもらうというふうなことでございましたが、県の治山事業の進捗が思わしくなく3月末で完成ができないということで、最終的に完成をいたしましたのが7月になってからでございました。

その関係で、町の関係の工期がどうしても短縮されるというふうな状況が発生いたしまして、その部分について28年に27年の繰り越しということで施工させていただきたいというものでございます。

上のほう見ていただいて、当初ありました③第298号黒淵線の関係の605万9,880円と、1番の部分で第261号木尾谷川、それから6番の第302号木尾谷線の関係について、一部契約を変更して減にするというふうなことで、合わせて2,780万円ばかりの減になっております。一応という状況でございまして、合計2,518万5,600円の減というふうなものになったということでございます。

それから、議案第11号について御説明をさせていただきます。

契約の目的、平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事他8件合冊工事。

契約の方法、随意契約。

契約の金額、1億7,210万6,640円。変更前の金額、1億7,939万7,720円。変更額、729万1,080円の減でございます。

契約の相手方、津和野町森村イ421番地1、株式会社栗栖組でございます。

1枚めくっていただきまして、変更仮契約書を添付しております。資料のほう、ごらんいただいたらと思いますが、今回提案をさせていただく理由でございますが、これについては精算によるものでございます。1番、2番、3番というふうなところで、一応、数量の変更があり、減額というふうなことになったものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第13号

日程第 11. 議案第 14号

日程第 12. 議案第 15号

日程第 13. 議案第 16号

日程第 14. 議案第 17号

日程第 15. 議案第 18号

日程第 16. 議案第 19号

日程第 17. 議案第 20号

日程第 18. 議案第 21号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第12号津和野町電気通信事業基金条例の廃止についてより、日程第18、議案第21号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第12号でございますが、津和野町電気通信事業基金条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第13号でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第14号でございますが、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第15号でございますが、津和野町行政不服審査会条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第16号でございますが、津和野町職員の退職管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第17号でございますが、津和野町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第18号でございますが、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第19号でございますが、津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第20号でございますが、木部保育園及び直地児童館の廃止に伴う関係条例の整備について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第21号でございますが、津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第12号について御説明いたします。

津和野町ケーブルテレビ施設設備の鹿足郡事務組合へ対する財産処分に伴い、津和野町電気通信事業基金条例を廃止するものでございます。津和野町電気通信事業基金につきましては、平成28年3月10日現在、残高が5,974万7,681円となっております。今後につきましては、一般会計減債基金に積む予定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、この施行の日の前日までに廃止前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、廃止前の条例の相当規定によりなされたこととみなすこととしております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第13号を御説明いたします。

今回の関係条例の整備につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する条例について所要の改正が必要となり、今回、一部改正をするものでございます。

一部改正する条例につきましては、第1条におきまして、津和野町人事行政の運営等の状況の公表等に関する条例、第2条におきまして、津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、一番下の第3条でございますが、津和野町職員の旅費に関する条例、1枚めくっていただきまして、第4条におきまして、津和野町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正するものでございます。いずれも地方公務員法等の改正に伴いまして、文言の追加、削除、改正及び条項の読みかえをするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。続きまして、議案第14号を御説明をいたします。

今回の関係条例の整備につきましては、行政不服審査法全部改正に伴いまして、関係する条例につきまして所要の改正が必要となりますので、一部改正するものでございます。

国の行政不服審査法の全面改正につきましては、国民が行政庁に不服を申し立てる制度でございますが、3点の部分、1点目としまして公平性の向上、2点目としまして使いやすきの向上、3点目としまして国民の救済手段の充実拡大の観点から、法の制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行ったものでございます。

一部改正する条例につきましては、第1条におきまして、津和野町情報公開条例、それから2枚めくっていただきまして、第2条におきまして、津和野町個人情報保護条例を改正するものでございます。いずれも、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、文言の追加、削除、改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。それから続きまして、議案第15号を御説明いたします。

今回の条例制定につきましては、先ほどの議案第14号で御説明をいたしました行政不服審査法の全部改正に伴いまして、同法第81条第2項の規定に基づいて設置するもので、行政不服申し立てに対して審査を行う部門の採決の判断の妥当性をチェックするための第三者機関でございます、津和野町行政不服審査会の設置に関し、必要な事項を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。続きまして、議案第16号を御説明いたします。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方公務員の退職管理の適正を確保するために、営利企業等への再就職者による町職員への働きかけの規制及び町長への再就職情報の届け出を課すものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。それから続きまして、議案第17号を御説明いたします。

今回の条例制定につきましては、津和野町防災行政無線施設を整備するに当たりまして、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例制定するものでございます。

まず、第4条の第4項でございますが、戸別受信機等の設置及び貸与等の部分でございますが、戸別受信機等を2台以上貸与を希望する場合には、1台当たり4万円の分担金を徴収するものでございます。また、第5条第2項におきまして、受信機の電気料、維持費及び移動費については使用者の負担とするものであります。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。続きまして、議案第18号を御説明いたします。

今回の条例制定につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を

定める条例制定をするものでございます。第2条の職員の派遣におきまして、派遣先団体を社会福祉法人つわの清流会と定めております。

1枚めくっていただきまして、第4条でございます。第4条の派遣職員の給与におきまして、派遣職員の給与は、町において支給するものと定めております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第19号について御説明いたします。

津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。ケーブルテレビ施設につきましては、鹿足郡事務組合に対し財産処分を行うこととなっておりますが、財産処分の条件につきましては、総務省の通達により、補助事業により取得した施設設備につきましては、経過年数が10年以上であれば、補助金の返納に関する条件を付されることなく認められているところでございます。このため、10年を経過していない平成18年度以降に補助事業により取得した施設等については、財産処分ができないため、津和野町においてケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例を定めるものでございます。

第2条につきましては、平成18年度以降に補助事業により取得した施設の名称及び位置を規定しております。3条以降では、管理費用負担等について規定しており、ケーブルテレビ施設をドコモなど携帯電話事業者である電気通信事業者及び鹿足郡事務組合に貸与し、ケーブルテレビサービスを提供することとしております。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議案第20号を御説明いたします。

この関係条例の整備についてであります。津和野町立木部保育園及び直地児童館の民営化に伴い、条例を改正するものでございます。

まず、第1条の津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例につきましては、1枚めくっていただきまして、裏面の新旧対照表第3条をごらんください。津和野町子育て支援センターが設置される保育園を民営化することとなることから、保育園名及び代表地番を改めるものでございます。

第2条の津和野町立保育所設置及び管理に関する条例につきましては、次のページの新旧対照表第2条をごらんください。民営化となる木部保育園及び直地児童館を削除するものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案第21号を御説明いたします。



この条例改正につきましては、介護保険法の改正によりまして、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所——津和野町で言いますと、希翔会、つわぶきデイホーム、ホリデイ等でございます——について、管轄が県から市町村へ移管され、地域密着型サービスとなることにより、下の第4章でございます、地域密着型通所介護の各基準等に関する条文が追加されたことが主な変更内容でございます。

これによりまして、5章以降10章、87条から229条におきまして、多岐にわたる条ずれ等が発生するため、同条例を全部改正するものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、平成28年4月1日からでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第19. 議案第22号

日程第20. 議案第23号

日程第21. 議案第24号

日程第22. 議案第25号

日程第23. 議案第26号

日程第24. 議案第27号

日程第25. 議案第28号

日程第26. 議案第29号

日程第27. 議案第30号

日程第28. 議案第31号

日程第29. 議案第32号

日程第30. 議案第33号

日程第31. 議案第34号

日程第32. 議案第35号

日程第33. 議案第36号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第22号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより、日程第33、議案第36号安野光雅美術館整備基金条例の制定についてまで、以上15案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第22号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第23号でございますが、津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第24号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例等の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第25号でございますが、津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第26号でございますが、津和野町税条例等の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第27号でございますが、津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第28号でございますが、津和野町特別会計条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第29号でございますが、津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第30号でございますが、津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第31号でございますが、津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第32号でございますが、津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第33号でございますが、津和野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第34号でございますが、津和野町集会所使用料条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第35号でございますが、畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第36号でございますが、安野光雅美術館整備基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第22号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、別表の一部改正、削除、追加をするものでございます。まず、先ほど御説明いたしました議案第14号及び15号の行政不服審査法の全部改正による条例改正に伴いまして、「個人情報保護審査会」を「個人情報保護運営審議会」に改め、「行政不服審査会」の項を追加するものでございます。いずれも、執務1日につき7,300円とするものでございます。

次に、児童福祉審議会の項の削除でございますが、平成27年度から施行されました子ども・子育て支援新制度に基づきまして、子ども・子育て支援推進会議を設置し、子ども・子育て支援全般の審議を行っておるところでございますが、これまで、児童福祉審議会で審議してきた内容と重複しており、このたび、子ども・子育て支援推進会議に児童福祉審議会を統合するために削除するものでございます。

続きまして、児童館嘱託員の項の削除につきましては、直地児童館の社会福祉法人への移管に伴い、削除するものでございます。

それから最後に、学芸専門員の項の追加でございますが、安野光雅美術館の学芸業務に従事する専門的な知識と技術を有する者を非常勤特別職として雇用し、館の安定的な運営を図るものでございます。民俗資料館長の項の次に、「学芸専門員、月額16万600円」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第23号を御説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例についても一部改正が必要となったため、改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。附則の第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第24号を御説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告を受けまして、職員及び特別職に支給いたします給料及び諸手当につきまして、所要の改正を行うものでございます。お手元の

ほうに参考資料ということで、1枚紙でございますが、津和野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例という資料をお配りしておりますので、そちらのほうをあわせてごらんいただいたらというふうに思っております。

お手元の参考資料の2、条例の概要のほうをごらんください。給料表の改正につきましては、このたびの人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠して改正するものであります。

施行期日については、平成28年4月1日から適用するものでございます。

次に、一般職の勤勉手当の支給割合の改正でございますが、年間で0.10月引き上げるものでございます。期末手当と合わせまして、現行の「4.10月」が「4.20月」となるものでございます。また、再任用職員につきましては、年間で0.05月引き上げて、「2.15月」が「2.20月」となるものでございます。

施行期日につきましては、(ア)の27年度分につきましては、平成27年12月1日から適用、(イ)の28年度以降分につきましては、平成28年4月1日から適用するものでございます。

また、議案第3条の特別職の期末手当の支給割合の改正でございますが、年間で0.05月引き上げるものでございます。現行の「3.10月」が「3.15月」となるものでございます。

施行期日は、平成27年12月1日より適用するものでございます。

前後いたしますが、条例の第2条におきまして、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴いまして、所要の改正をあわせて行うものでございます。

それから、議案第25号を御説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例についても一部改正が必要となったため、改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。第26条の見出し及び同条中の「異議申し立て」を「審査請求」に改め、もう1枚めくっていただきまして、附則の第5条第2項中の表1の表の中の「0.86」を「0.88」に改め、新旧対照表の3ページ、その下でございますが、同表2の表中の「0.91(第1級または第2級)」を「0.92(第1級)」に改め、同じく「0.90」を「0.91」に改め、2枚めくっていただきまして、7ページの第5項の表中の「0.86」を「0.88」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 税務住民課長。

○税務住民課長(楠 勇雄君) 議案第26号を御説明いたします。

津和野町税条例の一部改正について、1ページめくっていただきまして新旧対照表をごらんください。1条については、行政不服審査法の改正に伴う津和野町税条例の一部改正でございます。1ページめくってください。2条については、行政手続における特定の個人を識別するための番号を利用等に関する法律の取り扱いの見直しに伴う改正でございます。

附則としまして、この条例の1条の規定は平成28年4月1日から、2条の規定は公布の日から施行します。

続きまして、議案第27号を説明します。

津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。行政不服審査法が平成26年6月13日に、行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されます。これに伴う、津和野町固定資産評価審査委員会の条例の一部改正でございます。

主な改正内容としましては、10条で手数料を定め、11条で手数料の減免を定めております。それから、電子メールでの弁明書の提出も規定しております。

施行は平成28年4月1日からとします。なお、平成27年度までの固定資産に係る固定資産については、固定資産評価台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、なお従前の例によるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第28号について御説明をいたします。

津和野町電気通信事業特別会計の廃止を行うため、津和野町特別会計条例の一部を改正するものでございます。津和野町電気通信事業特別会計につきましては、このたびのケーブルテレビ施設設備の財産処分に伴い、廃止をするものでございます。議案1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。第5号に規定している津和野町電気通信事業特別会計電気通信事業を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議案第29号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、介護保険法施行規則等の改正に伴うものでございます。4枚めくっていただきまして、7ページをお開きください。右のほうの39条第1項、第2項の追加が主な変更内容でございます。

この条例につきましては、平成24年、国から一括しておりてきておる条例でございます。この1項、2項につきましては、本町に設置されていない事業所、例としまして益田の湖水園、こもれび等が該当しますけれども、指定介護予防認知症対応型通所介護

事業所において、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置義務に関することがうたわれたものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案30号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、放課後児童クラブの新設及び定員の増に関するものでございます。めくっていただきまして、裏面の新旧対照表の2条をごらんください。新設の一つ目でございますが、名称、畑迫あじさい児童クラブ。位置につきましては、津和野町部栄375番地、旧畑迫小学校内でございます。定員につきましては15人。

二つ目の新設でございます。名称、木部っ子クラブ。位置につきましては、津和野町中川567番地、木部さとやま保育園内。定員につきましては、15人を追加するものでございます。また、上の日原ひまわりくらすの定員を35人から70人に増員するものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案31号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、先ほど、議案第22号の非常勤の職員報酬の一部改正でも総務財政課長から説明がされましたが、現在、平成27年度施行開始の子ども・子育て支援新制度の計画づくりのために設置した、子ども・子育て支援推進会議と、これまで児童福祉に関する審議を行ってまいりました、児童福祉審議会の二つの審議会が設置されている状態であります。

津和野町子ども・子育て支援事業計画が作成された現在、新たに設置された子ども・子育て支援推進会議におきまして、計画の進捗管理・評価や子ども・子育てに関する支援全般の審議を行うことが中心となってきており、これまで児童福祉審議会において審議してきました内容と重複することから、この二つの審議会を一つに統合するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日からでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第32号について御説明いたします。

最初におわびを申し上げます。副町長より挨拶の中ございましたように、新旧対照表が印刷のミスで逆方向になって見にくくなっておりますことを、まずもっておわびを申し上げます。

この条例の一部改正におきましては、別表第1表の変更でございます。この津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正をすることによりまして、簡易水道の変更認可に伴う条例改正でありまして、平成28年度補助事業を受けるために、この認可変更を行って条例を改正し、表を改めるものでございます。

別表1の中の「豊稜飲料水供給施設、野広飲料水供給施設、中曽野簡易水道事業、木野飲料水供給施設、白井牧ヶ野専用水道、上横道飲料水供給事業、下横道飲料水供給事業」、この項を削除いたしまして、「津和野簡易水道事業」に統合するものでございます。この変更によりまして、先ほど言いましたように、28年度の補助事業を受けるものでございます。先ほど言いました飲料供給施設等の削除によりまして、豊稜、野広、中曽野、木野、白井牧ヶ野、上横道、下横道飲料水供給施設事業を廃止しまして、津和野町簡易水道事業の表の中に組み込みます。

したがって、津和野町簡易水道事業の給水人口は「3,410人」から「3,731人」に変更し、1日最大給水量につきましては、日量「1,906平方キロメートル」から日量「2,059平方メートル」に変更いたします。そして、古い条例につきましては、旧津和野町及び旧日原町というふうに表が分かれておりました。その表をくっつけてまして、一つの表に今回改めるものでございます。

したがって、この別表第1につきましては、津和野町簡易水道事業としまして、直地簡易水道事業、津和野簡易水道事業、日原簡易水道事業、左鑑簡易水道事業の4事業となるものでございます。

附則としまして、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） では、第33号議案を御説明申し上げます。

津和野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。津和野町集会所の名称は、寺田集会所でございます。使用の目的、使用料の規定を設けるための改正となります。一定の使用料規定を設ける必要があると考え、今回、提出させていただきました。基本的には、町立公民館を基本ベースとして条例改正を策定いたしました。新旧対照表をごらんいただけたらと思います。「4条」を「第11条」とし、第3条の次に7条を加えてございます。

附則といたしましては、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、第34号を御説明申し上げます。

第33号議案に関連しまして、使用料を規定するものでございます。別表のほうで室ごとに使用料を新たに示しております。1時間当たりの基本料金を設定をしております。

附則としまして、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第35号を御説明申し上げます。

畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。ミーティングルームの使用をつけ加えるということでございます。別表第10号をごらんいただきたいと思っております。別表第10号の中の「フロア及び照明料」を「使用料」に変更するものでございます。その中に、ミーティングルームを一覧設けまして料金設定をしております。

この条例につきましては、附則としまして公布の日から施行するものでございます。  
続きまして、議案第36号でございます。

安野光雅美術館整備基金条例を制定するものでございます。この条例は、入館料の総額及び館外展の開催における作品貸し出し料のうち、1割以内を基金とし積み立てて、美術館の整備充実の財源に充たるというものでございます。

この条例につきましては、附則として公布の日から施行するものでございます。  
以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、10時30分まで休憩いたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 失礼します。

先ほど、議案第32号におきまして、御説明した中で、1日最大水量の単位を間違っ  
て「日量平方キロ」というふうな文言で申しましたが、日量的には、「立方メートル」  
の誤りでございますので、訂正をしておわび申し上げます。

.....

日程第34. 議案第37号

日程第35. 議案第38号

日程第36. 議案第39号

日程第37. 議案第40号

日程第38. 議案第41号

日程第39. 議案第42号

日程第40. 議案第43号

日程第41. 議案第44号

日程第42. 議案第45号

日程第43. 議案第46号

○議長（沖田 守君） 日程第34、議案第37号平成27年度津和野町一般会計補  
正予算（第7号）より、日程第43、議案第46号平成27年度津和野町病院事業会  
計補正予算（第2号）まで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定  
により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第37号平成27年度津和野町一般会計補正  
予算（第7号）についてでございます。



歳入歳出それぞれ5,387万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ97億3,566万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第38号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ12億4,757万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第39号平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,005万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億5,544万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第40号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ508万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ2億8,461万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第41号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ206万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億9,445万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第42号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,304万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億7,816万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第43号でございますが、平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第2号)についてでございます。歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1,320万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第44号でございますが、平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算(第2号)についてでございます。歳入歳出それぞれ582万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ7,922万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第45号でございますが、平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。歳入歳出それぞれ674万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億5,971万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第46号でございますが、平成27年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございます。収益的収入を238万6,000円減額し、予算総額7億5,798万6,000円、収益的支出を43万5,000円減額し、予算総額7億5,798万6,000円とし、資本的収入を580万円減額し、予算総額5,775万8,000円とし、資本的支出を580万2,000円減額し、予算総額9,438万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第37号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。まず、総務費の情報セキュリティ強化対策事業でございますが、1月20日に成立をいたしました国の補正予算に伴いまして、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金の内示を受け、実施する情報セキュリティ強化対策事業に係るもので2,639万2,000円を繰り越すものです。終期につきましては、平成28年12月末を予定をしております。

次に、民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業でございますが、同じく国の補正予算に伴いまして、平成28年4月から年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するもので5,583万1,000円を繰り越すものです。終期につきましては、平成28年9月末を予定をしております。

最後に、農林水産業費の農林業施設等災害復旧事業でございますが、1月からの大雪によりまして、全半壊をいたしましたビニールハウス復旧に係る補助金でございますが、復旧のための資材調達に不測の日数を要するために2,570万8,000円を繰り越すものでございます。終期は、平成29年3月末を予定をしております。

1枚めくっていただきまして、第3表債務負担行為補正の変更でございます。旧堀氏庭園、畑迫病院埋め立て等工事の限度額を1億6,978万7,000円に増額変更するものでございます。

続きまして7ページ。第4表の地方債補正の追加と変更でございます。総額で8,480万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、28ページをお開きください。また、お手元のほうに、補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせてごらんいただいたらと思います。

なお、補正予算の概要資料の1行目でございますが、ちょっと数字が間違っておりました。歳入歳出それぞれ5,387万8,000円を減額し、予算総額97億3,566万2,000円に修正のほどをお願いいたします。

それから、全体を通しまして、今回、人件費の関連費目につきまして、特別職及び一般職の給与条例等の改正や、年度中に変更が生じた諸手当、共済組合追加費用の確定によるものなどを計上をしております。

28ページ、まず総務費の企画費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、30ページでございますが、他の補助事業へ切りかえたことに伴いまして、津和野町地域おこし協力隊起業支援補助金100万円を減額をしております。

その下、情報処理費の委託料といたしまして、国の平成27年度補正予算成立に伴い、新たな自治体情報セキュリティ強化対策事業実施による、情報セキュリティ強化対策業務委託料965万6,000円、同じく工事請負費といたしまして、ネットワーク構築工事496万8,000円、同じく備品購入費といたしまして、庁用器具費1,176万8,000円を新たに計上をしております。

また、負担金補助及び交付金としまして、マイナンバー制度導入に伴います中間サーバーサービス利用に係る負担金額の確定によりまして、社会保障・税番号制度システム整備費負担金311万2,000円を増額をしております。

一番下の住民協働推進事業費の工事請負費といたしまして、木部地区つわの暮らし推進住宅の工事請負費を次年度へ繰り延べたことによりまして、8,100万円の減額。

公有財産購入費といたしまして、1枚めくっていただきまして、推進住宅土地購入費の確定によりまして、用地購入費165万3,000円の減額をしております。

それから、生活バス対策費の負担金補助及び交付金といたしまして、実績に伴いまして、生活バス確保路線補助金166万3,000円の減額をしております。

それから、道の駅管理費の負担金補助及び交付金としまして、1枚めくっていただきまして、なごみの里レストランの調理場食器洗浄機入れかえ等に伴います、なごみの里修繕工事負担金238万3,000円を増額をしております。

それでは、飛びまして、44ページをお開きください。

民生費の社会福祉総務費でございます。委託料といたしまして、使用の確定に伴っての委託額の確定による社会保障・税番号制度システム整備委託料285万1,000円の減額、及び国の平成27年度補正予算成立に伴います、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業実施のためのシステム開発委託料、272万2,000円を新たに計上をしております。負担金補助及び交付金といたしまして、同じく年金生活者等支援臨時福祉給付金5,250万円を新たに計上をしております。

繰出金といたしまして、国保・介護・後期高齢者医療特別会計への繰出金、合わせまして1,086万8,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、障害者福祉費の扶助費といたしまして、実績見込みの増によります障害者自立支援給付事業の共同生活援助分400万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金としまして、津和野幼花園及び広域入所分の確定見込みの増に伴いまして、施設型給付費等負担金1,279万9,000円の増額をしております。

児童福祉施設費の畑迫保育園の工事請負費といたしまして、1枚めくっていただきまして50ページでございますが、入札減に伴いまして、畑迫保育園改修工事102万7,000円の減額をしております。

それでは、58ページをごらんください。

衛生費の保健衛生総務費でございます。繰出金といたしまして、簡易水道、病院事業特別会計への繰出金、合わせまして1,238万1,000円の増額をしております。

2枚めくっていただきまして、62ページでございます。じんかい処理費の負担金補助及び交付金としまして、負担金額の確定に伴いまして、益田広域事務組合衛生費負担金106万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費の農業振興費でございます。負担金補助及び交付金としまして、もう1枚めくっていただきまして66ページでございますが、実績見込みに伴いまして、地産地消推進出荷奨励補助金101万5,000円の減額、同じく農林水産振興ががんばる地域応援総合事業費補助金443万5,000円への減額、それから、このたびの大雪によりまして、全半壊したビニールハウス復旧のための農林業施設等災害復旧事業補助金2,570万8,000円を新たに計上をしております。

農業担い手支援センター費の需用費といたしまして、CAS凍結センターの稼働実績見込みの減に伴いまして、光熱水費126万円の減額をしております。

負担金補助及び交付金といたしまして、実績見込みによりまして、新規農林業就業者支援事業費補助金250万円の減額をしております。積立金といたしまして、CAS凍結センター使用料の減に伴いまして、津和野町地域食材供給施設積立金83万6,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金としまして、入札の不調等に伴いまして、県営中山間地域総合整備事業負担金2,260万円の減額をしております。

それから、農地中間管理事業費の負担金補助及び交付金としまして、実績見込みに伴いまして、480万6,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の報酬といたしまして、地域おこし協力隊員の実績見込み減により、委員報酬240万円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、72ページでございますが、受託事業費の委託料といたしまして、事業確定に伴います実績減により町バス等委託料149万5,000円の減額をしております。

町行造林事業費の委託料といたしまして、事業費の確定減によりまして、補助及び非補助事業を合わせまして456万8,000円の減額をしております。

2枚めくっていただきまして、76ページでございます。商工費の商工振興費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、事業実施に当たりまして条件整備が整わなかったことによりまして、地域商業活性化支援補助金720万円の減額をしております。

観光費の備品購入費といたしまして、1枚めくっていただきまして78ページでございますが、代官丁の桜ライトアップ設備機械器具費118万8,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、日本遺産センター準備費の需用費といたしまして、2階エアコン設備修繕を次年度へ繰り延べたことによりまして、修繕料205万4,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、土木費の土木総務費でございます。繰出金といたしまして、下水道特別会計への繰出金533万9,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の工事請負費といたしまして、このたびの大雪によります町道のり面崩壊等の応急復旧にかかります工事請負費286万円の増額をしております。

それから、道路新設改良費の委託料といたしまして、精算に伴いまして、日原青原1号線の岩川橋耐震補強修繕調査設計業務委託料103万6,000円の減額、及び唐人屋線の木野橋耐震補強修繕調査設計業務委託料225万3,000円の減額をしております。

それでは、90ページをごらんください。

消防費の災害対策費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、事業負債となります県の入札の減、及び年度間出来高変更によりまして、島根県防災情報ネットワーク整備費負担金437万5,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、——435万7,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、広域市町村圏事務組合消防費の負担金補助及び交付金といたしまして、通信指令装置及び救急車の入札減等によりまして、広域市町村圏事務組合消防費負担金204万円の減額をしております。

それでは、飛びまして、108ページをごらんください。

教育費の文化財保護費でございます。委託料といたしまして、このたびの大雪によります城山の大手道等の倒木伐採処分に係る文化財樹木維持管理委託料177万3,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、安野光雅美術館費の需用費といたしまして、館外展用のグッズ売り上げ増に伴います消耗品150万円の増額、それから、収蔵庫のエアコン等修繕料87万5,000円の増額を行っております。それから、備品購入費といたしまして、松原茂コレクション寄託分に係ります資料購入費297万円を新たに計上をしております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

まず、地方交付税でございます。このたびの国の補正予算成立に伴いまして、当初調整率により減額された額の復活分517万3,000円を含め、普通交付税7,506万1,000円の増額をしております。

次に、分担金及び負担金でございます。民生費負担金といたしまして、保育所徴収金等の収入見込みの確定に伴い、児童福祉費負担金452万1,000円の減額、同じく児童館負担金91万円の減額をしております。

次に、使用料及び手数料でございます。農林水産業使用料といたしまして、使用実績の減に伴いまして、津和野町地域食材供給施設CAS凍結センターでございますが、使用料406万円の減額をしております。

商工使用料といたしまして、乗客数の増により、観光リフト使用料330万円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金でございます。民生費国庫負担金といたしまして、確定見込みによる障害者自立支援給付費国庫負担金401万8,000円の減額、確定見込みによります子どものための教育・保育給付費負担金303万2,000円の増額をしております。

総務費国庫補助金としまして、事業の確定に伴います地域再生戦略交付金121万5,000円の減額、国の補正予算成立に伴う新たな自治体情報セキュリティ強化対策事業実施のための地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金560万4,000円を新たに計上しております。

民生費国庫補助金といたしまして、国の補正予算成立に伴います年金生活者等への支援臨時福祉給付金事業実施のための年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金5,582万9,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、確定見込みによります子ども・子育て支援交付金307万7,000円の増額、国の制度改正によりまして、セーフティネット対策事業費補助金206万円を減額し、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金215万5,000円への組み替えをしております。

土木費国庫補助金といたしまして、実績見込みに伴いまして、社会資本整備総合交付金205万4,000円の減額をしております。

県支出金の民生費負担金といたしまして、確定見込みによる障害者自立支援給付費負担金200万9,000円の減額、確定見込みによる子どものための教育・保育給付費負担金151万6,000円の増額をしております。

総務費県補助金といたしまして、1枚めくっていただきまして、18ページでございますが、マイナンバー制度導入に伴います中間サーバーサービス利用負担金額の確定等に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金374万6,000円の増額をしております。

民生費県補助金といたしまして、子ども・子育て支援交付金へ編入されたことに伴い、放課後児童対策事業費補助金427万4,000円の減額、それから、確定見込みによります子ども・子育て支援交付金307万7,000円を計上をしております。

農林水産業費県補助金といたしまして、実績に伴いまして、新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業費補助金321万3,000円の減額、このたびの雪害、大雪の雪害によりますビニールハウス復旧のための農業復旧対策事業費補助金1,285万4,000円を新たに計上をしております。

また、実績に伴いまして、農地中間管理機構集積協力金480万6,000円の減額を含む、農業費補助金合計で453万5,000円を計上をしております。

また、いずれも実績に伴いまして、森林環境保全直接支援事業補助金137万6,000円の減額、森林整備加速化・林業再生事業補助金255万8,000円の減額など、林業費補助金合計で393万4,000円の減額を計上をしております。

それから、商工費県補助金といたしまして、事業実施に当たって条件整備が整わなかったことに伴いまして、地域商業活性化支援事業補助金200万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、財産収入の物品売払収入でございます。安野光雅美術館に置きますグッズ売払収入856万9,000円の増額をしております。

土地売払収入といたしまして、平成25年豪雨災害に伴いまして、県が実施いたします河川災害復旧助成事業等に係る町有地の売払収入507万円を計上をしております。

繰入金といたしまして、減債基金繰入金1億1,100万円の減額、地域商業活性化支援補助金の減によりまして、ふるさと津和野基金繰入金320万円の減額をしております。

次に、諸収入でございます。林業費受託事業収入としまして、公社造林事業の精算によりまして146万6,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、雑入の農林課では、津和野町農業再生協議会からの歳入見込み等の減によりまして119万6,000円の減額、安野光雅美術館館外展での作品貸し出し監修料444万2,000円の増額をしております。

最後に、町債でございます。まず、総務債の過疎対策事業債といたしまして、木部地区つわの暮らし推進住宅の工事請負費の次年度繰り延べに伴いまして、定住促進団地整備事業6,700万円の減額をしております。

一般補助施設整備等事業債といたしまして、国の補正予算成立に伴います新たな自治体情報セキュリティ強化対策実施に伴い、一般補助施設整備等事業2,070万円を新たに計上をしております。

民生債の過疎対策事業債としまして、畑迫保育園及び直地児童館改修工事の入札減に伴いまして、児童福祉施設整備事業170万円を減額をしております。

農林業債の過疎対策事業債といたしまして、入札の不調等による県営中山間地域総合整備事業負担金の減額精算に伴いまして、中山間地域総合整備事業2,340万円の減額をしております。

また、新規農林業就業者支援事業費補助金の実績見込みの減に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業250万円の減額をしております。

土木債の一般単独事業債といたしまして、日原青原1号線及び唐人屋線の橋梁調査設計業務委託料の精算に伴いまして、合併特例債120万円の減額をしております。

それから、消防債の過疎対策事業債といたしまして、益田広域の通信指令装置及び救急車の入札減等によりまして、消防施設整備事業130万円の減額をしております。

また、緊急防災・減災事業債としまして、島根県防災情報ネットワーク整備費負担金の減額によりまして、町負担分及び益田広域負担分、合わせまして消防施設整備事業520万円の減額をしております。

教育債の過疎対策事業債といたしまして、特別支援教育支援員等配置事業等の精算見込みに伴いまして、過疎地域自立促進特別事業160万円の減額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議案第38号を御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、12ページをお開きください。

保険給付費高額療養費の一般被保険者高額療養費720万円の増額でございますが、増額並びに退職被保険者等高額療養費58万円の増額につきましては、それぞれ実績見込みによる増であります。

2枚めくっていただきまして、16ページ、特定健康診査等事業費の報償費12万円の減額、委託料139万円の減額につきましては、特定健診の受診実績見込みの減によるものでございます。

2枚めくっていただきまして、20ページ、償還金104万8,000円の増額につきましては、平成26年度療養給付費負担金の返還金が確定したことによるものでございます。

歳入に移ります。8ページをごらんください。

国庫支出金及び県支出金の高額医療費共同事業負担金、それぞれ7万9,000円の増額につきましては、負担金の実績見込みの増によるものでございます。

繰入金の一般会計繰入金9万6,000円の増額につきましては、時間外勤務等職員人件費の増によるものでございます。

続きまして、議案第39号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、12ページをお開きください。

総務管理費の制度改正によるシステム改修委託料35万6,000円の減額は、見積もりの減によるものでございます。



めくっていただきまして、14ページ、介護認定審査会費の委託料55万円の減額につきましては、認定訪問調査の実績見込みによるものでございます。

同じく負担金補助及び交付金の22万7,000円の減額につきましては、益田地区広域市町村圏事務組合負担金の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、16ページから24ページまでの保険給付費でございます。負担金補助及び交付金であります。

まず、16ページ、居宅介護サービス給付費3,100万円の減額、地域密着型介護サービス給付費920万円の減額、施設介護サービス給付費1,800万円の増額、居宅介護福祉用具購入費10万円の減額、めくっていただきまして、18ページの居宅介護住宅改修費140万円の減額、居宅介護サービス計画給付費430万円の増額、めくっていただきまして、20ページの介護サービス給付費1,410万円の減額、介護予防福祉用具購入費30万円の減額、介護予防住宅改修費90万円の増額、介護予防サービス計画給付費28万円の増額、2枚めくっていただきまして、24ページ、特定入所者介護サービス費600万円の増額につきましては、それぞれ実績見込みによる増減でございます。

めくっていただきまして、26ページ、介護給付費準備基金積立金1,300万円につきましては、保険給付費の減少等により基金積み立ての額を増額するものでございます。

めくっていただきまして、28ページ、介護予防二次予防事業費合計額23万5,000円の減額、介護予防一次予防事業費合計17万6,000円の減額、めくっていただきまして、30ページの包括的継続的マネジメント支援事業費合計178万2,000円の減額、下の任意事業費合計23万3,000円の減額につきましては、各事業における委託料等の実績見込みによるものでございます。

続いて、歳入に移ります。戻っていただきまして8ページをごらんください。

介護保険料107万8,000円の増額は、収納実績見込みによるものでございます。

国庫支出金の合計138万4,000円の減額、並びに支払基金交付金合計1,036万6,000円の減額、県支出金合計の289万9,000円の減額につきましては、それぞれ確定見込みによるものでございます。

その下の一般会計繰入金合計647万9,000円の減額につきましては、歳出で説明しました一般管理費及び認定審査費の減額、並びに介護給付費地域支援事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、議案第40号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページをお開きください。広域連合納付金合計537万5,000円の減額につきましては、保険料療養給付費の収納実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、12ページ、繰出金28万8,000円の増額は、健康診査受託事業の増によるものでございます。

続いて、歳入に移ります。8ページ戻っていただきまして、保険料合計713万6,000円の減額につきましては、収納実績見込みによるものでございます。

下の繰入金の療養給付費繰入金448万5,000円の減額につきましては、その下にあります諸収入の雑入で受け入れました平成26年度の療養給付費負担金の精算還付624万5,000円等により、一般会計持ち出し額が減額になったものでございます。

諸収入の健康診査事業費受託事業収入28万8,000円の増額につきましては、実績見込みでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第41号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。簡易水道事業費の水道管理費でございますが、法適用の支援業務につきましては、条例整備等を行う事業でございますが、町の方針の決定に基づくヒアリングがおくれたために、新規策定例規案ができなくなり、その業務がおくれることによりまして、216万を繰り越すものでございます。終期は、10月末を予定しております。

次に、簡易水道統合に伴います資産調査につきましてですが、施設の多くがそれぞれ付随する資料が膨大なものでございまして、整理集計等に時間がかかりまして、資産評価がおくれることによりまして2,106万円を繰り越すものでございます。終期は、8月末を予定しております。

続きまして、災害復旧費のほうでございます。簡易水道施設災害復旧費の簡易水道施設災害復旧事業の津和野簡水事業でございますが、島根県が鷺原地区におきまして、施工中の津和野川河川災害復旧工事で、工事が水質汚濁等の部分で漁業者、観光等に与える影響が大きいことから、島根県との協議調整に不測の日数を要したために、繰り越すものでありまして1,108万1,000円を繰り越すものでございます。終期は、平成29年3月末を予定しております。

それから、同じく簡易水道の白井牧ヶ野飲料給水施設につきましては、島根県の治山ダム施工にあわせて、導水管を配管することを行う予定にしておりましたが、隣接する津和野川河川災害復旧工事等、また県の治山ダム工事等が繰り越すことによりまして、町としましても2,605万円を繰り越すものでございます。終期は、10月末を予定しております。

また、瀬戸橋災害復旧工事に伴う水道工事につきましては、島根県が鷺原地区におきます施工中の災害復旧工事との協議調整の部分が不測の日数を要したために繰り越す

ものでありまして、420万円を繰り越すもので、終期は、9月末を予定をしております。

それから、吹野災害復旧工事に伴う水道管布設工事につきましては、町の災害復旧工事がおくれたため配水管の布設ができなくなりまして、繰り越すものにあわせまして150万円を繰り越すもので、終期は、9月末を予定をしております。

5ページをごらんください。

第3表地方債の補正でございます。簡易水道事業債の借入れ限度額を670万円を減額しまして、簡易水道事業債の限度額を6,260万円にするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたします。12ページをごらんください。

水道管理費でございます。職員手当につきましては、時間外と制度改正に伴うもので32万1,000円を計上しております。

共済費につきましては、制度改正によりまして17万7,000円の減額をするものであります。

賃金につきましては、1月23日から冷害がございました。その災害の際、漏水調査を行いまして、木部地区におきましては——町全体では検針員を中心に漏水調査を行ったわけですが——木部地区につきましては、検針員さんがどうしてもできないということで、新たな方を雇いまして漏水調査を行いました。その経費で2万円計上しております。

旅費につきましては、変更認可平成28年度補助金の要望のための3万7,000円を計上しております。

需用費につきましては、消耗品として冷害で使いました非常用の飲料水袋1,000枚、それから冷害の漏水の修繕資材、それから修繕費としまして、土木事務所の本管支管の管が壊れましたのでその修繕料、それから瀬戸浄水場の修繕、直地配水池の開閉台、長野貯水定水位弁修理等で、全体で668万4,000円を計上するものでございます。

委託料につきましては、冷害時に漏水調査をしまして、先ほど言いましたように検針員さんに委託をして、漏水調査をしていただきました金額で29万3,000円を増額するものでございます。

簡易水道統合認可変更設計業務と資産評価業務委託料につきましては、入札減で675万5,000円の減額で、合計で646万2,000円を減額するものでございます。

工事費につきましては、公共下水道に伴います配水管移設工事の確定に伴いまして441万2,000円の減、津和野川河川災害復旧助成事業に伴います配水管移設工事の際の復旧工事に振りかえるために500万1,000円を減額し、町道大湓線改良工事に伴います配水管移設工事につきましては35万1,000円の減、合計で968万円の減額を計上しております。

14ページ、簡易水道施設災害復旧費でございます。工事請負費につきましては、白井牧ヶ野配水管復旧工事の県道かさ上げの振りかえ、それと繰り越しの単価の増等を考えまして800万1,000円を計上しております。

16ページをごらんください。償還金利息及び割引料でございますが、支払利息の確定によりまして80万5,000円の減額を計上しております。

それでは、歳入、10ページにお戻りください。

一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明しました水道管理費及び災害復旧費の総額で1,167万8,000円を計上しております。

雑入では、公共下水道工事に伴います配水管移設費の補償費、それから町道大湫線改良工事に伴います配水管移設の補償費の減で、723万3,000円の減額をしております。

それから、消火栓設置の負担金につきましては19万4,000円増額しております。合計で703万9,000円の減額を計上しております。

簡易水道債では、設計委託の入札減によりまして670万の減額を計上しております。以上です。

続きまして、議案第42号を御説明いたします。

4ページをお開きください。第2表の繰越明許費でございます。

下水道事業費の施設整備費でございます。今現在、鷲原地区の下水道管布設工事をしておりますけれども、その支障物件工事であります水道管の布設工事を同時に行いました。その水道管布設工事がおくれたために、下水道管布設ができなくなりまして4,670万6,000円を繰り越すものでございます。終期は、4月末を予定をしております。

5ページをごらんください。第3表債務負担行為の補正でございます。

星の子ステーション改修工事の債務負担行為の限度額を7,800万円に変更するものでございます。

めくっていただきまして、6ページをお開きください。第4表地方債の補正でございます。

下水道事業債の借入限度額を1,060万円減額しまして、下水道事業債借入限度額を1億3,440万円にするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

それでは、14ページ、歳出をごらんください。

職員手当及び共済費につきましては、制度改正によるものでございます。

管渠費の需用費につきましては、光熱費の減によるものでありまして30万円の減、委託料につきましては、施設管理業務、点検清掃業務ですけれども、入札減によりまして12万6,000円の減額をしております。

処理場費の需用費につきましては、清水センターの無停電装置の修繕で10万円の増、委託料につきましては、施設管理業務委託料で16万2,000円の減、登記の委託料としまして100万円の減でございます。

16ページをお開きください。

施設整備費の工事請負費につきましては、町単独事業の工事で日原地区におきまして、1カ所減ということで9万1,000円の減を計上しております。それから、津和野処理区の管渠工事の入札減によりまして346万6,000円の、合計で355万7,000円の減額を計上しております。

補償・賠償金等ですが、工事費の減の入札減におきまして713万2,000円の減額を計上しております。

公債費につきましては、農協、信金の率の変更によりまして、元金が変わりまして7,000円を増額しております。利子につきましては、87万2,000円の減額を計上しております。

それでは、歳入を説明いたします。12ページにお戻りください。

一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました工事の減額によりまして533万9,000円を減額するものでございます。

また、消費税還付金で289万5,000円を増額、下水道事業債についても、工事減ということで1,060万円の減額を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、議案第43号について御説明を申し上げます。

歳出の10、11ページをごらんください。

奨学金の返還金の返還額の変更により、小藤育英基金積立金14万4,000円の減額、津和野町育英基金38万5,000円を増額となっております。

戻りまして、歳入の8、9ページをごらんいただきたいと思えます。

利子の端数処理のため1,000円を増額、寄附金は寄附金がございませんでしたので1,000円の減額、償還金元利収入でございますが、返還金の金額が変更になったため積立金24万1,000円を増額となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第44号を御説明いたします。

歳出のほうから説明をいたします。10、11ページをお開きください。

総務費の負担金補助交付金62万6,000円を増額分は、実績見込みによるものがあります。

戻りまして、歳入の8ページ、9ページをごらんください。

患者数の減少に伴い、実績見込みとして、外来収入は746万9,000円の減額となります。

保健予防活動収入202万2,000円の増額分は、インフルエンザ等予防接種によるものであります。

その他収入37万8,000円の減額分は、診断書等の減少によるものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第45号を説明いたします。

ページめくっていただきまして、歳出の10、11ページをごらんください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助及び交付金は1,368万9,000円の減額は、実績見込みによるものであります。

1ページめくってもらいまして、12ページ、13ページの訪問看護事業の負担金補助及び交付金も、実績見込みとして増額分254万8,000円を計上しております。

戻りまして、歳入の説明を申し上げます。8ページ、9ページをごらんください。

介護老人保健施設事業収入の施設療養収入及び施設利用料収入については、実績見込みによる金額をそれぞれ計上しております。

訪問看護事業収入の訪問看護収入327万9,000円、その他収入6万8,000円の減額分についても実績見込みによるものであります。

入所者の減少に伴い、収入額が減少したため、基金繰入金として2,484万9,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第46号を説明いたします。

1ページめくっていただきまして、2ページの企業債の変更でございます。

変更後2,120万円となりまして、580万円の減額となります。詳細につきましては、資本的予算で御説明いたします。

5ページをごらんください。

下段の収益的支出の医業費用の給与費及び経費の交付金は、実績見込みによる減額分でございます。

減価償却費の機械備品58万2,000円の減額は、確定額によるものであります。

医業外費用の支払い利息93万2,000円の減額は、企業債利息及び一時借入金利息でございます。

消費税及び地方消費税の確定見込み額として、269万8,000円を計上しております。

続きまして、上段の収益的収入をごらんください。

医業収益の入院収益、外来収益、その他医業収益は、実績見込み額によるものでございます。

医業外収益の預金利息として2,000円の減額、他会計負担金の70万3,000円は、企業債利子、不採算部門、消費税等の一般会計負担金であります。

その他医業外収益の16万4,000円の増額は、診断書、おむつ代等によるものです。

国・県補助金の55万3,000円の増額は、島根県医療介護総合確保促進基金事業補助金によるものであります。この事業は、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築を目指した事業でございます。

長期前受金戻入として436万6,000円を計上しております。減価償却のうち補助金に相当する金額であります。

1ページめくってもらいまして、6ページの資本的支出をごらんください。

資本的支出の建設改良費、機械及び備品購入費の580万2,000円の減額は、デジタルラジオグラフィ及び温冷配膳車の確定によるものであります。

上段の資本的収入の企業債借り入れ580万の減額は、機械購入に伴う確定分であります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、少し早いようではありますが、午後1時まで休憩といたします。

午前11時31分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

#### 日程第44. 町長施政方針

○議長（沖田 守君） 日程第44、町長施政方針。

これから、新年度の施政方針を町長にお願いしたいと思います。

町長、どうぞお願いいたします。

○町長（下森 博之君） 平成28年第3回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成28年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

さて、早いもので昨年本町は平成17年の合併以来10年の節目を迎えました。日原、津和野、過去に異なる歴史や文化を有する旧両町が一つになり、新町を建設していくに当たっては、それぞれの地域で育まれてきた個性や魅力を大切にしながら、住民が新しい町に誇りを持ち、心の豊かさが実感できるようまちづくりを推進してまいりました。10年という年月において、着実に新津和野町としての一体感は醸成されてつつあると感謝をしております。

一方で、このたびのいわゆる「平成の大合併」は、自治体の財政力の強化をはじめ、地方分権に対応する効率的かつ機動的な組織となるための合理化が求められたものでもありました。津和野町におきましても、合併当初、景気の低迷や国の三位一体改革等の影響に伴う歳入の減少により、厳しい行政運営を強いられるとともに、将来に向けては行財政改革と財政の健全化が必要不可欠であり、合併以来これまでの間、人件費の削減や事業の見直しなど、歳出の抑制と組織の効率化に努めてきたところであります。

こうした結果、主要な財政指標のうち、平成26年度決算において実質公債費比率が11.4%、将来負担比率が83.1%となるなど、10年の間に最重要課題として取り組んできた財政の健全化を図ることができ、行財政改革については一定の成果を見るに至っていると認識をしております。改革の過程においては、町民の皆様へ深い御理解と御協力をいただくとともに、町議会にもさまざまに御指導をいただいておりますことを、この場をおかりして心より御礼申し上げます。

しかしながら、合併11年目となる平成28年度においては、合併算定替えの特例期間が終了し、段階的な普通交付税の縮減が始まることなどから、今後の歳入の減少を予測すると、財政的な楽観が許されるような状況にはありません。行政評価制度や人事評価制度を活用しながら、より精度の高い行財政改革に努めてまいります。

さて、昨年は5年に一度の国勢調査が実施され、速報値として、本町の人口減少率は9.1%との結果が出ました。島根県内の市町村では4番目に高い減少率であり、依然として進む過疎化を厳しく受けとめております。一方で、前回の国勢調査結果による減少率11.4%からは2.3ポイントの改善を見ており、ここ数年に財政的な制約を受けながらも進めてきた各種定住対策の効果が、少しずつあらわれ始めている結果であると前向きに受けとめたいとも思っております。

本年1月には、地方創生にかかわる津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであります。これまでの財政健全化の果実を可能な限り財源として生かしながら、当総合戦略を着実に実行することにより、次回国勢調査に向けてさらなる減少率の改善に向け、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

平成25年に発生した豪雨災害からの復旧工事については、平成28年度も引き続き最優先に位置づけております。災害発生以来約2年と7カ月が経過し、この間、関係者の皆様の多大な御支援をいただきながら復旧に努力をしてまいりました結果、県施工の名賀川河川災害復旧助成事業を除き、大半の災害復旧工事が終了する見込みとなりました。

本町の災害復旧工事は査定ベースで446件、その後、廃工を31件行い、計415件となっております。このうち、現在95.2%の工事を発注しており、平成27年度末までの工事完了予定が91.6%となります。今年度は、残された小災・単独災害復旧工事を重点的に対応してまいりたいと考えております。



なお、名賀地区におきましては、県助成事業の進捗状況により、一部の農地・農業用施設災害復旧工事等の完了が、平成29年度にずれ込む見込みであります。被災された皆様には、引き続き御迷惑をおかけしますが、全力を挙げて復旧に取り組んでおりますので、いましばらくの間、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

また、同じく平成25年災害の影響により、落ち込んでおりました本町の観光入り込み客においては、徐々に以前のにぎわう光景を見ることができるようになってまいりました。

こうした中、昨年において文化庁が新たに創設された「日本遺産」制度に、本町からエントリーをしておりました「津和野今昔～百景図を歩く」がめでたく認定を受けましたことは、本町の観光振興に大きな可能性を持つものとして期待を寄せております。津和野百景図は、津和野地域の文化財や観光素材と合わせ、日原地域の高津川や豊かな自然をテーマとした素材も数多く盛り込まれており、いわば「まるごと津和野」が日本の宝として認定をいただいたと喜んでいるところであります。

当制度は、初年度全国より83件の申請があり、そのうち18件が認定を受けました。今後、文化庁は、東京オリンピックが開催される2020年までに100件の認定を予定されており、あわせて日本遺産の認知度を国内はもとより、世界に向けて高めるためのキャンペーンを行う予定であると聞いております。こうした動向を追い風として、本町の観光振興に生かしてまいりたいと考えております。

そのほか、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道を初めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、平成28年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

まず、本町の財政状況についてであります。

平成26年度一般会計の歳入歳出差引額は1億4,488万8,000円、実質収支は6,811万6,000円の黒字でありました。経常収支比率は88.2%と対前年度比1.2ポイント悪化しており、依然として高い状況が続いております。また、主要財政指標である実質公債費比率につきましてもは11.4%と、対前年度比1.8ポイントの改善傾向にありますが、全国的に見ますと依然として高い水準であります。

また、地方債につきましても、有利な地方債を活用するとともに、新規発行の抑制に努めてきたところがございますが、災害復旧事業債を引き続き発行したことにより、前年度比2億8,661万6,000円の増となり、平成26年度末には119億2,942万3,000円となりました。積立金につきましては、財政調整基金及び減債基金と

で前年度比2億6,541万7,000円の増となり、平成26年度末には27億9,574万7,000円となったところであります。

自主財源である税収につきましては、税制改正等により一部税目については増額が見込まれ、町税全体では前年度比555万3,000円、0.8%の増額を見込んでおります。

また、本町は歳入の約45%を占める地方交付税を初めとする依存財源に大きく左右される状況にあります。国の地方財政計画においては、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」が計上され、普通交付税の算定費目に、引き続き関連する臨時費目が設けられました。また、28年度も引き続き市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定見直しがなされます。

しかしながら、本町におきましては、今年度より普通交付税における合併特例加算分の段階的な減少が始まります。また、各費目の測定単位において、最新の国勢調査人口等の置きかえがなされることにより、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税を初めとする歳入の確保に努力をしてまいります。

一方、歳出については、平成25年豪雨災害からの復旧・復興の総仕上げの年として取り組むこととなります。また、少子高齢化の進展による社会保障費や、公共施設等の長寿命化、防災対策、文化財整備等の投資的経費が増加することにあわせ、他会計への繰出金も増加傾向にあり、昨年に引き続き財源不足分を基金で充当する結果となりました。さらなる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを十分勘案し、事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてでございます。

平成28年度当初予算編成におきましては、自主財源の根幹をなす町税や地方交付税の伸び悩みなど、一般財源そのものの大幅な増収が見込めないことから、引き続き一般財源を基本とした枠配分方式を採用した予算編成としたところであります。

平成28年度の重点施策といたしましては、先般策定いたしました「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」を受けての最初の当初予算編成であることから、「総合戦略を推進するための新規・拡充事業」を柱として編成したところであります。

なお、配分枠予算を堅持しつつ重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、さらなる経費の節減に努め、後年度負担にも配慮をしながら基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中で、より効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、平成28年度の一般会計予算額は79億4,500万円、前年度当初予算額87億8,000万円に対し、8億3,500万円の減額、率にして9.5%減、一般財源総額では55億2,941万円となり、前年度一般財源総額54

億5,347万3,000円に対し、7,593万7,000円の増額、率にして1.4%の増額予算となっております。

行財政改革の推進についてであります。

本町の行財政改革につきましては、平成18年度に策定した津和野町行財政改革大綱実施計画及び集中改革プラン、さらには平成24年度に策定した第2次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、全庁挙げて事務事業の見直しなど、改革項目それぞれに取り組みを行い、平成28年度からは第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づく取り組みを行いたいと考えております。

具体的には、町税等収納率の向上など行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めるとともに、ふるさと納税の見直しにも取り組み、地方創生に向けた手段の一つとして捉え、寄附者との良好な関係を築きながら、寄附件数・金額の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町が出資している第三セクターにつきましては、28年度は統合によるメリットを検証し、具体的な取り組みを行ってまいります。

行政評価制度につきましては、平成27年度に策定いたしました「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」の検証から取り組みを再開し、平成28年度に策定する津和野町総合振興計画の事務事業についても、段階的に評価検証を実施してまいりたいと考えております。

住民協働のまちづくりの推進についてであります。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、12地域で組織されているまちづくり委員会ごとの人口推計をもとに、それぞれのまちづくり委員会と意見交換会を実施し、まちづくり計画の策定等、地域課題解決のための取り組みを住民の皆さんと協働して推進します。

男女共同参画社会の実現につきましては、津和野町男女共同参画計画に基づき設定した数値目標に対する進捗状況の検証を行い、目標達成を目指します。また、啓発活動として島根県男女共同参画サポーターと連携した取り組みを引き続き行い、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を推進いたします。

税収対策についてであります。

平成28年度当初予算では、町税6億6,685万7,000円を計上いたしております。その内訳は、町民税2億3,405万8,000円、固定資産税3億6,426万6,000円、軽自動車税2,601万1,000円ほかであります。平成27年度当初予算と比較すると、町民税においては、納税者数の減少等により、494万5,000円、2.1%の減額を見込んでおります。

固定資産税においては、償却資産の伸びが見込まれ、321万円、0.9%の増額となっております。また、軽自動車税については税制改正により507万7,000円、2

4.3%の増額となっており、たばこ税、入湯税と合わせた町税全体で555万3,000円、0.8%の増額となっております。

町税の滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

住民保護行政についてであります。

消費者を取り巻く環境は複雑化・多様化をしております、特に高齢者を標的とした悪質商法の増加が顕著となっております。また、スマートフォン等のインターネット機器普及に伴い、インターネット関連の消費者トラブルも、年齢を問わず急増しております。こうした状況を受けて、町民が被害者とならないように、的確な情報を提供することにより消費者意識の向上を図り、安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めてまいります。

人権・同和対策につきましては、同和問題とあらゆる人権問題の根絶を目指し、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、真に一人一人の人権が尊重される差別のない、心豊かで住みよいまちづくりに努めます。そのため、学校、地域、職場など関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的な取り組みを行います。

広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と、鹿足郡内で、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合が組織されております。

圏域内におきましては、いずれの自治体も人口減少問題が喫緊の課題となっており、ますます多様化する住民ニーズに的確に対応する必要があります。

今後も構成市町との連携を一層強め、地域医療体制の整備・充実や幹線道路の整備促進、総合特区、環境問題、地方創生、消防などさまざまな行政課題に対して、広域的な視点から効率的な取り組みを進めてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてであります。

本町のまちづくり施策に関しましては、「第1次津和野町総合振興計画」にのっとり、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」を実現するため、引き続き町民の「一体感醸成」を図りながら、住民参加の協働のまちづくり体制を整備し、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

2005年と2010年の人口推移をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が試算をした本町の2060年の推計人口は2,222人となっておりますが、「まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン」におきましては、社会動態の転入者と転出者の差について、2025年までに段階的に均衡させ、その後は5年ごとに1%ずつの転入超過

を実現し、あわせて合計特殊出生率について、2035年までに2.07までに上昇させることで、2060年の目標人口を4,816人と設定をしたところでございます。

そして、目標実現のための2020年までの具体的な取り組みとして、「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」を策定をしたところであり、今後はこの戦略をもとに、人口減少問題に対応した施策を展開してまいりたいと考えております。

また、平成28年度におきましては、平成38年度までの10年間の総合的なまちづくりについて、「第2次津和野町総合振興計画」を策定するとともに、平成27年度に見直しを行った「過疎地域自立促進計画」など、計画に沿った地域振興策の推進に努めてまいりたいと考えております。

まちづくりの展開に当たっては、地域おこし協力隊員として受け入れている人材の活発な活動にも期待を寄せております。この制度を活用したファウンディング・ベース事業では、これまで津和野高校支援などの教育分野、木質バイオマス・農産物の販路拡大などの農林分野、情報発信・観光ツール開発などの観光分野で取り組みを行い、一定の成果を見ております。

平成28年度は14名の体制にて、地域振興に向けたさらなる取り組みを進めてまいります。その他、地域おこし協力隊制度を活用した人材登用は、農林課に13名、商工観光課に5名、つわの暮らし推進課に2名、教育委員会に2名を予定しており、新たな取り組みの一つとして、芸術活動を通しての子供たちの感性と創造力を育成する芸術士を小学校及び保育所へ派遣することとしております。

また、昨年11月から総務省事業の地域おこし企業人交流プログラムを実施しており、民間企業のノウハウをまちづくりに活用するべく、株式会社シャープ様と連携した高齢者等の見守り及び買い物支援に関する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、相互協力協定を締結しております東京都文京区に平成26年度オープンした津和野町東京事務所においては、これまで観光協会に運営を委託してまいりましたが、今年度より直営として職員1名を配置し、首都圏に帰りましたファウンディングベース卒業生たちとも連携を図りながら、これまでの観光振興に加え、首都圏からの定住促進、特産品販路拡大などの取り組みを強化してまいりたいと考えております。

以下、第1次津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

第1章、ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくりでございます。

自然環境についてであります。

自然環境を守り、自然と共生した生活を営むことは、津和野町の魅力を高め、重要な定住要件となるとともに、後世にすばらしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切であります。

平成28年度におきましては、従来の住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブ等の導入助成に加え、太陽熱利用設備の導入助成を行い、新エネルギーの促進等を図りたいと考えております。

また、地球温暖化対策につきましては、CO<sub>2</sub>削減に向けて事業所や住宅における日々の電気や燃料消費量の節減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みなどによるごみの減量等の積み重ねが重要でありますので、「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心として、町民の皆様に行動の輪が広がり実践をしていただけるよう推進してまいります。

町並みの整備についてであります。

「歴史的風致維持向上事業」につきましては、津和野城下町を中心とした重点区域内において、28年度当初では二つの事業を進めてまいります。

まずは、27年度に行いましたJR津和野駅周辺のデザインコンペのイメージを参考にして、JR津和野駅周辺整備基本設計業務を実施し、整備計画を構築をしていきます。あわせて、駅舎、駅トイレ、駅前広場、それぞれ個別の整備に向けてもJR西日本広島支社と協議をし、引き続き条件を整え、実現可能なものから整備をしていく予定です。

二つ目の水路調査・設計業務については、殿町水路への良質で安定した水源の確保、重伝建地区内の防火用水施設の整備に向け、本年度、水路網や水系・水量等の調査を行い、新年度ではその現状を分析、より詳細に調査し、方向性を決定した上で実施設計を行います。

また、日原地区では、日原賑わい創出拠点づくり事業として、新年度より空き家2棟の改修に向け、実施設計、改修工事に着手します。同時に周辺エリアについては、日原提言部会の提言を受け、町教育委員会による日原図書館移転整備とも連携することで、エリア全体としてのにぎわいを創出し、生活環境を向上させることを目指します。体制・運営内容等については、地域の皆さんと一緒に推進協議会を立ち上げ検討し、周辺エリアの基本計画策定に向けて、国の総合戦略、新型交付金等の新たな事業導入を目指します。

次に、「伝統的建造物群保存事業」につきましては、伝統的建築物群保存地区保存審議会の審議を経ております3件の整備を予定しているところであります。

景観保全・景観づくりにおきましては、引き続き町景観計画に基づき、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承や、身近な景観づくりを推進いたします。

環境衛生についてであります。

高津川が一級河川水質調査結果で再び水質日本一に輝くよう、高津川流域の河川をより一層きれいで親しみを持っていただける川として、未来の人々に伝えていくために、流域全体で水質浄化やごみの不法投棄対策に対して、住民の皆様と連携して取り組みを進めてまいります。

その方策として、津和野地区においては下水道整備事業により供用開始区域の拡張を、下水道認可区域外地区においては合併処理浄化槽設置に対する補助事業を推進し、また水質浄化や環境保全に取り組み貴重な活動をされておられる住民、団体への支援をしてまいります。

しかしながら、津和野処理区の下水道への加入人口率は県内自治体と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには、加入率の向上が重要な課題となっております。既に供用開始区域となっている地区の皆様には何とぞ御理解の上、早期加入をいただきますようこの場をおかりしてお願いいたします。

また、環境に深刻な影響を与えておりますごみ処理問題は、大量生産と大量消費が大量の廃棄物を生む要因となっておりますので、限りある資源を有効に活用するためのリサイクル運動など、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ることを目的に、廃棄物の3R活動への理解を深めていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

道路と交通についてであります。

町内の道路の整備や維持管理につきましては、県道整備事業にあわせ、効率的、計画的に実施し、町民の皆様の日常生活や経済活動が円滑に行われるように努めてまいります。

まず、県道等の整備につきましては、今年度、改良工事5路線（津和野田万川線、津和野須佐線、匹見左鎧線、須川谷日原線、青原停車場線）、県道編入1路線（町道森野坂線）を要望するとともに、県営林道開設事業2路線（耕田内美線、三子山線）の負担金を計上しております。その他町負担金を伴わない交通安全施設整備事業等につきましても、県に要望しながら整備を図ってまいります。

町道の維持、改良工事に関しては、25年災害復旧工事を早期に竣工させる必要があり、今年度も関連工事を必要最小限に抑え、町道維持工事3路線（鹿谷線、通岩土井敷線、寺田新道線）、新設改良工事2路線（笹ヶ谷線、野坂線）の計画をしております。

なお、災害復旧工事による大型車両の通行により、舗装路面が破損した路線については、災害復旧工事の完了後に舗装修繕工事を行う計画としており、そのための予算を計上しております。

このほか、道路施設の長寿命化のために、トンネル1カ所（唐人屋線）、橋梁2橋（上横道：高嶺橋、小直：山根橋）の耐震、補強修繕工事の予算を計上しております。

町営バスに係る交通対策については、これまでの利用状況や住民からの御要望に基づき、昨年度2路線を廃止し1路線を延長したところではありますが、今後も状況に応じて利便性の向上及び効率的な運行はもとより、引き続き安心安全な運行に努めてまいります。

JR山口線は、私たちの日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、山口線利用促進協議会と連携し、さらなる利便性の向上を図るべく、西日本旅客鉄道株式会社への要望活動を行うとともに、利用促進に取り組んでまいります。

萩・石見空港で運行中の東京線は、平成28年3月27日から2年間の期間限定で2便化継続が実現いたしました。平成28年度においては、無償搭乗を除く、利用座席数12万7,000席を目標としており、萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携し、さらなる空港の利用促進策を推進するとともに、本町独自の利用促進策として、2人以上で往復利用した町民を対象に、申請に基づき商品券を贈呈する取り組みを実施したいと考えております。

住宅についてであります。

住宅政策は、定住の重要な要件となるものでもあり、所得や年齢層、立地条件等々さまざまな角度から検討し、整備を進めていかなければなりません。

平成25年3月に策定をした町住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画に沿って、町営住宅小川団地のストック改善工事を実施してまいります。

県営住宅についても老朽化をしており、町としては、引き続き改築の方向で県に要望を行い、定住環境の整備に努めてまいります。

なお、「つわの暮らし推進住宅」や空き家活用等につきましては、後の「定住施策の推進について」のところで詳述いたします。

生活用水についてであります。

安全で安定した生活用水の確保に向けて、施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、津和野町簡易水道事業統合計画に基づき、平成29年3月の簡易水道事業統合に向けて、認可変更業務や地方公営企業法の適用に伴う会計移行等の事務手続を円滑に進めてまいります。

また、事業統合計画に向けて、設備整備を行うとともに監視システムの充実を図ってまいります。

平成25年の豪雨災害におきましては、配水管の破損や浄水施設等の被災により広範囲にわたる断水が発生し、現在も仮復旧の状態の箇所が多くあり、大変御迷惑をおかけしておりますが、最終年となる水道施設の災害復旧につきましては、河川や道路の復旧と関連がある箇所について、それらの復旧に合わせて実施をしてまいります。

消防・防災についてであります。

本町におきましては、東日本大震災や平成25年豪雨災害を教訓として、災害に強い安心・安全で住みよいまちづくりを進めているところでございます。地震や風水害等の自然災害は、発生そのものをとめることは不可能であり、被害を低減させる「減災」の視点が大切です。そのためには、「自助」、「共助」及び「公助」の3つの要素を強化するとともに、住民と行政が連携をして災害に備える防災体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

新年度におきましても、自主防災組織の結成促進、防災士資格取得、地域提案型助成事業補助金やまちづくり組織交付金の活用などを通じて、防災力の向上に努めてまいります。



昨年は、畑迫地区自治会連絡協議会の御協力をいただき、防災訓練を実施いたしました。本年も、引き続き住民と行政が一体となった防災訓練を行うこととしております。

また、昨年度より取り組んでおりますデジタル防災行政無線整備事業につきまして、本年度は戸別受信機の全戸無償貸与に係る住民説明会を開催し、平成29年度当初からの本格運用開始を目指します。

次に、県が進めている土砂災害特別警戒区域の基礎調査についてでございますが、今年度中には調査完了する見込みであります。調査結果は、随時公民館等で説明会を開催し、公表しているところでございます。町としては、急傾斜地の崩壊や土砂災害等の危険な箇所の情報を住民へ周知することにより、町内各所での具体的な避難計画の作成や自主防災組織の結成の支援に取り組み、住民の安全確保に取り組んでまいります。県に対しましては、治山事業や地滑り防止事業、砂防事業等を今後も年次的に実施されるよう要望を行ってまいります。

消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携のもと、火災予防の徹底を図ってまいります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、団員の災害出動時の技量向上を図るため、新入団員及び班長を対象とした研修・訓練を実施するとともに、消防車両、消防資機材の充実など継続的に行ってまいります。あわせて、広域消防における救急車両の充実についても引き続き支援をしてまいります。

地籍調査についてであります。

高齢化や木材価格の低迷により、山林の管理が放置され、今後、境界を知る者が少なくなっていくことから、引き続き地籍調査事業や山林境界保全事業により、境界の確定を行っていく必要があります。

今年度、一筆地調査4地区、相撲ヶ原Ⅴ、富田ハⅠ（二俣）、内美④（吉ヶ原）、笹山④、測量業務を4地区、相撲ヶ原Ⅳ、富田ロⅢ（大木）、内美③（野中、吉ヶ原）、笹山③（元笹山）、認証申請を4地区、相撲ヶ原Ⅲ、富田ロⅡ、内美②、笹山②（元笹山、木野）を予定しております。

また、町道森野坂線を県道菘津和野線に編入いただくための条件整備として、沿線地区ミニ国土調査事業を実施しており、今年度認証申請の予定でございます。

情報通信についてであります。

ケーブルテレビ事業につきましては、鹿足郡事務組合に引き継がれて6年目を迎え、平成27年度末には、現在無償貸与している町所有のケーブルテレビ設備等を一部無償譲渡することとしております。今後も連携を密にとり、地域情報や災害等緊急時の情報発信の充実に努めるとともに、超高速通信など放送環境の整備についても検討を行ってまいります。

また、携帯電話の不感地域の解消につきましては、国の携帯電話等エリア整備事業を活用し、平成28年度は山下小山地区に基地局の整備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、第2章、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりについてであります。

国の教育委員会制度の見直しに伴い、平成27年度からは新たに総合教育会議が設置され、本年3月1日からは当町も新教育委員会制度がスタートいたしました。首長と教育委員会がより連携を密にすることで、よりよい教育行政につなげていかなければならないと考えており、総合教育会議で定めた教育大綱を基本とし、津和野町教育ビジョンの計画に沿って、次代を担う人材の育成に努めたいと考えております。

学校教育についてであります。

学校教育につきましても、小中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、その応用力を育てるために、思考力・表現力・判断力の育成を重視してまいりたいと考えております。

そのためには、幼少期から教育の視点を持ったかかわりが必要と考えておまして、引き続き教育委員会部局と保健福祉部局とが連携した「0歳児からの人づくり事業」をさらに充実した取り組みとしていきたいと考えております。その取り組みの一環として、平成28年度からは新たに地域おこし協力隊の制度を活用し、芸術士派遣事業を実施したいと考えております。この事業は、幼少期の児童を中心に、若手のアーティストを保育園や小学校等に派遣し、芸術活動を通じて子供たちの発想力や創造力の発達を促すとともに、物事への関心や集中力を高める効果があると期待をしております。

平成28年度津和野町学力向上プロジェクト（TGP28）として、ICT機器の活用や協調学習への取り組み等、今全国でも盛んに取り組まれ始めておりますアクティブラーニング型の学習を進め、児童生徒の言語活動の充実を図るとともに、学ぶことへの意欲を高める取り組みを引き続き展開していきたいと考えております。

特に、学びの目的意識を高めるためのキャリア教育や、ふるさと教育を基調とする取り組みを通じて、保育園や津和野高等学校との連携を一層深め、幼・小・中から高校につながるような一貫したキャリア教育・ふるさと教育の推進に取り組むまいと考えております。

また、特別支援教育の推進やALTの活用・充実等に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をまいりたいと考えております。

学校給食につきましても、給食費の保護者負担を軽減するために、引き続き1食当たり25円の給食費補助を行い、現行の給食費の負担額を維持いたします。

また、食品の安全性に関心が高まっている中、衛生管理の徹底に努め、地産地消の推進とアレルギー対応食の実施の徹底など、今後も安心して安全な給食の提供に努めまいりたいと考えております。

課題でありました学校施設の耐震化につきましても、おおむね完了したところでございますが、老朽化施設もまだあり、今後も児童生徒に対して、安全で快適な学校環境に向けて取り組みたいと考えております。

社会教育についてであります。

社会教育につきましては、学校教育と連携した取り組みとして、ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を目指すため、「学びの協働推進事業」に取り組みます。「学びの協働」の実践を通じて、学校・家庭・地域の連携を強め、単に学校支援にとどまらず、「ふるさとは大きな家族」のスローガンのもと、「地域の子どもを地域で育てる」という「地域ぐるみの子育て」を推進し、地域の教育力の向上を図ります。

また、少子化により昔のように自宅近くで子供同士での集団活動ができにくい環境になってきました。このことは、子供たちが放課後、子ども社会で学んできた縦横の人間関係や、遊びの中での工夫など、キャリア教育にもつながる活動ができなくなっていることにほかなりません。放課後の子供たちが、ふるさとを肌で感じることができるような体験活動の充実を図るとともに、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりへの取り組みを行っていきたいと考えております。

このような「ひとづくり」の中心となるのが公民館であります。公民館は地域住民のよりどころであり、身近な学習・交流活動の場、地域課題を解決をしていく場でもあります。今後も地域の拠点として、各地域のまちづくり委員会とも協力をしながら、公民館活動の充実を図るよう努めてまいりたいと考えております。

社会体育につきましては、町民のスポーツへの一層の参加を促すとともに、現在スポーツ行政を進めていくための基本指針として「津和野町スポーツ推進計画」を策定しております。今後はこの計画をもとに、津和野町のスポーツ行政を進めていきたいと思っております。

また、一昨年度から行っている未就学児への運動あそびを継続しつつ、子供の体力向上に重点を置いた取り組みを行いたいと考えております。

このほか、図書館事業につきましては、学校図書館とも連携をしながら、情緒豊かな子供の育成を目指し、読書好きな子供たちを育てる取り組みを進めていくとともに、今後も引き続き乳児健診等での絵本の読み聞かせ事業や、保育所への絵本の貸出事業についても実施し、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。

また、日原賑わい創出拠点づくり事業にあわせて検討している日原図書館建設については、小さくても機能的で利用しやすい図書館の建設に向けて計画に取り組みたいと思っております。

社会教育施設につきましては、耐震診断を行うとともに、それに基づく耐震補強工事や、改修・修繕工事を実施することにより、安心・安全な施設運営を行いたいと考えております。

文化の振興についてであります。

文化財行政につきましては、津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画を基本に、引き続き、保護・活用に努めてまいりたいと考えております。

平成27年4月に、文化庁より日本遺産の認定を受けたところでございますが、今後はこの認定を有効的に生かしながら、町内にある多くの構成要素についての顕彰と保存・活用を行っていきたいと考えています。

津和野城跡につきましては、平成27年度でおおむね仮設道路工事が終了し、平成28年度からは本格的に石垣修理工事に着手いたします。まずは、出丸の石垣修理工事から着手したいと考えております。

また、名勝旧堀氏庭園の旧畑迫病院につきましては、名勝全体の活用方法について、活用計画策定委員会等で検討を進めてまいりましたが、昨年地元で発足いたしました「旧堀氏庭園を守り活かす会」の協力も得ながら、周辺環境整備も含め、秋のオープンに向けて進めてまいります。

老朽化で危険な状況にあり、かねてから大きな課題の一つでもありました藩校養老館につきましては、平成28年度から保存修理工事に着手する予定であり、今後、数年間かけて保存修理工事を実施いたします。

そのほか、指定文化財をはじめとした文化財や民俗芸能につきましても、これまで同様に保存・活用・継承に努めてまいります。

津和野町には森鷗外記念館や安野光雅美術館、日原天文台等、多くの文化施設があります。特に安野光雅美術館は、館外展を通じ、美術館はもとより津和野町を紹介する絶好の機会でもあります。館外展の会場で放映していたPRビデオを新しく作成し、美術館や津和野町の魅力の発信を行ってまいります。

また、森鷗外記念館は、森鷗外に関係する植物を配した庭の整備を行い、周辺環境の整備を通じて、少しでも入館者に満足いただけるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。また、引き続き文京区立森鷗外記念館及び鷗外ゆかりの北九州市との連携をより一層深めてまいりたいと考えております。

続いて、第3章、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくりについてであります。

観光についてでございます。

平成27年の年間観光客入り込み数は約117万4,000人、年間宿泊者数は4万人となっており、平成26年の年間観光客入り込み数である約114万人、年間宿泊者数の3万7,000人を上回り、豪雨災害の影響からは数字上では脱したと言えます。しかし、災害発生前の平成24年の数字と比較すると、それぞれ118万7,000人、3万5,000人と、入り込み客数については、まだ戻りきっていないのが実態です。

宿泊については、災害復旧工事関係者等の宿泊など、その他要因はあるものの増加をしており、初の4万人台を記録しました。インバウンド関連も好調で、外国人の宿泊者は、これも初めて1,000人台を超え、そのうちの半数はフランスからの観光客であります。これは、団体客用の観光バス運行基準が厳しくなったことで団体客が減少傾向にある中、萩市を舞台とした大河ドラマの放映により個人客が増加をしたこと、国の地

方創生関連事業による県プレミアム宿泊券の発行、また円安による日本旅行の割安感、津和野町が掲載されたフランスの旅行雑誌の改訂版発行などの要因により、それぞれ増加傾向にあったと考えられます。

新年度は、引き続き「日本遺産」制度の認定を受けた「津和野今昔～百景図を歩く」のストーリーを観光施策の核に据えて、津和野町の本質的な魅力を理解いただくまち歩きプランの充実と、地域の特色ある文化や歴史、食に着目し、グレードアップさせることによる津和野ならではの観光開発を津和野町観光協会等と連携するとともに、総務省のアドバイザー招聘事業等も活用し、具体化をしていきたいと思っております。

「津和野今昔～百景図を歩く」のストーリーについては、まち歩きをより一層バラエティに富み魅力的なものに充実させ、ガイドンスセンターの役割を持つ日本遺産センターを機能させることで、まちなかの回遊を促し、滞在時間の延長を目指します。

そのため新年度は日本遺産センター2階の改修を行い、百景図の個別要素に深く迫る企画展や伝統的建造物群保存事業の解説ブース、地元芸術家の展示も可能なコーナー等の整備を行いたいと考えております。

観光関連イベントにつきましては、津和野の素材にこだわった特色ある内容のものを年間通じて開催いたします。特に10月16日には、山形県中山町、愛媛県大洲市と共同開催し、ことしで3回目となる「日本三大芋煮イベント」を本町で開催したいと考えております。これまでの「つわの芋煮と地酒の会」や「小さな栗まつり」とも連動、発展させるべく、町内の関係団体等からなる実行委員会を組織して、町全体において取り組みます。

次に、前段においても述べましたとおり、津和野町東京事務所については新年度より職員1名を配置して直営とするとともに、町観光協会事務局に派遣する集落支援員・地域おこし協力隊員と連携をしながら、着地型観光の企画、PRを初めとした観光営業のための体制強化を図りたいと考えております。

商工業についてであります。

日本経済は、いわゆるアベノミクス政策のもと、全国的そして島根県全般としても景気の回復基調が続いているようであります。一方で津和野町においては、観光入り込み客の増加やIT関連企業の進出など一部明るさは見られるものの、依然として製造業や小売業等を中心に景況感は悪く、厳しい状況が続いております。

こうした中、本町といたしましては、引き続き津和野町商工会等の関係機関と連携し、中小企業融資利子補給や信用保証料補給などの金融支援施策を継続していく所存です。

また、これまで多くの町内中小業者に御利用いただきまいりました町単独補助金「津和野町個別商業包括的支援事業補助金」において、「事業継承・後継者」対策を追加し、助成を拡充する予定でございます。加えて、島根県地域商業活性化支援事業を活用し、空き店舗活用等による起業・事業継承を促進いたします。特に、当事業を活用し

3月に起業予定である事業者と連携を図り、買い物不便対策、地産地消促進を行うなど商店街等の維持継続について支援をいたします。

長年継続をしておりますプレミアム商品券については、27年度は国の地方創生先行型交付金により実施いたしましたが、28年度については、豪雨災害からの復興対策として3年間実施してきた経過や財源的な問題も考慮し、新年度は若干、規模を縮小して実施をいたします。

次に、6次産業化については、27年度より5カ年計画で実施しております津和野栗再生プロジェクトを継続いたします。四万十町方式等を取り入れた植栽方法と実験圃場によるクリの増産、1次加工の施設の検討、新商品の開発、栗まつりの開催などを一体化し、新たに県が創設した島根型6次産業ステップアップモデル事業を導入し、推進してまいりたいと考えております。

この他の特産品についても、津和野町東京事務所、県しまねブランド推進課、町内関係機関等と連携するとともに、これまでの取り組みのノウハウを活用することにより、販路拡大を目指し、少量であっても品質のよさやおいしさを消費者に伝え、ひいては津和野ブランドの構築とイメージアップにつなげてまいります。

農林水産業についてであります。

平成26年度に米価大幅下落の影響を受け、平成27年度は主食米から飼料用米やWCSの栽培面積を拡大させ、農家の収入の安定化を図りました。平成27年度産米は米価が幾分回復したものの、TPPの大筋合意を受けたこともあり、予断を許さない状況が続くものと思われれます。今後は、2年後の減反政策見直しの影響を推測しながら、水稻生産体制のあり方を考えていく必要があります。

平成28年度の主食米割り当て面積は、前年に比べて7ヘクタールの増となりましたが、主食米栽培希望面積が減少していることから、割り当てのうち16ヘクタールを吉賀町に配分する計画となりました。

農家の高齢化や担い手対策、耕作放棄地の防止等のために農地の流動化を図り、農業用施設の維持・管理労力や生産経費の削減等を行い、地域間競争力の向上を目指すことを目的に、本町2集落（奥ヶ野、堤田）において、農地の広区画圃場整備を行う農業競争力強化基盤整備事業関連の負担金を計上しております。

農道舗装については、実施希望のあった継続2集落（中曾野小野、相撲ヶ原上）新規1集落（相撲ヶ原下）において計画しております。

県営の防災・減災事業としては、継続改修工事2カ所（風呂屋井堰、野峠ため池）の工事負担金を計上しております。

また、県営の中山間地域整備事業については、入札の不調が続いておりますが、引き続き、新年度においても工事発注の努力をお願いしてまいります。

数年前よりUIターンで都市部から農業を目指して津和野町を訪れる研修生がふえており、平成27年度新規就農者は6名を数えるまでになってまいりました。今後も呼

びかけを続けることによって、さらに多くの方々に地域へ定住いただき、集落の農地を生かす一員になっていただきたいと思います。

農政会議の役員が発起人となり、3カ月に一度開催している「百姓塾」では、農業研修生や山の仕事を地域おこし協力隊員、既に就農している若手農家が参加をして、多いときには50人以上が意見交換や地域情報の収集を行っております。

各地から来られた方々が津和野に集結をして、仲間意識を共有できる「百姓塾」は11回を数えており、今後も定期的な開催が行われることを望んでおります。町といたしましても、農業後継者を含めた研修生に対して、今後も各種研修制度や新規就農に対する助成制度を充実することで、本町へ定住していただくよう努力をしております。

「まるごと津和野マルシェ」を主体となって開催している株式会社フロンティア日原は、組織力を強化するため有限会社ジェイエイ日原山菜加工場との合併準備が進められており、今後は野菜生産部門と加工部門を一つの会社で完結できるようになります。昨年整備した「CAS凍結センター」の活用に関しても新会社に引き継ぐことになっており、商品の開発が進むよう新年度に向けた新しい体制を整備をしております。

CAS凍結することで効果が発揮できる食品の開発を進め、ふるさと納税に対する「お礼の品」として発送できるよう、取り組みを強化する方針であります。また、津和野町東京事務所を活用した販路拡大にも力を入れたいと考えております。

次に、林業分野においては、「山の宝でもう一杯！プロジェクト」から始まった「自伐型林業」を推進するため、地域おこし協力隊として迎えた「山仕事チーム」が徐々に技術を身につけており、作業を順調にこなしております。津和野で山仕事をしたいと希望される方は多く、新年度に5名の新メンバーを迎える予定にしております。

これからは、作業路網の整備が重要となることから、「山仕事チーム」が技術を習得をしながら、作業道を整備する体制づくりに力を入れたいと考えております。

多くの町民の方々に、山仕事について関心を持っていただくため、「美しい森林づくり条例」の制定に向けた準備を重ねてまいりました。新年度において条例を議会上程する予定にしておりますが、「美しい森林」とは、手入れの行き届いた森林を意味します。山林を持っているが、自分では手入れができない方々が多くおられる中、山仕事をなりわいにしようとする者に預けることで山の管理ができ、お互いに利益を得ることができるような仕組みづくりを検討してまいります。

「美しい森林づくり」により、自然災害の回避や森林資源の活用が活発になります。森林資源の地域内循環を目指すためにも、引き続き「木質バイオマスガス化発電」の建設可能性について調査し、民間企業と協力して、実現に向けた検討を重ねたいと考えております。

平成27年度に取り組んだ「地域再生計画策定事業」で計画した内容を実践するためにも、農業と林業をなりわいとして志す若者の受け入れを強化して、国や県に働きかけながら、「地域再生」が実現できるよう努めてまいります。

企業誘致についてであります。

地域創生に欠かせない「しごと」づくりにおいて、企業誘致の果たす役割は大きいと認識をしております。島根県全体でもITを中心とした企業の誘致に取り組んでおり、徐々にその成果が出てきております。今後、県の協力も得ながら誘致活動に取り組んでいく考えでございますが、町の受け入れ態勢として、人材の確保とともに通信環境やオフィス環境の整備など、解決しなければならないさまざまな課題を認めております。

IT系企業の誘致と関連する施策については、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略においても優先順位の高いところで掲げているところでもありますが、特にIT分野で活躍できる人材の育成については、企業誘致の成否とも密接にかかわる要件と重要視しております。新年度当初予算においては計上しておりませんが、28年度に示される国の地方創生交付金の動向も見ながら、関連事業に取り組んでまいりたいと考えております。

第4章、助け合う心を大切に明るい家庭や地域をつくるまちづくりについてであります。

定住施策の推進についてであります。

本町の人口減少の要因は、転入者と転出者の差をあらわす「社会動態」による影響が大きく、特に39歳以下の女性の減少率が大きいのが現状であります。平成27年度に策定した「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」では、「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点として、「津和野に回帰するひとの流れをつくる」ことや「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」など5つの柱からなる基本目標を定め、移住・定住施策を推進してまいります。

まず、平成26年度に引き続き、若い世代の定住促進を目的とした「つわの暮らし推進住宅」を整備するとともに、まちづくり委員会との連携により、若い世代が定住し、まちづくりの重要な人材となっただくことで、さらなる集落の活性化を目指します。

また、津和野町での生活を体験するための「つわの暮らしお試し住宅」を整備し、利用者には、町内の移動手段支援として、町営バスの無料利用券を交付いたします。

あわせて、「つわの暮らし相談員」及び「津和野町定住支援員」を配置し、津和野町で生活をしていく上で必要な情報提供や移住後のフォローアップ等を行い、移住定住者のサポートをしてまいります。

次に、結婚対策事業として、結婚を望む独身男女の出会いのきっかけづくりをする縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー」の増員を図るとともに、高津川流域市町や東京つわの会等ふるさと会との連携により、支援体制の充実を図ってまいります。

また、子育て世代を支援する取り組みの一つとして、平成27年度から試験的に実施をしております「妊産婦通院サポート事業」については、新年度より本格的に取り組んでまいりたいと考えております。この事業は、妊産婦が通院のためタクシーを利用した



場合に、利用者が負担する運賃の助成をすることにより、妊産婦の健康の管理の充実と経済的負担の軽減を図ることを目的に実施いたします。

さらに、新年度におきましては「女性会議」を設置し、女性の視点で妊娠・出産・子育て支援について検討をいただきながら、安心して働き続けられる施策の展開につなげたいと考えております。

次に、高齢者の皆様が本町で安心して健康に暮らしていただくことも重要な定住対策と認めております。平成24年度より実施しているまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業は、地域で住民を支え合うための活力あるコミュニティーの形成を目的の一つとしたものでもあり、新年度においても改善を図り、高齢者の方々が積極的に活動に参画していただける場づくりを推進してまいりたいと考えております。

本町では、85歳の時点で、その6割の方が介護保険給付を受けておられません。地域包括ケアシステムを構築していく中で、こうした健康な高齢者の方々に御協力をいただく体制づくりも進めてまいります。

津和野高等学校支援については、平成28年度体制として支援コーディネーターを3名、支援スタッフを1名配置いたします。平成28年度より、保・小・中・高までの一貫した「ふるさと教育」・「キャリア教育」のカリキュラム作成を教育委員会、小中学校と連携し、新たに取り組んでまいりたいと考えております。あわせて、高校独自の魅力ある「ふるさと教育」・「キャリア教育」の機会として、地域課題解決能力育成プログラムを構築し実践をしてまいります。

また、町営英語塾HAN-KOHについては、27年度より中学生コースを設置し、町内中学生と津和野高校生の関係をより深めるとともに、町全体の学力向上に向け取り組んでおります。27年度は講師3名、支援スタッフ3名体制で運営しており、津和野高校生114名、町内中学生58名が入塾し、充実した学習環境の整備により、生徒の学習習慣の定着、学習意欲の喚起に効果が上がっていると考えております。

今後も津和野高校とのさらなる連携強化により、魅力化に向けて取り組んでまいります。

保健・医療についてであります。

子供から高齢者までともに元気で安心・安全に暮らしていただくため、引き続き「健康つわの21計画」に基づいた健康づくり活動に、地域・関係機関・行政が一体となり、取り組んでまいりたいと考えております。

特定健康診査及び後期高齢者健康診査につきましては、受診期間を延長するなど、引き続き受診率の向上を図るとともに、未受診者への受診勧奨に積極的に取り組み、町民皆様の健康管理の充実を図りたいと考えております。

がん対策につきましては、胃がん、肺がんをはじめとする各種がん検診を実施しております。大腸がん検診は引き続いての無料化及び「郵送法」での実施により、多くの方に受診をしていただき、早期発見・治療に努めてまいりたいと考えております。

歯科保健事業につきましては、「歯周病」が歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、成人期において有病者率が高く、全身疾患との関係が注視されていることから、妊婦歯科検診や40歳、50歳、60歳、70歳の男女を対象とした「歯周疾患検診」の自己負担金を無料化することにより、歯周病予防対策を推進したいと考えております。

母子保健対策につきましては、妊婦通院助成、一般不妊治療費等助成及び風疹予防接種費の助成を引き続き実施し、子育て世代等の経済的な負担の軽減を図りたいと考えております。

地域ぐるみの健康づくりにつきましては、津和野町健康で生きがいのある町づくり会議を中心に、平成27年度に町内全地区に設置が完了した健康を守る会等の地区組織と連携を図り、地域住民の参画を得ながら活動を展開・支援し、さらなる健康づくりの充実を図りたいと考えております。

地域医療につきましては、指定管理者である医療法人橘井堂が津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設「せせらぎ」、訪問看護ステーション「せきせい」の運営に当たっていただいております。医師・看護師・介護職不足等による厳しい環境の中、医療、介護スタッフの皆様には、本町の医療を守るため平素より献身的な取り組みをしていただいております。この場をおかりして改めてお礼を申し上げる次第であります。

益田圏域においては、急性期・回復期・慢性期とそれぞれが機能分担して連携することで、医療の質と量の確保を目指しております。津和野共存病院においては地域包括ケア病床を導入し、従来の在宅復帰支援をさらに広角的に捉え、多職種協働でサービスを提供していただいております。

医師確保については、地域医療の維持・継続のために、引き続き医療法人橘井堂と連携し、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者等との意見交換会、地元出身者などゆかりのある医師や地元出身医師からの情報収集等、あらゆる手段を講じて最大限の努力をしております。

また、須山院長先生・飯島副院長先生のお二人方が総合診療医の指導医でありますので、島根大学医学部・臨床実習支援センターや益田圏域関連病院との連携で、後期研修の受け入れも可能となります。津和野町だからこそ実践できる、次代に先駆けた地域包括ケアを学んでいただくことで、医師確保につながる可能性が高まります。時代を担う若い医師が津和野町の地域医療にかかわることが、本町にとっても将来に向けての大きな糧になると信じております。町としても支援体制を整えてまいりたいと考えております。

看護師等の医療従事者においても、看護大学や専門学校等を訪問し、津和野町の医療の特徴や個別性を重視した教育体制とともに、奨学金制度や住宅環境の説明を行い、引き続き確保に努めてまいります。

また、昨年に引き続き24時間電話健康相談サービス事業、成人用人工呼吸器等の機器更新により、地域に信頼される医療の質とサービスの向上を図り、さらには、近隣病

院や鹿足郡医師会と連携をし、良質な医療が提供できるように確立してまいりたいと考えております。

高齢化率の高い本町においては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいに関するサービスを包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指します。日常生活圏域内で必要なサービスを提供できるようになり、在宅医療や訪問看護の充実等で医療と介護の連携強化を図り、誰もが元気に生活ができるように介護予防の取り組みを行い、健康寿命の延伸、見守りや配食サービス、買い物支援など高齢者のニーズに合わせた生活支援サービスの推進を図ってまいります。

第6期老人保健福祉・介護事業計画に示してあるとおり、平成29年4月より新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するに当たり、「元気あふれる活気にみちたまちづくり」を目指し、昨年度に引き続き、介護予防に資する住民運営のサロン活動の継続及び発足を支援したいと考えております。

今年度、新たに「認知症カフェ」を設置し、「認知症の人が笑顔で暮らせるまちづくり」を目指します。あわせて、認知症の方やその御家族が安心して暮らせるために、徘徊SOSネットワーク事業について見直しを行い、早期発見・保護につなげるためのネットワークの構築を図ってまいります。

福祉等生活支援対策についてであります。

本町における生活保護につきましては、平成28年1月末現在で生活保護世帯数42世帯、保護受給者53人、保護率6.84パーミルとなっております。保護申請は継続して発生しているものの、高齢者の死亡や施設入所に伴う保護廃止により、昨年より若干減少はしておりますが、受給者数はほぼ横ばい傾向であります。

平成27年度より始まった生活困窮者自立支援事業につきましては、町社会福祉協議会への事業委託により相談窓口を開設し、困窮者に対する支援対応をいただいているところであります。

今後も社協と連携を密にしながら、生活保護に至る可能性のある生活困窮者に対し、生活保護に至る前に生活の安定と自立につながるよう、就労支援も含めた積極的支援に取り組むとともに、生活保護と生活困窮者自立支援相互で切れ目のない生活支援が図られるよう努めてまいります。

高齢者福祉についてであります。

本町の高齢者福祉事業につきましては、平成25年度に策定した津和野町地域福祉計画、その下部計画である平成27年度からの第6期老人保健福祉介護事業計画に基づき各種施策を進めてまいります。

本町における高齢者の現状につきましては、平成28年1月末現在の高齢化率は45.2%となっており、前年同期に比べて0.9ポイント上昇しております。また、高齢独

居世帯も増加しており、高齢者支援は本町福祉施策の中でも最も重要な課題の一つであります。

高齢者福祉施策において、これまで実施してまいりました各種事業や助成事業等につきましては、高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、健康増進等の観点から継続をして実施したいと考えております。

また、高齢者施策の推進につきましては、高齢者を取り巻くさまざまな環境要因がありますので、引き続き、地域包括支援センター、社協、警察、医療・介護機関、民生児童委員等の関係機関と連携をし、温もりのある包括的な支援を図りたいと考えております。

なお、高齢者施策の推進において欠くことのできない、介護職場での職員不足の実態を踏まえまして、新年度より本町における介護職員の育成や人材確保を目的とした、介護職員初任者研修の補助事業制度を実施していきたいと考えております。

障がい者福祉についてであります。

障がい者福祉につきましては、障害者基本法にのっとり、障がいのある人も生き生きと暮らし、地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して、障害者総合支援法による障害者福祉サービスを初めとする施策を展開してまいります。

障がい者を取り巻く状況は年々変わりつつあり、障がいの種類においても多様化の傾向が見られます。さらには、人間関係の希薄化や核家族化を初めとする家族形態の変化により、介護、支援機能が低下するなど、行政の一層の支援が求められております。

こうした中、平成27年度には町内に2カ所目の相談支援事業所を開所することができ、町内の当事者の皆様にとっては利便性が高まったと認めております。また、平成27年度からの継続事業であります津和野町障害者福祉センターの建築工事について、平成28年12月に完成を予定をしており、竣工後には新しく設立した社会福祉法人つわの清流会を指定管理者として選定し、平成29年度の早い時期から障害者福祉サービス事業を行っていく予定であります。これにより、今後ますます障がい者支援の充実を図っていくこととしております。

さらに、国におきましても、平成28年度の法改正により「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、今後は町としましても、障がい者の特性に合わせた対応がこれまで以上に必要となることとなります。

町におきましても、これまでそれぞれの障がいに応じた各種の支援制度を実施しておりますが、これからも引き続き制度の周知に努めるとともに、県や各種事業所等と連携をして障がい者の支援に努めてまいりたい考えであります。

児童福祉についてであります。

近年、少子高齢化が急速に進行していることを受け、本町におきましても、全ての家庭において子供が健全に育成されることとともに、安心して子供を産み育てられる社会環境を整えることの必要性を感じているところであります。

また、児童虐待を含めた養育がうまくできない家庭の相談もふえており、子育て家庭を社会全体で支えるため、関係機関との連携を強化し、地域で子育てを行うための支援を行っていかねばならないと考えております。

平成27年度に策定した「津和野町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、今後も計画的かつ効率的に子供・子育てに関する各事業を推進してまいります。

保育施策につきましては、これまで町で運営しておりました木部保育園、直地児童館の2園を町支援により設立された社会福祉法人による運営に移管しますが、法人運営に移った後も、これまでの保育の質が確保できるよう、また一層の町保育施策充実のため、十分に支援をしていきたいと考えております。また、今後新たに実施される国・県の保育料軽減措置に沿い、さらなる負担軽減にも取り組んでまいります。

放課後児童クラブにつきましては、学童保育を平成27年度末で廃止することから、全ての小学校区において設置を行います。また、畑迫地域におきましては、地元団体の協力により運営を行う畑迫あじさい児童クラブが設置されます。なお、平成27年度定員オーバーで児童の受け入れが制限されていた日原ひまわりクラブについても定員をふやし、より充実した放課後等の児童の健全育成を進めてまいります。

人権・同和教育についてであります。

21世紀が「人権の世紀」と言われながら、今なお、多くの課題が残されております。人権・同和教育の解決は行政の責務であり、平成26年度に策定をした、町人権・同和教育基本指針をもとに、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動を行い、差別のない明るいまちづくりを推進いたします。

第5章、多くの人々と交流し開かれたまちづくりについてであります。

国際交流の促進についてでございます。

森鷗外先生の御縁によって姉妹都市の縁組を結ぶベルリン市ミッテ区との交流につきましては、過去にも学生交流を初めとするさまざまな国際交流施策を進めてまいりましたが、平成28年度は、ミッテ区との行政・民間・学生の交流とともに、諸外国との国際交流の促進を図るため、津和野町国際交流協会（仮称）の設立を予定しております。今後につきましては、津和野町国際交流協会（仮称）と連携をしながら、各種交流を初め、留学生や外国人観光客の受け入れ、海外留学への橋渡しなど国際交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

特別会計についてであります。

特別会計につきましては、各会計ともに人口減少や高齢化などにより、厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取り組みについて申し上げます。

津和野町は今年度、新たな10年に向けた一步を踏み出します。歳入の減少など財政状況はより一層厳しさを増すものと予想されますが、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために最大限の努力を傾注し、全力で町政運営に取り組んでまいる決意でございます。町議会を初め、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成28年度の施政方針といたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、平成28年度の町長の施政方針が終わりました。ありがとうございます。

それでは、2時40分まで休憩とさせていただきます。

午後2時26分休憩

.....  
午後2時40分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

皆さんにお願いでございますが、きょう、冒頭挨拶で東日本大震災から5年を経過したという、こういうことも申し上げましたが、きょうの新聞に、政府広報、内閣府の広報で、東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼をお願いしたいという、こういう公告が出ておりました。したがって、2時46分になりましたら、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、暫時休憩とさせていただきます。

午後2時41分休憩

.....  
午後2時46分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

皆さん、御起立をお願いいたします。

申し上げますように、東日本大震災で犠牲となられた方々へ、1分間の黙祷をささげたいと思います。

黙祷開始。

[黙祷]

○議長（沖田 守君） 終わります。

ありがとうございました。着席願います。

.....  
日程第45. 議案第47号

日程第46. 議案第48号

日程第47. 議案第49号

日程第48. 議案第50号

日程第49. 議案第51号

日程第50. 議案第52号

日程第 5 1. 議案第 5 3 号

日程第 5 2. 議案第 5 4 号

日程第 5 3. 議案第 5 5 号

日程第 5 4. 議案第 5 6 号

日程第 5 5. 議案第 5 7 号

日程第 5 6. 議案第 5 8 号

日程第 5 7. 議案第 5 9 号

日程第 5 8. 議案第 6 0 号

○議長（沖田 守君） 日程第 4 5、議案第 4 7 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第 5 8、議案第 6 0 号平成 2 8 年度津和野町病院事業会計予算まで、以上 1 4 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 4 7 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、町道奥ヶ野東線改良事業、町道吹野溢線ほか 8 路線道路長寿命化事業及び町道高齢線改良事業に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第 4 8 号過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）についてでございますが、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第 4 9 号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。町長、副町長及び教育長の給与につきまして、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで 1 0 % の減額をするものでございます。

続いて、議案第 5 0 号でございますが、平成 2 8 年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 9 億 4, 5 0 0 万円とするものでございます。

歳出の主なものは、つわの暮らし推進住宅整備事業、まちづくり組織交付金及び地域提案型助成事業補助金等を含めた総務費 1 1 億 2, 3 6 2 万 4, 0 0 0 円、生活困窮者自立支援事業、生活保護費等を含めた民生費 1 5 億 8 1 9 万 7, 0 0 0 円、乳幼児等医療費助成金等を含めた衛生費 7 億 4 9 0 万 3, 0 0 0 円、新規就農総合支援事業費補助金等を含めた農林水産業費 4 億 9, 4 6 5 万 2, 0 0 0 円、日原賑わい創出施設整備事業、歴史的風致維持向上事業等を含めた商工費 3 億 9, 5 1 4 万 1, 0 0 0 円、道路長寿命化対策事業、公営住宅ストック改善事業等を含めた土木費 6 億 5, 3 2 1 万 5, 0 0 0 円、

デジタル防災行政無線整備事業費等を含めた消防費5億3,910万8,000円、旧堀氏庭園修復事業、藩校養老館保存修理事業等を含めた教育費8億1,003万9,000円、災害復旧費1億5,151万5,000円、繰り上げ償還2億5,712万5,000円を含めた公債費14億8,580万3,000円でございます。

歳入の主なものは、町税6億6,685万7,000円、地方交付税37億6,000万円、国庫支出金6億949万7,000円、県支出金4億8,818万4,000円、繰入金7億1,958万4,000円、町債11億3,690万円でございます。

続いて、議案第51号でございますが、平成28年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,280万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費7億3,309万4,000円、後期高齢者支援金1億205万4,000円、共同事業拠出金2億4,549万5,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億4,420万3,000円、国庫支出金2億114万7,000円、前期高齢者交付金3億6,406万3,000円、共同事業交付金2億4,542万5,000円、繰入金9,856万8,000円でございます。

続いて、議案第52号でございますが、平成28年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,700万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費12億5,308万1,000円、地域支援事業費4,381万円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億2,184万6,000円、国庫支出金3億4,599万3,000円、支払基金交付金3億5,299万5,000円、県支出金1億9,406万6,000円、繰入金2億1,256万8,000円でございます。

続いて、議案第53号でございますが、平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億65万円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億9,551万2,000円、諸支出金379万1,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料8,722万2,000円、繰入金2億961万6,000円でございます。

続いて、議案第54号でございますが、平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,567万円とするものでございます。

歳出の主なものは、簡易水道事業費5億1,070万9,000円、公債費1億7,096万1,000円でございます。



歳入の主なものは、使用料及び手数料1億7,166万5,000円、国庫支出金1億1,662万円、繰入金1億3,054万7,000円、町債2億5,880万円でございます。

続いて、議案第55号でございますが、平成28年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,042万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費3億1,579万3,000円、公債費1億6,463万円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4,793万円、国庫支出金9,250万円、繰入金1億1,637万6,000円、町債2億2,070万円でございます。

続いて、議案第56号でございますが、平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ561万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費160万8,000円、公債費400万6,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料76万8,000円、繰入金484万6,000円でございます。

続いて、議案第57号でございますが、平成28年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,239万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学基金費1,239万5,000円でございます。

歳入の主なものは、繰入金612万円、諸収入626万3,000円でございます。

続いて、議案第58号でございますが、平成28年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,094万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費7,084万4,000円でございます。

歳入の主なものは、診療収入6,191万3,000円、繰入金563万3,000円でございます。

続いて、議案第59号でございますが、平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,122万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業4億1,186万5,000円、訪問看護事業2,925万9,000円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業3億9,875万円、訪問看護事業2,437万2,000円、繰入金1,805万円でございます。

続いて、議案第60号でございますが、平成28年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出予算総額を7億4,276万7,000円とし、資本的収入予算総額を4,060万3,000円、資本的支出予算総額を7,823万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、医業費用7億3,024万円、医業外費用1,252万7,000円、建設改良費302万6,000円、企業債償還金7,520万5,000円でございます。

歳入の主なものは、医業収益5億7,823万8,000円、医業外収益1億6,452万9,000円、企業債300万円、負担金3,760万3,000円でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

冒頭、議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案第47号より議案第60号までの14案件につきましては、質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号より議案第60号までの以上14案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く議員11名をしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員11名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後3時01分休憩

午後3時02分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に11番、板垣敬司君、副委員長に4番、岡田克也君が選任されました。

ここで、予算審査特別委員長より御挨拶をお願いいたします。11番、板垣委員長。

○予算審査特別委員長（板垣 敬司君） 先ほどの中で、ことしの予算審査特別委員会の委員長に推挙いただきまして、ただいま就任いたしました。

先ほどの町長の施政方針の中にも、厳しい財政事情は普通交付税の算定替えの特例の期間も終わったというような中で、これからも今まで以上に厳しい財政状況が見込まれるという中で、今年度の予算が編成されておるようでございますが、今後、各関係課長さんには、いろいろ質疑を通じて、審査を進めてまいりたいと思いますので、何とぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

#### 日程第59. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第59、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定いたしました。

なお、本日までに受理した要望書等は、既に配付のとおりであります。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞でございました。

午後3時04分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 28 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 28 年 3 月 15 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成 28 年 3 月 15 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 8 号議案 鹿足郡事務組合格約の変更について
- 日程第 3 町長提出第 10 号議案 平成 25 年災第 261 号木尾谷川河川災害復旧工  
事他 6 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 11 号議案 平成 25 年災第 286 号吹野線道路災害復旧工  
事他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 12 号議案 津和野町電気通信事業基金条例の廃止について
- 日程第 6 町長提出第 13 号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改  
正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第 7 町長提出第 14 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備につ  
いて
- 日程第 8 町長提出第 15 号議案 津和野町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 9 町長提出第 16 号議案 津和野町職員の退職管理に関する条例の制定につ  
いて
- 日程第 10 町長提出第 17 号議案 津和野町防災行政無線施設の設置及び管理に関す  
る条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 18 号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制  
定について

- 日程第 12 町長提出第 19 号議案 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 20 号議案 木部保育園及び直地児童館の廃止に伴う関係条例の整備について
- 日程第 14 町長提出第 21 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 町長提出第 22 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 23 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 24 号議案 津和野町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 25 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 26 号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 27 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 28 号議案 津和野町特別会計条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 29 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 30 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 31 号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 32 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 33 号議案 津和野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 34 号議案 津和野町集会所使用料条例の制定について
- 日程第 28 町長提出第 35 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 29 町長提出第 36 号議案 安野光雅美術館整備基金条例の制定について
- 日程第 30 町長提出第 37 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）

- 日程第 31 町長提出第 38 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計補正  
予算 (第 4 号)
- 日程第 32 町長提出第 39 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 33 町長提出第 40 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補  
正予算 (第 3 号)
- 日程第 34 町長提出第 41 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正  
予算 (第 5 号)
- 日程第 35 町長提出第 42 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計補正予  
算 (第 3 号)
- 日程第 36 町長提出第 43 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 37 町長提出第 44 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第  
2 号)
- 日程第 38 町長提出第 45 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別  
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 39 町長提出第 46 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第  
2 号)
- 日程第 40 町長提出第 61 号議案 平成 27 年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更  
契約の締結について
- 日程第 41 町長提出第 62 号議案 津和野町障害者福祉センター建設工事請負契約の  
締結について
- 日程第 42 町長提出第 63 号議案 過疎地域自立促進計画 (平成 22 年度～平成 27 年  
度) の変更について
- 日程第 43 町長提出第 64 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (高津川清  
流館)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 8 号議案 鹿足郡事務組合理約の変更について
- 日程第 3 町長提出第 10 号議案 平成 25 年災第 261 号木尾谷川河川災害復旧工  
事他 6 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 11 号議案 平成 25 年災第 286 号吹野線道路災害復旧工事  
他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 12 号議案 津和野町電気通信事業基金条例の廃止について

- 日程第6 町長提出第13号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第7 町長提出第14号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第8 町長提出第15号議案 津和野町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第9 町長提出第16号議案 津和野町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第10 町長提出第17号議案 津和野町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 町長提出第18号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第12 町長提出第19号議案 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 町長提出第20号議案 木部保育園及び直地児童館の廃止に伴う関係条例の整備について
- 日程第14 町長提出第21号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 町長提出第22号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第23号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第24号議案 津和野町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 町長提出第25号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第19 町長提出第26号議案 津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第20 町長提出第27号議案 津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第21 町長提出第28号議案 津和野町特別会計条例の一部改正について
- 日程第22 町長提出第29号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 町長提出第30号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

- 日程第 24 町長提出第 31 号議案 津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 32 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 33 号議案 津和野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 34 号議案 津和野町集会所使用料条例の制定について
- 日程第 28 町長提出第 35 号議案 畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 29 町長提出第 36 号議案 安野光雅美術館整備基金条例の制定について
- 日程第 30 町長提出第 37 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 31 町長提出第 38 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 32 町長提出第 39 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 33 町長提出第 40 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 34 町長提出第 41 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 35 町長提出第 42 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 36 町長提出第 43 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 37 町長提出第 44 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 38 町長提出第 45 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 39 町長提出第 46 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 40 町長提出第 61 号議案 平成 27 年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 41 町長提出第 62 号議案 津和野町障害者福祉センター建設工事請負契約の締結について
- 日程第 42 町長提出第 63 号議案 過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～平成 27 年度）の変更について



日程第 43 町長提出第 64 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）

---

出席議員（12 名）

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宥文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）	.....				齋藤 等君
総務財政課長	.....	福田 浩文君	税務住民課長	.....	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
農林課長	.....	久保 睦夫君	商工観光課長	.....	藤山 宏君
環境生活課長	.....	和田 京三君	医療対策課長	.....	下森 定君
建設課長	.....	田村津与志君	教育次長	.....	羽多野寿子君
会計管理者	.....	山本 典伸君			

---

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきありがとうございます。ただいまから 2 日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員数は、12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

• •

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、後山幸次君、2番、川田剛君を指名します。

---

### 日程第2. 議案第8号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第8号鹿足郡事務組合規約の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第8号鹿足郡事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第10号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第10号平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第10号平成25年災第261号木尾谷川河川災害復旧工事他6件合冊工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

日程第4. 議案第11号

- 議長（沖田 守君） 日程第4、議案第11号平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事他8件合冊工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。これより議案第11号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第11号平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事他8件合冊工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5. 議案第12号

- 議長（沖田 守君） 日程第5、議案第12号津和野町電気通信事業基金条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

- 議員（2番 川田 剛君） 当初の説明の中で、5,900万円ばかりが減債基金に積み立てられるということでもありますけども、既存の、まだ津和野町として持っている施設、譲渡できない施設等が、何かの場合によって故障したりですとか、何か修復しないといけない、そういった場合の予算というのは、これも一般会計から拠出していくという考え方でよろしいのでしょうか。

- 議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

- つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、地域情報化推進事業費のほうで賄っていくということでございます。

- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第12号津和野町電気通信事業基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第13号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第13号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようです。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第13号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第14号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第15号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第15号津和野町行政不服審査会条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第15号津和野町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第16号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第16号津和野町職員の退職管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第16号津和野町職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第17号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第17号津和野町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 4条のところで、4条2項で、戸別受信機の貸与を希望する場合は、申請に基づき審査してことになってるんですけども、これは各家庭全戸申請方式にするっていう意味ですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 御質問でございますが、全戸1台につきましては無償で配付ということでございます。2台以上を求められる世帯につきましては、この4条2項に基づきましては無償で貸与ということですので、審査等はございません。2台目以降につきましては、規則で定めましたものに基づきまして申請をいただきまして、1台4万円の分担金を徴収して設置をするものでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） そういうふうに読めないような気がしたんですけど、1台目から申請なのかなと、私は読んだんですけども。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 失礼しました。申請書につきましては、1台目から御提出いただくという格好にしております。あくまでも、申請をいただいて無償で貸与をするという形になります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 高齢者だけの家庭とか、申請ってことになるけど、一番そういう方々が必要ではないかと思うん

ですけれども、その辺が皆さんに十分、せつかくのこのあれが無駄にならないようにしていただきたいと思うんですけれども。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員おっしゃるとおりで、当然、申請をいただきまして設置をしていただかないと、この部分が有効に働かないということでございます。それで、今考えておりますのが、4月末に自治会長嘱託員会議がございまして、そこで今後の大まかなスケジュールを御説明を申し上げまして、また、まちづくり委員会とって小さいレベルで各地域に御説明に上がりまして、丁寧な対応をとっていきたいというふうに、今考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第17号津和野町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第18号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第18号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 2条では、社会福祉法人つわの清流会に派遣するという部分で明記されておりますけれども、4条で給料及び諸手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができるかとありますけれども、この職員派遣された給与というのは、丸々町が見るといことなのか、本来派遣とか出向とかの場合は給与体系が当然、その職員とこの社会福祉法人つわの清流会では違うはずで。その差額を補助するのか、ちょっとそここのところがはっきりわからないんですけれども、どうなってるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 御質問の4条の、職員派遣の給与の件でございます。

本町のあの給与条例に基づきまして、派遣職員、まあ、2名でございますが、につきましましては、給料、本俸とは諸手当の部分につきまして、全額町のほうで、本町の給与条例に基づいた額を全額見るというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） この法人に関しては、当然町が支援策で出しておりますけれども、そこに含まれた中で、例えば差額を払うんならわかるんですけども、明らかにもう派遣されて、町の給与、それを払うというのと、ちょっと違うんじゃないのかなという気がするんですけども。あくまでも民営ですいいね。当然、町が支援せなやれん部分はあるんですけども、じゃけ、そこで、これまでも、例えば国鉄が解散するときに出向で出て2分の1ずつ持つとか、いろんなパターンあるんですけども、今回はもう明らかに給与——当然本人に入る金額は同じでいいんですいいね。だけど、その払い方がどうなのかなというのが気になるんですが。

特に、社会福祉法人は、以前の説明では社協並みの給与体系の職員の金額にしたいという説明もあったと思うんですけども、その点どうなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 本条例の上位法でございます公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律がございますが、そこの中の第6条におきまして、ちょっと読み上げますと、第1項としまして、「派遣職員にはその職員派遣の期間中給与を支給しない」という大前提がございます。と申しますのは、当然派遣先のほうで給与は支給すべきものだよという大前提がございます。

ただ、第2項の中で、派遣職員について、地方公共団体と共同して行う業務もしくは地方公共団体の事務もしくは事業を補完し、もしくは支援すると認められる業務であつて、その場合には条例に基づいて給与を支給できるという第2項の条項がございますので、こちらの社会福祉法人つわの清流会がとり行います保育事業でございますが、それについては、先ほど言いました第2項に該当するということで、本町の条例に定めて給与を支給するというようにしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） この条例の中には、期限については定められていないように思えるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 期限については定めておりませんが、一応1年を計画しております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 反対の立場で討論いたします。

新たに社会福祉法人を立ち上げられるということで、その法人の中に町の職員が派遣されて働くということが、新たな職員体制の中で、私はプラスだとは思えませんので、反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの派遣は、木部保育園並びに直地保育園に現在通っている保護者の方々が、一度に体制が変わるということに大変不安を感じておられる声を多々聞くことでもあります。その中で、当町の職員をこうして移管の中で新しい法人に引き渡す、その期間に派遣することは適当だと思いますので、賛成の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第18号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第19号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第19号津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第19号津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第20号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第20号木部保育園及び直地児童館の廃止に伴う関係条例の整備について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ちょっとお伺いしますが、今回の津和野町子育て支援センターは、従来あった直地児童館内の70番地という中にあったものを78番地の2ということで、敷地としては一緒かなと思うんですが、番地が違うところについての御説明をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 今回、地番を変更したのは、本来、この直地の児童館、子育て支援センターにつきましては、現在の児童館内にありますけども、土地は借地であります。その中で、今借りております借地の70番地が個人の宅地の番地でございます。新しく法人の代表、今、直地の児童館、新しくなる直地の保育園が法人の仮の事務所として設置しておりますけども、この借地地番内に町有の土地がありました。町の代表番地を、今回、センターの番地として変更したものでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 結果的には、支援センターの部屋自体は場所としては変わらないけども、何か町有地と私有地との中でこういう整理をされたということですね。特に何かこう、運用上支障があるわけですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 特には支障はないんですけども、今回法人の認可の中で78番地2を法人の代表番地として登録したものでありますので、この地番をあわせて津和野子育て支援センター、町が実施します支援センターの代表番地としたということでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 直地保育園の中に子育て支援センターを置くということは、直営であるこの子育て支援センターの事業を運営するのは、誰がするんですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

- 参事（齋藤 等君） 運営につきましては、町のほうで行います。
- 議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。
- 議員（10番 京村まゆみ君） ということは、支援センター職員もこの清流会運営の保育園のこの場所へ派遣というか、そこで働くということになるんですか。
- 議長（沖田 守君） 参事。
- 参事（齋藤 等君） 津和野子育て支援センターにつきましては、職員をそこへ、町のほうから、まあ、派遣というよりも、そこへ配置するという形になります。
- 議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。
- 議員（10番 京村まゆみ君） ちょっともう1回確認しますけど、だから、清流会へ委託ではなく、子育て支援センター職員として、先般人事異動の用紙の中に子育て支援センターの代表のお名前と、もう一人職員として嘱託職員の名前がありました、その方がそこに行かれるということですか。
- 議長（沖田 守君） 参事。
- 参事（齋藤 等君） 仕事のほうには、今、日原のほうの子育て支援センターの担当します嘱託職員が、日原のほうの支援センターの運営並びに、直地のほうにつきましては常時そこに行くわけにはいきませんので、指導的立場で、今の直地のほうには部分的な職員が配置しますので、その辺の指導に当たるということでございます。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。  
これより、討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。  
これより議案第20号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第20号木部保育園及び直地児童館の廃止に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第21号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第21号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第22号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第22号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回、先日の提案のときの説明では、学芸専門員を安野光雅美術館に置くというような説明があったかと思いますが、この報酬を見ますと、集落支援員か地域おこし協力隊かというような、そのような金額と類似しておりますけども、この根拠というか、どういうところからこのような報酬になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 今の御質問でございますが、安野光雅美術館の学芸専門員ということで、今、再任用でおいでいただいている方は、今年度3月で終わりになります。その方に学芸専門員として来ていただくということにしたいと思っております。

学芸専門員の要件でございますが、博物館等に永年勤続し、相当の知識及び技術を有している者と認めた者ということで、学芸専門員という職名の要綱を設置をいたしました。

勤務時間を1日7時間45分で週4日ということで、集落支援員の月16日を基準にいたしました。で、集落支援員の月16日の16万6000円を基準として設置をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第22号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第23号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第23号津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第23号津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第24号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第24号津和野町職員の給与に関する条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 済みません。人事院勧告を受けてってということなんですけど、教えていただきたいんですが、人事院勧告ってというのは全国一律、都市も地方も変わらないこの利率で勧告が来るのかっていうことと、これに従わない場合はペナルティーのようなものがあるのかっていうことを教えてください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 人事院勧告につきましては、国の国家公務員の給与制度の決定に至る過程の中での人事院の、いわゆる勧告でございます。それに基づきまして、国のほうが給与法の改正等をするわけでございますが、国家公務員と本町の職員の部分の給与体系を見ますと、大きく違っておるところがございます、いわゆる本俸と地域間、どうしても東京と島根県なり、また、あるいは広島県とか、地域地域によって、その物価なりも、まあ、また、当然違ってまいりますので、その辺で、国家公務員で申しますと、東京に勤務する国家公務員と島根県なりに勤務する国家公務員で、本俸の部分でまず差がございます。

給与の総合的見直しというのは、国のほうが昨年からやっております、今回の人事院勧告の部分も本町の給料表につきましても、それに基づいたものでございまして、当然地域によって本俸の部分も差がありますし、また、地域手当という部分がありますので、その中でもまた東京なり埼玉なりは当然その地域手当も大きいというところがございますので、そういった事情がございます。

ペナルティーという部分でございますが、表立った、どういたしますか、当然人事院勧告に従って、どういたしますか、各自治体の給与が決まるというものでもございませんが、本町の場合には人事院勧告を一つのよりどころとして今、決めておりますので、ペナルティーというものは表向きはございません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 職名の中に、企画員という職があるんですが、これは健康福祉課独自の職名なんですか。ほかにも企画員として位置づける職があるかどうか、確認したいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 企画員でございますけれども、ある課にということではございませんで、本町の給料表の級がございまして、今、1級から7級までございますけれども、その5級の部分が課長補佐、副園長または企画員の職務ということでございますので、5級の給料表に属しておる職員が、職務上は企画員ということになります。ある課に特定したというものではございません。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 課長補佐というような名前が一般的ではなかろうかなというふうに思ったところでございますが、何名かおられるということですかね、職種にかかわらず。そのところを。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 1月1日現在というのが最新でございますが、企画員は複数名おります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第24号津和野町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第25号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第25号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第25号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 議案第26号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第26号津和野町税条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第26号津和野町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20. 議案第27号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第27号津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。



これより議案第27号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第27号津和野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 議案第28号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第28号津和野町特別会計条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第28号 津和野町特別会計条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第22. 議案第29号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第29号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第29号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 議案第30号

○議長（沖田 守君） 日程第23、議案第30号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 質問いたします。

まず2点ありまして、日原ひまわりクラブの定員が70名に増員しておりますが、これはどのように対応されるのかということと、きべっこクラブが児童クラブの名称の中に入っているわけなんですけども、木部・里山保育園内にあるのはわかるんですが、これは学童保育と放課後児童クラブの違いというのは、どういったところなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 御質問の日原ひまわりクラブの定員70でございますが、これまで平成27年度から小学校6年まで、放課後児童クラブのほうで預かるということで国のほう制度改正ありました。その中で27年度につきましては、そのほかの児童クラブについては定員内でおさまっておるんですけども、日原につきましては、定員オーバーということで、足切りのことをさせていただいて通っていただけない児童がおられます。そういったことを考えまして、今の、これまで、昨年、青原の児クラブが上がるまで、日原のほうの体育館のほうにミーティングルームがあります、そこを利用して児童クラブ実施しておりましたが、その施設を小学校のほうからお借りしまして、そのほうで定員数をふやして受け入れをしたいということで、70人定員枠であれば、今後、待機児童的なことは発生しないのではないかということをお考えしております。

それから、きべっこクラブにつきましては、基本的に、まあ、今まで学童保育であれば、保育園が預かっている形でありましたけども、これまでも児童クラブに変更してきたのは、やっぱり保育園内で子供を預かるというのは危険性等があるということでありました。本来であれば、木部のほうも別の施設に移したかったわけでございますけども、なかなか、中学校の空きスペースであるとか、小学校の一部を使いたいという思いはあ

ったんですが、なかなか入れるスペースがなかったということで、当面、木部の保育園内のこれまで、以前から今のふれあいの場的な感じで使ってた奥の少し離れたところにスペースがありましたので、その部分を使って児童クラブのほうを実施したいと、できるだけ、同じ園内ではありますが、基本的には、これまでは保育士なりが対応していた学童保育に比べて、職員を2名配置しますので、別個の管理体制のもとで児童クラブのほうを実施できるということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 畑迫あじさい児童クラブについて、地元の方々がやりたいということだったんですけど、運営母体は委託という形になるのでしょうか。もう一回、それとあわせて、新設のきべっこクラブも学童保育ではなく、放課後児童クラブとしてやるということで、これについては、運営母体はどこになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 畑迫のあじさい児童クラブにつきましては、委託ということで町のほうから委託料を支払って運営していただきます。木部につきましては、町の直営ということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第30号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 議案第31号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第31号津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第3 1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第3 1号津和野町子ども・子育て支援推進会議設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第2 5. 議案第3 2号

○議長（沖田 守君） 日程第2 5、議案第3 2号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第3 2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第3 2号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第2 6. 議案第3 3号

○議長（沖田 守君） 日程第2 6、議案第3 3号津和野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第33号津和野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第27. 議案第34号

○議長（沖田 守君） 日程第27、議案第34号津和野町集会所使用料条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第34号津和野町集会所使用料条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28. 議案第35号

○議長（沖田 守君） 日程第28、議案第35号畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第35号畑迫運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第29. 議案第36号

○議長（沖田 守君） 日程第29、議案第36号安野光雅美術館整備基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この条例については、反対するものではないんですが、例えばほかの施設ですとか、鷗外記念館ですとか、そういったところにも必要になってくるのではないかと思うんですけども。安野光雅美術館以外にもこういった基金というのは設置していくべきではないかというふうに思うんですが、考え方をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ありがとうございます。

確かに、いろんな施設があつて、それぞれに基金を設ければ、最終的には改修のときその費用を使いながら修繕ができるというふうに思いますけども、今回、安野光雅美術館を出させていただいたのは、ある程度一定の収益が見込まれるというところで、安野光雅美術館につきましては、館外展等を中心に使用料あるいは物品の販売等でいろいろ、まあ、来年度の予算でもおおよそ、この想定でいきますと2,000万程度を収入として見込んでおります。ですので、その1割ということになりますと200万ぐらいになりますけども、なかなか他の施設ではそれだけまとまった金額がなかなか入らないのが現実でございます。

今、郷土館のほうで同じように基金条例を設けておりますけども、何分その年間の収入が少ないもので、実際工事等修繕の金額にかけるほど基金がたまらないというのが現状でございますので、なかなか基金運営を数多くすればいいというものでもないというふうにも思いまして、とりあえず安野光雅美術館をさせていただいたということでございます。

- 議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。
- 議員（2番 川田 剛君） 安野光雅美術館、今おっしゃられたように館外収入ですとか大きな金額が発生してきます。他の施設に整備の充実を図ろうとした場合、この基金というのは安野光雅美術館以外でも使用することはできるのかどうかというのをお尋ねします。
- 議長（沖田 守君） 教育長。
- 教育長（世良 清美君） 基本的には、安野光雅美術館を中心に今、考えております。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。  
これより議案第36号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第36号安野光雅美術館整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。  
ここで、10時15分まで休憩といたします。  
午前10時02分休憩  
.....  
午前10時15分再開
- 議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

---

### 日程第30. 議案第37号

- 議長（沖田 守君） 日程第30、議案第37号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。
- 議員（6番 丁 泰仁君） 31ページの総務費で工事請負費の8,100万円の減額ですが、これは木部地区のつわの暮らし推進住宅の工事がまだ行われてないということだと思うんですが、その進捗状況をですね、大体昨年秋には大体今年度中には完成という話だったと思いますが、それをちょっと教えてください。

それと、49ページの民生費ですが、負担金補助及び交付金で1,232万9,000円ですか、これ津和野幼花園に関する施設型給付費と負担金となっております。再度、御説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、31ページの工事請負費8,100万円の減額ということでございます。木部地区においてつわの暮らし推進住宅の建築を3戸ということで予定をしておりました。

先般、議会の全員協議会のほうでも御報告をさせていただきましたが、土地の購入に所要の時間を要したということでございまして、実際に土地を購入できたのが昨年12月の中旬ということでございます。死亡された方の所有の土地ということで、相続のところで時間がかかりまして、土地の購入が12月中旬までずれ込んだということでございます。

その後で私どもとしては土地の造成までをこの平成27年度内で行いたいというところで準備を進めてまいりましたが、PFIで、昨年も行っておりますPFIの事業の実施計画、この部分のところでアドバイザーさんが東京からお越しになっていただいて、いろいろ計画立案等していただいたわけですが、体調崩されまして入院をされたというような状況の中で、この事業説明から含めて土地の造成から建築、それから指定管理という一連のものが見通しが、そのときにまだ未定であったというところも含めまして、今年度内の事業者選定は困難というところで、今回、この8,100万円ほか、土地の購入については予算の執行をさしていただきましたが、それ以外のところの部分については今回の補正予算のほうで減額という措置をとらさしていただいたところでございます。

また、木部地区の皆様に対しましても、1回は説明会等も行っておりますが、造成までということでは何とか検討しておりましたが、その部分までかなわなかったということで、今後については地元の説明会も含めて今後の予定を御説明するという出向いて行いたいということで考えております。

なお、このつわの暮らし推進住宅の整備につきましては、平成28年度予算のほうに計上させていただくということで事業者の選定そのところを7月下旬を、今、予定をしております。

入居者の募集は8月の下旬ごろから始めまして、建築の開始が11月というようなところで今進めておまして、木部のつわの暮らし推進住宅、最終的には来年の3月の入居というところで今検討しておるということでございます。

あわせて畑迫のつわの暮らし推進住宅につきましては、この過疎債1回この部分については平成27年度減額をさしていただいております。28年度の過疎債の状況もございまして畑迫のつわの暮らし推進住宅につきましては、28年度、土地の測量、鑑定、



それから購入まで、ここまでのところを28年度に行いたいというところで考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 49ページの施設型給付費と負担金の関係でございます。1,279万9,000円の増額になっております。これにつきましては、これまで園の運営費補助という形でありました。これにつきましては幼花園であるとか広域入所分でございます、国の人勸に伴いまして1.29%のアップということの影響を受けまして、確定、まあ実績見込みでございますが、国が2分の1、県が4分の1でありますけども、これがふえたということで実績確定見込みとなる予想です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 30、31ページからなんですけども、28の企画費から一番上の30、31ページの上の負担金補助及び交付金の津和野町地域おこし協力隊起業支援補助金というのが財源振替によるということではあったんですけども、この制度自体についてなんですけども、この地域おこし協力隊の財源っていうのは、特交の400万円1人当たり上限があるということなんですけども、この財源っていうのは地域おこし協力隊のお金として入ってくるのか、全体のくくりの中に入ってくるのか、お金の管理っていうのはどのようにしているのかというのが1点と、財源振替された振替先、その説明があったかもしれませんが、その振替先もお願いいたします。

それと、その下の情報処理費についてであります。委託料の情報セキュリティー強化対策業務委託料ということで、国の補正予算に伴って情報セキュリティー対策をすると、名前を見ればそのとおりなんですけども、これだけの金額がついてどのような情報セキュリティー対策が行われるのか、これまでそれだけ脆弱なセキュリティーだったのかですとか、どういった対策が行われるのかをお願いいたします。

続いて、46、47ページです。障害者福祉費の（2）地域生活事業費の報償費の中の奉仕員謝金という項があるんですけども、これはどういったものなのかについてお願いいたします。

続いて、70ページ、71ページ、これも先ほど地域おこし協力隊のことで——ごめんなさい、70、71はちょっと取り下げます。失礼しました。

それと、76、77ページです。商工振興費の地域商業活性化支援補助金で、説明の中で条件整備が整わないということで720万円が減額されているんですけども、条件整備が整わないというのはどういった理由なのかというのをお願いいたします。

80ページ、81ページ、日本遺産センター準備費についてでありますけども、この日本遺産センター準備費の説明の中で、次年度というのはどういったことを行っていくのかをお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず最初に、31ページの地域おこし協力隊起業支援補助金ということで、今年度から400万円とは別枠でこの地域おこし協力隊の方が期間等3年終えられまして起業される場合に100万円の補助が出ると、この財源については総務省のその400万円のプラスの100万円として出すということでございます。

当初、お二人ということで、うちのつわの暮らし推進課のほうで所管しております津和野高校のコーディネーター、この方が3年終えられて起業されるということで100万円、それから農林課のほうで100万円、お一人やめられる方が100万円ということで補正予算でつけさせていただいたものでございます。

農林課のほうの職員の方がやめる際に、この100万円というよりもほかの補助金のほうが有利なところがあるというところで地域おこし協力隊の起業支援補助金についてはその部分は受けないというところをお聞きしましてこの部分については減額ということをしていただいたということでございます。

400万円、その先ほどの議員の御質問というのがトータルで使えるかとかというような御質問であったかと思うんですが、個々に400万円というコウキの中で個々で使うということで予算は組み立てているものでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、情報処理費の新たな情報セキュリティ強化対策事業委託料でございます。これにつきましては、御説明でも申し上げましたけれども、国の1月の補正予算に基づきまして補助金をいただいて内示があつて、今回予算化するものでございます。

簡単に申し上げますと、従来からの一般質問等で本町の電算につきましては、いわゆる基幹系業務、住基・税と戸籍等を中心にした内部系の業務と、あと情報系の2本の柱があると御説明しておりましたけれども、そのうちの特に情報系につきまして、今、県、国等とやりとりしておりますLG1というローカルガバメントワンという格好で、地方自治体と県、まあ、県も地方自治体ですけども、国とのネットワークなんですけれども、その部分を強固にするという部分がまず1点ございます。

それから、本町で見ますとその情報系が今まで1本だったんですけども、先ほど言いましたLG1系ともう1本、単純に、職員側から見ると、インターネット、ウェブ等の閲覧を情報収集等ではしておりますが、そこは全く独立したもう1本の系統で立てなさいというような指示が国のほうからございまして、今ある2本の系統を従来からある基幹系と情報系を2本に分けて、LG1を中心にした系統と、いわゆるインターネット系の3本に分けるというものでございます。

それと、県のほうにおきまして、先ほど言いました情報系の部分で県が中心になりまして、これは各都道府県なんですけれども、県のほうで1回県のサーバーのほうをとにかく地方自治体、市町村ですけども、経由して、まあ、いわゆる情報系の広い中に出

るという部分で、県の各都道府県がセキュリティーを強固にしたシステムをつくってその中に、これ全国の自治体ですけれども、ひもつきになるというか、そういう格好になるものでございます。

工事請負費と委託料、備品購入合わせまして2,600万円強の予算でございますが、これにつきましては補助金とこの事業のための国のほうの補正予算債、起債でございますが、それを充当して業務を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 47ページの地域生活支援事業報償費の奉仕員謝金でございます。これにつきましては、町内で実施されます講演会であるとか、それから行政相談等に難聴者であったり障がいをお持ちの方が出かけて行って対応したいということであるんですが、なかなか、手話であるとか、それから要約筆記、こういったものを使わないと対応できないということで、これにつきましてはあゆみの里を通じて、そういった資格を持っておられる方を派遣していただくということで奉仕員謝金ということで計上しております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、76、77ページの地域商業活性化支援補助金でございますが、これにつきましては平成26年度のチャレンジコンペで優秀賞を取られました2名の方について27年度の県の空き店舗活用、商業活性化支援事業の中のメニュー、空き店舗活用を使って事業を具体化していこうという予定で予算化しておいたものでございます。

商工会及び商工観光課、御本人を含めましてこれまでも複数回、事業の内容を吟味または協議して具体化をしていくように進めておったわけですが、お一人の方については具体的に空き店舗を一つ予約をするようなとこまでいったんですけれども、最終的にやはり、本人さんが思われる駐車場のスペースとか、また事業の内容のための店舗内の面積とか、そういったものでどうしてもちょっと御本人の希望に沿うところまで、ものにならなかったということでございます。そういうことがあって、そういう条件がなかなか整わなかったということでございます。

御本人の御負担も当然いただきますので、それが大原則でございますので、当然御本人がこれでいこうというものにならないと我々がいくら横から支援をするといっても、一生懸命支援もするわけですが、最終的にはやっぱり御本人の御判断ということになると思います。そういうことで実現できなかったということで、今まだ継続して話はしております。そういうことで平成27年度としてはどうしても対応ができない状況になってまいりました。

そういうことで平成28年度、また予算等御審議いただいて、まあ議決いただければのことでございますが、その上で新年度において、もしまた具体的になるようであったら

今度はちょっと特別枠というわけにはいかないですけど、一般的な県の空き店舗活用の補助金と町が半分ずつ100万円ずつ計200万円の補助金になりますが、それをもって事業を具体化できるようであればしていこうということでお話をしております。

それから、80ページ、81ページの日本遺産センターの準備費でございますが、これは新年度の事業の内容という意味で、（発言する者あり）はい、わかりました、それじゃ失礼します。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ページ数で67ページでございますが、農林水産施設災害復旧事業補助金、ビニールハウス関係で緊急的な対策であるというふうに思いますが、2,570万8,000円、そして県費が約半分ということでございますが、これの全体の被害に対するそれぞれの負担割合をお聞きいたします。そして、被害戸数あるいは棟数についてお願いをしたいと思います。

それから、73ページでございますが、町行造林事業で委託料というのが、下刈りですか、400万円減になっておりますが、これの減額の内容がわかれば、どうして減額になったかということがわかればお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まず、雪害に対するものであります。調査した上で津和野町内で35棟のハウスが全半壊しておりまして、その被害額が総額が約4,700万円と言われております。そのうち共済費に当たる部分を除きまして残りのお金の3分の1を県、3分の1を町、それからJAのほうで6分の1を持つということになりまして、共済費を除いた6分の1が個人負担という形になります。

これはあくまでも40万円以上の災害についてこの補助金が出るものでありまして、40万円以下につきましては20万円以上40万円未満の災害についてはJAのほうで2分の1みましようということになっております。

共済に当たる部分が除いてということになるんですが、共済に入っておられない方がいらっしゃいますが、その方は共済に当たる部分というのが自己負担となります。ですから、共済を除いた6分の1プラス共済で入ってくるお金は自己負担という形になります。

それから、下刈り等委託料が減額ということでありまして、詳しい内容はちょっと今、持ち得ておりません。済いません。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君、いいですか。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 今、町行造林の関係ですけど、山の関係で今随分町も力を入れておって、これだけの減額になったのが当初の見積もりが少し大き過ぎたのか、あるいは予定していたところをなくされたのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが、また後でもお聞きしましょう。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 27ページの一般管理費で、小さい金額ですが、合併10周年記念行事の委託料が40万円減額となっているものは、やるはずの事業をやらなかったのか、その辺をお聞かせください。

それと、79ページの備品購入費のところでは118万8,000円のところが説明がちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、まず一般管理費の合併10周年に関するものでございます。これにつきましては、当初、合併10周年のロゴマークを作成しようということで内部の検討委員会のところで話しておったわけでございますが、これが最終的にはできなかったという部分がまず1点ございます。

それから、イベントを合併10周年に合わせて行うということでイベントを外部の業者のほうに委託ということで、これも若干予算組んでおりましたが、これもちょっと、まあ、出店のみということになりましたので、その部分を今回落とさせていただくというものでございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 78、79ページの備品購入費でございますが、これにつきましては津和野大橋下流の兩岸にでございますが、桜が咲いておまして、桜の木ございまして、コミュニティーセンター側につきましては町有地の中に線を埋設しまして桜のライトアップを季節になると行っております。反対側、病院側のほうですが、代官丁側のほうは、あれといやさん、ボランティアの皆さんが協力いただいて通常白熱電球のライトを設置をいただいて、まあ電気料等は見さしていただいておられます。若干の仮設費は要りますが、その辺をもって季節において仮設でライトアップをしておりました。

ただ、このライトが白熱電球でございまして、虫がどうしてもたまってくることで、昨年、最終的には火事にはなりませんでした。ちょっと煙が出るようなことでぼや騒ぎがございまして、これではもう消防のほうからも指摘がございまして、このままで続けてはいけませんよということがございましたので、あれといやさんあたりとも相談をしましてLED対応にさせていただこうということで、今回、備品購入をさせていただいたということでございます。それを提供させていただいて、設置をさせていただこうということでございます。

こちらが県の土地でございますのでなかなかすぐに埋設というところまではなかなかいかない部分もあるんですが、将来的にはそういうことがもし皆さんの御理解をいただくようなことがあって可能、予算次第ではございますが、可能になればそのときにはこの機材をそのまま利用できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ページ数では61ページですか、医療対策費の医師確保専門官の報酬ですか、56万5,000円が減額ですか、特定の人が思い浮かべられますけども、報酬が減額というその背景はどうしたものなのか。それから、27年度中における医師並びに医療従事者の動向等について少し概略をお聞かせいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 医師確保専門官の報酬56万5,000円の内訳でございますが、昨年来から医師確保専門官のほうがどうしても医師に会うときに車で移動します。その関係で腰のほうを痛めまして昨年の夏から検査等いろんな状況で回復に望んだんですが、この1月から3月休職という状況で届け出がออกมาして、その関係で3カ月分の報酬が減額となっております。

それから、27年度における医師状況についてでありますけど、27年度の5月に老健の施設長として、これは県の赤ひげバンクの関係で北九州から先生が1人介護老人保健施設のほうに来られました。ただ、年齢的にも77歳という状況でありましたので、老健の施設長はするけれども、やはりショートステイ等で補助が欲しいという状況がありまして、これも県の医療統括機関からやはり町として医師確保は最優先ということがありましたので、町のほうで昨年の5月に山口の開業なさった先生がそこをやめるということで5年ぐらい前からその先生とはかかわりを持っておりまして、その先生が今、週4日、非常勤として老健のほうに来ていただいております。

それから、28年の2月からではございますけど、どうしても北九州の先生が週末帰られますので、その関係で土曜日に老健の非常勤先生で、一応これは広島の先生ではありますけど、来ていただくことに今なっております。

28年の、その先生が、4月から常勤としまして津和野共存病院のほうへ、この先生もちょっと臨床関係随分もう離れておりましたので、検診関係の部分で須山、飯島、武山両先生をこの3人の先生を支援という形で放射線の大本先生が検診関係やっとなるんですが、やはり年齢が60歳を超えまして非常に厳しいという状況がありましたので、その関係を支援をしていただくということで4月からは常勤医師として津和野共存病院の検診、そして土曜日は老健の非常勤医師として支援をする予定になっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） もう一つ、68、69の県営中山間地域総合整備事業負担金が入札不調により今回事業実施に至らなかったということでございますが、事業はちょっと問題的に何だったかちゅうのが忘れちゃったけども、その事業の内容とその不調たる原因、それからまた不調の後の今後の対応についてはどのように、来年

度事業として再度入札に付すのかどうか、その辺について詳細をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 年度当初、中山間地域整備事業の関係で圃場整備の関係は添谷地区の今換地をしております。

それから、用水路の工事で、結構これがありまして、木毛、高田、麓耕、直地、野広、滝元下、小直、左鑑、野口、脇本、柳を予定をしておりました。

それから、集落道路の関係で福谷の道路、それと集落防災ということで防火用水を宿の谷というふうに計画をしておりましたが、実際に契約できましたのが用水路の関係で滝元下、小直、左鑑それと野口、脇本、柳、それと圃場整備の添谷地区の換地の関係というふうなことで、用水路の関係で契約額が4,400万円、それから圃場整備の関係で200万円の県の契約でございます。

不調の関係についてでございますが、先ほど多くの地区を申しましたが用水路の関係で木毛、高田、麓耕、直地、野広、これが不調、それから集落道の関係で木部の福谷、それと宿の谷の防火用水の関係が不調に終わったところでございます。

原因としましては、今月31日までにどうしても災害復旧の工事を終わらせないといけないというふうな状況もございまして、そのほうへ、町もそうですが、県も重点的に力を注いでおりまして、業者のほうに災害をとっていただくというふうな努力をしてみました。その影響で業者のほうの余力がないというふうなところもございまして、入札をしても応札がない、不調に終わったというふうな状況でございます。

今後の予定でございますが、今申し上げました用水路なり道路の関係を含めて28年度に発注をしていくというふうな考えをしております。28年度においては、災害も、業者でいいますとA級を除いてB、Cのあたりが余裕が出てくるというふうな状況もありますので、何とか受けていただけるのではなかろうかというふうな期待を持っておりまして、県のほうにも努力のほうをお願いをしておるといった状況でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 先ほど同僚議員が質問をいたしました、79ページの商工費の関係でございますが、先ほど課長さんの答弁にもありまして、ライトアップするわけですが、昨年もああいったような事故がありましたんで、枯れ草が燃えるじゃなんじゃちゅうのは維持管理でできとらんというふうなことであろうと思います。今年度もこれとは違う反対側へつけられるんですが、やぶより下でつけることになるんだったら、やはりそういったことが起きるんで、維持管理は、これはあれとはいわず全部やるようになっておるんでしょうか。それで何基ぐらい、ことしつけられておるんか、それをお聞かせいただきたい。

それともう1点、教育委員会のほうであります、109ページの文化財の樹木維持管理委託料、これは大手道の災害の樹木伐採であらうとは思いますが、どのぐらいの本

数があったのか、それで処理方法はどのような方法でされておるのか、これについてお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御指摘の内容でございますが、昨年のあのぼや騒ぎといたしますか、まあ、ぼやにもならなかったわけですけど、ライトの中に虫がたまっていると……。

それで燃えたというところでございまして、そういう部分で今回LEDということにさせていただければ、そういったことも出てこないのかなあというところでございます。

そういうことで、管理的にはつけていただいて、あれといやさんのほうで面倒見ていただいております。

それと、個数でございますが、今回代官丁側のほうで20個設置を購入を予定をしております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 議員御指摘の樹木の伐採の関係でございますが、この中には嘉楽園の雪害の被害の倒木と、城山の大手門、御指摘のところの雪害のときの倒木の本数が入っております。申しわけありません、今、本数を持ち合わせておりませんが、一応そこで木を倒してそのままとあえず置くということにしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 69ページの農林水産業費の農地中間管理事業の農地中間管理機構集積協力金480万6,000円が減額をされております。これは当初、対象があつて実際にできなかったということか、それとも、ある程度、出し手等の予測の中でこのぐらいの金額が要るであろうからということで設定したものが実際にはなかったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 当初は県のほうから予算がこの程度準備してあるということであつたわけですが、実際には中間管理機構が扱うような事案が少なかったということでありまして、実績的には174万6,000円という実績になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第37号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 議案第38号

○議長（沖田 守君） 日程第31、議案第38号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第38号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第32. 議案第39号

○議長（沖田 守君） 日程第32、議案第39号平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第39号平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33. 議案第40号

○議長（沖田 守君） 日程第33、議案第40号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第40号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第34. 議案第41号

○議長（沖田 守君） 日程第34、議案第41号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第41号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第35. 議案第42号

○議長（沖田 守君） 日程第35、議案第42号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第42号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第36. 議案第43号

○議長（沖田 守君） 日程第36、議案第43号平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第43号平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第37. 議案第44号

○議長（沖田 守君） 日程第37、議案第44号平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第44号平成27年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第38. 議案第45号

○議長（沖田 守君） 日程第38、議案第45号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 短期入所ということで、ショートステイのほうは数字が黒ということで、この老健施設は3カ月が期限として入られるというか、いろんな、入所に関してはその条件があるんだと思うんですが、その老健施設そのものを仕様を変えて、ショートステイ対応にすることというのは、法律上、3カ月の部分を1週間とか10日とか、そういう部分に、施設の利用の、何ていうか、利用を変えるというような、そういう仕組みちゅうものは、この老健施設では無理なんでしょうか。というのは、私の、まあ、たまたま、あれが、私の母ですけども、ショートステイをお願いしたときに、なかなか町内でいつでもいいよという状況にはなくて、むしろ待つてもないよということですが、老健でショートステイの枠が今以上にあれば、いつでも

申し込めばいつでも使えるよという、そういう条件、そういう周辺整備が整えば、介護を自宅でしている者にとっては都合がいいかなと思うんですが、そういう、法律上の定めがあるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在、介護老人保健施設数、せせらぎのほうは、認可ですね、99床をいただいております。その中には、先ほど議員が言いました、ショートステイと入所合わせての99床でありますので、それをすべてショートステイという状況にも、それは可能であります。

ただし、現在の状況からいいますと、特別養護老人ホーム、これはやはり人口減少によって待機の人数、この実人数というのは年々減っております。その中で老健のやはり、いわゆる入所、これはやっぱり中間的な部分でも非常に重要な部分でありまして、今回3,000万減額をされておりますが、これはやはり要介護認定が入所の方が下がった原因とですね、やっぱり人数的にも減っております。その部分をショートステイですね、賄うておるような状況で、現在ショートステイのほうを約20ぐらいは常時活用している。

ただ、入所のほうが少ない場合は、どんどんショートステイを入れて増収をしているという状況で、橘井堂のほうも運営をしております。

だから、議員さん言われたように、制度的にですね、ショートステイをふやすという状況は、99床の中ではそういうことはできます。

ただし、経営上ですね、ショートステイばかりでは、やはりこれは事業と、施設として成り立ちません。その中でやはり入所を主にして、ショートステイを当初のように15から、そこらで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第39. 議案第46号

○議長（沖田 守君） 日程第39、議案第46号平成27年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第46号平成27年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第40. 議案第61号

○議長（沖田 守君） 日程第40、議案第61号平成27年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加でお願いいたします案件は、契約変更案件1件、契約案件1件、計画変更案件1件、指定管理者指定案件1件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第61号でございますが、平成27年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第61号について御説明いたします。

契約の工事名につきましては、平成27年度鷺原地区下水道管布設工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は7,253万8,200円、変更前の契約は6,458万4,000円、変更額につきましては795万4,200円の増でございます。

それから、工期でございますが、変更前の完成日は28年3月25日でしたが、変更後28年7月29日まで延ばすものでございます。これは、先ほど可決されました、繰越明許の補正の中で繰越明許という形になります。

契約相手方先につきましては、有限会社ナガヨシ技建代表取締役永吉伯亨様でございます。

変更の理由です。次ページに変更、仮契約書の写しをつけております。参考資料として、工事の変更理由の内容につきまして列記しております。

金額につきましては、先ほど言いましたように、795万4,200円を増額するものでございます。

変更の理由として、工事の変更の理由として、まず一つ目として、埋め戻し変更として、317万9,520円。これは、県道を掘削したところ地下水の流出がございまして、また玉石、転石等のまじりの土が多く出現をとりまして、流用土を購入したため、増額するものでございます。

もう一つの理由として、477万4,680円ですが、町道新橋市線の交差点部分を今回舗装を本工事として実施するものでございます。

工期の変更につきましては、当初計画では10月より着手する予定でございました。この工事に伴いまして、水道工事があるわけですが、並行して施工する予定にしておりましたが、水道の配水管移設工事がおくれたために、着手が移設工事完了後の1月からとなりまして、年内の完成が困難になったため、年度内繰り越しを行いまして、ことしの7月29日まで延ばす予定にしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですか。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第61号平成27年度鷲原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第41. 議案第62号

○議長（沖田 守君） 日程第41、議案第62号津和野町障害者福祉センター建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第62号でございますが、津和野町障害者福祉センター建設工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議案第62号を御説明いたします。

工事名は、津和野町障害者福祉センター建設工事。

契約の方法ですが、一般競争入札。

契約の金額は、1億6,610万4,000円。

契約の工期ですが、津和野町議会の議決のあった日の翌日から平成28年3月31日まででございます。

契約の相手方は、堀建設株式会社であります。

めくっていただきまして、裏面に資料1として建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

事業内容につきましては、資料2のほうに図面を添付しておりますけれども、建築床面積が499.75平米の木造平屋建てでございます。

なお、入札の概要でございますが、3月10日に入札を執行しまして、応札された会社が2社ございました。入札率につきましては、99.9%となっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。はい。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 大変な落札率であるんですが、99.9%というような落札率、初めて私も聞きましたが、まあ、これはこれとしてですね。

何社がこれを入札に参加されておるのか、業者名を全部教えていただきたい。

それと、もう一点お願いですが、もうちいとこの図面でも、もうちょっと大きゅうしてもらえりゃ大変助かるんですが、これじゃあ、全く、虫眼鏡でも見られんような図面なんで、できましたら、まあ、こりゃ、拡大すりゃええことでございますけれど。



今後、もうちいたあ、あそこの大きい図面をつけていただくように配慮をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 大変済みません。入札に応札した会社でございますが、先ほども説明しました2社でございます、堀建設株式会社、日成建設でございます。2社でございます。

それから、図面につきましては、大変申しわけありません。前回、全員協議会で御説明させていただきましたので、省略させていただきまして、見にくい図面をつけておりまして、まことに申しわけありませんでした。

○議長（沖田 守君） 後山さん、いいですか。

○議員（1番 後山 幸次君） はい。

○議長（沖田 守君） はい。

4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 完成が28年3月31日になっていますけども、わずか2週間ぐらいしかないような気がします、これでよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 27年度発注工事でございます、一応、契約上はですね、3月31日を計画しておりますけども、これにつきましては、最終日にですね、繰り越して、変更契約を提出させていただくということになります。

○議長（沖田 守君） はい。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。議長。

○議長（沖田 守君） はい。

○議員（6番 丁 泰仁君） いや、同じ質問だったんですが、どうも納得がいかないんで、28日、29日、30日、31日うちに完成という、これ、どういう意味かなと思いました。今、回答ありましたから、分かりました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。はい。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この障害者福祉センター建設工事の事業については推進するものでありますが、先ほど同僚議員が申しましたとおり、99.9%という数字はやはり、この議会からも失笑が出ましたように、どうなのかなと、というような声

が上がってもおかしくないのではないか、というふうに感じるところもありますので、この99.9%という数字が果たしてどのようなものなのか、いま一度検証、検証ではないですね、99.9%という数字について考えていただきたいと思ひながら、賛成の討論とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） それ、今……。もう一度、お願いしたいと思ひます。（笑声）2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） このたびの、この建設事業に関しましては、推進するものではありませんけれども、99.9%という数字が果たして、この議会から失笑が起きたという事実をですね、よく考えていただきたいという意味を込めての討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 賛成討論に附帯条件をつけたということですかね。

○議員（2番 川田 剛君） （聞き取り不能）。

○議長（沖田 守君） 賛成の場合には、「しかるにこうこうではあるが、賛成」というような賛成討論は余りありませんから、賛成なら賛成、反対なら反対という討論にさせていただきたいと思ひます。

次に、原案に反対者の討論、反対討論をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第62号津和野町障害者福祉センター建設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第42. 議案第63号

○議長（沖田 守君） 日程第42、議案第63号過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第63号でございますが、過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第63号について御説明いたします。

津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、別紙のとおり、過疎地域自立促進事業を追加するものでございます。

議案書1枚めくっていただきまして、別紙様式2をごらんください。

追加する事業でございますが、事業内容として区分4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、注（8）その他として、障害者福祉センター建設事業を追加するものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、別紙様式3をごらんください。

事業の概算事業費でございますが、一番上段のところ、27ということで、平成27年度として、9,360万円を予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第63号過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第43. 議案第64号

○議長（沖田 守君） 日程第43、議案第64号公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第64号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について、高津川清流館でございます。

去る3月1日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第64号について御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、高津川清流館でございます。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社石西社でございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面のほうに資料をつけておりますので、ごらんください。

高津川清流館につきましては、これまで町が直接管理を行ってまいりましたが、管理の円滑化等を図る目的で、28年4月1日から非公募により指定管理者制度を導入するものでございます。

指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を3年といたしまして、株式会社石西社を指定管理者に指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、5年が適当というふうに考えておりますが、類似施設の指定期間満了日に合わせるため、初回に限り3年間とさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第64号公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時26分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

議事日程（第3号）

平成28年3月24日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

1番 後山 幸次君	2番 川田 剛君
3番 米澤 宥文君	4番 岡田 克也君
5番 草田 吉丸君	6番 丁 泰仁君
7番 寺戸 昌子君	8番 御手洗 剛君
9番 三浦 英治君	10番 京村まゆみ君
11番 板垣 敬司君	12番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	下森 博之君	副町長 .....	島田 賢司君
教育長 .....	世良 清美君		
参事（兼健康福祉課長） .....			齋藤 等君
総務財政課長 .....	福田 浩文君	税務住民課長 .....	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長 .....			内藤 雅義君
農林課長 .....	久保 睦夫君	商工観光課長 .....	藤山 宏君
環境生活課長 .....	和田 京三君	医療対策課長 .....	下森 定君
建設課長 .....	田村津与志君	教育次長 .....	羽多野寿子君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。連日、予算審査で御苦勞でございました。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから、3日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則126条の規定により、3番、米澤宥文君、4番、岡田克也君を指名します。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 議席番号7番、寺戸昌子です。

通告に従って、3項目の質問をさせていただきます。

1項目めは、介護保険制度についてです。

津和野町では、平成29年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行するとしています。

介護保険を利用されている方々から、「家庭での介護は、昼・夜の区別なく、気をつけなければいけない場合もある。ぶつかってけんかしたりすることもある。しかし、放り投げるわけにはいきません。デイサービス、ショートステイは、大変ありがたい。家族にはわがまま言っても、施設に行けば素直に協力してくれる。施設に行きたがらない日もあるが、施設では優しく声をかけてもらって安心して過ごしている。」などの声を聞いています。介護施設は、介護を受ける方、介護者を抱える家庭にはなくてはならない存在になっています。職を持ちながら介護を担うことは、さらに容易ではありません。施設を安心して利用できることが不可欠になります。

一つ目の質問です。津和野町では、介護離職の不安を考えるとなく仕事が続けられているのか、現状をお伺いします。

安倍政権は、一億総活躍社会と銘打って、介護離職ゼロに向け、介護施設など50万人分をふやすとしています。

しかし、昨年4月に、事業者を支払われる介護報酬の2.27%の引き下げを行ってしまいました。それによって、介護の現場はこれまで以上の厳しい状況に陥っています。町内の介護施設の事業者からは、「介護報酬の削減で減収が1割にもなる、人手不足だ

が募集しても応募がない、離職者が出る、先の見通しが立たない」などの声を伺っています。

第6期津和野町老人保健福祉介護事業計画の資料では、平成26年9月時点の事業所ヒアリングにおいて、人員不足、人材不足など課題が多数上がっていました。

二つ目の質問です。町は、介護報酬の引き下げ後、事業者や介護職員、利用者の実情や影響などを把握するための調査を行ったのでしょうか。行われていれば、調査結果の概要をお伺いします。

このたびの介護報酬引き下げで、全国には介護施設の閉鎖や規模縮小に追い込まれるケースが数多く出ています。

平成29年度からの津和野町の新事業実施に向けて、町は展望を持っていると思います。町内の介護施設の事業者から要望が出ていた介護職員の研修の補助事業制度を、町が平成28年度に実施する取り組みには期待をします。しかし、それだけではとても十分とは言えません。事業者などや利用者の混乱を招かないために、行政がさらにリードしていくことが必要と考えます。

三つ目の質問です。町は、新事業実施に向けて、各施設や事業所などとの話し合いをどのように進めているのか、お伺いします。

続けて、四つ目の質問です。課題解決のために、町内の施設と一緒に協議できる場、一緒に研修できる場を、行政主導でぜひつくっていただきたい。所見をお伺いします。

平成29年度から新事業に移りますが、要支援1、2の方が国の介護保険から外れて、各自治体の地域支援事業に移ってしまいます。昨年3月議会の私の質問で、町は一般財源などから上乘せが必要になっても、現利用者、新利用者も同じようにサービスが受けられるようにするとの回答でした。

五つ目の質問です。再度、確認をいたします。

新事業に移行する平成29年度は、要支援1、2の現利用者、新利用者にとって、受けられるサービスは今までと変わるところはないのでしょうか。平成29年度以降も変わらず利用できるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問ということでございます、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

介護保険制度についてでございます。

まず、1番目と2番目の御質問、あわせてお答えをさせたいと思いますが、現在、町として介護職場での介護離職者の調査把握及び事業者への介護報酬引き下げによる影響調査等は実施しておりませんが、平成27年の介護保険制度の改正による影響につきましては、改正後1年間の事業所運営状況及び利用者の利用実績等を把握する目



的でのアンケート調査を4月以降に行う予定でありますので、御質問の調査項目等も加えた内容での実施を検討したいと考えております。

三つ目の御質問であります。新しい総合支援事業についての事業所ヒアリングにつきましては、平成27年10月に第1回目を実施しておりますが、平成28年度につきましても、5月以降に実施をする予定でございます。

四つ目の御質問であります。事業所ヒアリングを実施した際にも、議員御質問の町内施設が、一緒に協議、研修できる場を設けていただきたいとの意見をいただきましたので、3月末に町内各施設の管理者に集まっていただき、人員の現状等の課題について会議を行う予定にしております。

五つ目の御質問であります。要支援1、2の方がこれまで利用してきた介護サービス事業所による既存のサービスにつきましては、引き続き御利用いただけます。

現在、住民ボランティアなど、地域の多様な主体に御協力をいただきながら、今あるサービスとは別の新たなサービスを平成29年度より実施することができるか、協議を行っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） まだ調査を行われていないということですが、平成27年の3月議会時点で、町長の回答で、介護報酬改定の影響について、具体的な予測は難しいので、町として各事業所の運営状況などの把握実態に努め、県と協議し対応したいとお答えいただきました。

29年度からもう新事業に移行してしまうわけで、それに係るごたごたも、まだこれから出てくると思います。早急に調査をするべきだったと思うのですが、なぜ調査が1年経つのを待つ必要があったのでしょうか。不安の声はもう前々から、報酬が改定される前からかなり上がっていて、その上でまた報酬が下がっての不安が倍増してると思います。もっと早く調査をしていただきたかったのですが、これ1年終わってからっていうんじゃ遅すぎるような気がします。

でも、橋井堂は町が指定管理をしてるわけですから、そこにおいての内容の把握はされてはおられないでしょうか。離職をされる方もおるとお聞きしておりますので、また、報酬の引き下げとか、離職に影響を与えていないか教えていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 調査等についてでございますけども、先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、平成27年10月の13日に、町内にある各事業所さん、出かけていきまして、個々の聞き取り調査等は実施しております。その段階で多く出たのが、やっぱり職員の募集をかけても、なかなか人が集まらないといったことが、一番多く各事業者から出た内容でございました。

それから、その他こういった制度改正等によって、やっぱり事業者さんが情報収集とか、お互いの施設同士の話し合いをしたいということで、交流会等も持ちたいというよ

うな意見も出ましたので、10月27日には県の職員を呼びまして説明会等、事業所を集めてやっております。

調査自体が1年過ぎて遅いのではないかとということではありますが、現状は、個々に事業所等に聞き取り調査をやっておりますが、正式にアンケート調査につきましては、1年その状況を見ながらということでもありますので、先ほど答弁にもありましたが、4月以降に実態的なものを調査してまいりたいと考えております。

それから、介護離職者ということですが、基本的には介護離職ということになると、今の介護職場において、家庭での介護が必要なことを理由に職場を辞められたということか、それとも、なかなか募集してもおられない、仕事辞められて新たに入った人との差し引きですね、そういったことを質問か、ちょっととわかりづらいんですが、これにつきましては、先ほども答弁しておりますが、アンケートの中に、議員御質問のような介護離職による離職者等の調査並びに事業所や介護職員の実績、状況等もアンケート調査に含めて調査したらということも、同時にあわせて考えております。

それから、医療対策、病院については、済いません、医療課長から。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、医療対策課としまして、医療法人橘井堂のほうの介護老人保健施設せせらぎのほうの指定管理をしていただいておりますので、現在のところ、やはり医療法人橘井堂においても、ここ四、五年で約34名から5名、離職しているという状況であります。

個人の理由につきましては、勤務環境、やはり職場での人間関係、あるいは介護老人保健施設せせらぎにおいては、2交代制でやっております。その中で、3交代制がいいとか、という勤務形態もあります。

それから、キャリアアップをやっぱり目指しているということで、介護職から看護師、あるいは社会福祉士、PT、OT等の、やはりそういう職種を目指したいという退職。

それから、やはりこのまま家庭を持ち、この介護職の給与でいいかという将来への不安への形の中での転職。

それから、議員さんが言われましたように、家族介護のための離職ということもあります。

そのような状況の中で、やはり昨年ぐらいから、法人としましても、この介護職確保のために学校訪問、あるいは実習の研修の場としての受け入れ、あるいは就職ガイダンスの参加等、さまざまな状況の中で確保においていろんなことをやっているんですけど、やはり国の2025年のこの問題の方針で、やはり都会のほうに介護職が流れていくという状況があります。当然、新卒者等が最近入ってないというのも、その辺の影響があるんじゃないかということで、先日もそのような確保状況について分析をしております。

それから、介護報酬の引き下げについての離職があるのではないかということですが、国は、平成23年度に介護職員の処遇改善の交付金制度を廃止しまして、現在は、介護報酬に基づいて処遇加算を図っております。

その状況の中で、老健せせらぎにおいては、ショートステイ、あるいは入所、あるいは介護予防サービスのデイサービス、リハ等で、処遇加算が取れますので、その状況の中で事業者としても努力しているのも事実でありまして、介護職1人当たりの給与、いわゆる賃金においても、その処遇加算を実施をしておりますので、介護老人保健施設せせらぎの介護職においては、28年先月末では約1万9,000円、その部分は給与の中で上積みをしております。これは、サービス事業所によっていろんなサービスがありますので、また利用者の部分で、介護報酬に伴ってやっておりますので、月幾らという部分ではありませんけど、約1万8,000円から1万9,000円は、介護老人保健施設せせらぎにおいては、そういう上積みをやっております。

この状況の中で、事業者とすれば確かに介護報酬は下がりましたので、収入とすれば下がっているのは事実であります。この処遇加算を取るために、さまざまな書類提出等、あるいはそのキャリアパスを、要件を確保するために、研修、あるいは実地研修等も、あるいは県の研修に参加とかというのをしない限り、この処遇加算は取得をできませんので、そういう意味では、各事業所等ともそういうところでは、非常に確保のために臨んでいるという状況であると思います。

ただ、町内業者の部分におきましては、やはりデイサービス等のサービスだけしかないところは、処遇加算も、当然、これは低いという状況になっておりますので、現在のところ、先ほど町長の答弁にもありましたように、この3月末に集まって、その辺の利用状況、そして、やはり1年をたつてという状況の部分は、その中にはやっぱり利用者の分析、やはり高齢化が進んでいる中で、介護認定者は変わらずとも受給者はふえているという状況も踏まえての部分で、やはり1年ぐらいの月日は必要だという考え方で町としては考えておりますので、この時期に事業所を集めて御意見をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） アンケートでの調査をされるということですが、集計をしたり時間がかかります。とにかく介護の現場は、ほんと大変で先が見えないという声をたくさん聞いておりますので、早急に対応していただきたいと思っております。

それから、キャリアアップを目指すために離職ということも今お聞きしましたが、キャリアアップをして、またこの津和野町の施設で働いていただけるという道とか、新卒の方が都会に流れてしまう、それを防ぐための、津和野町だからこそこに勤めたいという施策を何か持ってこない、この流れはこれからとめることができないんじゃないかと、すごく不安を持ちます。この流れが、もしとめることができなかったら、万が一、

施設を閉鎖されるところがもし出た場合、町民の不安はものすごく膨らんでいきます。今でも、私が年をとったときに、ほんとにこの津和野町で暮らしていけるのかと思っていらっしゃる方はたくさんおられます。万が一のことが起こらないように、保険者として、津和野町として、施設を引っ張っていくことをもっと真剣に考えていただきたいと思います。

今、私は54歳になりました。まだ介護を受ける側ではありませんが、母は介護を受けております。現場は大変です。

大きな施策とか、そういうのを考えるのは、なかなか時間がかかると思うんですが、私が思いつくには、資格を持ちながらまだ近くで眠っておられる方、津和野町だけではなく吉賀町とか益田でも、実は介護の現場で働きたいけど、こういうところに不安を持っているので働けないとか、いろんな問題を持ちながら眠ってられる方がおられると思います。それを掘り起こして働いてもらうには、やはり各施設が単独で動いてはとてできないと思います。

もし、そのチラシとかで、うちではこういうものを優遇しておるので、うちで働いてみませんかというチラシを1枚入れるにしても、広告料は、折り込み料はかなりかかります。そういう費用の負担を軽くするための町の施策というのも必要じゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 今の段階で、今すぐこれをやりますというのは発言できませんけども、これまでも言うておりますように、事業所等に集まっておきまして情報交換と、それから今の現状、それから今議員が言われるような、これからの津和野町の介護について等、それからアンケートを4月に行いますので、そういった結果等を踏まえまして、積極的な方向づくりच्छうか、そういったことも努めてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この介護離職者の関係でありますけれども、私も昨年、総合戦略をつくる上で、そうした民間の福祉や医療にお勤めの方々や経営者との意見交換会をしてきておりまして、そこでも非常に問題提起が出されてきた。それから社会福祉協議会とも年に1回、役員の皆さんとの意見交換会をしておりますので、そうしたところでも今の非常に懸案材料になってるということでお聞きもしているところでもございます。

そうした中で、この総合戦略も、若い女性が生活をしていただける、そういう町を目指そうということで、そこに仕事づくりという面においては、その介護の関係の問題を解決をしながら、そういうところにまた働いていただくところをつくっていかうじゃないかということも盛り込んでいるわけでございますので、また、今度ともその辺に具体化することで、しっかり取り組みもやっていきたいと考えているところでございます。

そこは、決して真剣ではないということではございませんので、我々も真摯に取り組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

そうした中で、いろいろ財源の確保というものも、厳しい財政状況でありますので、特に新しい事業を進めていく上では、そこが一番ネックになっているというのが町の実情でございます。国のほうも介護報酬、その引き下げをしたというその辺は、またいろんな課題は、国に訴えていかなきゃならんと思っておりますが、一方で、国のほうも地域医療、介護の総合確保基金という、そういう制度を設けてくれておりまして、これを各都道府県に配分をしていくと。そして、これはまずは県のほうで基金積み立てをして、そして県の事業として各市町村とも協議をしながら、医療分については、医療の医師や看護師の確保というところ、それから介護分については、介護士の確保、また介護離職者ゼロを目指すということでございまして、県のほうでは平成27年の補正で、約二十数億円ぐらいを基金積み立てをされるというようなこともお聞きをしております。それを5年程度かけながら介護離職者ゼロというものを目指していく、そういう方針も立てられているように聞いております。

それから、平成28年度は28年度分のまた介護のこの確保のための、介護士の確保のためのそういうお金も予算づけをされるというように聞いておりますので、そうしたところとしっかりまた連携をしながら、津和野町においても介護の働いていただくという環境つくるための検討というのを、今後の調査を踏まえながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 県との連携をしながら取り組んでいかれるということで期待はしますが、県との連携ということで、よそのほかの自治体もやはり連携をしながらするわけです。津和野町だからこうだっというものを持たないと、ほんと大変なことになっていきます、これから先。ぜひ、津和野町だからというものを出示していただきたいと思っております。

先ほど、町長も言われましたが、介護の施設というのは雇用の場でもあります。雇用の場がなくなってしまうは大変です。また、その施設で雇用がふやすことができれば、それも大切なことじゃないかなと思っております。

5番目の質問で、要支援1、2の方の受け入れは、施設のほうに今までどおり受け入れをして、施設のほうで介護とかいろいろしていただけるような体制でいくっていうお話ですが、国の介護保険から離れて、津和野町の自治体が主体になるわけで、そこで問題なのは介護保険による単価ではなく、自治体からの単価の報酬で施設を運営していかなきゃいけないということになります。もしここで単価が下がってくると、今でさえ施設はこれから先どうしていこうと悩んでおられるところ、また首を絞めてしまうことになります。サービスの低下は防ぎたい、もっとサービスを向上させたいと事業者の方はおっしゃられておりますが、報酬が下げられてなかなかそれも思うようにいかない、で

また、要支援1、2の方が、今お世話をさせていただいてるが、本当に移行したときに、津和野町の方を引き受けさせていただけるのか、はっきりしたことも聞いてないということをお聞きしました。要支援1、2の方は、移行して津和野町が引き受けたときに、報酬の単価のほうはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 基本的に要支援1、2のこれまで訪問介護であったり、通所介護につきましては、新しい事業に移行するわけでありまして、これにつきましては財政等もありますので、今あるサービスが皆さん受けられるように努力はしていきたいと思っておりますけれども、確実に今の金額、今の状況の中でできるかというのはちょっと、今の段階は、これから協議をしていきますのではっきりは言えませんが、今あるサービスは同じ条件で受けられるように努力はしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） はっきりはわからないが、同じようにできるように努力をされていくということですか。大変だと思いますが、お願いします。

それから、新事業に移った場合に、自治体ごとにサービスが決まってしまうので、津和野町のサービスはこうだけど、吉賀町に行ったらこれが受けられるのよっていう違いが出てきてしまう可能性があります。それを防ぐために、やはり圏域でまとまってその辺を考えていくことが必要だと思うのですが、その辺はどのように考えられていますか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 今ある既存のサービスをそのまま新しい事業として移行する部分と、新たに町として取り組む事業等があります。新たなものにつきましては、やはりその、やるからには町民、住民、それからNPOとか、そういった地域の協力がないと、なかなかできてこないということでもありますので、これにつきましては、できるだけ管内等の情報等も集めながら実施はしますけれども、受枠がどういった方で協力いただけるかという受枠づくり、それから、今津和野町でどういったサービスが必要なのか等につきましては、生活支援、介護予防体制の整備、推進協力隊というのを、町内のまちづくり委員会であり、シルバー人材センター、民生委員、社協、それから事業所さん等に出させていただいて、それを考える会を行っております。1月15日に初回を立ち上げて、2月26日これから2カ月おきに1回ずつ実施をして、今後の新しいサービス並びにどういった方で対応していくかというのを協議していくことになっておりますので、その辺はこれから、全て29年4月から新たなサービスが一斉にスタートできるわけではないですけども、できるものから実施していくという形をとっていききたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 新しいサービスで、地域の方の御協力をいただいているサービスについては、その地域、地域で特色があるので、違いがあるというのは当たり前だと思います。

私が今伺いしたかったのは、施設に入っただけのサービスのことで、例えば吉賀町で今まで吉賀の施設に要支援でお世話になっていましたが、ちょっと子供が津和野町におるんで津和野町の施設を利用したいとかいうことになった場合、津和野町と吉賀町の要支援のサービスが違っていましたら、利用者にとっては困ることが起きてしまいますよね。なので、圏域でまとめる必要があるのではないかという、施設のほうも多分困ると思います。万が一、吉賀町に住民票が、万が一っていうか、吉賀町に住民票はありながら、津和野町の施設を御利用されるっていうことも起きかねないと思うんですけど、その辺、圏域で話しておかないと混乱が生じるんじゃないですか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、介護事業所に、これまでどおり要支援1、2の通所介護等を受け入れるということは、その事業所はやはりこれまでも専門の事業者であります。当然、要介護1から5の受け入れもやっているという中で、このたびの地域支援事業、いわゆる生活支援事業は、介護保険からこの地域支援事業、介護保険の特別会計の中の地域支援事業、財源的には町の持ち出しは12.5%、この財源は変わっておりません。そういう形の中で、いわゆる事業所が専門としてやるべき部分は何かと言えば、当然、そこには訪問入浴、そういうことが中心。それと、デイサービスで体を動かして、要支援1、2の部分を要介護状態にしないという専門的な部分でありますので、その辺の部分におきましては、どこの保険者も同じような形で、当然その介護保険給付のこれまでの単価までにはいかなくとも、それに近い単価をするわけですので、行政としてもその部分の区分けははっきりしていきたいと。

それと、各市町のサービスはさまざまであるということも、これ当然であります。その状況の中で、やはり、例えば通所介護を受けた場合、基準値が介護福祉士何人、看護師何人という部分の、いわゆる緩和の基準をゆるめたのが訪問型A型、そして住民指導がB型、そして保健師、あるいは専門職が直接訪問に行き指導するのがC型という状況の中で、それぞれの分野がありますので、先ほど参事が言いましたように、その状況というのは、今後、アンケート、あるいはいろんな実態を踏まえての形の中でのサービスの地域支援事業を考えていきたいということでありまして、圏域の中で、事業所に行きサービスが違ふというのは、その部分はまだ統一をして、今あるサービスは、当然、その事業所しかできない部分がありますので、そういう考え方でありますので、そのような状況も圏域の中で、担当者同士話しておりますので、議員さん言われるような統一的な部分は、そこでプラスアルファ出したいと、例えば配食の部分もそこで食事をする部分、その状況の中で、デイサービスですので、同じような形でそこに専門職置

いとくということは、それだけの町も単価を払うわけですので、今のサービスが低下をすることはないということだけは、町としても実施して行きたいと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ありがとうございます。町内の各事業所の運営が悪化して閉鎖に、ほんと追い込まれるようなことがあってはいけません。利用者にとっては日常生活の破壊になってしまいます。先ほどの言われた雇用の場も失われてしまいます。定住対策につながらなくなってしまいます。

この事態を真剣に捉えて、津和野町ならではの政策を、ぜひ進めてください。人員不足や、人材不足の悲鳴を上げられてから久しくなります。この声をしっかり受けとめて、解消に向けて対策を練って、保険者として責任を果たしていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

子育て支援についてです。まち・ひと・しごと創生津和野人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率、これ若い女性がお子さんを産む、何人産むかっていうやつなんです、2008年から2012年の平均で1.67%に津和野町はなっていますが、2035年までに2.07%に上昇させるという目標を立てられています。

具体的な取り組みとして、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略、これで若い女性が住みたいまちづくりを基本にして移住や定住対策を展開する。妊娠、出産、子育て期には安心して子供が産める、経済的な安定と人的サポート等の手厚い子育て支援や教育の充実などが必要となると、施政方針で町長が話されました。この戦略をもとに、人口減少問題に対応した施策を展開していきたいと。

現在、津和野町で子育て中の世代が、子育てのすばらしさを感じて、実感していなければ、次に子育てをしようとする世代は減っていきます。子育て環境の整備は、若い女性が住みたいまちづくりにおいても、合計特殊出生率の上昇においても、核になる重要な課題と考えています。

そこで、子育て支援について伺います。放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学生に、授業が終わってからの適切な遊びや生活の場を提供しています。放課後児童クラブの日原ひまわりクラブでは、今年度定員オーバーが起きています。来年度から定員を70人にふやすとされていますが、一つ目の質問です。

日原ひまわりクラブの施設を広げるのでしょうか。今の施設でとても70人は入りきれないなと思います。指導員の方の確保はできているのでしょうか。定員増のための対策の詳細をお伺いします。

二つ目の質問です。平成26年9月議会で、放課後児童クラブに入ることができない方の受け皿として、ファミリー・サポート・センター事業の開始の案が出ていると回答いただいています。その後の進捗状況をお聞かせください。



育児の相談や子育て中の集いの場になっている子育て支援センターは、今では地域の子育て中の母親の心の支えになっています。利用者からは、離乳食の参考になる、一人一人子供を見てくれてアドバイスがもらえる、安心できる、母親の悩みも聞いてくれる、母親同士の交流ができるなど、喜びの声を聞いています。遠く益田のほうからわざわざ来られる方もおられます。出産直後からの母子の関係は、のちの学校生活でのつまずきや、子供自身が母や父になったときの子育てなど、子供の発達、成長に生涯にわたって影響を及ぼします。

津和野町では、2014年度児童虐待の相談が、継続中も含めて20件あったと聞いています。その根底にはさまざまな要因が考えられますが、子育て支援センターをより充実させて、産後の母親の精神的支援をより充実させるべきと考えます。

しかし、日原の子育て支援センターでは、毎週水曜日に行われていた給食が中止になると聞いています。

そこで、三つ目の質問です。平成28年度以降の子育て支援センター運営を、より充実させていただきたいと思えます。そして、中止になるというその試食を、早期に再開していただきたいと思えますが、所見をお伺いします。

昨年3月議会で、産後ケアについて提案をいたしました。よい回答はいただけませんでしたが、子育て支援の観点から、産後ケアはとても重要と考えています。

再度、質問させていただきます。益田では、来年度、産後母子ダイケア事業を始めます。市内民間助産所1施設に委託し、産後の育児サポートや心身のケアを行います。母親と乳児は助産所で日中を過ごすことができます。母親への栄養指導、乳児マッサージなどが受けられます。

質問の4番目です。津和野町でも産後母子ダイケア事業というものを取り入れるべきと考えますが、所見をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子育て支援についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問でございますが、町内の学童保育及び放課後児童クラブにつきましては、平成27年3月に策定をした津和野町子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成28年度より町立保育園での学童保育を廃止し、各小学校区に放課後児童クラブを設置することとしております。

御質問の日原ひまわりクラブについてであります。平成27年4月より本格施行された子ども・子育て支援新制度による国の制度改正で、施設の面積要件等の基準が条例化されたことにより、定員を35名としておりましたが、利用希望者が多数あり、平成27年度は待機児童が出る状態となっております。

このような状況を改善するため、現在のクラブ室のほかに日原小学校体育館のミーティングルームをお借りし、クラブ室として使用することで定員を70名に増員をし、運営する予定としております。また、職員体制につきましては、現在常勤職員3名でロー

テーションを組み運営をしておりますが、4月からは、現在非常勤で来ていただいている方1名を常勤職員として雇用し、4名体制で運営を開始する予定でございます。

二つ目の御質問であります。津和野町子ども・子育て支援事業計画の5年間の計画の初年度であります本年度につきましては、現在発生しております待機児童の解消というのを最優先として、クラブ室の確保に取り組んでまいりました。

ファミリー・サポート・センター事業の整備を進めていく上で、育児の援助を行う協力会員の研修体制の整備や人員確保等の課題もあり、現段階における整備の進捗状況は、他市町村での実施状況の把握、検討にとどまっているところでございます。

新年度より、クラブ室が確保できたことで、申し込みいただいた全ての児童を受け入れられることとなりましたので、今後は病児・病後児保育の受け皿としての役目もあわせ持つファミリー・サポート・センター事業についても、計画期間内に実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。子育て支援センターにつきましては、これまでも津和野、日原の2つの支援センターを合わせて、年間延べ3,000人から4,000人の利用者があり、親子を対象とした育児相談や離乳食教室、また今年度からは新規事業として「ぴよぴよん教室」と称した療育教室も開始をしており、利用者の方からも好評を得ているところでございます。

これまで毎週水曜日に、日原支援センターにおいて給食試食会を行っていたところでありますが、これにつきましては、平成28年度より、直地保育園で給食を提供するため、日原保育園で調理した給食を搬入することとなり食数が増加するため、人的及び調理室のスペース的に毎週行うことができない状況でございます。

今後は、毎週定期的にとということにはなりません。状況を見ながら年間数回程度の試食会は行っていきたいと考えております。

続いて、四つ目の御質問であります。議員御指摘の産後母子デイケア事業は、国の子ども・子育て支援事業の一つで、利用者支援事業といえます。

この事業では、母子保健に関するさまざまなニーズに対応するため、総合的相談支援体制の整備を重点とし、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援をさらに強化し、安心して子供を生み、育てられる環境を整えていくための産後ケア事業、産前・産後サポート事業等を実施することとされております。

益田市では、少子化の急速な進展に伴う子供への接する機会の減少、核家族化の進行による家族からのサポート減少等、子育ての難しさに直面する母親の増加により、専門職による育児支援の重要性が高まったとの判断から、市内助産院へ委託をし、産後母子デイケア事業（産後ケア事業）を新年度より実施されるということでもあります。

議員より昨年3月に提案をいただいた産後ケア事業については、益田市の例にもあるように産後ケア全般にわたる助産師、産後の心理ケアを行う心理士等の専門職の確保や、

助産院または産後ケアセンター等での宿泊ケア、日帰りケアを行う環境の整備も必要となるなど、本町での実施には大変厳しいものがあります。

現在、本町では、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略において、産前・産後サポート事業を活用した子育て支援員の配置を計画をしております。

産前・産後サポート事業は、岡山県総社市において実施している子育てメンター（指導者や助言者）を要請をする講座及び登録事業者等を参考に、産後の母親の年齢に近い子育て世代や子育て経験を生かして世代間交流が望めるシニア世代を対象とした地域の身近な子育て支援員を養成するとともに、将来的には、子育て支援センターと連携し、産後、育児に不慣れな母親が赤ちゃんのいる生活になれるための援助、例えば赤ちゃんのお世話として食事やおむつがえ、沐浴、抱き方、あやし方などがございますが、母親の仲間づくりや地域の子育て情報の提供で母親の地域参加を支援する橋渡しの役割など、子育て支援員が家庭に訪問をし、子育てに不安を抱える家庭の育児支援が展開できればと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 日原ひまわりクラブについては、面積も広げられて指導員さんも充実させるということで安心なのですが、ファミリー・サポート・センター事業というのをやるつもりがあると思って、私はこの間お答えいただいたときに聞いたんですが、この御回答を見てみると、本当にするつもりがあるのかなという気がします。

ファミリー・サポート・センターに病児・病後児保育の受け皿を持ってもらいたいという気持ちを持っておられるのなら、この病児・病後児保育っていうのは働く女性、男性、お父さん、お母さんにとっては、ものすごく大事なものです。子供が病気だけど仕事に行かなきゃいけない、そういうことが多々あると思います。ここのところ、早急に検討してファミリー・サポート・センターで受け皿ができないのなら、何か対策を考えないと、若い女性が住みたい町には、ちょっと遠のくと思います。

次の、子育て支援センターの、給食は食べれるのが毎週行われていたのですが、来年度から年間数回程度になるとお答えをいただきました。これは、大変ショックです。この試食っていうのは、ただ食べておいしいとかそういう問題じゃないんですよ。赤ちゃん生まれると、離乳食が始まると、もう1週間ごとぐらいに食べる内容が変わってきます。それに対応するために、昔は近所のおじちゃん、おばちゃん、おじいちゃん、おばあちゃんが一緒に考えて、いろいろアドバイスくれたんですが、今、孤立した子育てです、今の若い女性は。

ここへ来て、今、自分の子はこういう食事を食べさせてあげればちょうどいいんだなっていうのを聞いて安心して帰るって、お母さん方が言うておられました。年数回では、離乳食が終わってしまいます。その離乳食のために、もっと回数をふやしていただきました

い。大変なのはわかりますが、若い女性を、住んでもらいたい、住みたい町っていうのなら、こういうところに力を入れていただかないと困ります。

それから四番目の、母子の産後デイケアのことですが、前回もお話ししましたが、都会でやるような産後ケアは、とても津和野町は無理です。ですから、もっとこじんまりとした、母親が子育てをするときに心が安定できる、そういうケアをしていただきたいとお願いしています。

益田市をそのまままねしろとは言いません。助産院は、車で走っていけるところに、益田市にあります。例えば、その助産院に半日、お母さんと赤ちゃんと一緒に過ごさせてもらって、母乳の与え方はこうなのよ、母乳はこれでは足りないわねとか、もう十分よとか、そういうアドバイスを時間をかけて助産師さんと話ができる、心を安定させる場をつくってあげていただきたい。

子育ては、当たり前なんですけど、大変です。皆さん、子供さんを持たれた方はわかると思いますが、2人目、3人目になると、何とか、まあ見よう見まねっていう感じになりますが、最初の子のときは本当、パニックります。

私、恥ずかしいお話ですが、子供が生まれて、あと、お乳が4時間おきに欲しいというのがわかってなかったです。本当恥ずかしいお話ですが、何で4時間おきに泣くんだということを母に話して、母とそんなの当たり前だよ、お乳あげないと栄養が足りないのよっていうことで納得しながら、少しずつ子育てを覚えていきました。

今、お母さんと一緒に過ごす、子育てできる場は少ないです。本当に孤立したお母さん、たくさんおられます。同年代でもなかなかつながることができない。ですから、この子育て支援センター、力入れていただきたい。若い女性を、住みたい町、そこを言われるのなら、力を入れていただきたいと思います。

益田での取り組みは、年間120件の利用見込みで、280万円の予算だと言われてきました。そんな大した金額にならないと思います、津和野町でやったら。自己負担もちょっと高いなって思いながらも、自己負担はあるんですが、益田市の場合。

津和野町では、年間30人ぐらいしか赤ちゃん生まれてないってお聞きしてるので、お金の面でそんな心配するような金額じゃないし、システムをつくっていけばやれると思うので、ぜひ産後のデイケア、取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

○議長（沖田 守君） ちょっと、今の、回答は要らないの。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 時間が。回答いただきます、じゃあ。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 一つ目の質問でございます。

ファミリー・サポート・センターの関係でございますが、26年9月のときに、議員よりファミリー・サポート・センターはどのようなものかという質問をいただきましたので、その説明をさせていただきました。

そのときは、小学校の中にある児童クラブにつきましては、すぐ大きさを変えたり、増員という対応は難しいので、一時的にファミリー・サポート・センター事業を取り入れて、一時的に対応していきたいというようなことはございますということで事業的な説明はしておりますが、すぐさま取り組むというのはしておりませんし、その計画の中で、5年の中で進めるということになっておりますので、そういったことは、今後、進める方向で進めてはまいりたいと思います。

いろいろな問題がありまして、受け入れをする協力隊員の資格等もありますので、難しい面がいろいろありまして、その辺はまた検討させていただいたらいきたいと思います。

それから、支援センターでの回数をふやしてほしいということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、これまで水曜日に、日原の子育てセンターのほうで試食会を行っておりました。約1回につき10名から15名程度の試食会、あったわけですが、先ほども申しあげましたように、直地の保育所のほうに、このたび4月から給食を持っていくということで、それが職員合わせて約10名程度あります。

そういったところで、今の職員体制、日原の保育所の給食については、正規職員2名、それから嘱託を、まだ今、決まっておられませんを採用して、3名体制でやるつもりではありますけども、施設的にこれまでも日原保育園の給食、直地の保育園の園児、約八十数名おりますが、その食事をつくるだけでも、いっぱいいっぱいの状況の中で、子育て支援センターまで、ちょっと回らないということでもあります。

そのほかのよその市町村等で支援センターやっておりますが、基本的に、離乳食の研修とか子育て支援センターで、栄養士相談もやっておりますが、この食事を出すこと自体が目的の支援センターではありません。

ほかの支援センターでも月に数回、先着3名であるとか、5名様を、やっぱりそういった保育園で、給食が、食べる、どういったものが出るよ、離乳食ではどういったことをしたらいいというのは、試食等はやってますけども、来られた方全員に提供することは、今の状況、なかなか難しいということでございます。

これにつきましても、今後、体制と施設等を鑑みながら進めてまいりたいと思います。それから、最後の益田の関係です。

これにつきましては、産後ケアということになると、やっぱり先ほど町長の答弁にもありましたように、助産師であるとか、その対応が必要ということで、津和野町内にはおりませんので、益田に出かけていかななくては難しいわけでございます。

そういったことを一挙に始めるということができないということで、先ほどの答弁の中にもありますけども、できることから津和野は始めたいということで、産前・産後サポート事業を、今後やっていけるような、訪問して行って、相談なりしていきたいということで考えておりますので、なかなか一挙に、産後デイケアを取り入れるのは難しいんではないかと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ほかの子育て支援センターでやってないから、やる必要ないんじゃないかというような給食の試食のところでのお話を、今、伺ったような気がするんですが、津和野町だから、独自のものをと、今、何度も介護の場ですが言わせていただきました。

直地が私立保育園になったので、そこは給食を運ばなきゃいけない、それは大変なことだと思います。システム変わって対応が大変だと思いますが……。

○議長（沖田 守君） 寺戸君に申し上げます。時間が来ましたから、指摘だけして、次に移ってください。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 移ってもいいですか。

○議長（沖田 守君） 時間オーバーですから、簡潔に。

○議員（7番 寺戸 昌子君） はい。独自のせっかくやってきた好評な給食を続けてください。よろしく願います。

では、次の質問に移ります。

○議長（沖田 守君） 特に、許しますから、簡潔に。

○議員（7番 寺戸 昌子君） はい、簡潔に。簡潔に……。

○議長（沖田 守君） あなたが、質問したいことだけを重点的に絞って。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 次の、若い人の声を生かす取り組みですが、子ども議会でも、子供がすごくいい、町に対する提案をしてくれました。

それから、青原小学校で町のいろんなことを考える会をされました。子供の提案、それから自分たちは何ができるんだろうということもやりました。すばらしい発想です。大人にはできない発想、それを小・中・高、公民館など、いろんな世代一緒になって、津和野町を考える会をすれば、子供も大人はこう考えてるんだ、大人は、子供はこういう発想があるんだということで、町を、新しい視点をたくさん出せると思うんです。

ぜひ、こういう場を町のほうでつくっていただきたい。邑南町ではやられていると聞きました。よろしく願います。

○議長（沖田 守君） 町長、簡潔に。

○町長（下森 博之君） 相互戦略にも、家庭のところで、いろんな意見交換会をやってきたり、それから子ども議会をやったりという、それから高校生との意見交換会もやってきたりということでありまして、そうしたいろんな意見をお聞きする場っていうのは、非常に重要だというふうに思ってますし、また子供さんたちも、そういう意見を言われることで、まちづくりや町政、町の課題、実情、そういうものに関心を高めていただける、そういういい機会にもなっているというふうにも思っております。

今後、そういう観点から、できるだけ意見交換会っていうのは続けていきたいと思ってますし、そういう意味で女性会議というのを設置する予定にもしております。子供さんたちは、その小、中、高、いろんな幅広い世代を、一緒に一同にやる方がいいのかどうかっていうのは、私は少し疑問に思っているところがありまして、やはり小さいお子さ

んは、そうした子ども議会のようなもので、関心を持っていただくということに、まず重きを置くということがいいんじゃないか。できれば、中学生もやればいいなという思いは持っております。

高校生は、やはりもう少し成長した段階でありますので、もっと、この町に、より関心を持って、政策提言をしてもらえるような、そういうようなところの話し合いができないかっていう思いを持っております。

これは、現在進めておりますファウンディングベース事業で、この春から、そういう、高校生がまちづくりにかかわる、それをプログラミングをして、そして、より機能的にやろうという、そのシステムをつくろうという計画にしております。

これは、総合戦略の次の時代を担う、人をつくるという部分の柱として取り組もうというところでありまして、そういうプログラミングを、しっかり開発をし、浸透していきながら、きょうはちょっと時間がないので、また後ほど、草田議員からも同じような質問をいただいているので、そこでまた、機会があれば、詳しく説明させていただきたいと思っております。

そういうことをやりながら、子供さんや女性の方々の、そういう町政への参画をしていただけるような、そういう機会というのは、しっかりこれから設けていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 終わってください。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 済みません、遅くなりまして。ありがとうございます。

これで、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時15分まで休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

発言順序2、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。皆様おはようございます。

本日も通告に従いまして、3問の質問を用意しております。早速でございますが、第1問目、平成27年度東京事務所活動状況に関しまして、今年度、東京事務所の活動計画につきましては、活動計画書及び予算見込み書によればさまざまあります。

例えば、A、森鷗外に由来する津和野町と文京区のみどりのイメージ徹底、定着。

B、文京区役所との連携。

C、特産品PR、商談会の実施。

D、首都圏津和野出身在住者データベース化、情報提供。

E、旅行代理店への誘客セールス業務、等々です。

そこで、これらの活動進捗状況を報告してください。その中でも、特に以下について詳しく説明してください。

1、予算執行状況に関しまして、見込予算983万6,000円に対しまして。

2事務所人事管理体制につきまして、正職員1名、パート職員1名に対していかがか。

3、特産品PR、商談の会実施について、成果について数値で表示してください。

4番目、旅行代理店などへの誘客セールス業務、これも成果について数値で表示してください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今年度の東京事務所の活動状況についてでございます。

まず、一つ目の御質問ありますが、予算執行状況についてでございますが、津和野町観光協会の運営に係る経費983万6,000円に対して、萩・石見空港利用拡大促進協議会からの空港利用促進委託料79万8,000円を除いた903万8,000円が津和野町からの町観光協会に対する委託料となります。

現在、年度末を控え町観光協会において、業務執行の実績に伴い決算額の取りまとめに入っており、現時点で決算見込み額は報告を受けておりませんが、委託料に伴う事務所経費支出に不足が生ずることはない旨をお聞きしております。

二つ目の御質問であります。事務所の運営体制については、前述のとおり町観光協会に委託をしております。4月当初には、町観光協会正規職員1名、契約職員1名の2名体制で実施しておりましたが、9月末に同正規職員1名が退職をいたしました。その結果を受けて、契約職員1名、パート職員1名の体制に移行して、現在に至っております。

契約職員1名、パート職員1名体制では、当初の2名体制に比べると事務所の運営体制として不十分であることから、については新たに地域おこし協力隊を採用し、町観光協会に派遣をした上で、2月に開催した益田広域市町主催による高津川流域都市交流イベントの物産展、商談会、石見神楽上演会等のイベント関連支援、観光特産品の営業分野等の業務に当たっていただき、体制を補強しております。

三つ目の御質問であります。特産品PR、商談会の実施については、文京区内を初め、都内及び近郊で開催されたさまざまなイベントに参加をしております。

実績といたしましては、特産品のPRと販売については、年間14イベントに参加をし、津和野町の特産品総販売額は、年間を通じて販売される定番商品等を含めて357万6,000円となりました。



主なものとしては、自然派高級スーパーこだわりや232万2,000円、根津千駄木まつり21万4,000円、川崎アゼリア広域イベント31万5,000円、また、2月に文京シビックセンターで開催した高津川流域都市交流イベントにおける物産展(期間1週間)では3市町の総販売額125万4,000円のうち、本町分は53万4,000円となりました。

なお、高津川流域都市交流イベントにおいては、東京つわの会会員延べ18名の皆さんに物産展期間中、販売スタッフとして御協力をいただくなど、連携の機運が高まっております。

商談会については、年間3回参加をしており、このうち高津川流域イベントの商談会では、広域から5事業者、37品目の商品が出展をされ、都内事業者等16社の来場がありました。なお、現在六つの商談が進行中との報告を受けております。

四つ目の御質問であります。旅行代理店への誘客セールス業務としては、昨年度同様、阪急交通社、クラブツーリズム等の大手旅行代理店16社に営業活動を行いました。団体募集型旅行による入込客は、萩・石見空港を利用した実績の中で、本町を訪れた観光客数として1万4,110人、また、募集型フリープラン等により本町を訪れた観光客数は、県観光連盟把握分として758人、合計で1万4,868人となります。数値の詳細な分析は困難ですが、東京事務所による営業活動の一定の成果は出ていると認めているところでございます。

また、東京事務所がウインズ津和野町観光協会旅行センターと連携して、文京区の初音町自治会役員、14名の皆さんを対象に津和野・萩ツアーを企画支援いたしました。このツアーでは、町内旅館への宿泊、畑迫のホテル観賞やイノシシ鍋の昼食等を通して町内で滞在をいただくなど、今後の着地型観光のモデルとなる事業を実施したところでございます。

そのほかにもJR東海ツアーズと連携をし、東京駅にて「つわみん」によるPRや観光パンフ2,000枚の配布を行いました。

また、高津川流域イベントの石見神楽上演会、560名来場されておりますが、その上演会では営業展開を行い、旅行エージェント数社に初めて神楽を観賞していただくなどいたしました。旅行企画の素材として高評価を得たところであり、今後の具体的な旅行商品の造成につなげてまいりたいと考えております。

○議長(沖田 守君) 6番、丁君。

○議員(6番 丁 泰仁君) 回答いただきましたが、質問以外に、まず、最初にちょっとお願いしたいことがあるんですが、それは、東京事務所の業務における取り組み事業案において、事務所内において津和野に関する新聞記事や最新情報を掲示するところありますが、お恥ずかしいことですが、私ども、東京事務所の外観、あるいは事務所内の様子、そういうものを全然知らないんです。本来ならばね、この東京事務所が開所したときに、こういうところに開所するんですよと、で、中の様子はこういうん

ですよと、こういうところで営業するんですよと、そういうのをサンネットにちはらなりを連れて行って、ビデオ撮影させて、我々のみならず、我々はもちろんですけれども、町民の方々にですね、やっぱり、サンネットで放映して、そして、東京事務所を開所しましたと、こういう周知徹底が必要ではなかったのかなと、今になって、まあ、私が、今、提起するのは、遅かったなと思う次第ですが、ぜひ、これは、すぐやってほしいなとそういうふうに思います。

それで、今4点ほど質問いたしました。予算執行状況に関しまして、やはり983万円に対して若干落ちてますが、903万円であると。この予算はずっと、昨年もそうですから、800万円から900万円という経費がかかっておるわけです。来年度、28年度予算も七百七十何万円と、今上げてますけど、これがどういうふうに補正を加えて変化するかわかりませんが、やはり800万円近くかかっておるわけです。

そうしますと、この費用に対して、やはり、その匹敵するような成果っていうか、そういう成績を数値で町民に知らせる必要があるんじゃないかと、それからそういうことによりまして、東京事務所にこれだけのお金がかかるけど、町民の理解を得られるんじゃないかと、そういうふうに思う次第です。そういうところで、また、しっかり機会を設けて、このお金に対する、経費に対する説明をお願いしたいと思います。

それから、このことは費用対効果の問題を考慮する上でも、再度、活動内容をいろいろ精査して、私どもも思いますね、インターネット等で何か、その、代替できるものがあるんじゃないかと活動計画の中に、そういうふうに思うんですが、再度、そういうことも検討して、なるべく経費を抑えると、そういうふうにしてほしいなと。

それから、いろいろ誘致、そのほか数値で表してくださいって言って、4番目の旅行代理店の誘客セールで、1万4,000人ですか、観光客として入り込みを果たしていると、まあ、東京事務所による一定の成果が出ていると、確かにこういう数値を挙げてもらえますと、我々も判断がしやすい、だから確かにそれが東京事務所の営業活動の成果であるならば、それはそれでいいなと思います。

ただ、この施策も3年目の節目に入ります。それで、このまま、東京事務所を存続させることに意義があるものやら、どうやら、やはりここでちゃんとした判断を下すべき時期ではないかなと、ほで、ちょうど幸いに東京事務所の運営イメージ図というのがあつたんですよ、これ、観光課が出されたものです。そうすると、ここに、見えないかもしれないけど、この東京事務所は、今、観光協会の職員に委託しています。ここに、先ほど回答がありましたように、委託職員で1名、2名、3名ぐらいで、やっているんですけど。その東京事務所の職員にかかる仕事の重責さっていうのが、この東京事務所運営イメージ図を見ますと、まずは、つわの暮らし推進課、高校支援、定住、教育委員会、鷗外記念館、安美、農林課、JA、生産者、これらの仕事を全部東京事務所のほうで、その職員が一手に分れながら、こなしていかなきゃいけない、そういう図式になっているんです。

それから、外交として、1番最初に、森鷗外記念館との交渉、それから観光庁、文京区、旅行代理店、マスコミそれから津和野会同窓会、すごく幅広く、幅広いと言うより、これ、重責なんです。それで、私も懸念をしておりました、観光協会に委託するような、そんなところの事業で900万もそんな大金かけていいものかと、やるならやっぱり本庁から正職員を送って、ちゃんとそういう知識を持って対処すべきではないかなと、そう思っていたところですが、幸いにも来年度、28年度、本庁から正職員を派遣して直営すると、そういう方針を聞きましたので、これはよかったなとそういうふうに思います。だから、これを機会に、その職員に一つ課題ですが、要するに今後、東京事務所の存続の意味の有無もちゃんと判断させて、その職員が報告ができるように、そういうことも仕事の一つに課せられたらいいのではないかなと、そういうふうに思います。

まあ、ざっといろいろありましたけど、こういうことです。簡単に、もし、回答がございましたら。

○議長（沖田 守君） まずは、つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど、議員のほうで御指摘のありました情報発信ということでございます。御提案いただいたサンネットのほうで、東京事務所の様子等を住民の皆様にはサンネットを通じてお知らせするというところの取り組みですが、今回、平成28年度の予算で鹿足郡事務組合のほうになりますが、この東京事務所につきましては、文京区のほうから津和野町にお越しいただく、津和野町のほうからは、文京区のほうに行って、文京区内のことと、それから東京事務所を合わせて住民の皆さんには周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議員からの御指摘でございますが、先ほどもつわの暮らし推進課長からもございましたが、おっしゃるとおりでございます。もう少し、津和野町、東京事務所の情報を町内に伝えるという努力はしていきたいところでございますが、いかんせん昨年の体制が、いささか途中で正規職員が辞めるというようなこともございまして、また、ビデオ等撮影するという上では不なれな部分もあったと思います。そういった部分でも、なかなか十分な情報を伝えきれていなかったかと思いますが、ただ、今回の広域のイベント等につきましても、津和野で編集しました広域のビデオを、1カ月半以上、文京区のシビックセンターの中で随時放送してもらうような形で、徐々にではございますが、連携も始まっております。そういったところを活かしつつ、また、当然、議会の御同意をいただいた上ではございますが、予算成立後は、先ほどもございましたように新しい正規職員が参入ということになります。そうなりますと、ある程度、経験も豊かでございますので、そういったビデオ等の技術についても若干たけております。そういった部分でのこちらへの対する情報の提供というようなことも可能かなというふうに思っております。

また、インターネット等を通じまして、よりコストを抑えて、いろんな情報を供給できないかという部分でございますが、現在、東京事務所だよりといったような形で、メールマガジンを東京事務所から発信をしております。これにつきましては、昨年の暮れに嘱託員の皆さんの御協力によります全戸配布で、メールマガジンに登録しませんかというようなチラシも配布させていただいたところでございますが、現在、200名程度の方に配信をしておるといふふうに聞いておりますが、これを徐々に伸ばして行って、東京事務所にとにかく来ていただくということを、ここに気軽に寄っていただくようなことをより進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました、じゃあそういうふうに進めてください。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

地域再生計画に関してでございますが、地域再生計画素案によれば、これは地域再生計画認定の日から平成33年3月31日までの案でございますが、目標の一つとして次のように記されています。

本町の最大の課題である人口減少に対して、いかに歯どめをかけるかが問われているところであるが、本町が持つ強みを生かし、流入人口をふやすことが必要であると。つまり、豊富にある森林を生かし、安定した収入を得られるシステムづくりが必要、木質バイオマスガス化発電は欠くことのできないシステム、また、農業に魅力を感じて来られる若者には、観光農業や特産品づくり、有機農業等多角的な農業を選択でき、定住につながる指導体制をとっていくことが重要である。

これによって、若年層の流入人口増を図り、出生者数の増加や社会動態の改善が図られ、地域再生が実行できるものと考えていると。

次に、地域再生を図るために行う事業として、A、何らかの政府補助金等を活用して、地域再生を図るために行う事業と、それから、Bとして、支援措置によらない独自の取り組みとして行う事業別に次のように記されています。

A項目では、独自の取り組みとして実施する事業及び密接に関連して実施する事業として。

- 1、壊れない作業道及び林業専用道の延長。
- 2、木質バイオマスガス化発電プラント建設事業。
- 3、発電所附帯設建設事業。
- 4、BDF製造プラント建設事業。
- 5、水素ステーション建設事業。

それから、B項目、支援措置によらない独自の取り組み。

イ、木質バイオマスガス化発電事業会社設立。

ロ、地域電力会社の設立。

ハ、自伐型林業実践者育成。

ニ、農業体験者及び新規就農者育成。

ホ、有機農業実践者育成。

これらのうち、特に、本日は、町民の関心が高い木質バイオマスガス化発電所事業及び地域電力会社の設立につきまして、地域再生計画素案及び木質バイオマスガス化発電事業試算表に基づいて質問をいたします。

まずは、この木質バイオマスガス化発電について簡単に説明しておきます。この発電は、木質バイオマスに熱を加えることで発生する燃焼ガスをガスエンジンに送り、エンジンの回転で発電する方法です。

このたび計画している1時間1,000キロワットの発電の規模で、燃料は年間約1万2,000トンの木材チップが必要です。

質問します。以下の項目にお答えください。これは、あくまでも第三セクター方式での前提とします。

1、この計画が実施された場合、事業継続期間は何年間を想定しているのか。

2、初期プラント建設事業費約10億円の借り入れ先は、民間銀行か政府補助金か。

3、売電収入が現在、固定価格買取制度により、1キロワット40円で売電価格ですが、契約時に価格が下がるおそれはないか。

4番、発電所の燃料確保の問題として、特に現在高齢化で若者が少なく、後継者不足で、伐採人員及び木材搬出業者など、インフラ整備を村おこし協力隊に人材を依拠している中、年間1万2,000トンの原木チップの確保が必要であり、長期間燃料確保は維持・継続できるのか。

5、将来当町の電力会社を立ち上げた場合。

イ、町人口減少による電力需用の減少により電力会社売り上げ減少を引き起こす可能性。

ロ、さらには、4月から自由化される電力小売り販売において、既存大手電力会社との電力小売価格競争が起き、ひいては採算収支に影響を及ぼし、事業中止に追い込まれる可能性が生じることにつきましては、いかがお考えかお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域再生計画に関してお答えをさせていただきます。

木質バイオマスガス化発電及び地域電力会社についての御質問ではありますが、計画が実施された場合、FIT、いわゆる固定価格買取制度ではありますが、このFITが開始から20年間適用されますので、最低でも20年は継続していくものと考えております。

その後も、山の活用は継続いたしますので、その時代に合った活用方法を考えることとなります。

2番目の資金借入れに関しましては、発電所運営会社が借入れすることになりますので、可能性の部分でしか御回答できませんが、地元金融機関から有利な金利での提案があれば資金融資をお願いするのではないかと思いますし、農林水産省が所管をしております6次産業ファンドは、補助金の取り扱いではないので活用が可能と言われておりますが、今後詳しく調査をしたいと思っております。

また、住民参加型のファンドを創設して全国に呼びかけ地元住民も参加できる融資制度も視野に入れております。

3番目にFIT価格の御質問であります。太陽光発電に関しましては、技術の進歩とともに単位面積当たりの発電容量がふえ、また、設置コストの減が起こっております。

そのため、20年を想定したFIT価格は、毎年減額の見直しがなされております。

他の再生可能エネルギーについては、据え置きが続いておりますが、木質バイオマス発電を使った発電に関しては、昨年4月より2,000キロワット以下のFIT価格、40円を追加して小型発電所を普及させることに力を入れ始めました。

この傾向は、ヨーロッパ諸国を見ても十数年前から起こっていることで、数年前より大型木質バイオマス発電所は建設されておられません。

このことから、FIT40円は数年の間続くものと思われますし、最初の価格が20年間保証され、途中で変更されることはございません。

4番目の燃料確保であります。1,000キロワットの発電所を運営するためには、年間1万2,000トン必要で、自伐型林家だけで賄うことは不可能と考えており、8年をかけて3,000トンを生産できる体制づくりを計画しております。

また、高津川森林組合には、段階的に3,000トンの供給をお願いしており、残り半分の6,000トンは流域の素材生産事業者の協力を得て、収集を考えております。

高津川流域12万ヘクタールの山林は、年間40万 $m^3$ 成長していると言われており、この森林をうまく活用すれば持続的な燃料供給は可能と考えております。

5番目の地域電力会社であります。1時間当たり1,000キロワットの電力は、学校や道の駅等の公共施設を対象としておりますが、余剰分については、ことし4月から始まる個人住宅への供給で広げることが可能と思っております。あくまでも大手電力会社と価格競争することが目的ではなく、再生可能エネルギーでできた電力を地元で消費するエネルギー循環によって新たな経済循環が達成でき地元を潤すことができるという視点に基づいております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、質問順位に従いましてちょっと再度質問をしていきたいと思っております。

1番目の事業継続期間ですが、やはり20年というスパンですね、10年、20年で、数年ではないんですね。そうしますと、建物の減価償却期間が15年であり、また、ここに例の試算表が20年の試算表が記されているんです。いづれにしても数十年にわ

たる長期間であります。この収支計画資料によりますと、20年間売り上げが一定で2億7万8,000円、この算出根拠は1年間696万9,600キロワットの発電を起こして、現在の売電価格40円をかけて出した数値なんです。とりあえず売り上げが20年間一定ということなんです。

それから、コストがまたこれ一定で、約9,072万円、まあ、9,000万円、そうしますと、それ引きまして営業利益が6,061万円と、税引き後利益が3,000万円前後で、そのほかの要点もほぼ変化なしと、非常に大ざっぱに試算されています。まあ、少しこの信憑性は疑わざるを得ないと、この期間に関してこういうことが申し上げます。

それから、2番目です建設事業費約10億円の借入先が民間銀行の可能性が高いと、そうしますとこの返済期限内というか、15年の償却ですから15年でやるのかどうか知りませんが、その間に万が一事業中止になれば、これまあ、破産状態引き起こし、町財政にも大きな損失を生じる懸念が生じるわけです。こういう懸念。

それから、3番目の例の売電価格の問題ですが、答弁にもございましたように、ソーラーの発電売電価格は年々下がっているんです。で、ちょっと例を挙げますと、10キロワット未満の例で契約期間は、契約時は20年間一定ですが、2010年には1キロワット48円、それから2011年、12年42円、13年に38円、15年33円と毎年、言うならば変更起こしている。これは政府方針なんです。そうしますと今の御答弁で、当面は大丈夫であろうと、買取価格制度、40円で、しかし、これ政府は来年どういう方針を決めるかわかりませんので、これは、注視していく必要があると思うんです。まあ、当面は40円だと、そういうことで。だけど変化は起こる可能性もあるということなんです。

それから、4番目のこれが問題なんです。発電所燃料確保及びコストの問題ですが、素案によれば、さきに述べた独自に取り組む事業として、壊れない作業道及び林業専用道の設置について述べられていますが、その中で、本町の林内作業路網は、ヘクタール当たり10メートルに至っておらず、間伐し、材木を出せる環境が整っていない、現在、地域おこし協力隊制度を活用し、作業道延長に取り組んでいる状態。このことはつまり、木材伐採、搬出に関するインフラ整備ができていない状態だといっても過言ではないと思います。

このような状況の中で、同じく素案の中で燃料調達計画によれば、年間1万2,000トン必要の必須条件で、高津川森林組合に3,000トン、素材生産業者チップを6,000トン、津和野町自伐林家2,100トン、素材生産業者——原木です、これは——960トン、他市町自伐林家360トンとあります。

また、燃料調達コストにつきましては、発電用燃料原価チップ1トン9,000円、原木6,000円、量の割合は五分五分で試算して、それぞれ6,000トン、原価合計、私先ほど申しました約9,000万円というふうに試算されているわけです。

これらのことに関しまして、一つおもしろい答えがあるんです。これは、経済委員会に先般提出されました、ある参考資料によりますと、こういうことです。

現在、国内各地でバイオマスガス化発電所が増設され、原料に木材を使う製紙会社と、異業種紙を巻き込んだ争奪戦な様相を呈している。温室効果ガスの排出先対策として、木質バイオマスを石炭に混ぜて燃やす方式に移行する石炭火力発電所が増加するとの見通しもあり、木材をめぐる争いは、今後さらに過熱しそう。急増するバイオマスガス化発電向けの需要に対して、供給が追いつかないために原料の入手難や価格高騰といった形で、製紙、合板業界にしわ寄せ、バイオマスガス化発電は太陽光や風力と異なり、燃料がなければ成り立たないです。バイオマスガス化発電事業は、燃料価格の変動が事業のリスクになっている。バイオマスガス化発電の拡大に伴い、原料の供給が需要に追いつかず、木質ペレットの輸入も急速に伸びていると記されています。これは、まさに原価計算に影響するわけで、収支悪化の要因です。

これらのことからわかりますように、いずれにしても、将来この燃料確保と材料コストの変動の問題が、この事業の最重要課題となるとそういうふうに思います。

次に、5番目ですが、新電力会社立ち上げに伴う将来経営維持困難さに関する質問ですが、まず、収益悪化原因としまして、町人口減少による電力利用低迷の問題が考えられます。町人口推計によりますと、2015年7,500人、2020年6,600人、2025年5,700人、2030年、これは例えば15年減価償却として、ちょうど終わるころですが、5,000人の人口、2035年これは試算表の20年後の人口4,500人、2040年4,200人となっています。このことにより人口減少が顕著にうかがえます。

次に、少しパターンが違うかもしれませんが、いかに経営の長期間維持・継続が困難かを物語るべく、新電力会社の破産例を参考に挙げてみます。

3月15日の新聞各紙によれば、新電力大手会社日本ロジテックが破産申請、負債71億円とあります。この会社は、2007年に設立され、2015年12月時点の電力供給力で、新電力5位の実績を持つ会社でした。自前の発電所を持たず、自治体や電力会社から余剰電力を仕入れ公共施設等に販売し、15年3月の売上高は、約550億円にも達していました。この会社は約9年間の経営で破産申請に至ったわけです。ちょっとパターンが違ったかもしれませんが、こういうことがいろいろあるわけですが、本日私が質問したことは、多くの町民がこの事業に抱いています疑問点あるいは不安感の一部を掲げたに過ぎません。

今後、事業策定を進めるに当たりましては、町民に対するこれらの疑問点等を払拭する詳細な説明が必要なことはもちろん、これらのことに留意し、慎重にも慎重を期して進めてもらうことを望みまして、この質問を終わりますが、何か回答がございましたら、時間がございませんので簡単にお願いたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。



○農林課長（久保 睦夫君） 議員のおっしゃることはごもっともでございますが、そのことに対する町長の答弁であったと思います。最終的にはお金を借りるにしましても、金融機関のそういった払拭を除かない限りは、金融機関もお金を貸してくれないわけですから、それに対する資料作成を新会社といたしましても、発電所の運営会社がつくっていかない限り、この発電所の実現はできないと思っておりますので、それを目指して町としては協力していくということでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） くれぐれも申しますが、慎重にも慎重を期して進めていってほしいなとそういうふうに思います。

それでは、3番目の国際交流協会に関しまして質問いたします。

昨年、当町が日本遺産に認定され、商工観光業界におきましては、昨年秋口以降の観光客のにぎわいに久しぶりに活気を見出しているところです。国内観光客はもとより、外国人観光客もフランスの旅行雑誌「ブルーガイドジャポン」に当町が紹介された影響もあり、商工観光課提出の資料によれば、フランス人を先頭に平成26年度308人、米国、ヨーロッパ、中国、韓国と数多くの国々から観光客が訪れています。

平成26年度外国人観光客、総計652人を数えています。今年度もさらに多くの国内客はもとより、インバウンド客の観光いれ込みに方策を検討している矢先に、平成28年度町長施政方針によれば、国際交流協会の設立を予定しているとのこと、まさに機を得た施策だと思われま。

そこで、このことに関しまして質問をします。

1、設立時期はいつごろですか。

2、運営主体は公営ですか、民間ですか。

3、ドイツベルリン市のみならず、諸外国との交流促進も図るとのことですが、欧米諸国はもちろん、アジア諸国も含まれますか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国際交流協会に関してお答えをさせていただきます。

津和野町は、合併前の平成7年8月に森鷗外先生の御縁で結ばれたドイツベルリン市ミッテ区との姉妹都市縁組みに始まり、以後この縁組みを軸にした国際交流事業を展開してまいりました。現在、まだ、仮の名称ではございますが、津和野町国際交流協会については、姉妹都市ミッテ区との交流を主軸にインバウンド対策も視野に入れ、諸外国との交流を通して、町民や商工業者の国際交流の間口を広げる取り組みも同時に進めていきたいと考えております。

また、昨年より津和野高校魅力化の取り組みの一環として、津和野高校の留学生の受け入れが始まっており、さらにことしの夏以降は、津和野高校生の海外留学も決定しており、津和野から海外へ、海外から津和野へといった人の交流に当たって、地域でのさ

さまざまな場面での受け皿づくりにも寄与してくれるものと考えております。この協会につきましては、平成28年5月ごろの設立を予定をしており、運営主体については、民間と考えております。なお、事務局については、国際交流担当部局である、つわの暮らし推進課に置き、町としても活動を支援をしたいと考えております。

ミッテ区以外の諸外国との交流促進については、欧米諸国及びアジア諸国も含め、幅広い範囲での交流を想定しております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁議員。

○議員（6番 丁 泰仁君） 実現時期は、28年5月ごろということですので、早期実現を期待しております。

それから、以前、やはり十数年前ですか、国際交流協会と名のつくものがあったんです、津和野町に。そのときは民間の人を会長に据えて、だけど役場の職員が主体で、後援みたいなものだった。

それからもう一つ、国際交流協会といいながら、ドイツベルリン市ミッテ区との交流のみ、私1回提言して、せっかくだから、もったいないんだから、そのほかの国々とも、特にアジアは近隣諸国で、来やすいんですから、との交流はどうですかと、問い合わせたところ、とてもそういう余裕がないんだと、だからドイツとやるだけでいっぱいということだったです、当時の国際交流協会っていうのは。だから、私はここに、このたびもドイツだけなのかと、そういう意味で欧米諸国あるいはアジア諸国ともやりませんか、こういうふうに質問したわけですが、今、町長が回答で、そこもやりませんか、ということなので安堵しました。ぜひ、今の観光客事情を考えまして、こういうふうに非常に、今800、1,000人とインバウンド客がふえています。それが、その欧米、ヨーロッパそれからアジアも非常にどんどん来ていますので、国際交流協会をやはり回答にもありましたように、観光にも寄与するように役立ってほしいなとそういうふうに思う次第でございますので、ぜひ、早期に設立しまして活動を開始されますよう要望いたしまして、この質問を終わります。私のこのたびの一般質問を全部終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

発言順序3、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。通告いたしました2項目につきまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目であります。

地域おこし企業人交流プログラムの実施についてであります。本年1月末、町内におきましてお住まいの高齢者夫婦が、活発な寒冷前線の到来による大雪の中、暖房用の練炭使用こたつで一酸化炭素中毒で死亡されるという痛ましい事故が発生をいたしました。この御夫婦には、遠く離れた大阪に娘さんがおられました。両親に何度も電話しても連絡がとれず、やむなく近所にお住まいの方に電話をし、安否確認のために両親宅に出向いていただいたところ、既に数日前にお2人とも亡くなっておられたという事件が発生をいたしました。

平成28年度の町長施政方針におきまして述べられておりますとおり、本町における高齢者の現状は、1月末現在の高齢化率45.2%となっており、前年同期に比べて0.9ポイント上昇しているとともに、高齢独居世帯も増加しており、高齢者支援は本町福祉施策の中で最も重要な課題の一つであるとされております。当町におきましても、先ほど申し上げましたような高齢者の悲しい事案の発生が、今まで以上に増加することが予測されます。そうした中、昨年11月から総務省事業の地域おこし企業人交流プログラムが実施され、民間企業のノウハウを人口急減社会など地域の課題解決へのニーズをまちづくりに活用するため、株式会社シャープと連携した高齢者の見守り及び買い物支援に関する取り組みが、町役場地域活動支援室を中心に進められております。その取り組みの内容や手法、そして具体的運用時期、取り組みの範囲等についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） はい、いいですか。

○議員（8番 御手洗 剛君） 失礼しました。

2番目に、施政方針では島根県地域商業活性化支援事業を活用し、空き店舗活用等による起業・事業継承を促進するとしております。時を同じくして、当事業を活用し、3月末に起業する事業者があらわれてまいりました。その事業者と連携を図り、買い物不便対策、地産地消の促進を行うなど商店街等の維持継続について支援をするとされております。買い物不便者に対する支援において長期安定的に実施するためには、一民間事業者の努力では、採算の面で無理が生じるものと推測されます。そのための施策や財政的支援も必要であると考えますが、このことへの見解をお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし企業人交流プログラムの実施についてでございます。

まず一つ目の御質問であります。地域おこし企業人交流プログラムの活用については、本町の重要な課題である高齢者の方々の見守りや買い物支援に大手民間企業のノウハウを取り入れようとするものであります。平成27年11月から開始をしておりますが、総務省の事業であり、1名当たり年間350万円を上限として特別交付税措置がな

され、財政的にも有益であり、その成果に期待を寄せております。現在2名の地域おこし企業人がシャープ株式会社から出向派遣されており、テレビを活用した高齢者見守りや買い物不便者支援に取り組むこととしております。地域おこし企業人は、つわの暮らし推進課に配属されておりますが、現在事業に関連する商工観光課及び健康福祉課、医療対策課によるプロジェクトチームを立ち上げ、今後の進め方等について検討しているところでございます。平成28年3月には、商工会の会員事業所に対し、買い物システム等の説明会を行う予定としており、4月からはまちづくり委員会や民生委員等に対し、説明をさせていただきたいと考えております。その後、住民及びその御親族等への説明を経て、町内でおよそ50世帯程度を抽出し、7月から実証実験を開始する予定としております。また、この実証実験を踏まえて9月からの本稼働を目指してしておりますが、導入については本システムの利用を希望される世帯に対して行うものとしております。

二つ目の御質問であります。高齢者見守り及び買い物支援については、システム運用に関する経費が必要となりますが、これについては町が負担することとしております。また、システムを世帯に導入する場合、メーカーは問いませんが、おおむね2010年以降に製造されたテレビ及び光ボックス、インターネット環境が必要でありますので、これらの設定に係る経費が必要となり、加えて毎月のインターネット使用料、システム利用料等が必要となります。テレビを除く環境整備のための費用が最大でおよそ4万円、また毎月のインターネット使用料等の経費がおよそ2,500円と見込んでおりますが、受益者負担部分については今後の検討課題としております。

なお、買い物不便者対策については、平成26年度から27年度にかけて移動販売車による実証実験を行ってまいりましたが、採算性の面では黒字経営は厳しいものと思われまます。今後、実施団体を含め財政的支援も視野に入れながら、検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） このメモリーサービスにいたしましても、先ほど御回答もございましたが、実証実験を行い、住民や町外にまた県外等におられる家族にその設置状況について周知する必要がございます。そういった中で、株式会社シャープからの職員派遣につきましては、長くても3年とされております。現在までの進捗状況で果たして普及ができるか不安でもございます。町として、どこまでの取り組みを想定しているかについて見解を求めます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域おこし企業人交流プログラムという制度につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり3年間ということでございます。この3年間の中で、私どもとしては買い物支援なり見守りということで、システムの構築とそれからサービスの提供全て含めて完了するように努めていきたいというふうにも考えているところでございます。またことしの4月から、先般の全員協議

会でも申し上げましたが、集落支援員を1名配置することにしております。これにつきましては買い物支援ということで、集落支援員を地域活動支援室に配置をさせていただきます。今現在おられる集落支援員2名、それからつわの暮らし相談員2名、それからシャープから来られている方2名、それに合わせて集落支援員1名ということで、そういったところで連携をしながらこの取り組みについては進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 体制的なことにつきまして、対応方についてお話をいただきましたが、集落支援員もなかなかほかの部門の業務といたしますか、そういったことで従事されておまして、なかなかこの見守りサービスについては今後の活動にも乗ってこようかというふうに思っておりますが、そういったことで対応しないと、昨年からシャープさん既に2年目を迎えておりますので、残りがわずかということでもあります。新年度においてその対応を、3年してこの津和野町を離れてそれで頓挫するような活動であってはならないわけですので、しっかりとそういった集落支援員なりの方に引き継がれて、住民へのサービスができるようにしていただきたいと思っておるものであります。

このまだまだ見守りサービスというのは、当町におきましては、推進といたしますか普及してない実情があります。隣近所で助け合いながら対応するというのが実情ではなからうかなというふうに思っております。株式会社シャープさんのプログラミングといたしますか今回のサービス提供については、インターネット契約をする中で高齢者の方のテレビをつけたり消したりするという状況を、離れた御家族が、そのメールで配信されたことを確認することによって日々の安否確認ができるシステムと聞いております。なかなか高齢者において、まあ高齢者自身が要望される場合と、多くは離れた御家族の方が、その安否確認をする必要があるということを求められる場合が中心であろうかというふうに思っておりますが、こういったシステムを利用するに当たってはやはり先ほど申し上げましたような実証実験、公民館等に多くの方が集まれる場で、それをテレビ画面で確実にその様子を見るなり、そういった動きがサービスとして普及の前提として必要であろうというふうに思いますので、公民館等での実証実験で住民への周知を図ることをひとつ段階としてやるべきだというふうに考えておりますが、それについてのお考えをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 見守りということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、テレビのオンオフでその安否確認をするというのが、このシャープの知見を活用した事業ということでございます。住民の皆様に対しては、先ほど議員御指摘のように、公民館あるいはまちづくり委員会というところでそういったものを実際に見ていただいて、導入に当たっては十分住民の皆様にご説明をさせていただきます。

たいというふうに考えております。また、これを利用されるお子さんであるとか、おじいちゃんおばあちゃんが津和野町におられて外に出られたお子さん等に、どういふうにこの制度を周知していくかというところもまた必要になる部分でございます。こういったところも含めて、課題的にはその制度内容の周知及びそういった利用される方への情報の周知というところが、まだまだ課題として残っているということでございます。その部分につきましても、まちづくり委員会等と連携を図りながら制度の十分な周知と、それから活用の部分での周知というところを実際に行っていきたいというところで今考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） また当町におきましても、大変買い物に不便される方が増加をいたしております。そのために現在木部地域内におきましても、小売店が、食料品の小売店が、存続を危ぶむというふうな状況の中で、まちづくり委員会の一活動助成として、その商品を益田市等から搬入するのに人を活用するといいますか、商店に搬入する品物を調達する方に対する経費助成というふうな協働の動きもしている現状にあります。今回のプログラムでは、買い物不便者への対応として、テレビ画面に表示された品物をお年寄りなりがリモコン操作することで希望の商品を予約できるシステムであると聞いております。お店と利用者が注文についてお話をすることができる等、テレビ電話での対応もできるようでもございます。なかなか今までにない一つのシステムでございますので、時間をかけて高齢者等不便者に対してこのことを理解いただけるように、これもあの動作を含めましてひとつ手法の徹底といいますか、そういったことも取り組むことが必要ではなかろうかなというふうに思っております。このシステムでの利用が確立できれば、大変利用者にとって利便性の高いものでもありますし、このことが要望される頻度というのは大変高まるのではなかろうかなと思っておるものであります。なかなかなじみの薄い、今までにない取り組みをしていこうというふうなプログラムでございますので、かなりの徹底したこれを利用するための周知を、これまたお願いをしていかななくてはならないというふうに思っておりますので、これに対する対応と今後の展開についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員のほうから御紹介のありました木部地域のまちづくり委員会の取り組み、地域提案型助成事業等を活用して商品の搬入のほうを地域のほうでやられているというような取り組みでございます。また、買い物支援というところで御紹介いたしますと、まちづくり委員会として買い物ツアーを実施をしているところもでございます。これまで、移動販売という視点で2年間実証実験等も行いながら、買い物支援ということで言いますと、方法としては移動販売に係るもの、それから店舗を活用するもの、それから買い物ツアー等出かけてって買う事業、それから今回、シャープと協力をして行うこれについては注文販売というよう

な形だろうと考えております。先ほど御紹介がありましたように、テレビの画面を見て、リモコン操作というよりお年寄りが利用しやすいように電話等での注文ということで今想定をさせていただいておりますが、そういった方法によって注文販売ができるかどうか、これについてはこの注文した商品を各御家庭に届けるその仕組み、あるいはその商品をどちらの販売店、商店のほうから販売するかというようなところでいろいろまだ整理する課題があります。これについては、先ほど町長が申し上げましたとおり、庁内のところにおいては商工観光課や健康福祉課、あるいは医療対策課とこのシステムについての協議を今、させていただいております。また、来月からは商工会等そういった方々とのそのシステムに関するいろんな意見交換をさせていただく予定にしております。まあそういった中で、一つ一つ課題を解決しながら議員御指摘のようにこの注文販売という形を、シャープの知見を活用して確立させていただきたいというふうに考えております。まだまだ、このソフト自体あるいは販売に関してもいろんな部分で課題がございます。その辺については、今からやはりまちづくり委員会あるいは関係する皆さんとも協議をさせていただきながら、この使っていただけるようなシステムにするということが一番大切ではないかというふうに考えておりますので、そういったところを十分踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 先ほど御回答いただきましたことで、7月から実証実験を開始し、本格稼働は9月を目指すというふうなことでお聞きをいたしました。ただ、この取り組みにおきましては、購入希望者だけに周知徹底することでなし得ない取り組みでもございまして、今課長が申されましたように、商工会と供給側にそういった取り組みを目指す店舗を探していただくなり、そういったことが必要であろうかというふうに思っております。ああして先ほど申し上げましたように、新しい動きとして平成10年9月に閉店したスーパーを活用し、生鮮野菜や惣菜、一般向けや高齢者向けへの弁当などを販売する店が、この3月末開店をされる予定となっております。この当町のように村部が多い地域におきましては、高齢者住宅に弁当や野菜を配達するというサービスも今後ふえていくのではなかろうかなと予測もされるところでありますし、この店は、公民館などの公共施設を借りて移動店舗を構えるというふうな計画がなされているところでもあります。この創業に当たっては、県並びに当町も助成をしているような状況でもございますし、そういった移動販売になろうかというふうに思っておりますが、そういった対応においては、なかなか過疎地において企業努力では何とも採算性のとれるものばかりではない、このように予測されております。私も、数年前にこの近くの萩市にJAあぶらんど萩というところがございます。そこへ視察に行ったことがございます。といいますのは、移動販売の状況確認そして採算面ということで、JAの役員で参ったところではございます。あぶらんどでは、村部に対し

て、買い物が不便な地域に向けて J A の購買店舗から品物を供給し、4 台の移動販売車で 1 地区週 1 回というふうな中で物を届けると、注文品を届けまた若干の（聞き取り不能）対応といたしますか、そういったことの商品を積んで巡回するという仕組みをされておるところであります。そういった中で、なかなか立地条件的またはこの利用者が利用するに当たってなかなかコスト高になっている。村部への移動に伴う燃料費、また利用者の 1 件当たりの売上げが小さい、そういったことの中で、年間移動販売車 1 台当たり数百万円といたしますかまあそう大きい、200 万円から、200 万円程度というふうに聞いたと思いますが、赤字が出る、それが現状であるというふうなことであります。しかし、J A の組合長は、組合に対する福祉サービス、地域貢献だということの位置づけの中で採算がとれなくてもいいと英断を下されたところがございます。このように、移動販売等におきまして村部におきましてはなかなか厳しい現状がございます。財政面の支援というものをやはり何らかししないと、こういった買い物不便者に対する対応、これがせつかくやっても継続しないというふうな現状もございます。これにつきまして、当町こういった移動販売といたしますか買い物支援に対する対応を今後強化する、またこれが喫緊の課題でもあるとそういった位置づけの中で、支援のあり方等について御見解がございましたら、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘の件でございますが、つわの暮らし推進課としましては、株式会社シャープと連携をして先ほどまでの事業を進めておられるという状況でございますが、商工観光課としましては、今年度民間の方ではございますが移動販売をスタートされたという方がございます。この方につきましては、地域商業活性化支援事業の中の移動販売の補助について、島根県及び町で半額ずつとはなりますが、上限 200 万円の中で 2 分の 1 補助ということで、購入費及び燃料代の補助ということで、補助にのっとなって取り組まさせて御支援をさせていただいております。これは 2 年間でございまして、来年度、平成 28 年度につきましては燃料代の補助ということになってまいります。今年度は車両の購入費補助を行ったというところではございます。そういう状況で取り組まさせていただいております。議員の御指摘のとおり、なかなか移動販売厳しい部分がございますが、単純に 2 年で補助でその後がどうかという部分があるかもしれませんが、この民間の方におかれては、もとの前職が福祉関連もやっておられたり、土日はイベント等でいろいろお店を出されて別途また御商売をされておられるというようなこともございまして、そういったものをトータルに判断をされて、継続ができるであろうという熱い思いを持って今取り組んでおられるというところがございます。そういった部分で、当面はその 2 年の補助にはなりますが、その後もその方が何か新しい試みをやりたいというようなことがございましたら、また商工会等を通じまして御相談いただきますと、個別商業包括的支援事業というような部分でも、いろいろ市場開拓または新しい商品の開発と



かそういった部分での助成というようなことも可能ではございます。まずは自分の思いの中で、採算成り立つという思いの中で取り組まれておられますので、我々としては当面2年の支援の中で商工会と一緒にあって状況を把握させていただいて御支援をさせていただけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御回答いただきました。当然ながらこういった事業につきましても、民間事業者が主体に行うものでございますので、それを前提としながらまたその結果といいますか、1年間通じた動きの中でやはり財政的支援が必要となる場合において、検討する必要があるかというように思っております。先ほど申しました、ああした株式会社シャープさんのこういった見守りなり買い物支援等につきまして、まずは希望される方といいますか、そういった発掘というものが必要になってまいりますので、今後、町担当課におかれましても、あらゆる機会を通じまして理解が深められるように対応お願いをいたしたいと考えております。

それでは、2番目の質問に移ります。

津和野町東京事務所の運営についてであります。

本日、同僚議員の質問もございまして、この津和野町東京事務所の運営というものが、やはり大いに期待もされ、また大変この設置運営に対して不安を抱いているという状況にもあろうかというふうに思っております。

一つ目であります。東京都文京区に、平成26年にオープンいたしましたこの東京事務所、これまで津和野町観光協会に運営を委託されてきましたが、平成28年度より直営として職員1名を配置されております。今までの分析と町直営とするねらいにつきましてお伺いをいたします。

2番目に、施政方針にも挙げておられますが、今後の運営においては、ファウンディングベース卒業生とも連携を図りながら取り組みを強化されるとしていますが、重点実施事項と、取り組みに当たって新たな運営経費の支出があることを想定しておられるかどうか、これについてお尋ねをいたします。

3番目に、首都圏から当町へ定住促進や特産品の販路拡大等についての成果目標を、どのように設定されておられるかについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町東京事務所の運営についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。津和野町東京事務所の業務については、旅行代理店等への誘客セールスを中心として、特産品のPR、商談支援や文京区との連携促進等を目的とした事業を展開してまいりました。運営については、津和野町観光協会に委託することで一定の成果を上げてきたところではあります。年度当初の事務所人員体制は、町観光協会正規職員1名と同協会契約職員1名の2名でスタートしたものの、平

成27年9月、協会正規職員1名が退職したことにより契約職員1名と現地採用のパート職員1名をもって運営をしてきたのが実態であります。ついては、3月末をもって契約職員1名の任期が終了するため、事務所の運営体制を安定させ東京事務所の業務をより強化するために、本年4月より直営とし、町職員1名、パート職員1名交代制でのこの駐在をさせることと決定をいたしました。これにより、これまで首都圏を中心に行ってきた定住関連対策について、現地での窓口機能とともに、定住候補者へのフォローアップが行える体制を強化したいと考えております。また、CAS冷凍技術に関連する株式会社アビー社との連携を深めるとともに、福利関連品やその他特産品の販売、PRといった出口対策としての強化を図りたいと考えております。なおこれらは、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略を実行していく上での体制づくりの一環と位置づけております。町直営とし経験豊かな職員を駐在させることで、商工観光課や農林課、つわの暮らし推進課等との連携がよりスムーズになり、本町の総合戦略をより確実に進めていけるものと期待をしております。

一方で、これまで一定の成果を上げてまいりました観光入込客対策が機能低下になってはならないと危惧をしており、その解決策として、町観光協会事務局に集落支援員地域おこし協力隊員2名を派遣し、交互に東京事務所に出張していただきながらエージェントへの営業活動を行うなど、観光面での東京事務所支援を行う予定でございます。

続いて二つ目の御質問であります。これまでもリクルートジョブズが主催をし、農林水産省等が後援をする新農業人フェア等の定住促進イベントが東京で開催され、本町が参加した際には、ファウンディングベース卒業生が会場の津和野町ブースに集まり、本町でのみずからの経験談等を踏まえ来場する定住希望者に積極的に対応してもらっております。フェアでの本町のブースは毎回盛況であり、これまでに於いて他の参加自治体よりも移住者の実績を上げてきておりますが、こうしたファウンディングベース卒業生の応援も大きな要因の一つとなっております。今後も、フェア同様にファウンディングベース卒業生等が東京事務所に気軽に訪れ連携できる環境を整えながら、東京事務所への定住希望者の来訪を促進し、ひいては本町へのUIターンに結びつけてまいりたいと考えております。また定住促進や観光誘客セールス、特産品の市場開拓等東京事務所を遂行していく上では、国県の有利な補助事業について検討を行い、その導入を図った上で新たな事業に取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。町職員による東京事務所の運営体制が整った後、過去2年間の成果を検討しながら、できるだけ早い段階で定住促進や観光誘客、特産品の販路拡大など具体的な数値目標を設定をしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 先ほどもございましたが、平成27年度の活動計画、いろいろとございまして取り組みをなされておろうかというふうに思っておりますが、やはり今回、正職、特に中堅管理職を配置するという点においては、大変我々

もでございますが、町民の方々も期待が高まるのではなかろうかなというふうに思っておるものであります。その前段での職務として、今回配置される方が勤めてこられた中に、やはり定住促進部門と申しますか、そういったことがございます。町の定住促進の活動について、県の定住財団また法人の連絡協と申しますか、そういった中で現在町内に12法人ございますが、その共同体であるわくわくつわの協同組合等の連携で、東京等で開催された新農業人フェアでその成果として、平成27年度に、11名の農業研修生の受け入れや6名の新規就農者があったというこの実績は特筆すべきことと申しまして、一つの大きな成果が得られたというふうに思っているものであります。

そういった動きの中で、今後において、この正職員の配置を中心に東京事務所を核として、都市圏から津和野町へ移住促進をするということが重要な事業活動、今までもでございますが、これからは特に重要な活動になってくるものと確信をいたしております。ああしてファウンディングベースの卒業生も多く出てくる状況にもあろうかというふうに思っておりますが、そういったことの中で、いろいろ今、御回答いただきまして、いろんな活動がなされているという状況にもあろうかというふうに思っておりますが、なかなか東京事務所の体制だけでは正職員1名、臨時職員1名ということでの事業展開というものは、そうそう今までと違ったこともできないと推察するわけでございますが、回答の中で、町観光協会に派遣する地域おこし協力隊等の活用、これは観光協会にお願いする部分でもなろうかと思っておりますが、そういったことの協力の中で理解を求めて東京事務所での活動が活発になるとともに、やはりそれ以外でも、島根県東京事務所や日本橋島根館との連携での事業展開を、今後連携をすることで強化していくということに視点があるかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございます。確かに新しい体制でも正規職員1名と臨時職員交代制で1名、さらに観光協会から随時応援が1名ずつは参ってくるという形での運営とはなります。これで十分かということになりますとまだいろいろ議論はあるところかとは思いますが、ただ新規に町職員が参るということ、またこれがこの職員が中堅職員としてこれまでもいろんな経験を踏んでおりますし、定住促進の上でも実績をもう持っているところでもあります。こういったところで考えますと、まず人がどういう人物であるかということも一番大きいというふうに思っておりますし、それと町職員が行くことで、その経験も踏まえて決断や判断ができるということも今回一番大きなメリットではないかというふうに思っております。さらには、有利な国県の補助事業等があれば、それをみずからの判断で、当然こちらと相談をしながらではございますが、呼び込む企画をすることができ、それをみずからそこで遂行ができるということもございますので、そういったメリットを生かして頑張っていたいただきたいというふうに思っております。観光協会には御努力をいた

だいておりますので、そういうあたりでも今後とも連携をいたしますし、島根県また文京区とも連携を深めて進めてまいりたいと思います。

一つの例で、まだ予定ではございますが、日本遺産につきましても島根県もひとつ応援がしたいということがございまして、新年度においては文京区内において文化庁あたりの御協力もいただきながら、ひとつ何か、森鷗外先生をえにしにしたつながりをもとに、ひとつシンポジウム的なこともできないかというような企画も今徐々に進んでおります。そういったところでも、島根県と協力して進めていく上では、東京事務所がそこにあるというメリットを大きく活かして進めていきたいというふうに考えております。

以上、また今後とも御協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 体制的な強化の中で、今までの取り組みがさらに強化され、また新しい取り組みもできることを大いに期待をいたしておるものでございます。その上で、28年度の活動状況また実績等を踏まえ、また今後の見通し等も踏まえながら、やはりしかるべき時期に今後のあり方等につきまして費用対効果を含め検証が必要な時期を迎えるのではなかろうかなというふうにも思っております。成果目標を、回答にありましたように、数値目標を設定しての取り組みというふうなことで御回答いただいておりますが、こういったしかるべき時期の検証ということにつきましてやはりいろんな大きな投資もする中での取り組みでございまして、それにつきまして検証するということについてのお考え、時期、それ等につきましてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 将来的な数値目標といったものは、今回新たに職員参りますが、行っていきなりなかなかすぐに安定的に運営できるかっていうことは、まずプライベートな部分のまず基礎もつくらんといけないということもございまして、そういったところで若干のお時間はいただきたいとは思っておりますが、その上で過去2年間の数値を参考にしながら、やはり町職員が行ったからにはという部分で、定住等も特にでございますが、何がしかの目標を掲げてそれに向けて頑張るということをしていく必要があると思います。その上でその成果を見ながら、今後の展開については当然判断をすべきというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 平成28年度で事務所設置3年になるわけでありまして。町職員等の派遣でこの取り組みが強化され、事業展開がなされることを大いに期待しながら質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序4、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今回、三つの事項について質問をいたします。

昨日、28年度予算委員会において、私は迷いに迷って平成28年度予算案に賛成という立場をとりました。賛成した一人として、この予算や施策が町民により有益なものとなるように質問を通じて問題点を解消することに努め、見直す点は見直し、進めるべきは進めていただきたいと思います。執行部におかれましては真摯な答弁をお願いいたします。

それでは、1点目の質問をいたします。

日原にぎわい創出拠点構想についてです。日原の春日町の古民家と蔵を改修し、お茶など飲みながら本が読める交流の場所にするという当初の計画が、カフェは新築、図書館も新築移転という大きな事業計画になりました。一つ目として、計画が大きく変わった理由をお知らせください。

二つ目として、図書館移転の理由も聞かせてください。

三つ目として、日原山村開発センターなど公共施設の改修、移転、統合など、今後の計画はどうなっているのかをお知らせください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

日原にぎわい創出拠点構想についてでございます。

まず一つ目の御質問であります。当初の構想では、日原提言部会の議論を踏まえ、旧水津邸敷地内の母屋を中心としたコミュニティゾーン「集う家」、蔵を中心としたライブラリーゾーン「知る蔵」、庭を中心としたカフェゾーン「遊ぶ庭」の三つに分けて活用し、水津邸周辺敷地は駐車場としての活用を検討しておりました。当初の構想については、9月10日の津和野町議会全員協議会にて最初の御説明をさせていただいたところでございます。

なお当初の構想の中でも、カフェについては高津川の気配を感じつつ、お茶を飲みながら図書館の本も読むことができ、イベント時には地元食材等を活用したメニューの提供ができるベースとしてカフェ棟を新築する旨、資料の中でも明示をしていたところでございます。

議員御指摘の図書館機能については、当初、蔵2棟を改修し活用する計画にて、町教育委員会とも協議・調整を進めてまいりました。その後、前述の町議会全員協議会の中

でも御指摘をいただき、町図書館協議会の議論を踏まえた町教育委員会との協議の中でも活用可能面積の点から、図書館としての機能が成り立たないのではないかとの懸念が示されたところでございます。

これを受け、再度の検討を行った結果、蔵の増築等により利用可能面積を可能な限り確保したとしても、適正な面積規模の確保とはならないこと、さらには大規模な増築により、蔵が持つ古民家としてのたたずまいが壊れてしまうことなどの判断により、蔵への移転を断念いたしました。

そして、当初、施設の駐車場として想定をしていた隣接の土地に図書館機能を持つ建物を新築することで、一定の図書館機能を果たせる面積及び多目的スペースを確保し、旧水津邸を中心としたにぎわい創出の拠点となるエリアを再構築しながら、より効果的なレイアウト配置を実現したところでございます。

二つ目の御質問であります。日原提言部会の前身となる準備会段階で、日原地区の空き家調査を実施し、参加者で日原連坦地を下流から上流まで実際に歩いて検証を行いました。その際、日原山村開発センターの図書館を訪れた参加者の感想として、「もっとよい環境の中で本が読めないか」、「せっかく清流高津川沿いであっても、閉鎖的で川の気配が感じられないのはもったいない」といった意見が出され、気持ちよく本が読みたいという率直な感想から、図書館移転の計画がスタートしたことになります。

その後、さまざまな議論を重ねる過程において、観光地ではない日原地区において、人、経済の交流を促進し、地域の維持を図るためのにぎわいを求めるには、平日昼間等の日常時と夜・休日・イベント開催時等の非日常時の両面で、整備したエリアを使い切る必要があるとの結論に至りました。

については、日常時には適正な規模の図書館を核として整備することで、周辺エリアを含め心地よい環境の中で穏やかに本を読めることができるとともに、より近くの存在となる町営住宅を含めた日原地区、さらには周辺地域からの高齢者や子育て世帯、通学路沿いでつながる小中学生などが集い、読書に親しみ、さらには文化、健康活動など多目的な利用が可能となると期待をしております。

一方、非日常時においては、これまで日原地区にはなかった創造的なエリアと清流高津川の魅力を相乗的に利用する観光文化イベント等を開催し、日原地区を訪れるきっかけをつくり、人的・経済的な流入を目指すことが可能となると期待をしております。そして、この二つの目的を両立させ、にぎわいを創出するためのコミュニティの場として整備するべく本計画に至った次第でございます。

なお本計画は、この数年間において、日原提言部会や周辺自治会関係者の皆様と行政とが話し合いを重ねながら策定をしたものであり、今後ともそうした地域の皆様と一緒に運営・活用方法等について議論を深めていきたいと考えております。

三つ目の御質問であります。日原山村開発センターにつきましては、平成28年度当初予算におきまして、耐震改修工事の設計業務委託料として690万2,000円の予

算を計上しております。今議会におきまして、予算を議決いただければ、新年度早々に設計業務に着手し、平成28年度中に耐震改修工事を発注したいと考えております。その後、津和野町民センター等の耐震補強改修工事を年次的に進めたいと考えております。

また、給食施設につきましては、津和野地区、日原地区の両施設とも老朽化が著しい状況であります。児童・生徒数が減少傾向にある状況においては、全町で1施設の給食施設の新設が必要であると考えておりますが、財政状況も鑑みながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 数年間かけて、地元の方々や提言部会、周辺自治会の関係者の皆さんと一緒に、行政が話し合いを重ねて策定をされてきたものだという答弁でありましたが、この構想の一番最初の時点は、住民側らの発想だったのか、それとも町側からの発想だったのか。

日原提言部会の前段の準備会っていうのが、地元飲食店、宿泊業、観光協会などなど上げてありますけれども、その一番最初、この構想の発案者はどちら側だったのかということをお聞きしたいことと、あとは、まちづくり委員会との関係はここまでの中であったのか。

また、まだ予算が認められていない段階ではありますが、指定管理者の選定についてなどは予定があるのか。また、カフェの公募についても何か当てがあるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御質問でございますが、まず、この構想の発端となった点につきましては、商工観光課としまして、日原地区の経済の状況が大変厳しいものがあると。観光地でもないわけでございますので、高齢化が進む中で人口流出もあり、中心街がより沈滞ムードにある。活動面においても言ってもいいと思います。

なかなか、もはやお祭りをやる上でも、町としても何らかの支援をしないと進められないというような状況になっておりまして、そういう際に出てきていただける有志の皆さんにおかれては、何かの熱い思いを持って一緒にやってはいただいておりますが、そういった方々も口々に「このままじゃどうしようもないんじゃないか」と、「何もせんかったら、日原は全く変わらん」というお話がありまして、それじゃ商工観光課としまして、どうでしょう、何かちょっと考えてみませんか一緒に、ということから、この準備会が始まったと。

何かをまずしようと、その中で、津和野地区で空き家を使った町家ステイといった動きがございましたので、それじゃあ日原についてもそういったあたりを何か切り口に調べられんかどうかと。空き家を置いておくと、それなりにまた景観の部分でも崩れていくということがありましたので、じゃあ、まずそこから当たってみようということで、

先ほど町長の答弁にもございましたように、まず検証するようなところから始まったというのが事の発端でございます。

それから、まちづくり委員会との連携でございますが、まちづくり委員会との連携については、確かにまちづくり委員会としてお話を一緒にさせていただいたということは正直言ってございません。

なお、当然、皆さんに嘱託員さんへの文書等を通じて公募をかけて、一緒に考えませんかということ、いよいよ提言部会をつくる上では、皆さんに広く公募をさせていただいたと。日原地区だったかもしれませんが公募をさせていただいたということが一つあります。

その上で、話をする中で、連合自治会さんの、自治会長さんの集まりになりますが、そういったところにも呼んでいただいて、まだまだ初期の段階であったんですが構想を御説明をして、そのときにも蔵を改造したようなんでは小さいんじゃないかというような御指摘も確かにいただきました。

そういったところも踏まえていただきつつ、ただ、これは一つ何か日原地区が変わるきっかけにはなるなということで、主観ではございますが、各自治会長さんからは好意的に受けとめていただけたというふうに、こちらは認識をしております。

そういった中で、何かを変えていこうという思いで、まずそのきっかけで、まず古民家が変われば、連合自治会さんあたりも何か日原天満宮のお祭りのときの大行司、小行司の位置でも困るようなこともあったりして、そういった場所にもなるなというような具体的な話も出たりして、何か変わるきっかけになるだろう、その上で連合自治会としても、あり方は変えていこうということを連合自治会の執行部においても、我々も何か変わっていこうというようなことを言い出すきっかけにもなったということもちょっとお聞きをしております。

そういった部分での、地域での商工会の皆さんも含め、お話はさせていただいて、また子育て中のお母さんのグループにもお集まりをいただいて、いろいろ御意見をいただいたというような過程もございます。そういったことを一つ一つ、時間はかかりましたが、積み上げさせていただいたという思いはございます。

また今後の展開ではございますが、当然、議会で御承認をいただいた上で、予算の成立の上ではございますが、今後、古民家の改修等進めていきますと、いきなり、古民家ができあがっただけでなかなか指定管理ということにはならないかと思えます。やっぱり全体ができ上がってこそそのエリアの整備、にぎわい創出の拠点になるとこちらも考えておりますので。

その中で、今後とも地域の皆さんと一緒に、どのようにこれを使い切るか、うまく使っていくかということをお話し合いながら、指定管理についても、今でも日原商工業振興会の皆さん、またシルバー人材センターの皆さんあたりも、一緒に何度か議論をしております。



そういった皆さんも一つの母体になってくるかもしれませんが、そういった皆さんと何かの組織をつくるような形で、ここをどううまく使っていかかということを経済委員会管轄になります図書館とも当然連携をしますし、何か本当に今まで日原地区になかった創造的なエリアにできるのではないかと、皆さんにしていいただけるのではないかと、というふうな思いもございますので、そういったところを使って、本当に人を呼び込む地域に、皆さんで考えて進めていけたらというふうに思っております。以上でよかったですか。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） さまざまな方々を巻き込んで、理解を得ながら進めていかれることとは思いますが、やはり、官民協働のまちづくりを推進するという意味でつくられたまちづくり委員会というものもかんでいくべきではないかなということを感じております。

それから、そこへ図書館を移転するというので、私はかなり、その図書館については、図書機能を備えたということでは大賛成だけれども、図書館を移転するということには大変、まだ少し本当にあの場所がいいのであろうかという思いがあります。

プラスですね、全員協議会で以前いただいた資料の中に、その日原カフェライブラリの活用イメージという文章の中に、蔵書の質や量よりも、訪れた人が快適にゆったりとお茶を飲んだり読書をしたりして過ごせることを重視していると書いてありました。

カフェならいいんですけども、図書館です。図書館っていうのは、静かに落ち着いて学ぶ場所であり、蔵書の量や質は何よりも一番に考えられなければならないものだと思いますので、その辺を混同しないようにというか、そこをぜひお願いしたいと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 図書館の機能につきましては、商工観光課というより教育委員会の管轄になりますので、余りこちらが差し出がましいことを申し上げるのもなんですが、事の発端をこちらで提議させていただいた部分を含めて、ちょっとお話をさせていただきますと、議員の御指摘のとおりだと思います。

そういう、さきの9月の全員協議会での皆さんからの御意見、また各位からその後も御意見を個別にもいただいたようなこともございます。さらには図書館協議会の中で話された内容、また教育委員会で話された議論の中で、その図書機能については、これではだめだという御指摘もいただいた上での方向転換ということでございます。

この部分については、普段見ない、閉架といまして、しまっておくような図書、必要なときにだけ出すというようなそういうスペースの確保も含めて、教育委員会さんのほうからもいろいろ御意見をいただいて、そういうあたりも配慮しつつ、一定の面積の確保という部分になってきたと思います。

これは一つの例ではございますが、島根県の海士町の海士町中央図書館というものがあるようでございまして、こちらが、私も、「つながる図書館、コミュニティの核をめざす試み」というちくま新書の中でちょっと拝見しただけではございますが、その中でいきますと、図書館の広さが約200平米、蔵書が収容能力が約2万冊という小ぶりな図書館ではありますが、地元木材を使用して、開放的な窓から海士の海が眺望できまして、ネット環境とかもあって、コーヒーを飲みながら本を読むことができると。また、子供がぐずったりすると、赤ちゃんのおむつを着がえたりしたいと思えば、隣接する和室とかに移動して、そこを自由に使って子供を寝かしつけたりいろんなこともできるような施設があって、その図書館という機能プラスコミュニティが存在する心地よい空間として利用されておるといふ例もございます。

また、けさの朝刊によりますと、岡山県の勝央町、「勝つ」に「中央の央」ですが、勝央町あたりでも、小さな図書館でカフェと連動させて、一つのコミュニティの場としていこうというような動きが出ておるといふような報道もお聞きをしております。

議員のおっしゃるとおり、まず教育委員会さんあたりからの御意見も踏まえて、我々もまずその図書機能をということで、新たな図書機能を設けるということになってきたと思いますので、そちらをまず第一義的に考えた上で、さらにそれを一緒になって、決して相反するものでないと思っておりますので、一緒になってにぎわいが日常時と非日常時、両方とも使い切れるものになっていただければよろしいのかなというふうに思っております。

何か不都合がございましたら、また教育委員会のほうでお話をいただけたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） もう一つ、日原の開発センターから図書館が移転するという事なんですけれども、その新たな拠点においては、集会をしたり、貸しスペースがあったり、展示室やイベントで利用できるポケットパークなどなど、さまざまな機能をイメージしておられます。

日原開発センターも今までそういう機能を持った場所として、日原地域の中心的な施設であったものです。耐震補強工事とともに雨漏りなどに対応した改修をする方向だということ昨日、予算委員会で伺っております。利用する人口は減ります。プラス、その周辺にはすわろう家初め、各地区ごとの集会所も点在しています。全体的なグランドデザインといいますか、その点についてはどうお考えですか、伺います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございますが、まず、おっしゃる通りに箱物ばかりができてはというところは確かにあると思います。

そういう部分では、山村開発センターというのは、これまで日原地区の中心の施設でございまして、そちらでいろんな行事が行われてきたということは確かにおっしゃると

おりで、今後ともそういう機能は果たしていかれることだろうというふうに考えております。

ただ、我々が、商工サイドとして思うのは、図書館が第一義ということはもう、当然の前提の上ではございますが、商工サイドとしますと、やはりそれだけでは、やはり日原地区が変われないだろうと。

要はよそから人が来ていただかないと地域の経済は回らないというところで思うと、今回整備させていただく位置にしましては対岸の国道9号線から比較的良好に見える位置であります。そのあたりから、そこに夜でも明かりが灯ったりですね、何かにぎやかな気配が、まさににぎわいが創出をされておれば、相乗的にそこを訪れるというようなこともあるかもしれません。

きょうの議会の議論をお聞きする中で、子育ての問題について、いろんな機能が果たせるところはないのかというようなお話もありましたが、健康面というような視点はシルバー人材センターがテイクテンというような、一つできあがった健康づくりのスキームを持っております。そういったものについても、この多目的なスペースも含めて、うまく使い切れるのではないのかというような御意見もシルバーさんのほうからもいただいております。

そういったこともありますし、先ほどありました議論の中の、子供さんに対する何らかのうまい働きというようなことが、カフェあたりも離乳食とか、いろんなこともあるかもしれませんが、何かうまく使えていけるのではないのかな、まさに我々としますと、日常時の一番大きな利用者の核になるのは高齢者の方と子育て世代の、お母さんだけに限定はしてはいけないと思いますけれど、になってくると思いますので、そういった皆さんにも日々、平常時にも寄っていただけるように考えて、それは決して開発センターとはまた、すみ分けができて利用できるものだというふうに理解をしております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 本当、何とかしなければという気持ちは大変よくわかります。

交流人口をふやして活気づけようということも大切なことではあります。先ほど課長もおっしゃられました。高齢者の方々は、例えばバスを利用される奥部の方々は、バスに乗る、おりる、そのついでにセンターで本を借りたり、あそこで座ってということもしておられました。

その方々が、今度はあその場所が郵便局の近くのところになるってということになると、じゃあ、どういうバスの体制を見直すのか、そういうことなんかもまた今後課題となって出てくると思いますので、まずは町民の方々の利便性を考えられて進めていただきたいということがあります。

それと、やっぱり自分たちの力で何とかしよう、何とかしなければという思いを、やっぱり大事にして育てていくことが行政の役目だと私は思っています。主導権がどちらにあるのかがとても重要、今後施設が生きるか無駄になるかという鍵になると思います。

そこへ図書館という公の施設が入ることが、事業のリスクを担保しようとする一つの案ということではないかと私は思いますけれども、そうなったことによって、自分たちの手に負えるもの以上の事業となってしまうと、まあ公がやることだからとか、町がやることだから、自分たちは提案はしたけれど、町がやってくれるからっていうお客さんのような形にならないように。逆に、官にも民にもマイナスにならないように、立ちどまって進めていただきたいなと思います。

まだまだ、車の離合の点や駐車場のこと、特に小さいお子さんを連れて車を乗りおろすということは、かなり車プラスのスペースが必要です。今まで山村開発センターの駐車場は広いからそういう面では心配がなく乗りおろができました。そういうことなど細かいことも含めて考えていただきたいと思います。

そして、センターも含めて日原地区にはまだ中学校の寮も残っています。それから分散する役場の問題などさまざまな課題がありますが、全ての施設をランドデザインを考えながら、今後進めていただきたいと思っております。

答弁があればお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長ありますか。教育長。

○教育長（世良 清美君） グランドデザインのほうは、また町長のほうへお任せしたいと思いますけれども、私の分野であります図書館の移転についてでございます。

議員さんのおっしゃいますとおり、図書館の蔵書とか質というのは最も大事な点でございます。以前の蔵の中で図書館機能をということであれば、当然無理な話になっておったと思いますけれども、今回新たに、詰まりながらも、図書館を新築とするという形を計画をしております、その中では先ほど観光課長のほうも申しましたけれども、閉架図書も含めて図書館機能全体については、教育委員会サイドで設計のほうに当たりたいというふうに思っております。

そうしたところで、我々の意向を十分反映させながらということは、図書館協議会の委員の皆様をはじめとしまして、図書館のいわゆるユーザーの方の御意見を反映させる図書館ができるものというふうに期待をしておりますので、また、まだ基本設計にも入っておりませんので、全体の敷地、この枠だけはこの図書館のエリアということにただいておりますけれども、その中の作り方については、今からしっかり慎重に議論しながら設計に入っていきたいと思っておりますので、また、いろいろな御意見があれば申していただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長、まちづくり委員会との協議の云々という質問もありましたが、答弁ありますか。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この日原のにぎわい創出拠点構想についてのまちづくり委員会での議論というところについては、私のほうは承知をしていないところでありまして、まちづくり委員会の中でどういった議論というところについては、商工観光課サイドでの話ではないかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） もともとの日原中心地の、このにぎわい創出のこの取り組みというのは、私が2期目に当たりましての公約として掲げたものであるということですが、そこには具体的にこういうことをやりますというのが頭にあったわけではなくて、当時からの提言部会の前身の部会のところからのさまざまな話し合いも進んでおりましたので、まずはそこでいろんな具体案を出していただくという、そういう期待もあつての公約でもあつたということでありました。

実際、先ほど商工観光課長が申しましたように、いろんな議論の、多くの方々の積み重ねがあつて導き出されたものでありますので、この図書館の移転というのもこれは必ず間違いのないこととしてお話をしますけれども、民間のほうからの話し合いの中で湧き上がってきたものでもありますので、町から決して提案をしたというものではないということでもあります。

ただ、そうした図書館移転とその周辺の、まあ、そのときは当時古民家を使つての図書館でありましたけれども、そうした、いろいろ集い、にぎわう場づくりという案が出たときに、私も非常にいい案だなというのを感じたところでもあります。というのも、図書館というの、大きな都市のような、いつも私も東京出張すると千代田区の図書館とか文京区の図書館とかも行ったりするわけですが、うらやましいなと思いつつも、やはり町の財政があつて、そこまでのことができない中で、でも何か町らしい、津和野らしい図書館ができるんじゃないかなということを考えたときに、あつたところに移転をすることで、オンリーワンの、全国にない、小さくても津和野らしい図書館ができて、町民の皆さんに親しんでもらえることができればいいなという、そういう共感をしたものですから、ぜひやろうという思いにも至つたということでもあります。

これも課長が申し上げたとおりであります、今回はそういう、まずは日原中心地域の方々が危機感を持って、この話し合いが始まつたということでありまして、そこがすばらしいことだと逆に思っております。

だからこそ、新しいできた施設についても、これは町主導になることはないというそういう思いも持っております。必ず民間のほうでこれを活かして、そして、それを自分たちの、どう言いましようか、経済効果やあるいはまちづくりの効果につなげていこうという、そういう思いで使つていただけるという思いは持っているということでもありますので、それを町としても一緒になって応援をするというスタンスで進めていきたいというふうに思っております。

それから、そのグランドデザインということで、大変大切なことだというふうには思っております。だから大まかには、そういうこともイメージしながらやっていかなきゃならないんだらうと思うんですが、ただ、やはりどうしても今、我々、現実的なところでは、町も財政がふんだんにあるならば、基本的にはそういう5年、10年の中でグランドデザインをつくって、そしてそれを年次計画のもとで進めていくということも可能なわけなんですけれども、なかなか財政的に見込みが立てられない中で、そのグランドデザインをつくっての一つ一つをやっていくということが現実に一定して難しい面もあるということも、御理解もいただければというふうには思っております。

ですから、今回のことも大まかなイメージはしながらも、やはり、まずここに核の拠点をつくる第一歩というふうに今回位置づけておまして、それをもとに、また提言部会等での話し合いを続けて、できることならまちづくり委員会にもかかわっていただければ大変ありがたいと思っておりますが、そういう中で、またここを核にして少しずつ周辺をどういうふうに整えていくのかというのをまた考えてもいただきたい。そこに財源の問題もありますが、できるようなことであればその施設整備も初め、努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ありがとうございます。次の質問に移ります。

行政と民間の役割分担と協働のあり方について質問いたします。

新たな福祉法人つわの清流会が設立され保育園2園の運営母体となるが、以下の3点についてお伺いします。

一つ目として、町職員を2園へ派遣する理由と期間、2、子育て支援センターを直地保育園内に開設する理由、3、放課後児童クラブを木部里山保育園内に新設する理由。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、行政と民間の役割分担と協働のあり方についてお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問でございますが、これまでも議会へ説明をさせていただいてまいりましたが、木部保育園、直地児童館の運営を移管するための社会福祉法人については、3月1日に設立し、4月1日から運営を開始することとなっております。

この二つの保育園につきましては、議員御質問のとおり、各園に1名の保育士を1年間、町より派遣することとしております。その理由は、保育園の移管について、これまで保護者や地域の方と協議を何度も重ねてきた中で、民営化する保育園への不安として多かった御意見が、これまでかかわってきた保育士がいなくなることで保育内容や行事等について急激に変化するということでございました。

町といたしましては、これら保護者等の方々の不安を払拭するために、町の職員を1年間派遣することとし、当面の間、運営法人にはこれまでの公立と同様の保育園の運営を行い、園児や保護者に安心して預けられる保育をしていただくこととしております。

二つ目の御質問であります。津和野子育て支援センターにつきましては、これまで直地児童館内で行っており、多くの保護者の方に利用していただいております。

4月1日より直地児童館は、直地保育園として運営が移管されるわけではありますが、建物は町の所有であり、これまで同様、同施設内で開設することとしています。

三つ目の御質問であります。平成27年3月に策定した津和野町子ども・子育て支援事業計画により、平成28年度からは保育園で行っている学童保育を廃止し、町が直接運営する放課後児童クラブにつきましては、各小学校区に一つを設置するということが決定されております。

これにより、これまで児童クラブが設置されていなかった木部小学校区内におきまして、新たに設置の協議を行ったところでございますが、木部小学校内には設置できる空き部屋がなく、木部保育園内にはこれまで地域の高齢者等とのふれあいを目的とした部屋があり、この部屋を最近は使用していない状況から、利用することとしたところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 一つ目の質問と基本的には考え方が同じだと思うんです。これについても、新たな事業を民間が立ち上げるということは、大変なすごいエネルギーが必要です。その最初の形をつくる大切な時期に、町職員が1年間派遣されるということですが、民間の施設に公務員が、それも今まで上に立っていたような職員が来られるということが、新たな法人で雇われた職員の立ち位置とその派遣された職員の立ち位置、そういうところが大変、現場を考えたときに難しいのではないかなと私は思います。

保育園の保護者の方々からの要望であったということですが、かかわった職員が一度に変わるのには確かに園児は不安だし、保護者も不安だと思います。

でも、例えば益田の市営の保育園が民間園に変わったときの例ですけれども、本当に職員が保護者に受け入れてもらえず、毎日、保育を終えて職員室へ帰って、毎日職員の方々が園長に泣きつかれて、「何で私たちはこんな思いをしなければいけないんだ」と泣きつかれたという話を聞いてます。

でも、毎日毎日保育をする中で保護者からの信頼を得て、真摯な保育によって保護者の信頼を獲得していけました。そして、今はもう100名以上いるような大きな保育園でありますけれども、やっぱりその民営化という産みの苦しみというか、そこを越えてこそ継続する力が生まれるのではないかなと私は思っております。

また、木部の保育園については、保護者の要望とは違い、今いる職員ではなく新たな職員になるのではないかというようなことも聞いておりますが、そういうところも、その最初の理由と違うような形になっておりますが、その辺はどうなんでしょうか。

ちょっと時間も短いので、支援センターのことと放課後児童クラブのことについてもあわせて再質問をしますが、子育て支援センターについても民営化した保育園内に併設される。それも委託ではなく町の直営でということですが、これもまた今まで保育士として、また支援センターにもかかわってこられた方がそこにおられる中で、利用者にとっては線引きができません。派遣された職員の立ち位置と子育て支援センターから派遣された職員の立ち位置、また新法人で雇用される職員の立ち位置が大変難しいのではないかなと思います。

そして、支援センターの利用のないときには、支援センター職員は保育の補助に今までは入っておられました。そういう部分も今度はどうされるのかということも伺いたいと思います。

そして何よりも、新法人の保育の理念とか新たな園を今から運営していくという民間としての色が出しにくくなるのではないかなと思うんですが、その辺もいかがでしょうか。

そして、放課後児童クラブについてもですが、町としては保育園での学童クラブは廃止する方針だったはずで、場所的になかったということで、木部の場所は、実際、文教の委員会で見に行ったときに、ある程度その保育室側とはちょっと離れた部屋でありましたので、少し直地のほうの事情とは違うのかなとも思いますけれども、それでも、やはり保育時間内に学童がいる、しかも、それが同一の法人が運営ではなく、民間の保育園と町の職員という形、そのすみ分けと行政と民間の役割分担がごちゃごちゃにならない工夫とかそういうことは考えておられるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 一つ目の質問でございます。

これにつきましては町長の答弁にもありますけれども、地元の要望があったという形の関係で職員を残しております。特に、先ほどありました木部のほうについて、職員がもといた職員でないということで御指摘ありましたけれども、当初は、法人のほうの職員を採用するまではどういった対応になるかわからなかったことと、それから理事に入っておる先生が、園長に、どこに配置になるかということが決定しておりませんでした。その中で、配置をした段階で木部につきましては理事の方が保育園の園長として配属になっております。

そういったことを踏まえて、ある程度これまで嘱託として町のほうで勤めておった経験もありますので、そのことについては地元のほうの御理解をいただいて、保護者のいただきまして、ある程度その今までの経験を生かした人がつかれるということで、それ



とは別に、園の運営的な関係がまた町の今までの運営方針を1年間引き継ぐということでございますので、園は違いますけども、ある程度運営のできる職員を配置したということでございます。

それから、1年派遣職員が派遣される中で、法人の職員とのかかわりのなものがありますけれども、これにつきましては、本来であれば事前に1年間前ぐらいから準備を進めて、法人の職員が公立の保育園に入ってきて準備を進めるということをするべきところではございますが、事情が事情だけに、本当、短い期間での対応ということで、なかなかこれまで外で働いとった方等が一斉に新たな法人ということで、議員さんのほうからもそういったところもあったということではありますけれども、そういったことをできるだけスムーズに移管したいという思いの中で、町職員が助言的立場で参加するというところがございます。

それから、津和野子育て支援センターの関係ですけれども、本来であればこれまでの経緯の中で、町民センターのほうから直地の児童館のほうへ子育て支援センターが移った経緯、それから、本来では津和野の幼花園さん等に支援センターを受けていただいたという思いはあったわけですけども、なかなかそれができない状況の中で、直地に移っております。

どの施設自体も狭い中で、放課後児童クラブと同じような形で、なかなか運営実態も保育園と子育て支援センターということで難しいわけでございますけれども、これにつきましても、民営というか、本来であれば法人のほうが立ち上げた段階で、保育園運営とあわせて子育て支援センターを受けていただければそれがベストだと思うんですけども、法人のほうも保育園運営だけで、今の状況、手一杯ということもあります。

町と法人が一つの施設の中に入るということでちょっと違和感はありますけれども、今のところ、町が直営でやっていく方法しか今対応がないかなということで、直営でやっております。

それから木部のほうにつきましても、学童保育、本来、青原の学童保育から児童クラブに変わるときも、小さいお子様がおる園の中で、大きな小学生が走り回ってけが等があったときに問題であろうということで児童クラブを建てたわけですけども、木部につきましても、町長の答弁にもありましたが、小学校等の空きスペースがあれば、津和野児童クラブ、それから日原児童クラブのように小学校内に設置するのが本来ではあると思うんですけども、なかなかそのスペースがとれないということで、議員も見ていただいたと思うんですが、職員室を挟んでちょっと離れたところに配置しております。そういったこと等も考慮しながら、苦肉の策と言っははいけませんけども、町としては最善の、できる範囲の中で努力しております。

特に木部の児童クラブにつきましては、これまで保育園で、学童保育であれば保育士が対応していたものが、職員を2名配置することによって、その安全面等も確保できる

という思いの中で実施していこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 京村君、持ち時間が少なくなりましたから、簡潔にやらないと次の質問できませんよ。京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 児童福祉法では、公営であろうが民間であろうが、児童に対しては、町は児童福祉の責任があります。でも施設の運営はあくまで法人であります。その過度な支援は逆効果となることもあるということも言わせていただきたいと思います。29年度には障害者福祉センターの委託業務という大きな新事業を抱える法人でありますので、自分の足で立てるような支援をお願いしていきたいと思ひます。

それでは、三つ目の質問に移ります。

三つ目の質問については二つの要旨を上げておりますが、2点目のコミュニティ・スクール制度導入については削除して、次回に回したいと思ひます。

それでは三つ目の質問です。学校教育の中での文化継承について。

左鐙小学校が廃校となり、日原小学校へ統合されることが決まりました。この4月からは左鐙小学校から5人の児童が日原小学校へ通うこととなります。そこで、町が力を入れて進めてきた学びの協働事業は、統合後はどう継承されるのかをお伺ひいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、学校教育の中での文化継承ということで、学びの協働事業の継承についてお答えをしたいと思ひます。

平成20年度に始まりました学びの協働推進事業ですが、原点に戻るという意味合いで、これまでの取り組みを見直しました。平成28年度からは改めて「ふるさと（地域）は、大きな家族」をスローガンに、「学びを通してふるさとを支えるひとを育てる取り組み」として進めていきたいと思ひます。

まず、これまでの小学校区の5エリアで行っていたエリア協議を、中学校区の2エリアで実施し、その中で、小中の9年間、さらには就学前や高校以降も見据えて、発達段階に応じた系統的・発展的な学びや体験活動をプログラム化していきたいと考えております。

また、エリアの見直しに伴って、学校ごとに配置しておりましたコーディネーターにかわり、校区内の公民館がコーディネーターを担います。公民館がコーディネーターとして学校と家庭・地域をつなぐことで、学校がなくなり、かかわりが薄くなってきた地域においても、学校とのつながりを広げたり深めたりすることができると考えております。

このような見直しを行うことで、今後より一層、学校教育と社会教育が連携・融合して、地域の教育資源を生かした学びの場を生み出すことで、ふるさとを支える人づくりとしての学びの協働事業を推進していくわけでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 公民館が今度はコーディネーターとなるということで、これは一つのいい考えかなとは思いますが、学校がなくなってかわりが薄くなるってことですけれども、統合というと、大きな学校へ転入生が数名入るといっただけの捉え方をされがちですが、私はそれは大きな間違いだと思っています。

統合とは、一つの地域の文化を持つ学校ともう一つの違う文化を持つ学校、その二つの文化が一緒になって新たな文化をつくっていく、新しい学校をつくるということだと思います。校名が変わってもいいし、校歌が変わってもいい、それぐらい大きなことだと捉えていただきたいと思っています。

須川小学校が統合されるときに、保護者の方から、日原小学校に統合になっても、今まで須川小学校のふるさと教育でやっていた田植えばやしは継続して、日原小学校でも行いたい、やっていくよってというような話を聞いておりました。しかし、1年、2年目がどうだったかわかりませんが立ち消えてしまい、今はそれは継続されていません。先生が変われば消えていくとか児童が変われば忘れられる。学びの協働推進事業で左鏡小学校では川の学習やしめ縄づくり、また餅つきなど地域の方々が授業に入ってくさっておりました。

校区が広がるということは大きな変化だと思います。社会教育の中で地域としては今までどおりのことを続けていきます。でも、例えば、行事のたびに歌っていた校歌がありますよね。その校歌の中には、その地域地域の土地の名前や歴史についての言葉があります。須川小学校の校歌には日浦にある三子山が、また左鏡小学校の校歌には源平の遠き伝え、また吉賀川の川とか小学校の裏手にそびえる高山という言葉が出てきます。学校教育の中でこういうことをどのように継承していくお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 地域のいろんな文化資源なり歴史、それから自然、たくさんの教材があると思います。

学びの協働推進事業で来年度以降考えておりますのは、なぜ中学校区を一つにしたか、それは津和野町として、日原中学校、津和野中学校では、中学生が卒業されるときに、どこのラインまでふるさとをしっかりと見つめ直して、勉強して卒業できるか。そういったことも一つの体系的な捉え方でやっていけるだろう、こういった意味合いで中学校区でのエリア協議という設定に変えたところです。

今までは小学校区ごとでエリア協議をやって、左鏡小学校であれば左鏡小学校で、こういったふるさと事業をやっていこう、野外教育をやっていこうという御議論をいただいて、いろんな活動をされてきたと思います。全体の事業量には限りがありますので、左鏡小学校でやっと思ったものを日原小学校行って全てのことをやれるということは、絶対に無理だろうと思っています。

ただ、左鐙小学校も須川小学校、それぞれの校区であった部分も含めた中で、それぞれに公民館がありますので、そこからの、公民館からの上がってこられるいろんなふるさとでの事業の展開もメニュー化を図ろうと考えております。今目指しております、いわゆる体感プログラムというのを、今つくろうということでやっておりますけれども、その中のメニュー化によって、学校で、それではこういうことを1年のときにやろう、2年にはこうやってやろう、そういった順番も踏まえながら、全体的な体系化を図る。それが大きな目標の中で中学校区のエリアを設定したところです。

従来でいきますと、小学校でふるさと教育をやって、同じことをまた中学校で、ふるさと教育で同じような内容のことをやるという過去の例もございました。そういった例の反省も踏まえて、特にこの津和野の校区でいきますと、地元の先生の数はどうしても少ないということで、転入をしてこられたり、他地域から来られた先生などは、こういったふるさと教育をやろうと考えられて、メニュー化した。ところが中学校でそれをやろうとすると、小学校で既に同じようなことをやっておったという、そういったことも過去にはございましたので、そういったことも踏まえながらメニュー化を図ることで、より具体的なふるさと教育ができるかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） その中学校区の二つのエリアということで、さっき教育長言われましたけれども、中学に行ったら、その中学校区のエリアのふるさと教育でいいと思うんです。

でも小学校時代には、やはりその各小学校地域の校区の中のふるさと教育というものをメインにして、それが今度、中学というステップに上がるという形のほうが、私はふるさと教育の意味があるのではないかなと感じます。

文化をつなぐとか、継承していくっていうことは大変難しいとは思いますが、そういうことをやる責任があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まさに議員さんの言われるとおりでございまして、中学校区の目標に向かって、それぞれの小学校区で何をやっていくかというのは、小学校区の中でまた考えていくことにしておりますので、そのつながりを中学校に持っていくという、まさにそのとおりの体系を考えています。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 本来なら、ここからコミュニティ・スクール制度について議論をしたかったのでありますが、時間の都合もございまして取り下げまして、次回、また再度質問をさせていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、2時10分まで休憩といたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 4番、岡田克也でございます。

それでは、通告に従いまして、2点質問いたします。

まず1点目でございますが、CAS凍結センターについてであります。約1億数千万円の税金を投入して昨年3月につくられましたCAS凍結センターは、この3月議会の補正予算でCAS使用料収入406万円が減額提案をされました。CAS凍結システムが1年間まともに稼働することができなかった理由についてお伺いします。

先般、町民に対して10億円以上の事業費をかける木質バイオマスガス化発電の構想のパンフレットが配布されました。多くの町民の方々から、CAS同様になるのではないかという、そういう不安と心配のお声をたくさんお聞きしております。まずはCAS稼働システムの検証と活用尽全力を尽くすべきではないかと考えます。

私は、益田市・吉賀町高津川漁協などの関係団体や自治体との連携を十分に行い、協力をお願いを申し上げ、そして、多額の税金を使った事業であります一事業を慎重に、着実に推進していくべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

CAS凍結センターについてでございます。CAS凍結技術については、既に隠岐の海士町で実践をされており、多くの海産物や加工品の販売等で実績を上げ、地域振興に大きく寄与しております。しかしながら、海士町におかれましても、導入初期段階では、大変な御苦勞があったことを聞いており、さまざまな課題を乗り越える中で、現在の成功がもたらされております。本町におきましても、導入以来1年が経過しようとしておりますが、同様にさまざまな試行錯誤を繰り返してきたところであり、津和野町や高津川流域が持っている特産品をCAS凍結することで差別化を図り、魅力的な商品として開発し、販売実績を上げていくまでにはさらなる時間を要すると認めております。

具体的には、この一年を通して、さまざまな食材についてCAS冷凍技術の効果を検証する作業を行ってまいりました。ワサビ関連品を初め、クリ、アユ、里芋、シシ肉、イチゴ、精米など、実に約60品目に及びます。また、CASセンターのみならず、町内外の民間、公的機関等が実証実験を行われており、品目により効果の有無が分かるものの、CAS冷凍技術の優位性は確実に利用者へ浸透し始めている段階でございます。今後もさらなる品目について実証実験を進めるとともに、既に効果を認めているものに

については、商品開発等の販売に向けた研究と具体的な商品化を行ってまいりながら、着実に利用実績を上げてまいりたいと考えております。

そのためにも、人材の確保を含めた体制の整備を急がなければなりません。現在、C A S 冷凍技術の習得から専門的知識を有した商品開発、P R、販路開拓等を担う3名の地域おこし協力隊員を配置し、ようやく人材の確保についてはめどがついたところでございます。また、ジェイエイ日原山菜加工場はことし末に株式会社フロンティア日原と統合することから、ことし4月からの体制づくりを始めており、C A S 凍結による商品開発にも協力をいただき、量産体制も整うものと考えております。

まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略にも掲げているとおり、人口問題対策としての地方創生と産業振興は表裏一体と言っても過言ではありません。しかしながら、中山間の条件不利地域に位置する本町の農業振興や過疎化のペースが速い本町の商工業の振興を考えると、全国と比較してそうしたハンディを持つ本町が産業振興を成功させていくためには、特色ある取り組みにチャレンジするより道はないと考えており、C A S 冷凍技術にその望みを託し、希望を共有する皆様と検証と活用に鋭意努力をしているところでございます。

岡田議員におかれましても、以前より一般質問において、高津川の恵みをはじめとするさまざまな食材のすばらしさに着目し、これらを活かした産業振興に取り込むよう訴えてこられました、そして、具体的な手法としてC A S 冷凍装置の導入を提案されてこられたのも、私どもと同じ思いを共有されているにほかならないからであると拝察をしております。どうかともに研究を深め、C A S 冷凍の成功と産業振興に御支援をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、木質バイオマスガス化発電事業についてであります。私は、岡山県真庭市に本社のある銘建工業株式会社と真庭市役所との関係性を理想としております。民間として経営リスクを負いながらも、ノウハウを生かして林業、木材関連事業に先進的に取り組む銘建工業と、それを側面から応援する行政との連携体制は、参考とすべき成功事例をこれまで生み出してきております。

現在、本町においては、木質バイオマス協議会において、益田管内の素材生産業者や製材業者をはじめ木材にかかわるさまざまな関係者が、供給体制、施設整備、採算性等について議論し検討されてこられております。10億円という投資は、行政がリスクを負うものではなく、そのリスクを負いながら民間主導の事業会社が立ち上がることを前提として、当発電事業は実現するものと位置づけております。

その上で、町としては、10億円以外の附帯施設の整備等について、国の補助金等を活用しながら応援をさせていただきたいと考えております。民間のノウハウと厳しい経営判断のもとに検討が重ねられ、リスクを考慮した上での御決断を、町は尊重し、側面から協力をさせていただき関係性を保ちたいと考えております。

こうしたことから、現時点で当発電事業について実現を明言できる段階にはなく、さらなる検討を要することを御理解をいただきたいと思います。しかしながら、本町の面積の約9割を占める山林の木材資源について活用する方策を見出すことは、さきにも申し上げたとおり、地方創生にかかわる本町の振興に劇的な影響を与えるものと期待をしております。

その希望を検討することさえもなく放棄をすることは、地方創生に取り組み人口減少問題という困難に向かう私どもの選択として、適当ではないと考えております。

議会におかれましても、さまざま角度から研究と是非についての議論を深めていただけるならば幸いですし、決して実現ありきではなく、その御判断も尊重しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま答弁がありましたけども、私もCASの導入に対して提言をした者として、この事業は何としてでも成功に導かなければならないと思っておるがゆえに、この質問もしたわけであります。

先日、地域おこし協力隊ファウンディングベースとして3年間、この9月でしたか、3年を満了される栗原さんが、現在東京のほうに先日まで行かれまして、イノシシ肉を750食売られたということをお聞きしております。大変おいしいということで評判で、750食が途中で売り切れるという、それほどそれもCASのすばらしさのおかげであるということも感じておるわけであります。

その点で、一つ町長にお尋ねしたいことがあるわけでありましてけれども、この導入に当たって益田市、吉賀町、高津川漁協の組合長様方と連携、そして十分な話し合い、そして御協力をお願いされたのか、尋ねたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 答弁にはいささかちょっと。以前、議会のほうからは町の産物を優先してというふうな御意見を伺ってきたわけですが、少なくとも漁協の方々とは、今、CASラボという組織をつくってCAS効果についていろいろ勉強するというので、そういうところにも来ていただきまして、漁協のほうもCASのほうを利用したらどうですかという話をしていたしました。

ただ、昨年の場合には漁獲量がぐんと減りまして、漁協が受けておるアユの送りだけでも精一杯で、CASに回すアユがなかったという現実がございます。今後はその辺をもう少し、アユの溯上がふえてくれればよいなと思っておるところです。

それから、先日、浜田のほうで凍結技術の講演会があったんですが、そこで浜田のいろんな活動されている方々が、この圏域一緒になってCASを、いろんな特産を利用できないかという構想を持つてるという話も聞きましたし、県立大学のほうでもCASを中心とした特産品づくりというのもし一緒になって取り組んでおりますので、その辺はお伝え申し上げておきます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） やはり、ことしはどうもアユの漁獲量も、今の予想では流下仔魚の数からして昨年の倍ぐらいにはなるとは思われますが、それでもやはり少ない量であります。アユだけに特化すると、やはりなかなか凍結も十分ではないかと思えます。むしろ、浜田や益田などの海産物、そういうものも活用しながら、そして町外の方々、この圏域の方々、浜田も含めまして、が利用されればより多くのものがCASを利用して使えると思えます。

今、答弁にもありましたように、十分に連携しながら、この事業を必ず成功させるという意気込みでお願いをしたいと思えますし、そう思っておられると思えます。

その中で、導入に尽力された宮内補佐がこのたび東京事務所に異動になります。そのような影響はあるのか、今後CASの稼働と申しますか、振興に当たって、そのフォローもしていられるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 宮内補佐が東京に行くことに関しましては、私はそれを、最初聞いた時には愕然としたわけですが、今となりましたら、東京で逆にCAS商品を今から開発して売り込みに行ってもらえる人材と思っております。

所属は商工観光課になるわけですが、その辺は今申し渡しをしておりますし、とにかくいろんな飲食店に回ってこいというふうなことは話をしておりますし、それから、この前町長と行かれたお店なども、マグロを使ったお店なのに本物のワサビを使っていないと。ここはまずそこから開発していこうということをもう宮内は考えているようでありますし、これからそういうCAS商品、それからこちらの特産品の販売にはいろんな意味で貢献してもらえるものと思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） その点では、やはり島根わさびというのは全国的にもトップクラスの評価を得てますので、今回栗原さんが東京のレストランでされたのは、イノシシのかぶり物をかぶって、特にあれは何だろうということで、イノシシを今売ってますという、そんな形でも売り込んでいかれたようであります。750食という膨大な量のイノシシ肉が売れたのは、私もすごいなと思っておりますし、ここにCASの可能性を感じております。

そのように東京で、東京事務所を拠点としてCASのすばらしさを知っている宮内補佐が、直接にそうしてまたCAS冷凍したものを売り込んでいくというのは、非常に有効だと思っておりますので、その点にしても尽力いただきたいと思えます。

それと、ふるさと納税の返礼品にという話もあるかと思えますが、ふるさと納税というのは近隣の市町村でも浜田市などはもう延べで15億円ぐらいでしたか、かなりのふるさと納税額を得てます。それはやはり、ノドグロとかそういうものが返礼品であります。



津和野町は今、幾らふるさと納税をしていただいても1万円かそのわずかな返礼品があります。そのようなことのみにとどまらず、せつかくCASがありますので、さまざまなもの凍結して、そのものを返礼品として常に送っていけるようなそういう体制にすれば、また、ふるさと納税も伸びていくかと思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 2月から新しい地域おこし協力隊で商品開発のほうをやっていた方に入ってもらいましたが、まず今ミッションとしてお願いしているのは、ふるさと納税の返礼品の開発をまずやってほしいと。それを、アユとワサビを使ったものでまず1品つくっていこうということで、今取り組んでおります。その辺の商品開発は、ことしからその商品が出せるというところまでは大変厳しいと思います。もう1年はかかるかと思うんですが、そういった取り組みはとにかくしていかないと、CAS効果を世の中に広めるためにもやっていくべきと思っておりますので、その辺は力は入れております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御指摘がありましたふるさと納税額ということで、これを伸ばしていこうということは、つわの暮らし推進課としても平成28年度の重点課題として捉えて、今、その仕組みを変えていこうということで、全課の担当等に出ていただきまして、このふるさと納税を変える仕組みについて、御説明会もさしていただいたところでございます。

今、ふるさと納税の返礼品ということで、先ほど御指摘がありました、1万円以上で、今津和野町の返礼品というのはいろいろ、メロンとか源氏巻とかということで品物をそろえているわけですが、今後につきましては、CASの活用等を含めて今現在考えておるところで言いますと、その寄附金額によって返礼品のものを改めていこうということと、あとは返礼品について、津和野町内の業者の皆さんに、どういったものが出せるかどうかということ募集していこうということにしております。

今から、1万円、3万円、5万円、10万円、30万ということで、そういった段階に分けて、それぞれ商品を出せる商品といいますか返礼品のほうを準備していただいて、ふるさと納税の返礼品のカタログ等に掲載をさせていただきたいということで、計画をしているところであります。ことしの10月末ぐらいまでに、その辺のカタログについては整備をさしていただきまして、来年の1月以降はこういった返礼品の品物を提供することで、ふるさと納税額を伸ばしていくというような考え方で計画を持っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ふるさと納税については、同僚の米澤議員が以前から繰り返し質問をされておりますし、本当にこの、今、これから交付税がかなり、人口

減少による、国勢調査による人口減による交付税の落ち込み、地方交付税の落ち込み、そして合併特例による交付税の落ち込み、そういうものをやはりカバーしていける可能性の持つものであると思いますので、これは課をまたいでC A Sを使った、非常に魅力的のあるような返礼品を並べて、そしてそれなりのものをやはり返していただいで、いいものを高いものをとというのではなくて、そのものによってその地域がいかによらばらしいかということを知ってもらおうような、そういうものにしていくべきだと思っています。

例えば、去年栗フェアをやったときに、栗きんとんというのをそのときだけ売っておってそれを食べました。普段売ると、クリの使用量とか原価率などでなかなか普段は使えないということで、つくれないということでありましたけれども、非常にすばらしいものでありました。

例えば、そういうような和菓子などもC A S冷凍にして返礼品のものとしても使っていけるとは思いますけれども、その点について、ここの先ほどの答弁の中では和菓子ということはありませんでしたが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、津和野栗のプロジェクトのチームをつくって検討しておるところですが、まさにクリを使った加工品をとにかく伸ばしていこう。そのためには面積を広げようと。植栽面積ですね。そういうことをやっています。

ことしもC A S冷凍したものをどう生かしていこうかということ。それから、クリの皮をむかないとお菓子に使う原料にならないわけですね。そこに人件費がかかり過ぎることが、一番のネックになっておりまして、ここをいかにクリアするかというのが、今の課題であります。

今後、何らかの方法で、そういう課題も回避しながらやっていくわけですが、今はペーパースタックのものをまず取り組んでいったほうがいいかなと。それを長期保存するためにはC A Sを利用してやっていこうというような計画もしておりますので、間違いなく和菓子の製作に対してもC A Sを利用するという事は、今検討中であります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 最初の町長の答弁にありました、フロンティア日原とジェイエ日原山菜加工場が統合されることによって、C A S凍結による商品開発ということも答弁の中にありましたが、どのようなものを想定しておられるか、尋ねたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まず、C A Sを使う上で一番最初に知識として持っておかなきゃいけないものは、生鮮品をそのままC A Sにかけても、解凍したときには冷凍障害を起こしてもとには戻らないということなんです。一度熱を通して加工したものをC A Sにかけると、それを解凍しても熱を通した形で戻るという性質があります。

肉とか魚類、そういったものはそのまま冷凍して解凍しても、冷凍する前に戻りやすいものであるんですが、果物とか野菜類については過熱したものでないと面白くないということがあります。例えば、先ほどクリが出ましたけど、クリ御飯とかそれからアユ御飯、アユ飯ですね、そういったものを何とか商品にならないかなというところがあります。

これはC A S導入前にもお話をしたところではあるんですが、そういったものであれば、レンジにかけて温めるだけで炊き立てのものに再現できるという特質がありますので、一般的な方々がそれを買い求めて家庭で食べられるときには、一番再現しやすいものと思ってまして、そういったものをとにかく加工品として6次産業として取り込めないかというのを、今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 答弁の中には木質バイオマスガス化発電もあったわけでありまして、地域の特産品を利用してということに関しては、私はいろんな、例えば木材でも、間伐材をどのようにしていくかということも、それは一つの方途だと思うわけでありまして、現状今の岩国にも木質バイオマスガス化発電が江津にもあり、三隅の火力発電も1号機、また2号機の計画などもあり、そこにもまたまぜていかなければならない中で、本当にやはりきのうもお電話でいただいた中では、その事業が失敗して民間業者は倒産すると。役場の職員は何もなかったように、退職金をいただいてやめると、そういうようなことは絶対あってはならないので、何としてでも慎重に慎重を重ねて進めてほしいという、そういうお電話をいただいたことであります。

木質バイオマス発電につきましては、前日の議会運営委員会の中では、特別委員会をつくって調査していこうということでもありますので、ここでは答弁は求めませんが、一つ一つ事業を着実に、そしてそのことが多額の税金を使ってつくったものが、それが町の発展につながるように、慎重に慎重を期してやっていただきたいと思うことであります。

それでは2点目の質問に移りたいと思います。2点目は日原賑わい創出拠点づくり事業と日原図書館移転についてであります。

津和野地区は重要伝統的建造物群保存地区の指定や日原遺産センターの設置などにより、観光客や宿泊者が着実に増加していることを実感しております。反対に日原地区は昨年の記録的なアユの不良等により、川に人の姿を見ることもまれであり、日ごろの日原商店街の閑散状況など、大変厳しい状況にあると思います。日原地区には、グルメランキングでも島根県一で全国的にも有名なアユの名店など、鮎を取り扱うそういうお店も数件あります。また、県外の方々も大変喜んでいただいております。その中にはわざわざ東京から、飛行機で日帰り来店されてくるという、そういう観光客もあります。

しかし、それだけにとどまらず、清流高津川を満喫していただいて、その日原地域の持つ豊かな自然を体験してもらい、そして、それがそのまままた宿泊していただいて、津和野地区にも足を延ばしていただいて、日本遺産やそして津和野地区の町並み、そういうものにも触れていただいて、この津和野町は古い町並みと豊かな自然があるという、全国でも屈指の町なんだということを伝えていくような、そういう点でも、今回の日原賑わい拠点づくり事業は、私は非常に期待をしております。

具体的な構想と、日原提言部会で提言された、日原図書館の移転についての体制と効果について、お尋ねをいたします。なお、図書館建築に当たっては、図書館職員や利用者の声に十分に耳を傾け、移転、設計を行うべきと考えますが、あわせて所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、日原賑わい創出拠点づくり事業と日原図書館移転についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、日原中心市街地においては人口減少にあわせて高齢化、店舗の減少、空き家の増加による経済、地域活動の停滞感、景観の悪化等もあり、かつてのにぎわいや地域の魅力が失われつつあるように感じております。このような背景のもと、平成25年に日原地区を中心とした有志が集い、日原地区の中心街活性化のために官民で一体となり、空き家活用によるにぎわいの拠点づくりを検討する準備会を立ち上げ、協議を開始いたしました。

翌26年6月には、広くメンバーを募集、追加し、日原提言部会として組織化、活用物件の調査、活用内容について検討・協議を重ねてまいりました。

具体的な活用方法につきましては、日原郵便局横の旧水津邸敷地を候補とし、現在現存する主屋及び蔵の部分を平成28年度に改修を行い、主屋部分については集会・グループ活動、読書会・習い事教室や食事会等、幅広く利用することができるコミュニティースペースとし、蔵の部分については、個人作品の展示販売・企画展・ミニ上映会として利用できる展示室・ギャラリースペースの機能と、施設を管理するための事務所や日原地区を中心とした観光案内所などの機能を取り入れる予定でございます。

また、現在の中庭に当たる部分につきましては、次年度以降に、カフェやポケットパークの新築・改修を行い、イベント開催時のステージや調理ベースを確保するとともに、さらには図書館を隣接する土地に移設し、図書館機能と多目的スペースを確保して、これらを一体のエリアとみなすことで、敷地内で自由に本の持ち運びができることを可能とするなど、コーヒーやお茶などを飲みながら、気持ちよい場所で本を読める空間として整備したいと考えております。

昨今、図書館を核とした人の集まるコミュニティの場づくりがふえてきております。本町におきましても高津川という大切な財産を活用し、素晴らしい景観のもとで安らぎ

や対話、交流など、個人と集団の楽しみを両立させ、にぎわいを創出しながら、図書館の利用率の向上と日原中心街の活性化へとつなげてまいりたいと考えております。

図書館の建築、体制等については今後、基本計画を策定することとなりますが、現場はもとより、小さくてもいかに魅力的な施設とするか、住民代表の皆さんにも出席いただいている図書館協議会等からも御意見をいただきながら、エリア全体の運営、事業計画を検討する日原賑わい創出事業推進協議会、これは仮称でございますが、とも連携、調整し、計画を具体化していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま答弁にありました中で、母屋の部分について、習い事教室や食事会もできるということでもあります。食事会については、周辺に飲食店があります。特に、日原の高津川のアユを使った料理やカニ料理、そういうものも、例えばすぐ近くでありますので、配達といいますか出前のような形で、そこでとったりすればより景色を見ながらアユ料理を食べれるとか、そういうことも考えられますが、そのようなことも想定しておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員からの御指摘でございます、その点につきましても、当然検討をしております、一つの機能といたしまして、たたずまいを生かした広い和室が整備できると思います。そのバックヤードのほうには、多少料理を温めることができたり、どうしても飲酒を伴うようなことも出てくると思うんですが、そういったものを給仕して表に提供できるような形のキッチンスペース、これはまた敷地内を使ったイベント等にも利用できると思いますが、そういった形のものの導入というものは一つ案として検討はしております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 図書館についても、やはり場所的というような御意見も聞かないことはないですけども、ここにありますように、高津川を見ながらそしてコーヒーやお茶を飲みながら、ゆったりとした空間で本を読んだり、例えばいろんな調べものをしたりするという、そういうことも非常に、私は日原の提言部会の方々がよく考えられたなという思いもするわけでもあります。

その中で、前2回ぐらい申し上げましたけども、その入り口のところのアーケードがもう色あせておまして、アユと絹と星のふるさとでしたですか、いつも絹はどこで売ってるんですかということも聞かれまして、どこでつくってるんですかという話も聞かれまして、やはり特に入ってくるその入り口部分は大切であります。そこを整備をしてきれいにして、ここが日原の商店街の入り口なんだという、そういうことをもっとアピールするようなアーケードにしていくべきだと思いますが、お尋ねします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の点につきましては、本当、私もこちらで何遍か答弁をさしていただいております、本当に御指摘のとおりだというふうに思っております。その点についてはなかなか進まない部分については、おわびを申し上げないといけないかなと思っておりますが、ただ、できましたらこの賑わい創出という今回の拠点事業がございます。これあたりとも何とか連動させたいねという話も、その中で出てきております。何かそういうところの、まずランドマークへの導入をする部分のゲートとして、うまく使えないかというようなことも考えたいと。旭橋自体の耐久性の問題もあって、建てかえというような計画も今後あるやには聞いておりますが、そのあたりも出てまいります、それより前段の段階で、この賑わい創出の拠点をつくる上では一体化して、何らかのうまいPRポイントになるような形を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） せっかくつくるんですので、この高津川を中心としたこの日原地域が、今までどんなに川を大切にしてきたのか、どんなにすばらしい川なのか、そして歴史と文化、そしてその川の生物も含めて四季折々の高津川のその風景も含めて、そういうようなビデオだとかパネルだとか、そういうものも展示して、できれば水槽なども置いていただければとも思うわけでありましてけれども、そういうものも考えられておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） さっきの御提案でございますが、おっしゃるとおりでございます、なぜここに、あそこに拠点を整備するかというのは、やはり横にすぐ川があると、高津川があるという点があるからこそでございます、そういう部分をうまく連携をさしていきたいというところは強く考えております。なかなか敷地内から直接川は見通せないかもしれませんが、川の気配は感じるというようなものには、ぜひともしていきたいというふうに思っております。

また、日本遺産につきましても、日原地区においても何点かポイントがございます。そういったものも特化していろいろ御披露できるようなことも考えていきたいという思いでございます。

また、川という部分では、エリアとしてその堤防道を夏場になるとうまく使って、民間からもビアガーデンというような話も出ておりますし、敷地あたりを、全体エリアを使った、そういったイベント等も今後考えられるのではないかなというところもあります。

また、連合自治会あたりでも出ておられる自治会長さんあたりも役員でいらっしゃるようございますが、高津川漁協の日原支部の皆さんも、今回のこういう動きの中で、今後8月15日が川あきになるだろうという話がございます、そんな中で、ぜひともあの旭橋近隣で繰り込み船みたいなこともやって、アユをとったのを食べさせてあげる

ようなことができんだろうかというようなことも、この賑わい創出の拠点事業と一緒に、ちょっと連動させて、そういう話も徐々にですが出ております。

まだまだこれからの調整だとは思いますが、そういった部分も生かして川もうまく使い切るということを、今後も皆さんと一緒に考えていきたいと、いうふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、答弁がありまして、繰り込み船なども実演しながらというのは、非常にこう魅力的に思うわけでありまして。そのようなこともありながら、ただ単に建物だけではなくて、日原のその風土、そして川を中心とした生活というものが垣間見え、そしてその中でアユがとれていくという。それをまた食することができるというのは、非常に全国にもアピールできることだと思いますので、大変期待をしております。

その中でもう一つ、1点、日原エリアのことについてでありますけれども、先日、日原天文台で結婚式がありまして、私も参加をいたしまして、日原天文台で夕方ずっとこうキャンドルが置いてある中で、ちょっと寒かったわけではありますけれども、大変雰囲気の良い日原天文台で結婚式をするというのは、本当に素晴らしいなと感じたことであります。

あそこにあるペンション北斗星も、インターネットの評価などを見ても非常に高い評価。料理も素晴らしい、対応も素晴らしい。そして、日原のアユなどを出す料理店も非常に評価が高い。そういうものをぜひとも一体となって、この日原賑わい創出づくり、その1点だけじゃなくて、日原天文台も含めながら、全体的で高津川も当然ありますが、日原天文台も含めて考えていただきたいと思っておりますが、所見をお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 日原天文台との連携でございますが、まさに現在も民間業者さんが観光協会、また町とも協定を結んだわけでございますが、写真婚といったような形でこちらに、稲成神社での結婚式、津和野での結婚式、花嫁の似合う町津和野という形で、今、いろんな動きをされておりますが、そういった中の一つとして日原天文台での結婚式というようなものも切り口の中に持っておられます。私も以前、結婚式があったときに参加させていただくことがございますが、確かにおっしゃるように、大変趣のあるものだというふうに思っております。

また、管理をされておられます御夫妻がおつくりになるお菓子あたりも、以前日原の下の町のイベントの中でも実際に売られたというようなこともございます。これはまだまだ構想でございますが、カフェ棟あたりができた上では、そこでは何か日原地区、また津和野地区もあるかもしれませんが、そこあたりで出てくる料理の一つが何か紹介できる、本当にまずそこで取っつきがあった上で、敷居が高いかもしれないけどお店のほうに上がってみようかとか、そういった一つの動きにつながるような形で、飲食店中心

になるかもしれませんが、皆さんと話し合いながら、協調していけたらと、そういう一つの案内機能も果たせるようになればいいなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 日原賑わい拠点創出づくり事業につきましては、今、課長の答弁もありましたように、今からいろんな形で考えていけばもっともっと全体を巻き込んだような魅力的なものになり、それがまた津和野地区にも波及効果として観光効果になっていくと思いますので、ぜひとも提言部会皆様方と連携しながら、この事業を着実に進めていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦勞でございました。

午後2時51分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員





---

平成 28 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)  
平成 28 年 3 月 28 日 (月曜日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成 28 年 3 月 28 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君  
教育長 …………… 世良 清美君  
参事 (兼健康福祉課長) …………… 齋藤 等君

つわの暮らし推進課長 ..... 内藤 雅義君  
農林課長 ..... 久保 睦夫君 商工観光課長 ..... 藤山 宏君  
環境生活課長 ..... 和田 京三君 医療対策課長 ..... 下森 定君  
建設課長 ..... 田村津与志君 教育次長 ..... 羽多野寿子君  
会計管理者 ..... 山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

きのうは、左鐙小学校が141年という長い歴史に幕を閉じる閉校式が行われました。御参加いただいた議員各位には御苦勞でございました。まことに感慨深いものもございます。

しかし、あの地域はさまざまな存続に向けての活動展開もされて、それなりの実績もおさめられて、学校は閉校になっても、あの地域の振興にこれから大いに役立つのではないかと、そのような印象を強く受けた閉校式でございました。

引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。これから本定例会4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、草田吉丸君、6番、丁泰仁君を指名します。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

引き続き、順次発言を許します。

発言順序6、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 3番、米澤宥文でございます。通告に従い、質問をいたします。本日は3点、質問をいたします。

まず1点目に、森村地区の町道延長工事についてであります。

平成20年12月17日、津和野町議会において受理されました「森村地区の町道延長工事に関する請願書」が平成21年3月30日に採択となり、7年間が経過いたしますが実施に至っておりません。

議会において採択されたことが全部実施されることはないとは思いますが、実施されていない理由は、首長の交代、また、予算等さまざまな難しい面もあるとは思いますが、請願された方や賛同者は期待して待っておられます。

請願とは、文字どおり「請い願う」ということであります。議会採択から10年後の実施などでは遅過ぎます。例えを言いますと、請願者が70歳であったとすれば、10年後では80歳となります。男性では、ほぼ平均寿命に至るのではないかと思います。もしくは多くの方が認知症になるおそれが十分あると思います。この請願事項の実施につきましては、いかがな状態になっているのでしょうか、質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問も2日目ということでございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

森村地区の町道延長工事についてでございます。

町道畦田線の新設は、救急車やし尿くみ取り車等が入れる道路整備を行う目的で実施され、その後、袋小路の道であることから、国道9号線へ接続してほしいとの住民要望があり、請願書の採択に至ったと聞いております。

これまで工事が実施できなかった原因としては、大きく分けて三つのことが挙げられます。

第1には、町内に緊急性を要する他の町道整備工事が数多く存在し、財政面から順序立てて整備事業を行わなければならない状況にあること。第2には、財政負担の少ない有利な財源が確保できなかったこと。第3には、畦田線に至る町道の幅員が狭く、国道に接続しても、緊急時の迂回路とならないことにあります。

町内には、町道畦田線以外にも袋小路の道路が数多く存在しており、請願を出された方々のお気持ちを決して軽んじているわけではありませんが、財政的にも現時点で対応が困難な状況にあることを何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

まずは集落と集落を結ぶ幹線道路の整備、町民の生命を守り安全を確保する観点からの落石等の多い道路における落石防止工事等を優先して行わなければなりません。

その他の道路については、必要性や緊急性等を考慮しながら、国等からの有利な財源が確保できた路線を優先して整備してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） これまで工事ができなかった理由を三つ挙げられました。

一つには、緊急性を要するほかの町道工事は多くあったということ、また、財政面を考える必要があること。二つ目に、町の財政負担の少ない財源、これが確保できなかったこと。三つ目に、国道9号線に接続しても緊急時の迂回路にならないとのことでありました。

このほかにも町の情勢の変化、また、少子高齢化などの社会情勢の変化、そしてまた平成25年7月の豪雨による激甚災害の発生などで実行不可能、または延期を余儀なくされたこともあるのではないかと考えております。

しかし、このような実施できない事情があるのなら、7年間待たせるのでなく、説明に出向くべきではなかったかと考えております。この件に対して、いかがでしょうか。

例えば、10年たてば、町長、町会議員、そしてまた役場職員も多く入れかわります。請願がいつの間にか立ち消えといたしますか、なくなるような感じになるように考えております。このことに対して最善の考えといたしますか、例えばの話ですが、5年を経過した時点で経過の説明、実施が不可能であるかとか、そういう説明が必要ではないかと考えておりますが、その点、質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 実施できないことについて、地元のほうで説明というふうなことでございます。私も——大変申しわけないのですが——、この請願というものを存じておりませんで、今回、初めて知ったところではございます。

ただ、先ほど町長が答弁いたしましたように、津和野町の町道が300キロ近く延長もございます。このあたりのところで、やはり優先すべきところは幹線道路であったり、交通安全のため、安全確保のための道路整備ということが必要でございまして、なかなか実施ができないというふうなことでございます。

今、私の段階、僕になりまして、できんものはできんというふうに明確にもう言わざるを得んというか、今、災害復旧もございまして、言っても、そちらが優先せんとやれんということで明確に申しておりますが、また地元のほうで説明が必要ということであれば、出かけて、そのあたりの説明をさせていただいたらというふうに考えております。

これまでの、請願というよりも、僕のところで要望もいっぱいいただいております、それを平成25年の早い段階でまとめておって、それに対して皆さんに回答しようというふうな思いはあったんですが、災害復旧もございまして、なかなかそれに至ってないというふうなことで申しわけないというふうに考えておりますが、地元の要望があれば、そのあたりはいつでも出かけて、御説明はさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 要望事項ではありませんが、請願事項ですが、最近では平成26年6月4日に受理され、平成26年6月26日に採択となりました中座地区内の道路改良工事に関する請願があります。ここは結構通行者も多く、道も狭く、対向してきたときは、大変皆さん苦勞されております。この件につきましては、平成25年7月28日、津和野町を襲った集中豪雨による激甚災害復旧後になると思いますが、できるだけ早い着工、または完成を期待いたしたいと思っております。また、もし

これでもいろんな事情で不可能だということがあれば、やはり説明をしていただきたいと思います。

二つ目の質問に入ります。町道主要幹線道、町道駅前線並びに県道萩津和野線、これは観光主要地区の除雪対策についてであります。

これから、津和野町は少子高齢化が進む中で、人口減少が目に見えております。このことに伴い、観光立町津和野の中心の橋北地区の町道、県道の沿線住民の除雪の労力軽減と、多くの住民、また観光客が歩道や車道として利用する道路の環境整備が最善となるよう期待いたしまして質問するものであります。

1月24日に降り積もった雪は久しぶりの70センチの大雪でございました。この雪の除雪につきましては、津和野土木事業所並びに津和野町の迅速な作業により、主な県道、町道は、3日後の27日には路面の圧雪はほとんどなくなっておりました。

しかし、橋北地区の津和野観光中心部の県道、町道では機械による除雪がおくれ——おくれとありますが、できなかつた、要望もなかつたということですが、されても、道にたまった除雪した雪をのけるところがないというような事情もあつたと思ひます——それにより、圧雪のガタガタ道で交通危険が続いておりました。観光津和野の道路事情に全くふさわしくない状況でありました。

津和野町主要幹線道の町道駅前線、これは通称「高岡通り」——JR津和野駅から津和野大橋の区間のことであります——並びに観光主要地区の県道萩津和野線の殿町からJR津和野駅までの除雪対策を質問をいたします。

町長施政方針の「町並みの整備について」の水路調査・設計業務で、殿町水路への安定した水源確保、重伝建地区内の防火用水施設整備に向け、本年度、水路網や水量等の調査を行うとあります。この調査を橋北地区の除雪に活用できないかと思ひております。

現在、津和野地区の橋北は至るところに防火用水路があります。津和野町は日本国内で水文化といいますか側溝文化といいますか、この最先端にあると思ひております。これは間違いないと思ひます。私事ではありますが、私、高校を卒業しまして、東京の測量会社に就職しまして、北海道から九州、もうほとんど全国を歩かせていただきました。このような溝が、しかも清流が、いつも流れているような町はそれほど記憶にありません。側溝整備を促進されました坂崎出羽守直盛元津和野城主に感謝したいと思ひております。

一つ目に、町道駅前線、通称「高岡通り」ですが、ここは市街地で最も交通量が多く、例えば警察署、土木事業所、役場、JA、JR、また、国道方面に向かう町民の方、観光客など、ほとんどの方がここを通られます。今月1月24日の大雪では、除雪がかなりおくれて実施されています。その対策としてですが、側溝のグレーチングを開閉可能な構造に改良して、融雪溝として活用してはいかがでしょうか。高岡通りのグレーチングは、縦1メートル、横60センチの、私が見た目では一枚物に見えました。しかも、固定されているようにも見えます。かねてこでも挑戦してみましたが、あきませんでし

た。できれば、本町、祇園丁のように3等分にされて、これは3等分で片手であきます。そのようにできればと思っております。

2番目に、県道萩津和野線の殿町からJR津和野駅前までは、冬でも多くの観光客が訪れます。殿町は石畳の道路破損のおそれもあり、また除雪された雪もなかなか大変です。多分、除雪機械等の導入は困難と思われます。これも側溝からの散水が最適ではないでしょうか。ただし、駅通りは融雪溝も何もありません。ショベルカーとダンプカーでの除雪が必要ではないでしょうか。

そして、本町と祇園丁は沿線住民の融雪溝利用の除雪がなされております。大変な作業です。やはり側溝からの散水が最適と思われます。

次に、高岡通り、本町通りの共通事項としまして、幸い橋北地区には、先ほども申しましたように多くの防火用水路があります。殿町や本町、高岡通りなど側溝があるところは、溝をせきとめて自圧、またはポンプ圧でパイプによる散水を考慮されてはいかがでしょうか。御存じとは思いますが、溝や川の流れは津波の原理と一緒であります。後から後から押し寄せる水は、ものすごい水压を持っております。このことは、NHKのテレビの放映で東北地方のある町で道路に散水し、凍結と積雪の防止をしているのを見たことがあります。これによって、今回の質問をさせていただいております。

次に、橋北地区の県道萩津和野線と町道駅前線は、多くの観光客や町内外の方が利用する路線であります。除雪作業については沿線の住民任せでなく、これは町としての対策が必要ではないでしょうか。

先ほどとちょっと重複しますが、散水による効果は、積雪、凍結防止のみではなく、また、じんかいの清掃や夏の打ち水にも、ぜひ納涼効果も見込めると思っております。

以上、ちょっと長くなりましたが、質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町道主要幹線道、町道駅前線並びに県道萩津和野線、観光主要地区の除雪対策についてお答えをさせていただきます。

1月23日からの積雪は、24日、海拔の最も低い青原地区においても25センチメートルを記録するなど、全町での除雪を行わなければならない事態となりました。

豪雪の基準地区としている橋北地区で、24日早朝の積雪量が30センチメートル、日中の積雪で50センチメートル近くまでふえました。

山間部では、60センチメートルから120センチメートルの積雪量となり、25日以降も集落が孤立をし、28日に全ての孤立が解消されました。その後、倒木等により除雪ができない路線もあり、2月1日に生活道路全線の除雪が完了いたしました。

この間、町内建設業者だけでは対応できないため、重機を保有する会社や個人等にお願いをして除雪をお願いいたしました。町内建設業者の多くが県道の除雪も行いますの

で、こちらの対応に時間がとられるほど、幹線町道の除雪がおくれることとなります。木部地区については、個人保有機械を中心にして生活道の除雪を行っていただきました。

今回、新町発足以来初めて町全域の除雪を行いました。なお、おむねの完了までに最低4日程度の期間が必要となることがわかりました。

なお、本町の除雪計画では、町内に住む人の生活を最優先に、必要最低限の交通が確保されるように対応を定めているところでございます。

改めて、このたびの豪雪に伴う除雪対応につきましては、多くの町民の皆様にご理解と御協力をいただきましたこと、この場をお借りして心より御礼を申し上げます。

まず一つ目の町道駅前線についてでございますが、除雪は原則として積雪20センチメートル以上で、自治会長、道路愛護団長からの除雪要請を受けて、業者に除雪を依頼しております。町道駅前線については、集落のお考えがあるかと思われませんが、今回も御依頼がありませんでしたので、除雪を行っておりません。

道路側溝のグレーチングふたについては、現在も開かない構造にはしていません。以前、地元関係者から同様の御要望があり、ふたの重量があるために、除雪等に利用する際に女性や高齢者には開閉が難しいことから、重量を軽くするためにふたを2分割し、開閉のためにフック等をお配りした経緯がございます。今後、地元全体での御要望があれば、財源等を含め検討したいと考えております。

二つ目の県道萩津和野線についてでございます。

県道については、島根県が管理をしておりますので、担当する津和野土木事業所維持課に確認をし、回答を得ておりますので、紹介をさせていただきます。

県では、殿町からJR津和野駅間の萩津和野線及び柿木津和野停車場線（駅通り）の除雪については、津和野町と同様に地元等から依頼を受けた場合に、津和野町等と調整をした上で行いたいと考えております。

石畳舗装区間の側溝からの散水についてでございますが、ポンプや水道管を露出させて設置をすると、1月末の大雪時にも発生しましたように凍結による施設損傷が懸念されることから、地下埋設による設置しかできません。そのような設置をすれば、現在安定している石畳を取り壊すことにより石畳舗装が不安定になるおそれがあることに加え、多額の工事費及び維持費が必要となることから、現時点では考えておりません。

次に、祇園丁、駅通りのショベルカーやダンプカーなどを使用した排雪除雪については、殿町、本町通りを含め、必要があれば実施することとしていますが、作業開始の時期については、地元や津和野町等と調整をした上で決定したいと考えております。

次に、本町の散水についても、先ほどお話しした理由により、現時点では考えておりません。この区間においても、排雪除雪を地元等との調整の上、必要に応じて対応したいと考えております。

三つ目の共通事項についてであります。殿町、本町通り等の散水についても、先ほどお話しした理由により、現時点では考えておりません。この区間においても、排雪除雪を地元等との調整の上、必要に応じて対応したいと考えております。

以上が県津和野土木事務所の回答でございます。

次に、共通事項について町の考え方ですが、まず、商工観光課では、殿町通りを初め橋北地区を流れる水路の水量について、今年度、津和野町歴史的風致地区水路修景・防災対策基礎調査及び基本設計業務において調査を行っております。

水路の水を利用した自圧による散水については、調査を実施しているコンサルタントによれば、橋北地区の勾配が緩やかであること、また、水路の水量から考えても難しいとのことですが、地下等に貯水タンクを設けた上で、ポンプを使用し散水する方法であれば可能だとも考えております。

しかし、貯水タンクを各所に設置するなど、工事費が多額となるおそれがあるため、他の方法も含め、慎重に検討したいと考えております。

次に、除雪は、住民の皆様の御理解と御協力がなくては実施できません。除雪を実施する場合、路肩に雪の山をつくり出しますので、放置できない場合、沿線住民の方がこの雪を除いていただかなくてはなりません。車道部分の雪も路肩に集まりますので、通常の2倍以上の労力が必要となります。この作業を業者に依頼した場合、多くの作業時間が必要で、他の幹線道路の除雪がおくれる原因にもなりますので、現状では対応が困難なことを御理解をいただきたいと思っております。

また、中心市街地において豪雪で車が走れない場合、排雪運搬で除雪を行うこととなりますが、この場合も作業時間がかかりますので、どのように対応するかは総合的な調整や判断が必要となります。

このたびの豪雪では、橋北・橋南地区の除雪を行わない状況であっても、町内全体の除雪対応に4日以上必要でありました。こうした事態においては、町内どの地域の皆様も一刻も早い除雪を望んでおられますので、効率性、公平性など、現状に見合った上で最適な対応をしていくためには、住民の御理解、御協力なくしては難しいことを何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 御回答に対します反論ではないんですが、津和野庁舎側の側溝の水流は、私は十分であると思っております。流れる水は凍りません。散水配管は、今のところ、私が思っているのは常設ではありません。移動可能な移動式と思っております。説明、なかなか上手にならないのでわかりませんかと思っております。そして、貯水タンクは必要ありません。電動ポンプでの取水であれば、水深が20センチもあれば十分であります。また、ためますをちょっとつくれば済むことと思っております。



高岡通りにつきましては、平成31年度に下水工事が始まると思います。この工事に合わせ、道路の両側または片側に側溝利用の散水管設置の考慮と、殿町、本町は移動式の配管、駅通りには上水道利用の配管設置も考慮できないものかと思っております。

これは、一日中散水するものではありませんので、大雪が降る予想、または降り出したときに設置すれば済むのではないかと思っております。実証実験もせずに、東北地方の道路の散水事例での質問ではありますが、これだけの水を有している津和野町であります。融雪にはすごく効果的だと思っております。一度、近いうちに実験をさせていただきたいと思っております。

したがって、とりあえず高岡通りにつきましては、平成31年度に下水工事が始まりますが、この実現に向けまして、散水管の、できるかどうか、ちょっと微妙とは思いますが質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 町道駅前線、高岡通りでございますが、実際に津和野駅のところから上流部、石炭がらが下に結構入っておって、下層路盤がすごい軟弱であるというふうな話を聞いております。

今、計画としては、下水道の設置工事に合わせて町道の改修もできないかというふうな計画にはしておるところなんです、今、一番心配しておりますのは、その工事によって、その周辺の沿線の住宅にどの程度の影響を与え、結局、壁のひび割れとかそういうふうなところも、これまでの事例もございましたので、このあたりのところをどうしていくのかというのを慎重に見きわめないといけないだろうというふうなところに、今、気持ちは行っております。

融雪のためのそういう施設でございますが、実際のところ、財政状況も厳しいというふうなところで、維持費がかなりかかる部分がございます。この辺も含めながら、検討の一つの材料として、町道改修も含めて、このあたりを検討させていただきたいと今は思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 先ほども申しましたように、高岡通りは町内で一番の交通頻繁道路だと思っております、町道の中では。用水路活用でなく、今のようないび割れ等のおそれがあるということであれば、上水道利用の配管もいいのではないかと思っております。先ほども言いましたように、一晩出せば済みますので、毎日出すわけじゃありませんので、考慮していただければ、皆さん、雪の危ない歩行者も助かるのではないかと思っております。

では、次の質問に入ります。なごみの里温浴棟の木質ボイラーの煙についてであります。

なごみの里温浴木質ボイラー設置工事請負契約が、平成22年10月に請負代金7,800万円余りで締結され設置されております。

当初の説明では、チップ燃焼時、煙はほとんど出ない構造であるとのことで、付近住民に、このボイラー設置の説明会はしないとのことであります。

しかし、最近、煙の排出が無視できないほど多くなっております。風向きによっては、すぐ近くの遊歩道や昨年設置されましたグラウンドゴルフ場にたびたびなびいているのを見かけます。この煙による苦情がウオーキングの方やグラウンドゴルフ競技者の方から多くあります。

この多量の煙発生の原因は、ボイラーの欠陥によるものでしょうか、またはチップの含水率によるものでありましようか。機械の欠陥によるものであれば、設置から6年経過ですが、保証期間内であるのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、なごみの里温浴棟木質ボイラーの煙についてお答えをさせていただきます。

道の駅津和野温泉なごみの里に設置をしている木質チップボイラーは、平成23年4月から運転を開始しており、施設の保守点検等を専門業者に委託をし、年3回実施しております。ボイラーは正常に稼働しており、欠陥はないものと考えておりますが、運転開始から5年が経過をしておりますので、引き続き定期的な保守点検を実施し、部品の摩耗や老朽箇所の確認などを徹底し、施設の正常な運転に努めてまいりたいと考えております。

議員御指摘の煙の発生につきましては、主な要因は、燃料である木質チップの含水率の高さと考えられます。含水率が高いと炉内の温度が上がりにくくなるため、煙が出やすくなると考えられます。煙発生の本根対策として、好天時には小まめに、チップを貯蔵するサイロの屋根の開閉を行うなど、含水率を下げるよう努めるとともに、燃焼温度を上昇させて炉内の燃料の乾燥を促進するなど、保守管理事業者と連携をして排煙対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 原因は木質チップの含水率の高さとのことでありますが、このくらいのことは、もう最初から予定されていることではないかと思っております。そして、このことは多量の煙の排出の言いわけにはならないのではないかと感じております。ここ二、三年前から、煙はかなり多くなっております。それまでは、皆さん、それほど感じられなく、普通であったと思っております。

先ほども言いましたように、煙の出ないボイラーである。したがって、付近住民に説明の必要はない。そして、機械構造の自信からか煙の出ない自信からか、煙突は1メートルぐらいしかありません。これは、よく私も聞きますが、煙突が長いと燃焼効率もよくなると聞いております。この煙突を延長して、効果を試してみる等をされてはいかがでしょうか。

業者の方が、随分点検されているといいながら、全然解消されていないわけですから、業者の方にも何らかの方法の提案といいますか——こんなことは、皆さん知っておられると思いますが、煙突の延長なんかは——そういうことの考慮も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 御質問の、煙が出るということでございます。町長、申し上げましたとおり、含水率が高いというところで、今そういった状況になっているということで、こういった木質チップのボイラーを採用している奥出雲あるいは浜田市でも同じような状況になっているということでございます。原材料として、今、木質チップの需要が高まっているというところで、やはり1年程度寝かして含水率を下げ、それで業者さんに搬入をしていただくというようなところが、どうしても含水率が高い状況になっているということでございます。

私どもといたしましては、チップヤード等を設けて、例えばチップの乾燥を促すとか、あるいは燃料輸送装置に温風を送るというようなことでチップの乾燥を促すというような方法を、今、専門業者とはいろいろ検討をしているというような状況でございます。

議員の御指摘の煙突の長さというところにつきましては、今回の一般質問で議員のほうから御提案ありましたので、その辺も含めて煙が出ない方策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 中座の焼却場、これがいつの設置だったか、昭和何年だったかは、はっきり覚えておりませんが、そのときの東京の会社の設置者が説明したときも、この焼却方法であると2次燃焼して煙は出ないんですよということでしたが、10年以上たったころですか、どんどん出てきました。何となく、それに経過が似るとなると、そういうことであってはいけないと思います。結局、中座は廃止になりましたけれども、そういうことにならないように、よろしく業者の方と検討されまして改善をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、9時50分まで休憩といたします。

午前9時40分休憩

午前9時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序7、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお聞きをいたします。

私は、今回、1点目といたしまして、総合戦略についてお聞きをいたします。

平成26年11月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、津和野町においても、本年、1月津和野町人口ビジョン及び津和野町総合戦略を策定をされました。津和野町の人口ビジョンにおきましては、2060年——平成72年でございますが——の目標人口を4,816人としております。これは社人研が想定をいたしました人口2,222人の2倍以上の数字であります。この目標数値は、現在の状況を見ますと、大変厳しい目標値でもあると感じているところであります。疲弊をしている地域を再生させるためには、相当な覚悟を持った政策を掲げ、町民がこの危機感を共有し、町全体での取り組みの必要を感じるところであります。この人口ビジョン目標達成のための、若い女性が住みたいまちづくりを基本視点とした総合戦略が策定をされました。当面、平成28年度から平成32年度までの5カ年の計画であります。そこで作成をされました総合戦略について、次の項目について質問をいたします。

1点目でございますが、人口ビジョン達成のため作成された、この総合戦略に取り組む町長の決意をお聞きをいたします。

2点目ですが、作成された総合戦略の津和野町らしさについて伺います。

3点目ですが、子育て支援及び雇用創出に向けての新規・拡充事業の取り組みについて伺います。

4点目でございますが、小さな拠点づくりの取り組みと公民館の役割について伺います。

5点目ですが、これらの戦略のための財政計画について伺います。

6点目ですが、これらを実行と検証のための庁内の組織体制について伺います。

7点目でございますが、行政と住民との危機感の共有と協働の取り組みについて、以上7点についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

総合戦略についてでございます。

まち・ひと・しごと創生にかかわる津和野町人口ビジョンでは、本町の2060年の人口目標を4,816人と定め、それを達成するための総合戦略を本年1月に策定をしたところでございます。戦略に取り組む町長としての決意についての御質問でございますが、取り組む上での最大の課題は財源の確保であると認識をしております。地方創生にかかわる交付金では、戦略を実行するための財源を十分にカバーできるものではなく、従来の各種補助金や過疎債等の有利な起債に頼らざるを得ず、その拡充に努める必要性を認めているほか、平成28年度より始まる合併特例の段階的縮小に伴う交付税の減少を、より緩やかなものにする努力なども重要と考えております。島根県町村会や県過疎

対策協議会など、あらゆるチャンネルを通して、国等への働きかけを強化してまいりたいと思います。

また、ここ数年の間に、全国から多くの若い方々がU I ターンにて本町に移住していただいております。このうち多くの方は国の就農支援や地域おこし協力隊制度を活用しておりますが、こうした支援制度の期限が切れた後も本町にて自立をし、5年、10年と定着をしていただく結果をもって、私どもの定住施策が成果を出したと言えます。新規の定住者の数ばかりではなく、これまでのU I ターン者の方々の定着に対する意識もしっかりと持ちながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、このたびの地方創生に関してさまざまな有識者が論じておられる中で、その一つに、10年後、20年後の自治体を背負って立つことができる能力を持った人材を育てることの重要性を説かれる御意見があり共感しております。それは20年後の本町のまちづくりに社会企業家や役場職員、さらには町長として携わること志す人づくりであるかと思っております。こうした中、今年度、津和野高校生との意見交換会や子ども議会を開催できたことは、本町の若者や子供たちに、町の現状やまちづくりに関心を持っていただく上で非常に有意義でありました。こうした取り組みを、今後は、より機能的に発展させるため、ファウンディングベース事業を通じて専門員を本年より迎え入れており、総合戦略の基本目標の一つである「未来の津和野を担うひとを育てる」ことを推進してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります。まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略におきましては、若い女性が住みたいまちづくりを基本的視点とした移住・定住対策を展開しており、地域資源を生かした魅力あふれるまちづくりと、その「まち」をつくる「ひと」の育成について重点的に取り組むこととしております。特に、女性や高校生以下の若い人たちの声を、まちづくり・地域づくりに反映し、ひとづくりによるまちの活性化と地域資源を生かしたまちづくりを進め、住みたいまちにつなげていくことを目指しております。

三つ目の御質問であります。雇用創出につきましてはIT（情報技術）産業の企業誘致及びそれにかかわる技能訓練をはじめとした人材育成についての取り組みを進めることで「しごと」の選択肢をふやし、本町に「しごと」と若い女性を初めとした「ひと」が有機的に結びつく良好な循環をつくってまいりたいと考えております。

子育て支援につきましては、これまでのさまざまな支援策に加えて、出産や子育ての不安を解消し、子育て家庭が地域の人と相互に交流をしながら、自然の中で子育てできる取り組みを進める手だての一つとして子育て支援員を配置するとともに、経済的な負担をできるだけ軽減し、安心して子供を産み育てていただける取り組みを進めます。

四つ目の御質問であります。平成24年度に設置された12のまちづくり委員会と連携をし、地域課題の解決等、住民と行政の協働のまちづくりを推進してまいりました。今後、それぞれのまちづくり委員会と意見交換会を実施する予定としており、それぞれ

のまちづくり委員会の中で、必要な拠点づくりも視野に入れ、各地域の特性を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、公民館については、まちづくり委員会とさらに連携を深めることが必要であると認識をしており、教育委員会部局と協議を進めながら、それぞれの役割を確認してまいりたいと考えております。

五つ目の御質問であります。本町におきましては、平成26年度決算状況及び平成27年度予算状況を勘案して、平成28年度から32年度までの中期財政計画を策定したところでございます。

計画策定過程におきましては、今後予定をしている普通建設事業及び主要事業を含めて歳出各費目を推計するとともに、現時点での国の地方財政施策に関する動向等見据え、普通交付税をはじめとした歳入各費目を推計したところであります。

国におきましては、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金であります地方創生推進交付金を28年度当初予算に計上し、現在、その成立に向け国会審議中のところであります。

当初予算編成におきましては、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略を着実に推進するため、総合戦略を推進するための新規・拡充事業を重点施策として取り組んできたところでありますが、予算編成時点においては、新型交付金に係る詳細な交付要綱等が国から示されておらず、今後の国の予算成立を待って補正対応により事業展開をしてまいりたいと考えます。

なお、来年度以降の中期財政計画につきましても、国の動向を注視しながら計画策定に取り組んでまいりたいと考えます。

六つ目の御質問であります。津和野町総合戦略に位置づけた取り組みを着実に推進し、実効性のあるものとしていくために、津和野町まち・ひと・しごと創生本部及び各課の課長補佐または係長等で構成されるプロジェクトチームが中心となり、検証、見直しをしながら、全庁挙げて取り組みを進めてまいります。

七つ目の御質問であります。住民と行政の協働の取り組みにつきましても、まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン及び総合戦略のダイジェスト版を各戸に配布するとともに、まちづくり委員会ごとの人口ビジョンを示し、それぞれのまちづくり委員会と意見交換会を実施する予定としております。そして、まちづくり委員会ごとにまちづくりの計画策定を支援するなど、住民と行政の協働の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 下森町長の決意をお聞きをしたところでございます。

やはり、この厳しい財政状況の中で、いかにこの総合戦略を実施をしていくか、ここが一番大きな課題であろうというふうにも思っているところであります。この総合戦略については、全国の自治体がこの戦略を抱えておるわけでございます。津和野町ら

しいものが、ぜひ出てくることも期待しているわけでございますし、この実行について下森町長のリーダーシップを期待をするものであります。

そこで再質問ということでさせていただきますが、子育て支援の関係でございます。ただいまの回答の中で、経済的な負担をできるだけ軽減し、安心して子供を産み育てられるような取り組みを進めますという回答でございました。そして、町長の施政方針の中でも、今後新たに実施される国、県の保育料軽減措置に沿い、さらなる負担軽減にも取り組むというふうに言っておられます。

今回、国も県も子育て支援について打ち出しております。

国のほうですが、低所得の家庭の保育園や幼稚園の保育料について、第1子の年齢にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無料とするという方針を出したというふう聞いております。これには年収制限がありまして330万円以下ということになっていると思います。

それから一方、県のほうでございますが、これも年収で470万円以下、第1子、第2子の保育料の3分の1を負担すると、第3子以降はこれまでどおりの3分の1であるということでもあります。

こういった国、県が新たな支援策を打ち出している状況を踏まえて、津和野町としてさらなる、これに対する支援策を私は打ち出す必要があるというふうに思っておりますが、まだ国のはっきりしたものが出てきていないということもあるかと思いますが、今、津和野町では2子が2分の1、3子については無料ということになっておりますが、この保育園のことについて何か、今、新たな町としての施策を考えておられるのかどうか、恐らく子育ての関係ですから、学童保育とかそういった部分にももう出てくるかというふうに思いますが、その辺の何か対策について、今お考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） この総合戦略の中に、健康福祉のほうですけども、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援充実を図る取り組みということでうたっております。その中で環境を整える部分につきましては、これまでカンガルー教室であったり、こんにちは赤ちゃん事業等、これにつきましては継続していきたいと考えております。

それから、議員御指摘の経済的支援でございます。この中身につきましては、これまでも町として不妊治療の助成であったり、それから妊産婦の歯科検診、さまざま、それから御指摘の子ども医療の中学生までの無料化、それから保育料の、議員御指摘の軽減、そういったものも町独自の取り組みを行っております。

新規としまして、先ほど言われました保育料でございますが、まだ国は詳しい内容を町のほうにおろしてきておりませんので、その辺はわかりませんが、県のほうにつきましては低所得者の軽減を図るということで、給与所得の階層的に4層までの所得の

低い人に対して軽減をするということでありまして、そうすると4層と5層、多少、給与所得の多い人との差ができるということで、町独自で取り組んでいる部分との差の部分を、そういった軽減をした人としてない人との差が出るので、その対応をなさいたいということも県からいただいておりますので、そういった取り組みも行っていきたいと思っております。

それから特に、大きく新たな軽減等は余り目立たないというか、継続が主なのでございますけども、28年度、新年度予算にも計上しましたが、妊婦の歯科検診等も、これまで助成という形で補助はしてはしておりますが、28年度から無料という形をとっております。

それから、経済的支援ではありませんけども、環境を整えるという意味では、これまでその他の議員さんからも質問がありましたけども、放課後児童クラブの待機児童解消のために定数を上げたり、新たに児童クラブの新設を行っております。

それから、子育て支援員の配置でございますけども、今後5年間の計画の中で、7番議員さんの質問にもお答えしておりますけども、そういった支援体制も整えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） さまざまな支援措置を講じておられるわけですが、津和野町子ども・子育て支援事業計画の中でニーズ調査ということをやっておられて、その結果が出ておりますが、その中で、子育てをする上であればよいサポートということで、児童手当の拡充と保育料の軽減が最も多かったという調査結果が載っております。やはり、子育てをする上での切実な声であるというふうに考えます。国、県も、こういったところに対する支援は、これから、私は進んでくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そういった動きの中で、津和野町として、できれば——現在3子は無料ということでございますが——2子の2分の1を無料にするとか、あるいは1子まで、もう少し拡充をするということは、ぜひ考えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えるわけですが、そういったところのお考えはどうか、もう一度お聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 保育料のさらなる軽減はどうかという御質問であるわけでございますけれども、財源的なことを見ながら検討していかなければなりませんので、今すぐに必ずやりますということは、なかなかお答えはしにくいわけでございます。

ただ、よく県内でも、いわゆるまちづくりの先進地として海士町の例が、いろんな方々から取り上げられます。本当に素晴らしい取り組みをされて、我々も見習うべきところは非常に多いというふうに思うわけですが、ただ、ああした海士町さん等は離島振興といういろいろな国の制度や、それから特別な財源等があつて、我々から見ると非常にうらやましいということも感じる場所が多いわけでもあります。



そうした中で、私自身は最近吉賀町さんですね、お隣の、非常にこの定住施策をしっかりされているというところ見習わなければならないというのを思っております。もう高校生も無料化をされている、医療費のほうですけれども。それから、保育料の軽減もいち早く、相当手厚いことをされておられるということ。しかも、この実質公債比率等は県内でも一、二番目ぐらいに非常に低い数値でありまして、そういう財政的なバランスと子育て支援政策がうまくとられておられて、その結果として、昨年の国勢調査が6%台、6.4%ぐらいだったかというふうに思いますけれども、非常に安定して、邑南町さんよりもまだいい数値になっているというところがございます。そうしたところのこの吉賀町さんの取り組みというの、しっかり我々としては、お隣の町として見習う必要があるだろうというふうにも思いますし、実際に同じ郡内の中で保育料や医療費の無料化等でこういう差があるというの、非常に私としても何とかしたいという思いはあるわけがございます。

そうしたことも踏まえてということになるわけですが、現時点では、でも町は町なりの財政がございますので、現時点ではなかなかはっきりとしたことが言えないというようなところでもあります。

ただ、これまで総合戦略をつくる過程においても、県のほうでも総合戦略をつくられたわけで、我々首長も、これは市は市ごとに、町村は町村ごとに町村長が集まって、知事に対しての意見交換会をずっと繰り返しやってきたわけでありまして。その中で、私以外にも、ほかの首長さんから多く出た意見が、せっかくやはり島根県内は子育てに力を入れようということなので、県内の自治体で、そういう子育て政策に差が出るのはどうだろうかというような意見が数多く出されてきたということでありまして、その一環として、今回、県もこういうふうな軽減策に踏み込もうとしているということでもございます。

町が非常に財政が厳しいというところもあります。今後も津和野としても、できれば県内では、そういう子育ての保育料といったところは余り差が出ないように県のほうにもお願いをしていきながら、その上で、また町として独自に何ができるのかということも考えていきたい。個々には給食費のことも、また検討材料になるかもしれませんし、そうした面もいろいろ今後考え合わせながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） やはり財政的な部分が一番問題になるかというふうに思っておりますが、できるだけ、もしやるとすれば、こういったことを実施するならば、できるだけ早い段階で実施をしていただいて、津和野町が本当に本気で取り組むんだというのを発信をしていくと、そういうことがいいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺の検討についてはよろしく願いをいたします。

それからもう一点ですが、この子育てで大切なことですが、職場の労働環境というのが非常に大切になってくるというふうに思っております。休みがとりにくいか、男性の育児に対する理解、そういったことも必要なことで、町内の事業所の皆さんのそういったところでは協力体制をやっばりお願いをしていくということ、非常に重要であるというふうに思っております。これは津和野町だけでなしに、隣の吉賀町、あるいは益田市あたりに構えておられる事業所さん、ともにそういったことを子育てに対しての理解をしていただくような、そういった取り組みも、ぜひ私は必要じゃないかなというふうに思っておりますが、何かこの点で考えておられることがありましたらお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 濟いません、今すぐ、どういった対応というのは特に考えておりませんが、保育士等もその確保に大変な思いがあります。公立の場合、やはり定数というのがありますので、なかなか正規職員ということはいきませんが、パートさんであったり、そういった体制等も充実しながら、休暇等のとれやすい職場にしていきたいと思っております。

なお、28年度から、民営化によりまして2園減るということで、そういった職員体制も、今は派遣ということで1名ずつ派遣しますが、1年過ぎた後には正規職員がほかの残る保育園に配属となりますので、そういったとれやすい職場の環境づくりについては努めてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 行政のほうのそういった組織に対する対応もですが、民間のいろんな事業所の皆さんに対しても、こういったことをしっかりと理解をいただきながら、そういったところの労働環境の改善についても、ぜひ何かの形で取り組んでいく必要があるんじゃないかとそういうふうに思うところであります。

次に、もう一点でございますが、小さな拠点ということでございます。今、県で小さな拠点づくりというのが最近よく出ておまして、今回の県の総合戦略の中でも、このことに6億4,800万円の関係予算を計上しておられます。この県の掲げる小さな拠点づくりというのは、日常生活に必要な機能、買い物や金融、医療、介護を基幹集落に集約し、交通手段を確保したり地域産業を育成したりする方策の議論を進めることが狙いということになっておまして、中山間地域研究センターの中にも10名ぐらいの人をそこに配置して、こういったことを取り組むということになっておりますが、この県の言ってる小さな拠点づくりというのが、津和野町に当てはめた場合に、どこの地区が、私は当てはまるのかなというふうに思うんですが。

そしてまた、この県の予算を、津和野町として、今、要求をされるというか、そういったことはされているのかどうか、その辺ですね。

それと、あわせて津和野町の総合戦略の中でも核となる小さな拠点づくりを進めるということになっております。この小さな拠点とは、どのようなことを想定されているのかということですが、12のまちづくり委員会かなというふうに私は思っておりますが、そこあたりについて伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、小さな拠点ということでございます。

議員が今御指摘になったような、その集落の中で基幹的なところを設けて、例えば買い物不便であるとか、そういった基地的なところを整備をしていこうというような考え方もあります。

先般、そういった研修会等にも参加をさしていただいたところでございまして、今回、事例として挙げられたのが小さな拠点、住民運営組織ということで、雲南市の株式会社吉田ふるさと村というところが事例発表をされました。卵かけ御飯と申しますか、「おたまはん」というようなおしょうゆと申しますか、そういったところで大ヒットを生んだところであります。

そこが、なぜ、この小さな拠点として事例発表したかというところで申し上げますと、やはりここの中で持ち株、ここは株式として住民が株を買ってと申しますか、持ち株として住民が持っておられて、その中で地域密着型の会社運営をしているということで、特産品の開発や公共団体の行う業務の受託、これはバスの運転業務とか、あるいは野菜と原木シイタケの栽培とか、飲食店の経営とか、そういったことをされているところであります。住民の皆さん自体がこれを設立されたきっかけというのは、だんだん人口が少なくなっていく、高齢化も進んでくるということで、そういったものをつくって持続可能なまちづくりをやっていこうというようなところで、この会社を設立されたということでお聞きしております。

本町にも、株式会社杣の里よこみちというところがございます。ここも住民の皆さんが株を買って、それで住民が組織運営をしているというようなところでの、ここが地域課題を解決するための拠点ということで、活性化にも役立っているのではないかと申すように考えておりますが。

そういったところで、本町としてこの小さな拠点を考えたときに、先ほど議員が御指摘になりましたまちづくり委員会、今からまちづくり委員会のほう、新年度になってから意見交換会等させていただきます。その中で、地域住民が主体となってそういった地域課題を解決するため、どういった施設あるいは組織運営、そういったことが必要なのかということのいろいろ、その地域の課題に応じてお聞きをしてみたいというふうに考えております。

そういったところで、どこにあるのかというところで申し上げますと、先ほど言ったような事例がそれぞれのまちづくり委員会で、地域課題によってそういうものが生まれる、例えば買い物支援が必要なところ、あるいは地域の活性化として農産加工をやる

ころ、そういったところで小さな拠点というのは形成されてくるというふうに考えておるところであります。

県予算についても、先般、県の地域振興の関係の予算の説明会等もございまして、議員御指摘の予算のところは私ども承知をしているところでございますが、まだ、まちづくり委員会との意見交換会を終了しておりませんので、私どもとしてはそういった各まちづくり委員会ごとの意見を伺った上で、どういった小さな拠点づくりをしていくかというところをまとめていきたいと、それに付随する財源が県の予算というようなことで、交付申請等についても、そういったところをお聞きした上で行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 町としては、まちづくり委員会で、今後、意見交換会を実施をしていくということでございますが、その中でいろんな課題をもう一度出して、それに対してどうしていくかということこれからやっていくということだろうと思っております。今まちづくり委員会でも、ソフト事業で要求すれば、全額ではないにしても今対応していただいておりますが、そういった支援のお金と合わせて、今、地域は本当に人が少なくなっております。そういった意味では、特に人材が必要な部分が随分あります。

このたび、須川地域ではございますが、1年かけて、いろんな地域の課題のことを話し合いをしてきました。そのときに、一番私たちが助かったのは、ファウンディングベースの皆さんに来ていただいて、いろんな話し合いのワークショップとかそういったことを、地域も随分いろんな場所を回ってもらって、地域の人の意見を聞いてもらったり、そういった役割をしていただきました。このことによって、昨日、やっとその報告集会もできたわけですが、一番感じたのは、そういう話し合いを進めていくような人材、こういう人がおっもらうというのは、ものすごい助かるんですね。たまたま今回は、須川地域にはファウンディングベースの人と親しい関係があったということで、そういった関係でお願いをした部分はありますが、できればこういったものは、もし委員会から要求要望があれば、ぜひそういった人材が派遣できるような体制というのを、私は、つくっておいていただきたいなということをお願いをしたいというふうに思っております。

あとは公民館との関係でございますが、いろいろやっていくうちに、まちづくり委員会の課題を実際にやっていくとすれば、当然、公民館が、これからそういった窓口には随分なっていかなければならないんじゃないかというふうに思っておりますので、できるだけ町長部局と教育委員会部局の関係ですが、現場に混乱が起らないように、ひとつしっかりと協議は常にしておいていただきたいというふうに思っております。それはお願いをするということで、この点についての質問を終わります。

2点目でございますが、本年1月末に近年にない寒波が訪れ、積雪や凍結による被害が発生をいたしました。ハウス被害も発生して、関係者の皆様にはお見舞いを申し上げる次第であります。

また、町道除雪対応や凍結による水道管の断水回復などに努力をされてきたところであるというふうに思っております。

また、県道につきましても、県土木事業所におかれては最大の、私は対応をしていただいたというふうに思っているところであります。

しかし、久しぶりの降雪により、いろんな対応に苦慮された部分もあるというふうに感じておりますが、下記の点について、その対応、問題点、課題についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、農業関係ハウス被害の対応について。

2点目ですが、水道管の凍結対応について。

3点目、町道の除雪対応についてでございますが、特に町の除雪対応でございますが、現状では認定された町道の除雪が対象であるというふうに思っております。今日の高齢化社会を迎えて、町道以外の生活道の除雪対応、これが必要であるということを今回も感じました。いろんな地域での対応などを検討されることを私は要望するところでございますが、これらについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、寒波・積雪対策についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の農業関係ハウス被害対応についてでございますが、津和野町で、このたびの積雪により全半壊となったハウスは35棟を数えており、被害総額は約4,700万円になっております。いち早く県が補助制度を示され、それに準じて町も要綱を定めたところであり、被害額から共済金に当たる金額を除いた額の3分の1が県、3分の1が町、6分の1がJAしまねの負担として補助金を出すことになっております。ただし、共済に未加入の方は、共済金に当たる部分も自己負担となります。

また、20万円以上で40万円に満たない被害額の場合、その額の2分の1をJAしまねが助成することとなっております。予算は3月補正で計上して、全額繰越事業で対応することにしております。

二つ目の水道管の凍結対応についてでございます。

今回の寒波については、低温（マイナス4度以下）が3日間続き、家庭内の水道が破裂する事故が数多く発生し、水道水の供給量を上回る漏水が発生をしたため、配水池の水位が軒並み低下し、断水が発生いたしました。滝元で40件、中曽野で1件、西谷で10件、中座で3件、町田で1事業所の55件で断水が発生いたしました。長時間断水した中曽野・西谷地区については、給水袋を配給したところでございます。

また、断水を防ぐために節水の呼びかけ、漏水調査を行い、漏水家庭においては止水栓をとめる作業を行い、断水時間を短縮することができました。

しかし、凍結による漏水が波状的に起こったため、漏水の解消に時間がかかりました。また、配水池のタンクが空になったことにより水質汚濁が発生し、環境生活課前に給水車と給水袋を配置し多くの方に給水をいたしました。

今回の被害で一番の問題点は、各家庭での凍結防止策が十分でなく、漏水しているかわからない状態で放置されている御家庭も数多くあり、積雪のために量水器の場所がわからず、漏水の確認に時間がかかりました。また、開栓中の空き家で漏水が起り、長時間にわたり漏水したことなどがあります。

今後の課題といたしまして、水の供給量の確保、日ごろからの凍結防止の周知の徹底、量水器の位置がわかる管路図の整備、漏水の調べ方の周知などしながら、今後起こったときのための対応について日ごろから検討してまいりたいと思います。

三つ目の町道の除雪対応についてでございます。

本町では、除雪計画に基づき町道や林道等の生活道を路線指定しております。除雪の体制としては、通常時と豪雪時に分けて計画されており、今回のような豪雪の場合、交通確保の目標が1級町道（特別路線）で2日以内、以下、段階を設けており、最もランクの低い民家のある生活道（第3種路線）で10日以内としております。

1月24日からの除雪では、建設業者は主に幹線道路、個人保有機械については、県道周辺の生活道路を中心に除雪をお願いいたしました。当初、個人21人と契約しておりましたが、除雪が間に合わないため、建設課で再度調整をし、5人と契約の追加をお願いをしたところでございます。

それでも、今回、生活道の除雪開始から完了まで実質7日間かかりました。議員御指摘のように高齢者社会を迎え、生活道路の除雪について高齢者等の個人の方々から御依頼を受けますが、さきに申し上げたような現状では、対応が非常に困難な現実となっております。

現在、民家2戸以上ある町道以外の生活道について、除雪路線とすることはできますが、除雪優先順位としては最下位になります。とはいえ、集落内に除雪機械を個人でお持ちでしたら、優先順位は関係なく、生活路線の除雪についてお願いをしております。

民家が1戸の場合、現状を鑑みますと、今後も個人で対応されるか、高齢者等の場合には地域での相互扶助をお願いする以外に方法はありません。今後、まちづくり委員会での解決課題としても取り上げ、地域での話し合いをお願いしたいとも考えております。

最後にせつかくの機会でございますので、この場をお借りして町民の皆様をお願いをさせていただきたいと思っております。除雪の実施する順番は、1番が幹線道路、次に準幹線道路、次に枝線を行うことを基本としており、建設課では早期に通行の確保を図るべく早朝より対応しております。こうした中で、個人的な思いで個別に除雪の要請をされる方がおられると、公平な対応の支障となるとともに間違った情報が伝えられる場合がこ

れまでも多々あり、それが情報の混乱を招き、除雪をおくらせる原因にもなっております。

このため、除雪の御依頼については個人ではなく、必ず自治会長や道路愛護団長を通じてお願いをいたします。全ての皆様に御満足いただけるような除雪対応は、人員や機械等、現実として困難であり、その中でも最大限の対応を行うためには、住民の皆様の御理解と御協力がないと円滑に実施できません。何とぞ御協力をよろしくをお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） それぞれ、今回の雪あるいは凍結に対して対応されてきたわけですが、ハウスについては、いち早く県あるいは町、そしてJAさんの補助金というようなことを決定されて当たられてきたというふうに思います。こういったことが農家経営の安定に、ぜひつながっていくことを願っております。

それから、水道管の凍結に関しても、いろいろ大変な対応があったというふうに、今お聞きをいたしました。こういったときに一番考えていかなければいけないのは、高齢化社会であるということ、ひとり暮らしの家庭があるとか、そういったところを、まず考慮した対応をしていただきたいというふうに思っております。ぜひ、今回のことを教訓として、さらに対応について改善をしていただきたい、そういうふうに思うところであります。

そこで町道の関係の除雪対応でございますが、私はよく皆さんから、うちの道を町道に認定してもらえんろうかちゅう話を聞くんですが、それはなぜかという、うちの隣のほうは除雪してもらえるが、うちは町道でないけえ除雪対応はしてもらえんということで、何とか町道に認定できないかというような話を聞きます。それで、私は今の時代ですから、町道ということでなしに、やっぱり生活道である1戸の方の道路、そういったところも除雪対応をしていくべきではないかというふうに思っております。ただいまの回答の中には、何かそういったことも、もう対応されてるというふうにもちょっと受けとめたわけですが、この辺は地元で、ある程度、どこどこを、わかるわけですから、そういったところを何とかしてやりたいというような要望を出せば、町としてそのあたりは取り扱ってもらえるのかどうか、その辺について、まずお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 基本的には、除雪は建設課から、町からお願いをいたしまして除雪をしていただくということを原則にしております。ただし、町のほうも、どこを除雪をしとるのかというのがわからないと、地元のほうで、建設課がわからずに除雪をしとると、また電話がかかって、そこで混乱するということもございまして、基本的には除雪計画の中にその路線を入れて、それで町のほうで管理をする、そして除雪をするという形をとらせていただきたいというふうに思っております。

町道以外で生活道も、実際のところは除雪をしております。基本的に除雪は建設業者と、それとあと個人、団体でお持ちの機械、2種類で今行っております。建設業者のほうにお願いしとるのは幹線及び準幹線、とにかく大きい道をあけないと、枝線を幾らあけても車が走らないということになりますので、そこをお願いをしております、あと枝線については地元のほうで対応していただくというのを基本にしておりますが、1月24日の雪の場合にも業者がもう間に合わないということで、準幹線、幹線についても個人の機械で、木部のあたりはかいていただきました。そのようなこともあって、地元のほうで機械があれば、このあたりのところも当然除雪の対応もできますし、計画上に道路愛護団長会議等もごございますので、そこで出させていただきますと掲載をさせていただいて対応することも可能ということでございます。

ただし、建設業者の方に枝線に入るとき幹線がおくれるということで、なかなかそこにはほかの地域に影響がありますので、建設業者の数がふえん限りには現実的には難しい状況でもございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） わかりました。生活道についても、ある程度地域のほうでまとめてそういったものを提出して、オペレーターでもおれば対応が可能ということでよろしいですね。

それじゃ、そういったことを聞きましたんで、実際にやられる人がおるかということも問題ですし機械の問題もございますが、いろんな地域でもそういったことも含めて考えて、これから除雪対応もよろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、最後の質問でございますが、ふるさと納税でございます。

平成20年より始まりましたふるさと納税制度でございますが、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる、そういった制度であります、それが創設されました。

しかし、最近では豪華な返礼品目当てにかわっているのが現状であります。総務省のほうは高額返礼品の自粛を求める通知も出しています。本町においても厳しい財政状況の中で、ふるさと納税は貴重な財源確保であります。現在の状況について、町としての所見を伺います。

また、津和野町の今日までの寄附及び住民税の状況と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ふるさと納税について、お答えをさせていただきます。

税収や国からの交付金が段階的に減少していく中で、ふるさと納税は自主財源の確保策の一つとして位置づけており、その推進は重要であると考えているところでございま



す。一方で議員御指摘のとおり、返礼品（特産品）送付の対応につきましては、総務省から、その取り扱いについて留意するよう通知がなされたところであります。

本町の寄附件数及び寄附額につきましては、平成20年度2件161万円、21年度5件136万円、22年度38件157万8,000円、23年度143件666万5,000円、24年度280件451万5,000円、25年度489件728万6,000円、26年度426件949万2,000円、27年度296件607万7,000円——これは平成28年3月14日時点の数字でございますが——というふうになっております。

また、本町におきまして町外の市町村への寄附金で平成27年度に税額控除となった件数は8件で、寄附金額79万円に対し、控除額は26万4,000円となっております。

今後の本町におけるふるさと納税の取り組みといたしましては、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略の基本的視点でもあります若い女性が住みたいまちづくりに向けた手段の一つとして、まずは若い女性へのアプローチを図ってまいりたいと考えております。この若い女性へ向けた具体的アプローチ策であります。例えば町内にある特産品を女性が好むパッケージに変更する、あるいは新規に開発、全国に寄附を呼びかける際に、そうしたターゲットを引きつけるような具体的事業を効果的に打ち出すことで、津和野町の認知向上を目指していきたいと考えております。

また、総務省からの通知を踏まえた上で、特産品のリニューアル、寄附事業の具体化、クレジット払いなどの事務の効率化を図り、寄附件数、金額の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） このふるさと納税でございますが、全国の自治体が行っているわけですが、寄附金額の大小が随分あるということでございます。今回、津和野町においては新規事業ということで、このふるさと納税のほうに集落支援員を1名配置をされるということを聞いておりますが、こういったことで、ぜひしっかりとした取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

平成26年度のふるさと納税日本一が長崎県平戸市ですか、ここがどうも1番で、島根県の浜田市が6位ということで、平戸市においては14億6,200万円、浜田市が7億2,600万円、こういった寄附を集めておられるということでございます。この中で、なぜそういった町村がたくさん寄附をいただいとるかというところで、平戸市の場合の一番の特徴というのが、どうもふるさと納税の返礼品をカタログ化をしているということとあわせて、ポイント制というのを導入しておることが、これが大きいものではないかなというようなことが言われております。そういったこともひとつ、十分もう研究はされているとは思いますが、そういったところの取り組みの状況も

ぜひいろいろと研究をしていただいて、伸ばしていただきたいというふうに思っておりますが。

特に、私、津和野町のホームページを見ながら、ふるさと納税の欄を見ていると、写真が載っけるとるんですけど、その写真で内容的には大変おいしいものが挙げてあるんですが、写真写りが悪いために、ちょっと印象が悪いような部分あるんですよ。これ、最初のページを開いて、第一印象ちゅうのはものすごい大事だというふうに思います。それで写真については、他の町村のを見てもすごくきれいな写真があります。この辺は、ぜひしっかり考えていただきたいなというふうに思いますし、恐らくプロの写真家に任せて撮っておられる町村もあるというふうに思いますが、そういったところは多少お金をかけても、それだけの効果は私は出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますし、新しい商品開発等もありますが、ぜひこれについてはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。何かこれについての取り組みのお考えありましたら、お願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘になりましたように、津和野町としてふるさと納税というところで、平成28年度は重点的にやっっていこうということで、集落支援員1名も配置をして実施をしていきたいというふうに考えております。

御指摘にあったふるさと納税の返礼品、特産品のほうでございしますが、これにつきましても、先般の議員の一般質問もございました。この返礼品につきましても、1万円以上された方で大体4,000円程度の返礼品ということが、現状のふるさと納税の本町の仕組みということでございます。これを町内企業の皆さんに呼びかけまして、ふるさと納税の返礼品につきましても、1万円以上の寄附、それから3万円、5万円、10万円、30万円以上というような寄附金の額に応じて、返礼品のほうは、今、町内企業の皆さんのアイデアを募集いたしまして、この返礼品の中でつくってきたいというふうに考えております。

先ほど御指摘にあったカタログ化というところでございますが、この返礼品を集めて、町といたしましては、10月末までに大体パンフレットみたいなところでつくってきたいというふうに考えております。

議員が御指摘になりました写真写りというようなホームページの改善等も含めて、今後、こういった返礼品については、再度見直しをさせていただく、あるいはウェブ等のクレジット払いというような方法も取り入れて、あと、ふるさと納税を全国的なサイトの中で展開しているところへ津和野町も入らせていただいて、ふるさと納税ということで検索していただくと、津和野町もすぐに出てくるというような仕組みも考えていきたいというふうに考えております。貴重な……。

○議長（沖田 守君） 課長、簡略に。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 濟いませぬ。貴重な財源ですので、そういうことで取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 1名の集落支援員というのをつけて、ふるさと納税対策に当たられるということでございます。しっかりとしたものをつくって、津和野ファンをふやしていただくような努力を、ぜひ強力に進めていただきたい、そう思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時5分まで休憩といたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） おはようございます。議席番号1番、後山でございます。通告をしておりますので、逐次質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、街灯維持管理についてお尋ねをいたします。

町道駅前線、これは高岡通りであります、スクランブル交差点から津和野の駅までの街灯が、たしか26基設置されておると思ひます。この管理については、教育委員会、町、高岡通り商店会、西町商店会、これで管理をされておるように聞いておりますが、この街灯、15年前の設置された当時には、高岡通りの商店街のイメージアップ事業として整備されたわけでありましたが、現在は商店街の廃業された店も大変多く、管理も大変な金額で困窮しておられます。この町内会では、提案型助成事業の交付金を、均等割等ありますんで、これを電気料にされているようであります。今後、この制度もいつまで続くかわからないわけでありましたが、この制度の金を、今、電気料等に使っておれば、町内会の事業ができないわけですね。そういった不満も出ておるわけでございます。

当然、高岡通りは学生たちの通学路でもあります。高校生などは夜遅く帰っておるようでありまして、また、この道路は観光通りでもあるわけですね。防犯上の観点から、これは全灯、町の管理体制に置かれるべきではないかというふうに思っております。

この電気料、ちょっと私も資料をいただいて見させていただいたんですが、相当な金額になります。年間12万4,000円ぐらい払われておるようでございます。これ15年間も、もう払っておられるわけですね。相当な金額になっております。今、商店会も大変減少傾向にあるわけで、この金額をいつまでも商店会で負担するというのは、大変大き過ぎるものがあると思ひますが、あくまでも、この通りは学生の通学路でもあ

り、観光通りでもあり、防犯上の観点からも、ぜひ行政のほうで、町のほうで負担をしていただくような対応はできないか。ちょうど4月から新年度でありますんで、そういったことに御努力をいただくように検討していただきたい、このような質問であります。御所見はいかがでありますか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

街灯の維持管理についてでございます。

高岡通りの街路灯は、平成10年度に高岡通り商店街イメージアップ事業として26基を町で整備しており、整備時に16基を町商工観光課、1基（庭園灯）を町教育委員会、残り9基は高岡通り・西町商店会で管理するという協議を行っております。具体的には、商店会については電気料のみを負担するという記録が残っております。

設置後15年を経過しており、老朽化も進む中、電球が切れた時点でLED電球に変更するなどの機器更新も行い、省エネ化を少しずつ進めておりますが、変圧器等を含む故障が発生した際、修繕費用の負担も大きなものとなります。町としましても、当初、商店会の要望を受け設置した経過、設備更新、維持管理の状況も踏まえて、今後、両商店会と協議を行いたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 商店会も、先ほど言いましたとおり、もう廃業されたところも多いんで、商店会での運営が大変厳しくなっておりますんで、ひとつ検討方をよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、2番目に、住宅の環境保全についてお尋ねをいたします。

中座の町営住宅は住宅マスタープラン等で、これは1次判定、2次、3次も建てかえの計画であるわけですが、これはまた先で住宅のことについてはお尋ねをするときがあると思いますが、この住宅に付随しております塀が部分的にずっと破損してきておりましたが、今回、大雪によりまして、さらに長く、延長が30メートルくらい倒壊しております。この場所は萩津和野線の幹線道路に位置しておりまして、なごみの里にも大変近く、交通車両も大変多いところでございます。上のほうには千畳敷もあり、SLも通り、景観のよい場所でもあるわけですが、残った部分も含めて、この修復工事をどのように思っておられるか、景観的にも早急な対応を検討させていただきたいと思うんですが、これについてどのようなお考えをお持ちか、御所見を伺いたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、住宅の環境保全についてお答えをさせていただきます。

中座町営住宅につきましては、以前より一部の塀が倒壊していることは承知しておりましたが、平成25年に策定した津和野町住宅マスタープランに基づき、木造平家建て住宅10戸につきましては、建てかえをする計画になっております。塀につきましても、建てかえに合わせ整備する予定でしたが、議員御指摘のとおり、1月24日の積雪により、さらに一部の塀が倒壊いたしました。

現地を確認いたしました。残っている塀につきましても老朽化が激しく、倒壊するおそれがあり、また、県道萩津和野線沿いの住宅でもありますので、景観的な観点からも塀の修復を行いたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、3番目に、バス停待合所の設置についてお尋ねをいたします。

津和野小学校の生徒が、寺田方面から、直地のほうからの通学児童は、今までに大変変則的なバス停の利用であったわけであります。当時は、ある商店の駐車場を利用させていただいたり、また、3差路の広場に移されたりして位置が何回か変わったわけで、乗車場所が変わったわけですが、そのときに児童の積み残しも起きたというふうなこともあったようではありますが、現在は民間の空き地に、ここは駐車場になっておるわけですが、バス停の標識がそこへ移されておりますが、この際、小学校入り口の横に民間の空き地があるわけでありますが、これが売却、また借地の可能性もあるわけですが、ここを34名の児童のため、この土地を購入されるか借地されるかして、バス停の移動をここに持って行っていただきたいというのが質問であります。

津和野小学校、聞いたとき、34名おられるように聞いたんですが、大変児童数が多いので、普通のバス停ではなかなか入れないというふうに思っております。そうした中で、人数が多いのであればいろいろなことが考えられますが、ユニットハウスが一番であろうというふうに私は思っております。ユニットハウスにもいろいろなタイプがあります。これは、基礎をコンクリートにしなくても設置できるわけであります。建設業の現場事務所等がよく使っておりますが、いろいろなタイプがあります。単価も、購入してもリースにしても、そんなに高くないものがあるわけですが、ぜひ計画をしていただきたい。雨の中、傘を差してバスを待ってる子供の姿を見たとき、これが津和野の将来、担ってくれる子供の姿であるというふうに見たとき、大変寂しいものを感じるの、私だけではないと思います。先生方も安心して送迎ができる待合所の建設を、至急、検討していただきたい。

これを借地がどのぐらいかかるかわかりませんが、大した金額ではないと私は思っておりますが、それについてどのようにお考えを持っておられるか。これは一般質問にも通告もしてありませんが、口屋橋のバス停でも、せつかくあれだけ議会でも調査して建てる方向でいっておるんですが、なかなか建設ができないようでありますので、これも

年度内完成には、ぜひ建設してあげていただきたい。これは余分なことではありますが、そのように思っております。

津和野の小学校のバス停をどのように考えておられるか、これについての御所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、バス待合所の設置についてお答えをさせていただきます。

バス待合所の設置につきましては、津和野町バス待合所設置費補助金を活用して自治会等が設置したもののほか、バス利用者の利便性の向上を図るため、地元住民や利用者などからの要望に基づき設置したものがあります。

近年では、直地バス停に1基、鷗外旧居前バス停に2基を設置いたしました。現在は、口屋橋バス停に1基を設置することとしております。これらは、建物の面積が4から6平方メートル程度で、10人前後の使用を想定したバス待合所となっております。

議員御指摘の津和野小学校の最寄りバス停である森バス停へのバス待合所の設置につきましては、地元住民や利用者などからの要望に基づき、津和野小学校前の売却地の利用が可能かどうかを含め、検討してまいりたいと考えております。

なお、御指摘をいただいておりますユニットハウスにつきましても、その安全性等も含め、あわせて検討もさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長、ユニットハウスといいますと景観的に悪いようなイメージがありますが、このごろはもういろいろなタイプがありまして、面積も30人、40人入るようなタイプ、いろいろあります。金額も100万円もすりゃあそういうものがありますんで、これは基礎コンクリートをしなくても設置できるようなものでありますんで、ひとつ、至急検討していただきたいと思っております。御答弁はよろしゅうございます。

次に、郷土館の修復工事についてお尋ねをいたします。

郷土館は国の登録有形文化財と思っておりますが、本館の屋根に、2年ぐらい前ですか、シートが張られ、土のう袋が置いてあるんで、すぐわかるんですが、この2階の展示室に雨漏りがして、天井部分はクロスが剥げております。一部、文献の上にブルーシートが覆われておりましたが、その真下の1階には、津和野町が輩出した先哲の肖像画が陳列をされております。2階の文献等は元美術館三松園にでも一時的に移されるべきではないか、このように私は思っておるわけではありますが、今年度から藩校養老館が改修工事に入るわけではありますが、これを待ちますと3年も4年も先になろうと思えます。

また、郷土館は耐震診断をしなくてはならないような構造であると思っておりますが、全体の整備計画になると相当な年月が必要になり、その間、建物の腐食がだんだん進んでいこうというふうにして、大変危険ではないかというふうなことも思われますが。

この主要な文化施設が風雨にさらされて、数年間も放置されているということは大変残念ではありますが、他の事業より最優先をして修復をされるべきと私は思っておりますが、これについて、どうしても藩校養老館の後でなければ、この修復工事に入られないのか、そのところをお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、郷土館修復計画についてお答えをさせていただきます。

津和野町郷土館は、昭和17年建築の木造2階建ての本館と、昭和48年建築の鉄筋コンクリート造2階建ての新館で構成されております。

御指摘の内容は新館の屋根に関する事でございますが、新館の屋根は瓦や金属板ではなく、アスファルトシングルぶきであるため、屋根材のアスファルトシートが築40年を経過して劣化が進み、防水がきかず、2階展示室まで雨漏りが生じました。このため応急的に、平成25年度より屋根に防水シートを張り、2階展示室は非公開として対応しております。なお、本格的な修理工事まで時間を要する可能性が高いことから、防水シートは通常のシートより耐久性の高いUVカット仕様のシートとし、さらに家並みの景観に配慮して暗色系のシートをしております。

今後、修復計画についてでございますが、雨漏りの生じています新館のみの修理でなく、本館の耐震補強を含めた展示施設改修など、郷土館全体の整備を実施する必要があると考えております。そのため、今年度は国庫補助事業として、郷土館全体の保存活用計画を策定中でございます。この計画をもとにして、平成29年度以降の国庫補助事業で修理工事の基本設計、耐震診断などを実施する予定としており、段階的に郷土館の修理工事の準備を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 郷土館には、大変貴重な文献、またそういった展示物があるのですけ、なるだけ早く計画をされて修復をしていただきたい。当然、今でも入館料を取って拝観できるようになつとるんですから、それも踏まえて、郷土館の改修工事は十数年前から、私はずうっと質問してきておったんですが、いまだに実現、残念ではありますが、早急な計画に入れていただきたい、このように強く思っております。

それでは次に、建設工事の入札参加選定要綱によりお尋ねをいたします。

まず1番目、城跡の石垣修復は、国指定史跡で文化庁の指導に基づき入札参加資格がされておると思うんですが、これが過去10年間に、国、地方公共団体が発注した城跡等の石垣の保存修理工事の施工実績を有すること、このように条件に入れておられるわけではありますが、今回の入札業者は、どこの城跡の石垣修復をされた実績があるのか、どのような工事の実績をもって参加をされたのか伺います。

また、過去10年間の保存修理工事の施工実績を条件にされるのであれば、今回の入札より町内の企業と大手企業とJVを計画され、次の工事から町内業者の実績にもなる、参加ができる、このように思っておるのでございますが、このような対応をされないと町内業者は未来永劫、この城跡の石垣修理には参加できないわけでございます。10年間の実績がないとできないというふうに思っておりますが、これについてどのように思っておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、要綱第2条1項、基本方針の見解についてお尋ねをいたします。

中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力、地元業者に受注機会の確保を図るように考慮すると基本方針にもうたつてあるわけでございますが、町長は、さきの学校建設工事においても町内業者育成ということで最優先されて、今回の障害者福祉センターの建設工事にあつても町内2業者で入札を実施されておるわけでございます。また、災害復旧を例を挙げていいますと、災害復旧においては6件も8件も合冊工事で発注されております。これは津和野町の災害復旧のためと、業者も本当に邁進されて災害復旧に向かつていったわけでございますが、こういった実績も評価をしていただきたい。基本方針を重視されるのでありますら、建設業の育成、産業振興、雇用振興に資すると思っておられるのなら、地元業者の技術力を信頼され、入札参加指名審査会においても、よく検討をしていただきたい、このように私は思っておるわけであります。

3番目に、要綱第5条の選定の特例5項目の特例基準についてお尋ねをいたします。

1番目には、特に緊急を要すること、2番目には、工事施工に特別な技術を要すること、3番目に、法令の規定により官公庁の許可・認可を必要とすること、4番目には、有資格者が少数皆無のときに、また5番目には、町長が特に必要があると認めたときにはというふうに特例条項にあるわけでございますが、これを町のほうが2項の特別な技術を要することというふうに選定基準にされておるのであれば、お尋ねをしたいんですが。

近代的な護岸の石積み工は別といたしまして、昔の築城の石積みに対して、昔の職工である石工は絶対に施工してはならない2種類の石積み工法があるわけであります。それを遵守しなくてはならない鉄則があるわけであります。これは動かすことのできない厳重な規則で、これは守らなければならない決まりでもあるわけであります。これは御存知かどうかわかりませんが、このようなことが特例基準の特別な技術を要する項に適合するかどうか、こういったところをどのように特例基準について考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、今後、地元企業との共同企業体の考えであります。大手企業は現場対策として、当然、現場代理人、主任技術者が配属されておるのは当たり前であります。工事主体は、大きい工事になりますと下請業者、孫請業者が入ってくるわけでございますが、これによって施工されるのが通常であります。各種の資格者、技術力、労働力は下請業者であ



ります。冒頭に申し上げておりますが、このようにJVで実績を積み上げれば、対象地が国の指定史跡であっても、文化庁の指導に基づいても、施工実績を有することになるわけがあります。そういったことに入り共同企業体でやられますと、町内業者も入札参加の条件が整ってくるわけですが、そうしますと、今後、施工される工事については、津和野の業者も入札参加ができるというふうに私は思っておりますが、今後、そういった町内業者の施工実績確保のために、共同企業体での結成についてどのようにお考えをされておられるのか、御所見を伺います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、建設工事入札参加者選定要綱についての御質問についてお答えを申し上げます。

津和野城跡大手道周辺災害復旧工事が発注されまして、大手企業2社での入札ではありませんけれども、経緯について御説明を申し上げます。

この工事は、平成25年7月28日の豪雨災害で被害を受けた津和野城跡大手道の石垣やのり面の復旧などを目的とした工事でございます。その石垣修理に関しましては、一般的な土木工事で行われる現代的な工法ではなく、伝統的な工法で石積みを行うことが必要となります。対象地が国指定史跡であるため、文化庁の指導に基づき、入札参加に必要な資格として、過去10年間に国、地方公共団体が発注した城跡等における石垣の保存修理工事の施工実績を有することを条件に入札を実施することといたしました。

設計額が4,000万円を超えていたことから、一般競争入札で実施することになりまして、この入札条件を付して公告したところ、応札が2社という結果になりました。

次に、要綱第2第1項、基本方針の見解についてでございますが、入札参加者の選定に当たっての基本方針につきましては、津和野町建設工事等入札参加者等選定要綱第2条第1項第1号に定めておりますとおり、中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力、地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮することを基本方針としているところでございます。

しかしながら、工事案件によりましては、許可を受けている業種が地元業者に皆無であるとき、または少ないとき、同要綱別表で規定する指名基準数欄に掲げる数以上とならないため、地理的条件を町外へ拡大することもあります。

また、同条第1項第2号で定めておりますとおり、工事の性質、工事成績等を勘案し選定する場合があります。これは地方自治法施行令第167条の5を根拠としております。

いずれにいたしましても、建設工事等の入札参加者の選定につきましては、先ほど述べました基本方針をもとに、第9条で規定する入札参加者指名審査会によって審査を行い決定しているところであります。

次に、要綱第5条、選定の特例第5項目の特例基準についてでございますが、選定の特例についてでございますが、基本的に指名業者の選定は有資格者名簿に登載された者

から選定をしております。しかし、第5条各号では有資格者名簿に登載された者以外から選定できる場合を定めておりますが、これは緊急性や工事の性質により、第3条の選定基準のとおり指名業者を選定することが困難である場合に限定して、例外的に有資格者以外の建設業者から選定できることを規定をしているところであります。

次に、今後、地元企業との共同企業体の考えがあるかということですが、共同企業体、いわゆるJV、ジョイントベンチャーでございますが、建設業者が単独で受注及び施工を行う通常の場合と異なり、複数の建設業者が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体でありますけれども、津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱第7条で定めておりますとおり、津和野町建設工事に係る共同企業体取扱要綱の規定を準用した上で、一般競争入札に共同企業体を参加させることができるものとしております。

また、同取扱要綱第6条において示しておりますとおり、大規模で技術難易度の高い工事を対象としております。

当町におきましては、平成22年度に一部の入札において一般競争入札を導入したところでございますが、今後は、さきに申し上げました地元業者への受注機会の確保、大規模で技術難易度が高い建設工事の確実かつ円滑な施工を図ることを考慮しながら、共同企業体の入札への参加について、審査会において検討してまいりたいと考えております。

今後、津和野城跡で進めていく予定の工事につきましては、石垣修理工事に、より高い技術力を要する伝統的な工法で石積みをする必要があり、その技術力は同様の石垣での施工実績で判断することになります。

一方、土工・仮設工事などは、石垣修理のような特殊な施工実績が求められず、地元企業でも施工可能な内容となります。

このため、例えば、石垣修理工事については施工実績のある企業が担当し、その他の土工や仮設工事等については地元企業が担当など分担をして、共同企業体を結成して入札に参加することは十分想定されます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 一、二点ほど、お聞かせをいただきたいと思っております。

御答弁の中で、過去10年間の、国やら地方公共団体が発注した城跡等における保存修理の実績がないものは入れないというふうに答弁をいただきましたが、なぜ、ここ10年間であるのか、そこんこの規定ちゅうのはどうなんでございませうかね。

それと、今回、落札されました業者は、恐らく近隣のお城であろうというふうに思っておりますが、そこに入られた業者が落札をされておるんであろうと思っております。それは、どこの城をどのような形でやられたのか、その実績はどうか、それをお聞かせいただきたい。

そして、要綱第5条であります。これは緊急性や工事の性質によっては、例外的に有資格者以外の建設業からでも選定できるというふうに申されましたが、これは、特に

緊急を要するときというふうなことで理解をするんでありましょうか。そこんところはど  
ういうふうなお考えであるのか。石垣が急に崩落して人身に被害があるというふうなと  
こに、緊急的にやらねばならないときだけ、町内業者でも認められるというふうなお考  
えであるのか、お聞かせいただきたい。

先ほども申しましたが、石工さんというのは特別な技術を持っておられるわけですね。  
これは師匠につかれて、ずっとやってこられた方が申されるのでわかっておるわけでご  
ざいます。現代の石積み工法は、なぜ一般の建設業が入れるか。これは石に積んでも、  
裏へ胴込めコンクリートというのが入れられるわけです、現在は。そういった工法を使  
うから入られるんですね。城跡の石垣の復旧とか、城の石垣というのは、コンクリート  
を使えないから、特別な技術が要るんです。それが、石工がおらんとできない工法なん  
ですね。それが、この大手業者ばかりでやられても、そういう技術力を持つとる人は、  
中小企業の本当に小さい会社が、津和野町らでも、その石工さんを抱えとる業者はおる  
わけです。無理に東京のほうから大手の企業が入らなくても、私はできると思うんです  
ね。工事金が多くなったり、文化庁のいろいろな関係があるから町内業者は単独では入  
れられないのかもわかりませんが、今後そういったことについては、やはり J V を組ま  
れて、町内業者にもそれだけの技術力はあるんですから、ぜひ——落札する、せんは別  
であります——入札参加ぐらいはさせていただきたい。当然、J V を組んでやられる  
と思いますが、それをやらんと、いつまでも津和野の業者はこの入札へ入れません。

ことし1年で城跡の石垣の復旧が済むとは思っておりませんが、まだ2年、3年続く  
と思います。そういったとき、やはり今年度でも入れていただければ実績ができる  
というふうに、私、身勝手な判断であります、そういうふうに解釈をしておるんです  
が、その点、どうぞございましょうか。たとえ、ことし J V で入られても、来年からの  
入札には参加できないのか、そこんところをちょっとお聞かせいただきたい。今後 J V を  
組んででも町内業者を入れる考えがあるのか、それについてお聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、私のほうでは、なぜ10年かということございま  
すけれども、これは根本のところは私どもは聞いておりませんが、いわゆる文化庁の  
ほうの指示事項でございまして、過去の10年というのを文化庁のほうで規定をして、  
我々はその指示に従って、入札条件として入れておるという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この件につきまして、入札に当たって——かなり以前になり  
ますんで、記憶も薄れかけておりますけれども——、入札の参加者資格の審査会を開  
いたときに、やはり地元の業者が何とかお願いできないもんだろうかというのは、そ  
の審査会で議論したことは記憶に残っております。

ただ、その中で、やはり国の史跡でありますので、文化庁の御意向もあるということ  
と、それから当時は、やはり我々、災害復旧を町内業者さんには、まずはそちらを優先

してやっていただかないと、もうそちらがせっぱ詰まっておりましたので、そういう思いもある中で、過去の実績があるというところから町外の大手の2社が入ってこられたというような経過であったかというふうに思っております。

今後につきましては、やがて災害も当然落ち着いてくるわけでありまして、できるだけ地元業者を私どもはお願いしたいという気持ちに変わりはないわけでありまして、特に国交省も、最近はいざというときに災害復旧で頼りになるのは地元の業者ということでありまして、やはり平時のときから地元業者が災害時に対応できるような体力を持つ、そういう適正価格での入札というものを進めていく必要があるんだという方針を出されておるわけでございます。

じゃあ、その適正価格というのは一体何なのかということになるわけでありまして、これはあくまでも、それは設計価格であるわけでありまして、設計価格イコール——歩切りはしておりませんので、私は——予定価格ということになるわけでありまして、ですから、予定価格というのが、まさに、そこで決まれば100%という高い入札率になるわけでありまして、これになると議員さんから少し疑問の声も出るわけでありまして、ただ、適正価格というのは設計価格であって、その設計価格で決まるということが、一つの適正価格でもあるということでありまして、ただ、業者が複数おる場合に、やはり業者を公平に決定しなきゃなりませんので、入札があつて、そういう中で最低制限価格以上、予定価格以内であれば、それはどこの数値であつても、落札額であつても、適正価格ということが基本であるということでありまして、我々はその落札結果についてとやかく言う立場にはないというのが基本的なスタンスでもあるということでございます。

そうした中で、今後どういうふうに、この石垣もそうでありまして、いわゆるA級、B級絡みの4,000万以上の建設工事等もどうしていくかということになるわけでありまして、やはり私としては、そういう意味で町内業者、やはりいざというときに頼りになるのは町内業者でありますから、できるだけそういったところに入札に入っていたきたいという思いもありますから、そういう意味では、そのJVというものも一つの方策であろうというふうに思っております。

ですので、私の考えは、これまでの建設工事も、そのJVで町内業者が益田の業者さんと組んでいただいて入っていただいても、当然いいという考えでもありましたし、今後、この石垣の関係でも、町内業者さんがそうした実績を持つところとJVを組まれても、それは、私は門戸を広げていきたいというのが思いでもございます。

ただ、我々が業者さんを指名して、あなたはこことJVを組んでくださいなんかいうことになる、これはまた大ごとな話でございまして、そんなことは当然行政側からできる話ではございませんので、あくまでもJVを組まれるのは企業同士の御意向で決まるものだというふうに考えております。そういう中で入札の門戸というものも広げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 私は一番心配しとるのは、何ぼ文化庁の管轄であろうと、10年間の実績がないと入札に入れられないちゅうような基準をつくられる自体がおかしいと思うんですね。なぜ、そのようなことをいいますと、町内の、近隣町村の業者、まだ往年の石工さんがおられるわけですが、これらは昔の、絶対に施工してはならない2種類の石積み工法というのがあるんですよ。これを遵守しなくてはならないというふうな鉄則があるんですね。動かすことのできない嚴重な、これは規則なんであります。こういうことを大手業者の人が果たして職人がおるのか、おらないのか。これは恐らく石工でなければわからない工法であります。そういうことを私は心配しておるんですが、こういった資格を持った人が町内にはおられるんです。中小企業にはおられるんですよ。だから、そういうふうな人の能力を引き出させていただくようなJVでもさしていただきたいというふうに申し上げたわけですが、今後、町長のお考えも、JVでもというふうなお考えであると判断しましたので、この件については置きたいと思います。いいですか、はい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 誤解がないように補足をさせていただきますけれども、あくまでも町長としての考え方を述べたものでありまして、最終的には資格審査会でそこは話し合いをしていくということになるということ、念のため申し添えさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、時間も押し迫りましたが、最後の質問をさせていただきます。平成28年度の重点施策についてお尋ねをしたいと思います。

本年度予算が79億4,500万円で対前年度比8億3,500万円、9.5%の減額予算の中で、商工観光費は対前年度比6,271万円で、これは8.4ちゅうて書いておりますが、18.4%増額をしておると思います。これが、町長が申される商工観光を総合戦略の核とされての施策というふうに私は思っておるのでございますが、それについて御所見を伺いたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、28年度重点施策についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の商工費の対前年度比の増額ですが、新たに津和野町東京事務所に駐在する町職員が加わり、人件費1名分が増加したこと、また日原にぎわい創出拠点づくり事業に伴う改修工事関連、日本3大芋煮イベント事業費等が新規事業としての増額の要因となっております。歴史的風致維持向上事業については、現時点では基本計画等ソフト事業のみを予算化しているため、対前年度比では減額の要因となっておりますが、平成27年度予算の6月補正において対応した日本遺産センター費が、新年度では当初予算

から計上しているため、これについても増額の要因となっております。こうした結果、商工費に関して対前年度比6,271万1,000円の増額となったところであります。

新年度予算全般では、災害復旧費については事業の進捗により大幅に減額する中、投資的経費を中心とした農林水産業費、土木費については、それぞれ増額をしております。

今後、まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略における基本目標として設定した「定住の基盤となるしごとをつくる」「津和野に回帰する人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」「地域と連携し、住みよいまちをつくる」「未来の津和野を担うひとを育てる」という大きなテーマを実現する上でも、新年度事業を含め、町の施策、人的パワーを総動員して、活力あるまちづくりを推進する所存でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁をいただきましたが、今回、予算審査でも随分、話題になりました。東京事務所の副所長に課長補佐を出向させ、臨時職員1名も駐在させて、組織体制を変えての東京事務所に意気込みを持っておられるわけですが、新しい理念に対しましても、定住対策や特産品のPR、高校支援等の強化、このようにさらにいろいろな方面での御見解であります。これはやってみなくては、実際にどういうふうな結果になるかわからないわけですが、そうしますと、日原のにぎわい創出拠点づくりでも同じであります。また、日本3大芋煮大会にいたしましても、これだけの900万の金を投入してやって、どのぐらいの経済効果があるのか、大変疑義を持っておられるわけですが。

もう一点、買い物不便対策につきましても、店舗を活用するのに店舗運営補助金を1,000万もつけられて、その上、買い物不便対策に従事する地域おこしの協力隊員1名を派遣されて、今回予算を組んでおられるわけですが、私はこの件についてはどうしても理解ができないわけですが。

そうはいいまして、このようないろいろな事業を重点施策に核とされての今回の予算であります。これが事業をやってみないとわからないわけですが、本当に費用対効果が上がってくるのか、本当にこの事業が適切であったか、このように判断ができるのは——全ての事業に期待をしたいわけですが——これの結果が出るのは、やはり決算でないとわからないわけですね。1年たったとき、この成果がどのように出てくるのか、期待もしております。そのときにも、またお尋ねはしておきますが、町長、どうしても、これらの今申しました事業に対しての意気込みを、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど挙げられました全てにお答えをしましたら大分な時間かかるので、私のほうで重点的にお話をさせていただきたいと思っております。

まず、東京事務所の関係であります。大きく分けて観光の入り込み客対策、それから定住対策、それから販路開拓、この3つの柱でやらせたいという思いであります。

まず、観光につきましては、これまで観光協会のほうで委託をしてやってくださっておりまして、これは私よりも後山議員のほうがよく御存じだと思いますが、観光はやっぱり津和野にとっての柱でもあるという中で、もう長年、右肩下がりに来ている、それが津和野中心地の人口減少にも深く、後継者対策等も含めてつながっているということで、やはりこれを盛り上げていかなきゃならないわけですが、もう全国、どの町も観光、観光で、交流人口ということでやる、非常に競争が激しい中で、津和野も、以前の津和野ブランドで、ただ口をあけて待ってるだけでは人が来てくれないという、そういう厳しい状況でもあると。今回、日本遺産も決定して、非常に追い風が吹いておりますが、ただ決定しただけでは津和野には来てくださらない、そんな甘いもんじゃないという思いがございます。そうした中で、やはり東京事務所を通して、東京首都圏の旅行代理店、エージェント、それにしっかり営業強化をしていきたいというところでもあります。

そういう中、27年度では観光協会のほうで頑張ってくれまして、約1万4,900人という実績が出てきてる。私は大きな実績だと、それは受けとめておりまして、これもさらに広げていきたい。

ただ、今まで観光協会に委託をしておりましたので、なかなか定住と商品の販路開拓については少し手薄になってたと言わざるを得ないということで、職員を派遣して、この定住部分もしっかり力を入れていこうということと、それから、やはり販路開拓であります。津和野町のような——ちょっと商工業はもうおいときますが、農業に限って言いますと——この中山間地域の条件不利地、そうしたものが農業振興で生き残っていかうとしたときに、ほかの全国の農業と同じようなことをやっても生き残っていけないということでもあります。実際、国もTPP対策ということで農業予算かなりつけておりますが、それは私から見ると、広い平野がある、そういう農業がより効率化をして、世界の競争の中に勝っていけるための施策に使われようとしている。もっと田舎の中山間地域の条件不利地の農業に対しての視線というのは、まだまだ国は、私は予算のつけ方としても冷たいものがある。そういう中で、ただ単に手をこまねいていたんでは、津和野の農業振興なんてできないわけですから、そこにクリの生産をしようとか、あるいはCASを入れようとかいう動きがある。で、これらは入り口の、いわゆる生産のための取り組みでありまして、それと同時に販路という出口と一緒に解決していかないと、これらの取り組みというのは成功しないという考え方で、この特産品の販路開拓についても、東京の事務所に職員を送って、しっかり力を入れてやっていこうということでもあります。

そういう中で、なかなかこういうものは、産業振興も観光も長年かけてこういう厳しい状況になってるんで、私としては、それを1年、2年で、すぐ結果を出すというのは難しいところもあるなという思いもありますが、しかし、できるだけ議員の皆様にも理

解をしていただくというのが私らの仕事でもありますので、できるだけそういう数値というものにも示していきながら、そして我々の意気込みも、また示していきながら、また2年、3年と、この東京事務所を見守っていただけるような努力というのは続けていきたいというふうに考えておりますし、繰り返しになりますが、地域振興、総合戦略、地方創生を考えていく上で、絶対に必要なものだというのが私自身の思いでございます。

それからあと、買い物不便対策だけ、一つ申し上げさせていただきたいと思いますが、今回、地域おこし協力隊を1人入れようということでもあります。この買い物不便対策として必要なことは、いわゆる高齢者の方が、要はテレビの前で操作をしていただくわけですが、これが少しでも複雑になればなるほど普及しないと、これがこれまでもあったわけでありまして。より簡単に買い物を注文してもらい、見守りもそうなんですけど、そのシステムをつくらないと普及していけないというのがあれでございました。当初、私がシャープの本社へ行ってデモンストレーションをしていただいたその中の一つに、方策として、いわゆるコンシェルジュという、人を雇って、そして今はテレビであっても双方向でやれる時代ですから、そのテレビをつけたら、その画面にコンシェルジュが映って、そしてこのコンシェルジュとの会話のもとで高齢者が買い物をするという仕組みをつくらうとされてる。そこに、何とか津和野でも取り入れられるんじゃないかという思いで、今回シャープさんとの連携を図らせていただいたということでありまして、そのコンシェルジュ役になるような者を、この地域おこし協力隊として、やがては担わしていけないだろうか。要はテレビの中に入る、入るわけじゃありませんが、テレビの画面に出てくる、そういう役割の人間でありますけど、それで買い物不便対策を、より実現させていこうと、そんな思いでこの地域おこし協力隊を導入させていただいたということでもあります。

そのほかいろいろ項目がありましたが、時間の関係もありますので省略させていただきます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長の大変熱い思いを聞かしていただきましたが、これについても、観光についても、全国津々浦々の市町村が一生懸命取り組んでおられるわけでございます。津和野もこういうふうな施策を考えておられますので、他町村に負けないように、ひとつ一生懸命成果を上げていただくようお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開



○議長（沖田 守君） 休憩前に続き、一般質問を続けます。

発言順序9、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、通告に従いまして、2点質問をしたいと思います。

まず、大雪等における非常時の対応についてお伺いをいたします。

本年1月末に見舞われました大雪に際し、多くの地区で水道や道路などライフラインが脅かされました。今回、私のみならず同僚議員が同様の、この雪害に対する質問を行っておりますので、多くの質問とそして答弁をいただいております。違った視点で、この内容について質問をさせていただこうと思ってるわけですが。

この津和野町におきましては、今後、ますます過疎化、高齢化が進む中で、このたびのような大雪などに見舞われた際、町の対応というのは大変重要になってまいります。自助、共助という考え方の中で、町民の皆さんはできる範囲で、おのおの除雪や安否確認などをされてきたと思います。

そこで、公助としましては、関係各課が対応に尽力されて来られたわけでありますけれども、このたびの大雪の場合、非常時における町の対策と高齢者や外出が困難な方々など支援が必要な方々への対策について、対応とその課題、今後の対策をどのように講じられていくのかを、まずお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大雪と非常時の対応についてでございます。

1月23日から25日にかけての大雪及び低温につきましては、かなりの降雪量となったため、町内全域が除雪対象区域になったことや、倒木等の影響により、町道等の除雪に多大な時間を要しました。

また、停電の発生に伴い一時的に通信が遮断されたことや、暖房の確保に支障が出るなどの懸念があったことから、高齢者世帯や障がいのある方等の要配慮者に対しては、職員が車や徒歩で現地に入り、支援や聞き取りを行ったところであります。

このたびのような大雪による災害対応では、積雪による外出が困難になる場合や停電によって暖房の確保に支障が出るなど、大雨による災害対応とは準備と対策に違いがありますが、いずれにしても、行政として、住民お一人お一人の支援対応を行うには限界が生ずるのが現状でございます。

また、要配慮者支援では、自主防災組織や自治会、民生委員の方と町との連携が必要になるものの、高齢化が進む中であって、その役割や支援体制が難しくなっていることは理解しているところでございます。このたびの大雪で、自治会等では安否確認や声かけを行うなど、共助による災害対策を実施されたと聞いておりますし、町としても、その情報をもとに安否確認や支援をさせていただいたところでございます。

このたびの事例から見ても、災害が大規模になるほど地域力が重要になると認識しており、それぞれの地域が非常時に備えて、災害時の避難をどうするか、安否確認や支援は誰が誰に対して行うのかなどの課題を話し合うことが、より一層必要になると考えております。地域で普段から行われている行事等にあわせ、避難行動や情報伝達の方法を考える場を持っておくことで、地域の防災力は向上していくものと考えます。それとともに、今回のような大雪に関しては、ある一定の期間を過ごすための水と食料に加え、停電に備えて電力以外の暖房器具を備えておくことも対策の一つと考えております。

町としては、防災訓練や防災に関する説明会、出前講座等を今後も計画をしており、こういった機会に住民と行政が災害対策を一緒に考え、いざというときの自助、共助、公助のそれぞれの役割を明確にして、町全体の防災意識の向上と啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 御答弁いただきましたが、今の御答弁の中でありましたように、職員さんが車や徒歩で現地に入って、支援や聞き取り調査を実施したということであります。

先般の全員協議会におきましては、我々にはいろいろ報告がありまして、24日の時点で1次体制がしかれ、26日には滝元地区、中曽野地区に対して給水を配給されました。27日に関しましては西谷地区に給水配給をし、吹野のほうでは夕方から断水の可能性があったということで、給水の準備——これが34軒、65名の準備——に追われたということでもあります。

また、水質汚濁の状況としましても、給水タンク、給水袋を環境生活課前に設置し非常時に備えたという話でございまして、関係各課におかれましては、対応されたというのは、重々承知している中ではありますけれども。

先般、人口ビジョンで示されました人口でありますけれども、2015年7,524名の人口が、2025年には6,216名に減少すると、中でも65歳以上である老年人口の割合が、2015年3,455名、46%に対し、2025年3,125人、50%の老年人口になっていくと。こういったところから考えますと、支援や聞き取り調査等、さまざまされていると思うんですけれども、この24日に行われた1次体制というのは、これはあくまで水道といいますか、給水のことについての1次体制なのか、それとも防災における1次体制ということで町が体制を整えているのか、この1次体制がどういったものなのかを、まず聞かせていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 災害対策につきましては、このたびの件は給水対策で本部を設置したわけでございます。当然、役場としましては、組織的に各課、役割分担がございまして、このたびは給水、断水とか、水道がタンクになくなったということで、

各課の応援を、環境生活課に1人ずつでいいから応援させるという対応をとらせていただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは、先ほどの要配慮者に対して、職員が現地に入って支援や聞き取り調査を行ったというのは、これは町での独自の判断で行ったのか、それともこういった非常時に行わなければいけない体制になっているのか、この点はどうなんでしょう。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） このたびの要配慮者につきましては、総務課で担当しております。基本的には、このたび寒波ということで暖がとれない、それとか水がないのではないかという心配がございましたので、連絡がとれないような場所とか動けないところ、そこを重点的に総務課のほうで対応させてもらいました。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） このたびは表立って要支援者の方々から、そういった大きな問題は発生してないと思いますけれども、先ほど申しましたように、今後10年、20年、老年人口というのがどんどん上がってまいりますし、やはり大雪になりますと、除雪ももちろんしなければいけない、一方で、買い物にも出れなくなってしまう。独居の方々や、本当に外出が困難な方々にとっては、1週間になるのか10日になるのか、あすどうやって生きていくかという大変な思いの中で過ごされたと思います。

私自身も断水といいますか、漏水がありましたので水道をとめたわけなんですけども、やはり水が出ないというだけでも、ものすごく危険を感じます。今では電子レンジで調理ができるような食品もありますし、そういったものが常備されてればいいですが、買い物するにも大変遠いところ、郡部の方々やそういった方々にとっては、一人でいるという、本当に孤独感というのは恐ろしいものがあると思います。

現在、見回りですとか買い物支援等で、そういったものも補完されていくとは思いますが、ささまざまな災害が想定される中で、このたびの大雪を教訓として、今後、そういった非常時に、より備えていただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 町長の答弁でもございましたように、公助、役場がするのはどうしても限界がありますので、やはり地域の方が一番地域の事情をわかっておられると思いますので、その点は、いろいろな行事のときに防災訓練、あるいは避難対応等、話し合っていたきたいと思います。

要援護者とか配慮者、避難支援者、そういう方につきましては、個人情報でございますので、行政として情報開示ができない場合もございますので、そういうのは民生委員

を通じて早目に情報を把握してもらうのが一番の対応かと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） もちろん住民主体となった防災訓練ですとか、自主防災組織の結成なども大変重要だと思いますが、やはり公助の部分で、そういった民生委員の方々の協力というのは非常に重要になってまいります。それ以外にも考え得るさまざまな手段を講じていただいて安否確認等、実施していただきたいことを要望しまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

日原小学校施設についてであります。

本年度からの学童保育の廃止にあわせ、放課後児童クラブ、日原ひまわりクラブの定員が、今年度35名から、4月より70名に定員が増員されます。そこで、増員に際し、今後の施設と職員の体制についてお伺いをいたします。

次に、昨年6月定例議会におきまして、日原小学校体育館の天井撤去工事及び側溝改修工事が予算組みされ、ことしじゅうに工事が行われております。

また、平成25年8月20日の全員協議会におきまして、学校施設の施設不良箇所について報告がございました。その不良箇所の報告は青原小学校校舎と日原小学校校舎でありました。

皆さん御存じのとおり、青原小学校校舎につきましては、既に建てかえが済み、現在、活用されているところでありますけれども、日原小学校校舎につきましては、当時、「屋根が木造小屋組みで設置されており、耐火構造物の基準に合致しておらず、間仕切り壁が準耐火構造物になっていない」「平成5年に木造の屋根を設置した際の検査では気づかなかった」「屋根のみの工事については建築確認は必要としないため、県の検査では指摘されていない」、また、その当時は、「県の土木の検査はしていない」ということであります。その許可は、「県の教育部局の許可である」との報告がございました。

また、ほかにも、「会計検査でも指摘されていない」「耐震補強工事の際の耐震検査でも気づかなかった」、そこで「県土木からの改修指示があった」「違反建築物であるので、遠くない時期には改修をしなければならない」「授業の影響を考え、夏休み期間中などで実施する考えである」という旨の報告が、平成25年8月20日の報告がございました。

このことを踏まえまして、日原小学校校舎及び体育館等施設について、以下、質問をいたします。

まず、校舎屋根について、今後どのようにする考えなのか、県の指摘と町の見解、今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、屋内運動場について——体育館です——体育館について、天井撤去工事や側溝改修の工事期間中における児童や駐車場等の対応について、お伺いをいたします。

最後に、体育館に設置されております雨水タンクと体育館の屋根に設置されておりますOMソーラーでございますが、現在は使用されていないと伺っておりますけれども、どのような理由からか、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、日原小学校施設についての御質問について、お答えをしたいと思います。

まず最初に、放課後児童クラブについてであります。日原ひまわりクラブの増員に際しましての今後の施設と職員体制についての御質問でございますが、町長より、7番議員さんにお答えをしたとおりでございますけれども、施設につきましては、現在のクラブ室のほかに、日原小学校体育館のミーティングルームで運営を行う予定としております。

また、職員体制につきましては、現在、常勤職員3名のところを、4月からは常勤職員をもう1名雇用し、4名体制で運営を開始する予定としております。

次に、校舎の屋根についてでございますが、日原小学校校舎の木造小屋組みの屋根につきましての今後の対応についての御質問でございますけれども、先般の12月定例議会におきまして、1番議員さんの質問に対して御回答しておりますとおり、置き屋根につきましては、屋上スラブが鉄筋コンクリートづくりになっており、建物内部の火災による倒壊のおそれは少ないと考えられること、また、屋根ふき材が金属板となっており、外部から延焼しにくいものになっていることから、防災上の緊急性は低いと考えております。

県関係機関からは、現行法に適合する施設整備を行うよう御指導いただいておりますが、膨大な事業費が考えられますので、今後も引き続き、県関係機関へ御相談をし、御指導いただきながら施設改善に向けて検討していきたいと考えております。

続きまして、工事期間中における児童や駐車場等の対応についてでございます。

日原小学校屋内運動場の天井撤去及び側溝改修工事の工事期間中における児童や駐車場等の対応についての御質問ですが、工程では、3月18日の卒業式後に仮囲い等の準備工事に入りたいと考えております。当面は側溝改修工事を施工し、4月11日の入学式後から屋内の天井撤去工事を施工したいと考えております。工事期間中は警備員を配置するなど、児童の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

工事期間中の教職員の駐車場につきましては、本庁舎に併設する公用車駐車場の一部を利用するよう考えております。また、入学式等の学校行事が行われる場合については、学校のグラウンドに駐車スペースを確保したいと考えております。

続いて、雨水タンクとOMソーラーの利用についてでございます。

屋内運動場に設置してあります雨水タンクとOMソーラーの、現在使用していない理由と今後の対応についてでございますが、雨水タンクにつきましては、現在、使用しております。タンク内の雨水をトイレの排水に利用しております。

また、OMソーラーにつきましては、議員の御指摘のとおり、現在使用できない状況にあります。故障の原因については、地下の湧水により、稼働させると漏電するおそれがあるため稼働できないと伺っております。

本格的な対策を行うためには、調査も含めて相当の経費と期間を要すると思われるため、故障後も学校から修理についての要望も上がらない状況であり、修理経費等を考慮して、現状では修理を実施する状況ではないと判断をしております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、放課後児童クラブについて再質問をさせていただきます。

4月から35名定員が70名定員になったということで、保護者の中では、やはり安心して子供を預けれる環境が整ったという点では大変喜んでいるところではありますけれども、35名定員のところの常勤職員3名、非常勤が1名という状況から、4月から70名定員になって、常勤職員を1名雇用しての4名体制ということでありまして、人数がふえた分、職員さんはもうちょっとふえるのかなと思っていたんですが、この人数の根拠等を、まずお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 人数の根拠、定数70のということです。これにつきましては、これまでと言ってきましたけども、1人当たりの面積等勘案しまして70にしてあります。基本的には、今まで35定数でありましたが、隣のミーティングルームのほうにプラスして35ということでございまして、現在、申し込み出てるのが60名ということでございます。

職員人数につきましては、これまで常勤3名、それから休み等がありますので、シルバー人材センターのほうにお願いしてフォロー的なものをしていただいております。今回、2名・2名という体制とりますので、そのほかシルバーさんにもお手伝いいただかなくてはなりませんけども、今、60名申し込みはありますけども、これは長期休暇等の人数も合わせてということで、総枠で60名、今おられますので、平日等は少ないということになれば、片方だけで済む場合もありますので、その辺は臨機応変に対応していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） これは児童クラブのみならず、保育園にも関係してくることだと思うんですが、常勤の職員さんといえども、やはり正規職員さんではないということでもあります。

ただ、預ける保護者側からすれば、そこは正規職員であろうと非正規職員であろうと、責任を持って対応していただけるという思いから預ける。また、これは保育士さんのみならずではあるんですけども、やはり、そういった中で、このたび人事院勧告によって処遇が改善された正規職員と、そうではない非正規職員ということで分かれるわけで

ありますけども、これから35名体制から60名体制、多くなれば70名体制になるわけなんですけど、そういった中で正規職員さんと非正規職員さんとの間の格差というのが、僕は問題になってくるのではないかと思うんですが、そのような現場の声ってのは、どのようにされておられますか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員御指摘のように、国のほうでも保育職員の給与アップとか、私立、民間の保育園のほうの処遇改善等もやられております。そういった観点からすると、担当課とすれば、募集かけてもなかなか集まりにくい職員さんでございまして、少しでも上げたいとは思っておりますけども、基本、町全体の臨時さんなりということになりますので、担当課だけで、それじゃ上げましょうというわけにいきませんので、結論については、私のほうからは控えさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 賃金が安いとか高いとかという話ではなく、やはり資格を持って働いている方、正規であれ、非正規であれ、そこは同じ資格で、同じ責任でもって対応しているのであれば、そこに賃金の格差が生まれるということで、職員さんの中でモチベーションが下がるといいますか、そういったことがあってはならないと。それが、ひいては仕事に対して影響があってはならないという意味での質問でありまして、安い、高いではないと。ただ、ここはやはり、その格差というのは是正していただきたいということなんですけど、答弁がありましたら。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 大変申しわけありません。基本的に児童クラブの指導員につきましては、これまで保育士をやっておられた方と、資格を持っておられる方と資格なしの方については単価が違っておりますので、その辺については色分けというか、すみ分けをしております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 資格持ってる、持っていないではなくて、持ってる同士の中でのその格差、正規、非正規という中でのことだったんですけども、それは、もうおいとしまして、次の屋根のほうに入らせていただきます。

まず、先ほどの答弁でありました防災上の緊急性は低いということであったんですけど、しかしながら、平成25年8月のお話では、違反建築物であるので、遠くない時期には改修をしなければならないと。この緊急性が低いといっているのは、専門的な知見からの判断なのか、それともいわゆる常識的に考えて、これぐらいだから大丈夫だろうという見解なのか、その考え方はどこから発生したのか。そこをまず、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） これにつきましては、まず県の施設の担当のほうとも協議をしております。専門的な立場の中で指摘を受けて、うちも改善に向けて検討はいた

しましたけれども、最終的に、屋上スラブに、いわゆる穴があいていない。だから、煙突状で空気が屋根の上へ上がっていかないということで、校舎内の安全は確保できるという判断をいただきました。ですので、そういった意味では安全が確保されている。

それで、外側からいきますと、例えば外で、よそのところから火事が起こって、校舎の屋根に火が飛んできたときも、屋根の上は鉄板の屋根でございますので、一応、火の粉が防げるという判断の中で、これも安全性が、専門の立場で確保できるということです。

ただ、建築基準法で言えば、鉄筋コンクリートづくりの屋根は、基本的には、現在では、いわゆる燃えない物の構造でないといけないわけですが、この建築当時につきましては、そこまでの厳しい指摘がされていなかったということで、欠陥ではあるけれども、強制的に、いわゆる今回の屋内運動場の天井の撤去のように、強制的にのけないといけないというまでの指摘事項ではないということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 今の御答弁の中で、これから質問しようとしたことが一つ入ってたんですが、体育館の天井の撤去っていうのは強制的で、それで校舎の屋根は強制的ではないというのが、我々にはちょっとわかりづらい部分でして。基本的には、当時は、お互いに合法的だったものが、現在の基準では違法になってしまっている。体育館の場合には、撤去を強制的っていう部分が、大震災後の影響で、つり天井が危ないっていう説明を受けてるんですけども、果たして、それが本当に大丈夫かどうかという部分についても、実際、起きてみなければわからないレベルのものだと思うんですよ。それは校舎の屋根についても同じでして、そこで工事をしなければならぬ強制的なもの、そうじゃない、強制的じゃないもの。県は改修を指示しているっていうのは、これは強制と判断はならないということなんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の天井の撤去については、いわゆるつり天井で、過去、事故があって、政府の方針として撤去しなさいということで、全国におふれが出ております。今回も、そのための補助事業も用意をされて、撤去という形です。

今の校舎の屋根については、法の基準として厳しさは変わってきましたけれども、今のところは、まだ強制的に撤去しなさいとまでの指示は出てないというところが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 一応、天井撤去工事は始まっておりますけれども、いわゆる校舎屋根裏については、今後、県とも協議していくということですが、なるべく、早く撤去しなさいということがわかり次第、対応していただきたいというふうに思います。



この天井撤去についても、今は、既に工事は始まっているわけなんですけれども、今後、4月の11日以降のところでは天井撤去工事、内部が始まっていくということなんです、その間の体育館の使用、体育ですとか、あるいはほかのイベントですとか雨天時の対応ですとか、いろいろ体育館の使用はあると思うんですが、そのことともう一つ、放課後児童クラブでは体育館のミーティングルームを使われるということなんです、その詳しい説明をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 基本的に体育館については、工事中の分は、いわゆるフロアについては使用しません。ですので、雨天時とかでは、もう体育館を使えない状態になります。基本的に体育等も外でできない場合には、そこの工夫をしながらやるしかないかなというふうに思います。ですから、ここはできれば中学を借りるのか、山村開発センターの大広間を借りるのか、その辺は授業の内容によっても違ってくるとは思います、基本的には体育等は外を利用させていただいて、できるだけやるというような形を想定はしています。

放課後児童クラブについては、直接、工事の及ばない場所になりますので、基本的には、できるだけ少人数であれば使わないにこしたことはありませんが、仮に、使うとなれば使用は可能だろうというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 最後のOMソーラーについてなんですけれども、この湧水っていうのがあるから使えないということではあるんですが、設置した以上は、やはり使って何ぼだという思いがあるわけなんですけれども。これは、やはり現状では修理を実施する状況ではないということなんですけれども、これ事前にわからなかったものなんですかね、湧水っていうのは。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員さんも、多分、御存じだろうと思いますけれども、日原小学校の体育館が建設されたすぐ後に、あそこが半地下の倉庫がございまして、そこへ湧水が湧くということで、かなりいろいろな対策を講じました。その後の補修工事等も行いまして、現在ではいわゆる、ためますのようなものをつくって、そこからポンプアップで水を流しております、常時。それによって、その半地下の倉庫については、今のところは湧水がなくなりました。ですが、あそこの敷地全体がいわゆる扇状地で、水がいっぱい湧くところのようございまして、体育館全体の敷地が床下が湿っぽい状態になっております。

で、OMソーラーは、設置して数年は使っておったわけなんですけれども、どうしても漏電をして、すぐテンパールが落ちるというような状態が、もう頻繁になりまして、実際、あそこをできた後、使われた状況の中でも、OMソーラーがそれほど多大な効果を発揮したような形跡がなかったというのが現状でございまして、危険を冒して電源を入れて、

いわゆる漏電で火事にしてとかいうようなことになってはいけないし、まずは漏電の場所が、どこが原因なのかというのがなかなかつかめないというのが現状でございます、やむなくそういう処置を、今とっておるところです。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それじゃ、しょうがないかなと言いたいところではありますけれども。しかし、当時設置されたのは教育長でもないと思いますし、当時の方に聞くことも難しいと思います。

ただ、今後設置する上では、それじゃ、しょうがないかなということにはなりませんし、やはり、OMソーラーでも安いものじゃないと思いますので、そこは設置前に、今後、さまざまな建設工事等あると思いますが、そこは重々、各課調査した上で、新しい施設をつくる際には気をつけていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、1時45分まで休憩といたします。

午後1時33分休憩

午後1時45分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

発言順序10、11番、板垣敬司君。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それでは、質問に入る前に町長の施政方針の中にもありましたように、先般の災害が起きた年度を含めてこの3月が災害復旧でいう3年ということで、この期間、関係者の格別な尽力によりまして、現在の工事進捗完成が91.6、発注が95.2%というような進捗状況に対しまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。2点ほど用意しておりますが、総括的には1つでございます。施政方針についてということでございます。

その1点目として、地域おこし協力隊、集落支援員、地域おこし企業人体制については、地域課題の解決と定住促進につながる施策として大変評価しておりますが、この制度が一体いつまで続く見通しか、また定員について等どのような採択条件なのかを伺いたしたいと思います。

2番目に、過疎自立促進計画について、今年度から平成32年までの5カ年計画が示されたところでございますが、特に今年度の概算事業の内容等について資料の中から木質バイオマスガス化発電付帯施設事業、歴史的風致維持駅前休憩施設・駅整備・周辺整備、国指定文化財の買い上げ旧堀氏庭園、藩校養老館の保存修理、芸術士派遣事業とい

うことで計画に掲げられておりますが、その辺について内容をお聞かせをいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君に申し上げますが、質問で今年度とおっしゃられましたが、28年度というふうに御訂正をいただいたらと思います。

○議員（11番 板垣 敬司君） まさにそのようなことでございまして、平成28年度ということでよろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。施政方針についてでございます。

まず、1つ目の御質問であります。地域おこし協力隊及び集落支援員については平成24年度から、地域おこし企業人については平成27年11月から配置しておりますが、これらは総務省の事業であり、人件費等に関して特別交付税措置がなされます。

地域おこし協力隊につきましては、平成26年度には隊員数が全国でおよそ1,500名でありましたが、平成28年度は3,000名の配置を目標とされております。集落支援員及び地域おこし企業人につきましては、配置に係る特段の目標数値は設定されておられません。

これらの制度につきましては、現在のところ総務省から制度の終了期限について示されておらず、今後も継続の方向である旨を伺っております。

平成28年度地域おこし協力隊につきましては、つわの暮らし推進課に16名を配置し、津和野高校支援等の業務に取り組むこととしております。そのほか農林課に13名、商工観光課に5名、教育委員会に2名を配置し、それぞれ林業関連業務や特産品の市場開拓、芸術活動を通じた子供たちの感性と創造力の育成等に取り組むこととしております。

集落支援員については、つわの暮らし推進課に6名を配置し、まちづくり支援や定住支援、買い物不便者支援やふるさと納税に関する支援等の業務に取り組むこととしております。そのほか農林課に3名、商工観光課に2名、教育委員会に5名を配置し、CAS冷凍システムや日本遺産を活用した地域活性化の支援に取り組むこととしております。

地域おこし企業人につきましては、引き続き2名を配置し、テレビを活用した高齢者見守りや買い物不便者支援に取り組むこととしております。

なお、定員について特に定めはありませんが、地域おこし協力隊の採択に当たっては、都市地域に住んでおられる方が過疎地域等の条件不利地域へ住民票を動かし、生活の拠点を移すことが条件となっております。

また、集落支援員については、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した者であること、地域おこし企業人については、三大都市圏に勤務する大企業の社員であることが採択の条件となっております。

続いて2つ目の御質問であります。過疎地域自立促進計画につきましては、平成27年度末に終了することとなっておりますが、平成23年の東日本大震災の影響を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が平成28年4月1日から平成33年3月31日まで5年間延長されました。

この計画は、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、地域の実情に応じ、総合的かつ計画的に自立を促進するために策定するものであり、今計画では5年間の総事業費でおよそ190億円の事業を計画しております。

議員御質問の事業内容でございますが、木質バイオマスガス化発電付帯施設事業については、木質バイオマスガス化発電所の経営会社が立ち上がった場合に本体建設はその会社が受け持ちますが、付帯施設については町が整備をして会社への負担軽減や自伐型林家の所得向上につなげたいと考えております。

平成28年度は、長野県で5月から稼働を予定されているプラントの状態を確かめた上で会社設立を検討されていることから、付帯施設の準備がどの時点から開始できるかは未定のため、1億円のほとんどが次年度へずれ込む可能性もあります。

平成29年度には、付帯施設を完成させることを目標に置いております。

平成30年度は、SHS（スマート水素ステーション）の導入を予定した数字となっておりますが、金額については未定でございます。

次に、歴史的風致維持駅前休憩施設・駅整備・周辺整備について、歴史的風致維持向上施設の整備として位置づけている休憩施設等整備事業につきましては、旧SL館跡地において公園として整備を行う計画であります。JR津和野駅周辺整備事業と一体としてそのあり方を検討すべきであるとのことから、このたび行った駅前一体デザインコンペをもとに周辺整備も含めて平成28年度において基本設計を行ってまいります。

駅の整備につきましては、JR広島支社と協議を進めており、将来的に取得することも選択肢の1つとして想定し、観光案内所や多目的ホール、物品販売所などを検討するとともに、お年寄りや障がい者にやさしい施設となるよう基本設計を行いたいと考えてございます。

次に、国指定名勝である旧堀氏庭園については、これまで建物修理に伴って平成19年度と24年度に一部指定地の公有化を行ってまいりました。今後とも名勝指定地を適切に維持管理していくためには、残る指定地の公有化を進めていく必要があると考えております。公有化事業には国庫補助事業を利用する予定としており、これから国庫補助事業費が交付決定されれば、平成28年度には楽山荘や庭園など、指定地の大部分について町有化を行う計画でございます。

次に、藩校養老館の保存修理について、藩校養老館調査保存修理事業は平成28年度中に解体格納工事に着工し、平成29年度から30年度に工事完了見込みです。平成28年度は主に解体格納工事となり、材料購入から一部組み立て工事に着工する予定となります。解体格納工事では建物の保存状態を確認しながら、必要な解体を行ってまいり

ます。また、復原方針を決定するためには、解体しながら部材や土地の痕跡等の調査が必要となります。

なお、養老館の保存修理及び活用の方針に関しては、津和野町文化財保護審議会で保存修理、活用案を審議しているところでございます。

芸術士派遣事業につきましては、芸術士2人を地域おこし協力隊として雇用し、小学校と保育所の活動にあわせて子供たちと一緒に過ごしながら芸術に触れる機会を提供する活動を想定しております。子供たちとの活動は、芸術士が保育士等と連携しながら子供たちと造形や絵画などのさまざまな表現活動を通じ、子供の持つ力を効果的に表現できるよう専門性を生かした助言や関わりをするものでございます。

期待される効果として、子供達一人一人が持っている個性や感性を伸ばすことや、集中力を高めるなど多くの効果が期待されます。また、勤務以外の時間に個々の芸術活動に携われるため、津和野観光の新たな面を引き出せる可能性もあり、3年間の活動の間に生活基盤をつくることができれば、3年後以降の定住化につながることも期待をしております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 回答にもありましたけども、総務省によると昨年というか今年度ですか、今年度平成27年度の隊員数は全国で2,625人だったと新聞で発表しております。これは26年に対して約1.7倍ということでございますが、これを先ほどのとおり国は今年度3,000人までふやすということを目指しているというふうに新聞資料でも発表しております。受け入れを行った全国の自治体は673ということでございますが、そのうち島根県には149人、鳥取県には92人が都市部から過疎地に一定期間移り住み、自治体の臨時職員などとして特産品のブランド化や高齢者の生活支援に当たっているとそのような資料での記事でございましたが、本町は協力隊員が36名、集落支援員が16名、地域おこし企業人が2名ということで、今年度54名が予定をされております。これは先ほどの島根県の149人という現在の数字から照らし合わせますと25%弱を占めております。ちなみに、地域おこし協力隊には特別交付税として400万円、集落支援員並びに地域おこし企業人に対しては1隊員当たり350万円の特別交付税措置がなされておるというふうに理解しておりますが、これを計算しますと、本町には2億700万円の特別交付税措置がなされていると。特に定員についても枠といったようなものもないようでございますので、本町にとってはまことにありがたい制度であると改めて認識しているところでございます。私も長くかかわっております事業体にもそのような制度のもとで御支援をいただいていることに対しても、この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思いますが、ただ、今年度平成28年度において予算審査でも大変議論が交わされました。空き店舗対策や空き店舗の活用や買い物不便対策、さらに地産地消の推進等々をこの自由というか事情を総合的に勘案して、この春オープンされようとしておられます小

売店へこの地域おこし協力隊員を派遣するという事について、予算審査の中でも喧々諤々の御意見が出まして、もう一度、審査は全員の御理解のもとで採択を受けましたが、再度この一般質問の確認の意味でお尋ねいたしますが、これからも町内のあらゆる事業を営んでおられる法人、小売店が事業継続を前提としてその事業のために有している資産を全て譲渡する、そのような約束を交わされた場合は地域おこし協力隊員が手を挙げれば派遣できる、するということにより町長は明言をされましたが、このことについて確認の意味で質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございますが、今回空き店舗活用ということでございまして、地産地消、さらには買い物不便対策ということで高岡通りでございます旧スーパーマーケット跡を新しい小売業を行われるということで、まず店舗改修につきまして県の事業及び町の事業を用いまして改修補助を行ったとごございます。これにつきましては、町の産業振興審議会等を通じまして協議の上で基準にのっとり行わせていただいたということでございます。引き続き平成28年度、新年度におきまして御同意をいただければ、地域おこし協力隊員を先ほど申し上げました（聞き取り不能）の3つの効果をさらに推し進めるために立証実験も含めまして派遣をしたいということでございます。これにつきましては、今後の1つの指針となるといいますか、大きな施策になるというふうに考えておりますが、一従業員を雇用するので派遣をしてほしいということではなく、この事業を将来継承する経営者として募集をかけるということを前提に派遣を考えていけたらという思いでございます。まだ細部につきましては関係団体とも調整をしております。そのことを踏まえまして、今後商工業というあらゆる事業におきましても先ほど申し上げましたように全ての事業を継承するということを前提であれば一つ何か新しい制度ができないかなという思いでございます。今後まだまだ詰める部分はあるかとは思いますが、そういったことを考えております。

なお、これにつきましては基本的には現状では第三者を想定をしております、いわゆる身内姻族、親族ということにつきましては後継者育成制度、産業後継者育成制度という別の制度がございます。これにつきましては、商工観光課もですが農林課についても関係する事業でございますので、こちらのほうの制度との整合性もとる上ではこちらについてももう少し検討があるかなという思いもでございます。そういったあたりを関係団体とも十分整備をした上で第三者に対する、定住をしてもらった上である意味後継者が不足で廃業せざるを得んような事業があった場合に何とかそこらあたりの、まあ、今後の発展性というようなところも商工会等の経営指導員等の意見も踏まえてまず検証した上での募集ということは必要となってくるかもしれませんが、そういうところも踏まえてより検討していきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 観光課長の答弁、もつともだと思っておりますが、私どもは予算の審査の過程でやはり一番強く思ったことは、この制度をどこかのそういう後継者対策というか経営事業の継承対策として、よいよの切り札として使うならば、どこかこの制度をそのようなところで使うという事例を十分に参考にしたり、国とも相談しながら当然手順を踏み、そして町内のこの特定の事業者に予算づけをする前に、やはり僕はこういう制度を活用したらこういうことができますよというようなやっぱりその説明というか周知が、手順がやっぱり大切で、何か後から後からこうじゃけ、ああじゃけと言ってなんぼ言いわけをしても何か先に実施したものが何か得をするというか、そのような不公平があってはならないし、そういうふうなうがった見方をされることはやはり我々議員にとっても非常に迷惑なところでございますので、その辺について今後先ほど十分な手順を踏まれるというようなことでございましたが、全国の先進事例というようなことがどこかにあると言うならば、その辺はどのようなスタイルで取り組まれておられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘のとおりでございまして、我々も当初地産地消、空き店舗活用、さらには買い物不便対策を何かこの町としても進めていこうというちょっと思いが先走った部分もございまして、言葉足らずであったと、予算委員会の席上において若干言葉足らずであったかなというところを今は私としても反省をしておるところでございまして。そういった部分も踏まえて議員の御指摘のとおり、まず制度をきっちりつくった上でそれを広くPRした上での募集ということには十分心がけていきたいというふうに思っております。

また、御質問のございました先進事例でございまして、我々もまだまだ国の制度に十分これは乗り切れるかというところもまだまだ検討すべきところでございますが、同様に四国のほうでもやはり産業後継者の不足で苦勞をされておられる9つのまちが一緒になって地域おこし協力隊を使った後継者を求めるというような枠組みをつくって、国の総合戦略あたりも活用しつつ検討を始めておるといってお聞きをしております、そちらあたりからも若干情報は仕入れさせていただいたところではございます。その部分でいうと若干、非常勤職員という身分の問題とかそういう部分ではクリアすべきところはございますが、うちの場合は特別職という形でございまして、そのあたりについては比較的まだ制度に乗りやすいのかなという思いはございます。そういったところも踏まえて検討の上、きっちりした枠組みをつくりましてPR広報、周知を図った上での募集ということは繰り返しになりますが心がけてまいりたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） そのように慎重に事を運んでいただきたいと思えます。少し地域おこし協力隊ということで角度を変えてのあれですが、現在その地域再

生計画策定事業に取り組まれた協力隊員がおられますけども、この協力隊員はファウンディングベースという法人に所属しておられると思いますが、これから策定が終わったこの計画に対してこの事業を積極的に私としては進めていきたい、進めてみたいという気持ちがありますが、やはりいろんな障害があることも確かでございます。この辺を一つ一つクリアしていくためにも、やはり特に山の木を再生可能エネルギーに変えていく際には森林経営計画というものがあることが必須条件のようにもなっておりますので、これらの不採算的な計画策定についてこのような地域協力隊のお力をそこに仕向けることが望ましいのではないだろうか。そして私はこの津和野町が平成24年から取り組まれている地域おこし協力隊制度をイノベーション・フォー・ジャパン、さらに今回のファウンディングベース、そういうふうに一元的に協力隊員を管理と言うたら言葉が悪いですが、そこへ押してそれぞれ横の連絡も取りながら本町が課題としている行政課題についてしっかりそれを受けとめてそれらを隊員に伝え、横の連絡協調もしながら仕上げていく、そのシステムは非常によその町村にないシステムだと思って非常に評価しておりますが、今回のような森林経営計画なんかを策定する場合も、もうファウンディングベースが僕はどれだけの能力があるかわかりませんが、今の1人の方の協力隊員ではとてもできるわざではないと思いますので、新たに1人、2人そういう方を隊員を募集して、このファウンディングベースに所属を持たせて森林経営計画を策定されるというようなそういう事業形態をやるのが今回のバイオマスの関係の事業に直接結びつくのではないかなと思っておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 御存じのようにファウンディングベースの場合は学校を休学して来られるということで、1年から2年の任期という形で来られます。森林経営計画を立てるためには地元に入り込んでそれで計画を立てなければならないということがございまして、短期間での作業というのはなかなか難しいのではないかと。今、地域おこし協力隊の山の仕事をする者が28年度から9人体制にもっていきますので、彼らは将来的に山を利用しながら食べていける仕事をつくらなければなりませんので、そういった彼らに森林経営計画等も立てれるようになっていただいて、木が出せるようにというふうには考えております。ただ、間伐材で出した場合には森林経営計画を立ててないところでもFIT価格40円適用になりますので、間伐材をこつこつと出していく限りはFITには適合するというところでございます。その他のところ、経営計画を立てておりませんと素材生産事業者の方が伐採しても40円に乗らないということがありますので、森林経営計画自体は必要でありますので、そういったことは森林組合も頑張っていたいただきたいんですが、地域おこし協力隊にも頑張っていたいただきたいというふうに考えています。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。



○議員（11番 板垣 敬司君） ひとつそのように組織化というか、スタッフを十分揃えてこの事業推進に当たっていただければと思います。

次の過疎計画ということで少し質問をしたいと思いますが、この過疎計画が今回当初施政方針にあわせて出されたわけですが、昨年というか今年度、平成27年度において、年度途中において過疎債の枠が確定したということで補正予算の中で関連議案が出されて、終局障害者福祉センターの建設ということで現在工事請負契約も済まされて着々と進んでおるところですが、この補正ということと過疎債ということと非常に金額の2億円というような少し予算の大きさに我々は補正でどうなのか、補正というものがどういう意味を成すのかなとつくづく考えて今回の補正というよりも過疎債という部分で、本当にこの過疎債というのは年度当初、今年はこれだけの事業をやるよ、やるためにいろんな一般財源を、まずは補助金を最初は求め、そして一般財源をどっかから何とかかななしの一般財源を充当し、さらに過疎債という有利な起債をとということが全ての事業の構成になっておりますので、過疎債というのはいよいよ今年はやりたいんだという意味が町長の施政方針の中にあるものと私は思っております、今回の全体では今年の過疎債は予算書では14億7,900万円となっておりますと思っておりますが、私の提案した質問に上げた項目については……ごめんなさい、過疎債は4億6,240万ですね、その辺の内訳ということで先ほどの事業を聞いたわけですが、木質バイオマスガス化発電という部分については先ほどの町長の答弁の中で、これからのことについてはこの後の我々議会のほうで特別委員会を設置するやに予定しておりますので、そのほうで十分審議を重ねてまいりたいと思いますが、この歴史的風致維持向上計画について少しこれからの進め方についてお伺いしたいと思います、このたびデザインコンペをされて29点ですか、応募があり、さらにその5つが津和野のコミュセンに展示してあるということで、私も合間を縫って見に行きました。そして最優秀賞ジオラマもあり、駅前を大舞台にして周辺を回廊的なことにして、さらに現在の駅前派出所というんでしょうか、あそこの前を水路が流れるような感じのコンペというかデザインが出ておまして、非常にわくわくするようなコンペだったと思いますが、予算審査でもいろいろこれからの進め方としてそのデザインコンペをもとにということではありましたが、いろいろJRの持ち物であったり資産であったり、結果的にこっちがあればだけのコンペをしてあだけのデザインをしていただいても、さあ、進めようと思えばさてどっから進めるのかな、それで今回の歴史的風致維持向上計画は水門のほうの設計管理費ですか、それで後は基本設計を立てようということで、随分これから進めていく上でいろんな障害があるようにも思いますが、何をとりあえずどっから手がつけられるのかなと思って、まずはお聞きしたいなと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘の質問の内容でございますが、まずおっしゃいますように一応展示は終わったかと思っておりますが、デザインコンペの最優秀作

以下を5点展示をさせていただいたとごさいます。皆さんからもいろいろな御意見もいただいたとごさいます。その上でごさいます、議員がおっしゃいましたように水門関係の調査の委託料ともう一方駅前周辺整備の基本計画の委託料というものを一応予算化はしてあります。その中で駅前に関係するのはその基本計画のほうでごさいます、これについてあそこまでデザインコンペをしてそのわりには当初の予算ベースでの予算の盛り方が少ないかなという御指摘ではないかなというふうに思いますが、この点につきましては、要はやはり財源を充当する上でも町なりの持ち物ということがまず基本になってくるという部分もごさいます、まずJRさんと建物や、JRさんのお持ちになっている敷地あたりの所有に関する協議をして調整をした上でないとなかなか財源等もあてにくいという部分ごさいます。そういったところも踏まえてまず基本計画で今回のデザインコンペの案あたりをもとにまず全体的なレイアウトを考えようというところがまず先行でごさいます。その上で今後JRさんとの協議も進んでいくと思われまので、その中でまず可能なところで皆さんの御同意、議会の御同意がいただいた上ではごさいます、できることであれば平成29年度にJRが山口県を中心にディスネーションキャンペーンという大型の観光キャンペーンを行うことになっております。これにあわせて山口線もSLしかり客車しかり、また各駅もリフレッシュをしていろいろ改築、また客車のリニューアルといひますか、新しい客車が入るといふようなこともごさいます。それに向けてまず可能な部分を、まず一番実現性の高いとこでいきますと、また急ぐ内容でもごさいます津和野駅のトイレについてJRさんとこれについては等々は分離してでも早めに所有権あたりの調整をした上で改修に図りたいと。現在のトイレについては前々から何とかしたいという思ひはごさいましたが、なかなか財源等の問題もごさいました。そういった部分でオストメイトも入れた新たなトイレをまず先行して進めていきたい、その上で駅舎について耐震診断等もごさいます、また駅前の活用についてもいろいろ今後JRとの具体的に調整することがごさいますので、そういったところを2次、3次と進めていけたらというふうに思っております。そういう部分で繰り返しになりますが、まずトイレを何とかしたいというところが、これについてはまた今後補正等でいろいろ御協議をさせていただくということになるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 次に、国の名勝指定における旧堀氏庭園でごさいます、これを公有化ということで計画をなされておるようでごさいます、まだこれについては予算として過疎債がというふうには出てないよう思っております、今回の28年度の工事請負費というのが2,964万2,000円、そのうち地方債2,740万円というふうなことで計画がなされてるやに思ひますが、現在ちょうど外構工事が一部あって、私はたまたま一般見学会の機会を失って中がどうなってるかっち

ゆうのは具体的には見ておりませんが、今回の工事請負費でとりあえずこの秋にオープンということで、どんなイメージを持ったらいいんでしょうか。もともと入院する病棟というんですか、そういうところは仕切りを大きくして、さらに多目的に利用するようにその目的の一つとしては農家レストラン的なものができるように厨房スペースと多目的のホールの的なもの、それと展示とか何とかいうような感じでイメージはいただいておりますが、現在どこまでそれができとって今回の工事請負費はどのような内容なのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員言われますように大方の骨組みは平成27年度のところでできておまして、あと展示スペースとして道から建物に向かって右側のエリア、このところを展示スペースというふうに考えております。今回の予算につきましては、そういったものの展示のスペースを、展示品とそれから中の什器とかそういったものも予算化をさせていただいております。真ん中から左側あたり、ちょうど真ん中あたりの入り口のあたりにつきましては、いわゆる農家レストランのエリアというイメージで多目的に広げたスペースをつくっております。それから左側におきましては旧来のいわゆる個室といいますか、入院をしたりしたときの病棟の部屋の間仕切りのままでありますが、そこら辺は倉庫的な部分と若干個室でテーブルでも置けるようなイメージでやっております。それから予算的にはそういったものと、あと外の外構に一番最初に建てられた病院の、今のよりも一代前の病棟があったわけですが、そこら辺の移行表示とか、それから裏手になりますけど山と今の建物との間のほうにも昔のトイレ等がありまして、そこら辺の移行表示、そういったものもあわせてやろうというふうに今考えております。それから敷地全体のいわゆる庭になる部分といいますか、その部分については今後また補正での対応も考えないといけませんけれども、全体には園庭が回れるような形の沿道と、その周りに若干の植栽をしていきたいというふうにも考えております。内容的にはそんな感じでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先ほど什器というような御回答でございましたが、什器とは食事をとるときのいろんなものというふうに理解してもいいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今回の什器につきましては展示用の什器になります。ですので、展示スペースに飾り用のケースとかそういったものです。それから若干ジオラマといいますか、模型等も考えておりますのでその辺も含めた形になろうかと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先ほども少し触れましたが、結果的に農家レストランというのを視野にこれまで幾らかそれを目途にそれをできたらいいなということ

でスペースぐらいはそういうふうに改修されたかと思うんですけども、まだそこには調理できるというような状況にはなっていないのでしょうか。それから、シャワーだとか一部トイレの合併浄化槽とかそういうものも絵を見たことはありますが、そこもまだできていないのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） いわゆるトイレとシャワースペースというのは一応この工事で入れる形にしています。で、今言われました農家レストラン用の什器です、キッチン回り、その部分については基本的なもともとの考えでいきますと農林系の補助を畑迫の団体としてこのたび堀庭園を守り生かす会というのを結成をさせていただいたんですが、そこが中心になって農林系の補助を取ってその中で什器をはなえるというような計画で進めておりましたけども、その補助金の中が平成28年度から大きく変更になって、その什器が認められないというふうにどうもなったようでございまして、そこら辺の分の補助金がもらえないというそこら辺のことがこの年が明けてから判明をしたというような状況にもありまして、そこら辺の分を今後どういう形で設置をしていくかというのはちょっと検討課題に今なっておるところでございまして。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） そういう施設整備とか什器を管理しても、さて誰がそれをやるのかとか、現実的な問題もあるやにも聞いておりますので、そういういろんなもろもろの当初のもくろみどおりものが進むとは思っておりませんが、今後ともそういったオープン、ただその名勝としてのオープンで展示があり、そこで少し中が見られるという部分ではなくてそこが本来もともと持つとる、生かせるという現在の住民の利便性、さらには観光として何かのアクションが起こされるようなこれからの条件整備というものが非常に大事になってくると思うので、人的な部分についても何かお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今回、いわゆる集落支援員で4月以降でお一人奨学金支援員の制度を利用しまして配置をしようというふうに考えています。この方につきましては、今までの旧堀庭園のほうの管理もでございまして、畑迫病院が完成した暁にはその辺の一体、全体の名勝管理のコーディネートをしていただこうというふうに思っておりまして、守り生かす会とともに手を携えながらそこを利用した観光振興であったり、地域農業とかも含めて地域産業につなげていけるようなそういったコーディネート役をやっていただきたいというイメージでおります。その方にはいわゆる観光業者とかそういったところにも出向いていただいて、そういった観光バス等も誘致をしていく、そういった作業も仕事の中に入れてもらうということで先般面接をして1名採用を決めておるところでございまして。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 最後にここにありますように、公有化ということで国庫補助事業費が交付決定されればということで、今年度国の補助金が決定すれば全体を、楽山荘を含め公有化しようというようなことで計画がなされておるようでございますが、今の所有者との交渉的なものについてはどのようなところまで進んでおるのかお聞かせいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、所有者、名勝全体で言いますと個人の方と、それから共有名義の土地もございます。それから有限会社堀庭園の名義になっておるところ、それから町と国交省の所有になっておるところがございます。全体でおよそ6万5,000平米という、山も含めてですけれども膨大な面積になります。そのうちの町の所有は4,755平米というような数字になります。個人で家自体が今住んでおられる方も1件ありますが、そこについては買うわけにもいきませんので、そこは除いたところを公有化をしたいというふうにも思っているところでございます。公有化に向けては所有者の代表の方とお話を今進めておるところでございます。ただ、土地自体の広さ、それから特殊な土地であるということで、庭園の評価をどういう形でしたらいいかとか、またその古い建物自体をどういう形で評価をしたらいいか、その辺がかなり専門的な見地があるようでございまして、単純に土地家屋の鑑定評価の評価士さんをお願いをすればできるということにはどうもならない状況でございまして、本当は当初予算で上げたいというふうに思っておったところでございますけれども、文化庁のほうもその辺の調査がある程度見込みが立ったものでないちょっと受けられないというような状況もありまして、当初予算ではいわゆる概算の調査をまずする、予算要求のための別途調査費用を計上させていただいて、およその国の補助の内定がいただいた段階で正式に補正予算を組んで土地の購入のコンサル業務の委託料と、それから購入予定の金額を提示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 次に、養老館は活用案というのが大切になってくるんだと思っておりますが、現在文化財保護審議会を中心にその中身、使い方等々について審議が進んでおられるようでございますが、現状何かこんな使い方が望ましいのではないだろうかというような御意見が、まだ集約されたものではないかもしれませんが、提案として何かあればお聞かせいただけませんか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 養老館につきましては、今現状では使用しておらない、倉庫状態に今なっておる部分と、そこが元旧図書館の跡でございますが、それから資料館として今公開をしておるところがあります。これも今月いっぱい一応公開は閉じることにしておりまして、4月以降はその中に展示してあるものを仮に倉庫というか保管をする場所に動かそうというふうに今考えております。最終的にはできあがった

後、今の資料館側については板の間の状態にして今高校等でやっております藩校、そういうものの利用ができないかなというふうに思っております。もちろん周り、周囲に、壁の周りのほうについては偉人等の顕彰をするような展示も踏まえながらそういった形でいわゆる集会施設として利用ができないかというふうに今考えております。

それから、旧図書館側のほうについては、土間の昔ながらのいわゆる武道場の状態に戻して、この周りの壁等にはそういった顕彰のものも必要にはなってくるかとは思いますが、昔ながらの形を展示する、そんな感じをイメージしております。当初はそちら側に教育委員会が入ろうかというような意見も提案をしてみたところではございますけれども、なかなか御同意がいただけないというような状況もございまして、今はそういうところが主軸で業務をさせていただいておるといような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 最後に、今回芸術士というようなことで地域おこし協力隊制度にのっとってお二人が本町に来られるということで、またどのような活動がされてどのような効果がというのがこの活字ではわかりませんが、どういうふうな、子供達はどういうふうに変わっていくのかなというのが大変楽しみなところでございますが、どうなのでしょう、もともとその過疎債の計画書でいえば平成28年度は予定ではその一般財源を440万で過疎債を210万で650万程度でこの事業を進めようとしておったが、結果的には地域おこし協力隊の特別交付税対象になったと。非常に嬉しいことではあります、こんな活動を全国に展開しておるのか、そしてこれはまた活動士というのは国家資格があって何か採用の際にはそのようなものも採用したのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今言われますとおり、当初は一般財源でもというようなイメージも持っておったんですけれども、地域おこし協力隊の制度が十分利用できそうだとすることでそちらに乗り換えをさせていただいたところです。この活動は今日本では高松市が非常に力を入れて国内ではやっておられます。聞くところによると一般財源で3,000万円を超すお金を投じて数名の、ここはいろんな分野の芸術士を派遣をするということで、当然規模も大きなまちでございますので、保育園等もたくさんあるということでたくさんの芸術士を抱えて派遣をされておるようです。実際に多分全国でもほかでは聞いていませんので、津和野町もいわゆる先進的な事例になるのかなというふうに思っています。

先般、高松市からお二人の芸術士さんをお呼びをして小学校の放課後のわくわくの教室のときと児童クラブのお子さんと一緒にですが、芸術士活動をやって、そこではファッションショーをつくらうということでビニールの袋をいろんなもので飾って子供達にあとはファッションショーで歩いてもらう、着て歩くような形でやったりしました。

翌日は保育園のほうにでかけて津和野のまちをつくろうということで、またいろんな紙とかいろんなものを使って表現をするという活動をしていただきました。

○議長（沖田 守君） 教育長、簡潔に。

○教育長（世良 清美君） わかりました。どちらもそうなのですが、非常に子供達生き生きと集中をして取り組んでおりまして、この事業の非常に効果があるなということを確認したところでございます。今回、こういう形で芸術家を派遣をする形にして、将来的には定住化にもつなげていきたいというふうな思いもしております。芸術士という資格自体は任意のものでございますので、芸術家を派遣をするということで芸術士という任意の名前をつくって今おるとというのが現状でございます。資格はありません。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） どうもその芸術士のお一方の方が私の住んでる地域の空き家にどうも入られるというようなこともお聞きしておりますので、地域おこし協力隊制度で働いた以外の自由な時間は個々の芸術活動というようなことにも携われるということでございますので、できるだけそのようなものも含めて私もかかわって定住に1人でもつなげていければええなと思っているところでございます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

これで、質問者10名、全員終了いたしました。

以上で、一般質問を終結いたします。

---

○議長（沖田 守君） 本日の日程はこれにて全て終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。御苦勞さまでございました。

午後2時42分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 28 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 5 号)

平成 28 年 3 月 29 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 65 号議案 津和野町障害者福祉センター建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 66 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 4 町長提出第 67 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 5 町長提出第 68 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 6 町長提出第 69 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 7 町長提出第 70 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 町長提出第 71 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 町長提出第 47 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について



- 日程第 10 町長提出第 48 号議案 過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）について
- 日程第 11 町長提出第 49 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 50 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 13 町長提出第 51 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 町長提出第 52 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 15 町長提出第 53 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 町長提出第 54 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 55 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 56 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 57 号議案 平成 28 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 20 町長提出第 58 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 59 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 22 町長提出第 60 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 23 町長提出報告第 2 号 債権放棄について
- 日程第 24 発委第 1 号 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 25 請願第 1 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第 26 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 27 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 28 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 65 号議案 津和野町障害者福祉センター建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 66 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 4 町長提出第 67 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 町長提出第 68 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）

- 日程第6 町長提出第69号議案 平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 町長提出第70号議案 平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 町長提出第71号議案 平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 町長提出第47号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第10 町長提出第48号議案 過疎地域自立促進計画(平成28年度~平成32年度)について
- 日程第11 町長提出第49号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第50号議案 平成28年度津和野町一般会計予算
- 日程第13 町長提出第51号議案 平成28年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 町長提出第52号議案 平成28年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 町長提出第53号議案 平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 町長提出第54号議案 平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第17 町長提出第55号議案 平成28年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第18 町長提出第56号議案 平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 町長提出第57号議案 平成28年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第20 町長提出第58号議案 平成28年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第21 町長提出第59号議案 平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第22 町長提出第60号議案 平成28年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第23 町長提出報告第2号 債権放棄について
- 日程第24 発委第1号 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第25 請願第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願
- 日程第26 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第27 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第28 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

---

出席議員(12名)

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宥文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）	.....				齋藤 等君
税務住民課長	.....	楠 勇雄君			
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
農林課長	.....	久保 睦夫君	商工観光課長	.....	藤山 宏君
環境生活課長	.....	和田 京三君	医療対策課長	.....	下森 定君
建設課長	.....	田村津与志君	教育次長	.....	羽多野寿子君
会計管理者	.....	山本 典伸君	総務財政課長補佐	.....	青木早知枝君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。昨日に続き引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成28年度第3回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録議員署名の指名**

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により7番、寺戸昌子君、8番、御手洗剛君を指名します。

---

## 日程第 2. 議案第 6 5 号

○議長（沖田 守君） 日程第 2、議案第 6 5 号津和野町障害者福祉センター建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。今定例会に追加でお願いをいたします。案件は契約変更案件 1 件、一般会計をはじめ、各会計補正予算案件 6 件。報告案件 1 件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第 6 5 号でございますが、津和野町障害者福祉センター建設工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、参事より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議案第 6 5 号を御説明いたします。契約目的であります、津和野町障害者福祉センター建設工事、契約の方法は随意契約。工期を変更前完了期日の平成 2 8 年 3 月 3 1 日から変更後完成期日平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日とするものであります。契約の相手方は堀建設株式会社であります。

めくっていただきまして、裏面に資料 1 として建設工事請負変更仮契約所の写しを添付しております。今回につきましては工期の延長についてのみの変更でございます。以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。2 番、川田剛君。

○議員（2 番 川田 剛君） この契約に対して確認なんです、これまで法人がどこまで進んでいるか。法人の、社会福祉法人の進捗状況です。この障害者福祉を行う申請を出されていると思うんですけども、その進捗状況をお知らせいただきたいんですが。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません。進捗状況といいますと、これまで全協等で説明してきております、2 月 1 8 日に県のほうから認可が降りて、3 月 1 日に法人のほうの設立ということでございますでしょうか。はい。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第65号津和野町障害者福祉センター建設工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第3. 議案第66号

日程第4. 議案第67号

日程第5. 議案第68号

日程第6. 議案第69号

日程第7. 議案第70号

日程第8. 議案第71号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第66号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第8号）より、日程第8、議案第71号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第66号でございますが、平成27年度津和野町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。歳入歳出それぞれ1,675万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ97億1,890万4,000円とするものでございます。詳細につきましては副町長より御説明を申し上げます。

議案第67号でございますが、平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ5,506万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ11億9,250万6,000円とするものでございます。詳細につきましては参事より御説明を申し上げます。

続いて議案第68号でございますが、平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてでございます。歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億9,483万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第69号でございますが、平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。歳入歳出それぞれ83万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億7,732万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第70号でございますが、平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1,325万6,000円とするものでございます。詳細につきましては教育次長より御説明を申し上げます。

続いて、議案第71号でございますが、平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出それぞれ4,799万9,000円を追加し歳入歳出予算それぞれ1億3,872万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） それでは議案第66号を御説明します。ページ6ページを開きください。第2表の繰越明細費追加分でございます。まず総務費のつわの暮らしお試し住宅整備事業でございますが、境界確認に不測の日数を要したため、売買契約は年度内となったために今回642万1,000円を繰り越すものでございます。終期を28年8月末としております。

同じく総務費の口屋橋バス待合所整備事業でございますが、隣接所有者との調整に不測の日数を要したために700万2,000円を繰り越すものでございます。終期を28年8月末としております。同じく総務費のまち・ひと・しごと創生事業でございますが、3月18日に国の内示がありまして、年度内事業実施できないため、5,200万円を繰り越すものでございます。終期を29年3月24日としております。民生費の障害者福祉センター整備事業につきましては3月10日に入札をしたため、年度内に事業が完了しないために繰り越すものでございます。1億7,441万2,000円でございます。終期を28年12月20日としております。

商工費の青野山モデルコース歩道整備事業につきましては、本工事において設置いたします、バイオトイレの部品等は特注品で製造に不測の日数を要したために、945万2,000円を繰り越すものでございます。終期を28年5月末としております。同じく商工費の津和野町駅前第2駐車場整備事業につきましては隣接者所有の行う工事が完了するまで、着工できませんでしたので190万円を繰り越すものでございます。終期を28年5月末としております。同じく商工費のまちなか再生総合事業でございますが、空き家改修に当たりまして、施工方針の決定や施工に不測の日数を要しましたので、3,419万2,000円を繰り越すものでございます。終期を28年7月29日としております。土木費の町道滝元線排水路整備事業につきましては、施工箇所が25災復旧工事のヤードとして使用されるので、着手ができなかったことによるもので200万を繰り越すものでございます。終期を29年3月末としております。同じく土木費の町道三畝線道路改良事業でございますが、ことし1月に法面崩壊が発生し応急対応しておりますが、年度内完了ができないために、1,009万5,000円を繰り越すものでござ

います。終期を28年9月末としております。同じく土木費の町道城山線道路改良事業でございますが、地権者との用地交渉が難航し不測の日数を要しましたので、1,550万2,000円を繰り越すものでございます。終期を28年6月末としております。教育費の日原小学校屋内運動場天井撤去側溝整備事業でございますが、側溝整備を行うに当たり事前調査や学校行事との調整に不測の日数を要しましたので、3,552万4,000円を繰り越すものでございます。終期を28年6月末としております。同じく教育費の津和野城跡整備事業でございますが、1月の豪雪により倒木等撤去に不測の日数を要しましたので、3,686万5,000円を繰り越すものでございます。終期を28年4月28日としております。同じく教育費の文化財施設整備事業でございますが、建築基準法の適応除外申請に係ります限界耐力計算に不測の日数を要しましたので、721万4,000円を繰り越すものでございます。終期を28年6月末としております。災害復旧費の過年農地農業用施設災害復旧事業でございますが、県助成事業の発注遅延に伴いまして、発注着工に不測の日数を要しましたので、4億400万5,000円を繰り越すものでございます。終期を29年3月末としております。

同じく災害復旧費の、現年林道災害復旧事業及び過年林道災害復旧事業と過年公共土木施設災害復旧事業につきましては、25災の補助災害を優先をしたために、繰り越すものでございます。現年林道災害復旧事業につきましては、743万8,000円。過年林道災害復旧事業につきましては、1,926万7,000円。過年公共土木施設災害復旧事業につきましては、2億3,039万7,000円を繰り越すものでございます。終期をいずれも29年3月末としております。

それでは、次ページの第3表、地方債補正をごらんいただきたいと思います。変更総額で3,930万円を減額するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、28ページ、29ページをお開きください。お手元に補正予算の概要書を配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。まず、総務費でございますが、財政管理費の積立金でございます。寄附金を財源に財政調整基金24万円と電気通信事業特別会計廃止に伴います、特別会計からの繰上げ金、4,688万3,000円それと、特別交付税、各種交付金の増などによりまして、1億3,200万の合計で、1億7,912万3,000円を計上いたします。

財産管理費の積立金でございますが、31ページでございます。寄附金を財源とした、ふるさと納税187万円と入湯税の61万円を計上しております。

企画費の工事請負費といたしまして、使用料国県支出町債等財源といたしまして、商人地区携帯電話基地局建設事業完了に伴う精算で169万9,000円の減額を計上しております。負担金補助及び交付金といたしましては、石見空港利用確定見込みによりこだま商品券であります石見空港利用促進助成金、97万9,000円の減額をしております。

下段の諸費でございますが、次ページをお聞きください。負担金補助及び交付金といたしまして、住宅用太陽光発電設備導入補助金を初めとしたもので、212万7,000円の減額をしております。

下段の企業誘致対策費でございますが、委託料として基金を財源といたしまして、高津川清流館改修工事の入札減によりまして、設計監理業務委託料82万2,000円の減額をしております。1枚めくっていただきまして、定住対策費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、定住支援体制強化補助金の確定によりまして、193万5,000円の減額を計上しております。下段の道の駅管理費でございます。なごみの里管理費の委託料でございますが、1枚めくっていただきまして、電気自動車急速充電器設置に関する調査設計業務が査定で減額となりこのたび、補助対象外となったために118万8,000円追加して計上しております。

まち・ひと・しごと創生費でございますが、委託料といたしまして国の内示により国の補助金10分の10を財源に民間企業を活用した高齢者の見守りと買い物支援事業といたしましてアクティブシニア総活躍事業委託料5,000万円、中山間地域におきまして、地域資源人材を活用して教育の魅力化に取り組むためのしまね留学加速化事業負担金200万円を新たに、追加計上しております。

それでは42ページ、43ページをお聞きください。

民生費の社会福祉総務費でございますが、負担金補助及び交付金といたしまして、国費を財源といたしました、臨時福祉給付金の支払いが確定いたしましたので、169万8,000円の減額を計上しております。障害者福祉費でございますが、1枚めくっていただきまして、扶助費でございます。事業確定によりまして就労継続300万円の減額を計上しております。1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費でございます。負担金補助及び交付金としまして、ゼロ歳1歳児の2月から3月の途中入所分307万3,000円と広域入所加算追加分239万円の合計で、546万3,000を計上しております。

母子父子福祉費の扶助費といたしまして、国県費を財源としたもので、支払いが確定いたしましたので児童扶養手当152万4,000円の減額を計上しております。

2枚めくっていただきまして、50ページ、51ページをお聞きください。生活保護費の扶助費でございますが、国費を財源としたもので生活扶助医療扶助等、合計で3,530万7,000円の減額を計上しております。1枚めくっていただきまして、衛生費でございます。環境衛生費の負担金補助及び交付金といたしまして、国費を財源とした合併処理浄化槽設置補助金、これは基数の確定によりまして94万4,000円を計上しております。それでは60ページ、61ページをお聞きください。

農林水産業費、農業担い手支援センター費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、県費を財源としたもので事業取り消しに伴い、経営体育成支援事業補助金89万3,000円を計上しております。



1枚めくっていただきまして、町行造林事業費でございます。委託料といたしまして、県費地方債を財源としたもので事業確定に伴い、下刈等委託料207万1,000円の減額を計上しております。林道費の委託料としまして、林道16路線の管理業務の精算によりまして、林道管理委託料298万円と補助金といたしまして林道三子山線法面修繕工事の精算として122万1,000円の減額を計上しております。それでは66ページ67ページをお開きください。

商工費でございます。商工振興費の委託料としまして、国費地方債を財源としたもので日原賑わい創出拠点づくり事業の実績や実施延期等によりまして総額で249万5,000円の減額を計上しております。負担金補助及び交付金といたしまして、実績により個別商業包括的支援補助金197万3,000円の減額を計上しております。観光費の負担金補助及び交付金といたしまして次ページでございますが、実績により観光協会の補助金133万4,000円の減額を計上しております。歴史的風致維持向上事業費の委託料では国費地方債を財源としたものでございますが、水門調査津和野駅一体デザインコンペの実績によりまして設計監理業の委託料931万1,000円の減額を計上しております。工事請負につきましては、サイン整備工事に伴う入札減で216万5,000円の減額を計上しております。伝統的建造物群保存事業費の負担金補助及び交付金でございますが、国県費を財源としたもので実績に伴いまして伝統的建造物群保存事業費補助金273万8,000円の減額を計上しております。それでは2枚めくっていただきまして72ページ、73ページ。土木費の道路維持費でございます。委託料としまして精算に伴いまして除雪作業委託料2,684万9,000円を計上しております。

それでは76ページ77ページお開きください。住宅管理費でございます。委託料でございますが、国費を財源としたもので、精算として住宅ストック改善事業設計監理委託料154万4,000円の減額を計上しております。1枚めくっていただきまして、消防費でございます。非常備消防費の報償費として諸収入を財源に消防団員7名の退職に伴いまして、退職報償金500万8,000円を計上しております。災害対策費の工事請負費では地方債を財源としたものでございますが、防災行政無線整備工事の本年度分の確定に伴いまして、工事請負費6,738万8,000円の減額を計上しております。1枚めくっていただきまして教育費の教育諸費でございます。委託料では町債を財源としたものでございますが、日原小学校屋内運動場天井撤去設計監理業務委託料の入札減によりまして、設計監理委託料339万6,000円の減額を計上しております。それでは、86ページ、87ページをお開きください。下段の文化財保護費でございます。委託料としまして国費地方債を財源としたもので藩校養老館設計監理費の入札減によりまして、次ページでございますが、文化財修理工事設計監理業務委託料91万4,000円の減額を計上しております。森鷗外記念館費の工事請負費といたしまして入札減により鷗外の庭植栽工事費93万9,000円の減額を計上しております。それでは96ページ、97ページをごらんください。災害復旧費でございます。過年農地農業用施

設災害復旧費といたしまして、国県費地方債を財源としたものでございますが、事業費の減額等により総額で7,588万8,000円の減額を計上しております。1枚めくっていただきまして、過年林道災害復旧費でございます。地方債を財源としたものでございますが、小災害、単独災害の追加によりまして、新たに工事請負費1,148万2,000円を計上しております。1枚めくっていただきまして、過年公共土木施設災害復旧費でございます。国費地方債を財源としたもので、工事確定等に伴い総額で4,001万4,000円の減額を計上しております。それでは歳入のほうを御説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。町税でございますが、決算見込みにより市町村民税個人所得割888万1,000円、法人割りでは901万6,000円。固定資産税では、償却資産等2,377万5,000円を計上しております。下から2番目の利子割交付金から、次のページ中段の交通安全対策特別交付金まで、これは、確定によりまして総額で3億1,551万4,000円を計上しております。1枚めくっていただきまして使用料及び手数料でございますが、土木使用料といたしまして過年度分町営住宅使用料を含めまして総額で644万円を計上しております。国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金といたしまして、確定見込みにより生活保護費負担金2,648万円の減額を計上しております。1枚めくっていただきまして、上段の災害復旧費国庫負担金でございますが、確定見込みといたしまして災害復旧費負担金1億9,747万3,000円を計上しております。国庫補助金でございますが、総務費国庫補助金といたしまして、商人地区携帯電話基地局建設事業の精算によりまして、情報通信格差是正事業費補助金、196万8,000円の減額及び、まち・ひと・しごと創生に伴います高齢者見守り等の事業費で地方創生加速化交付金、5,200万円の合計5,003万2,000円を計上しております。民生費国庫補助金では事業確定に伴いまして、臨時福祉給付金給付事業費補助金179万6,000円の減額を計上しております。

商工費国庫補助金では、これも事業確定に伴いまして伝統的建造物群保存地区修理事業費補助金172万3,000円の減額を計上しております。

土木費国庫補助金では、事業費の確定に伴いまして社会資本整備総合交付金501万9,000円の減額を計上しております。1枚めくっていただきまして、民生費県補助金でございますが、障害者自立支援に伴います財政支援として島根県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金を新たに527万7,000円を計上しております。

農林水産業費県補助金でございますが、新規就農総合支援事業費補助金等の事業の確定や経営体不正支援事業費補助金の取り消し等に伴いまして総額で177万円の減額を計上しております。1枚めくっていただきまして寄付金でございます。総務費寄付金でございますが、総務費寄付金23万9,000円とふるさと納税165万の合計で総計188万9,000円を増額しております。繰入金でございますが、特別交付税等の

増額によりまして財政調整基金繰入金1億2,300万円の減額。減債基金繰入金8,900万円の減額を計上しております。

産業後継者育成基金繰入金につきましては事業確定に伴いまして、129万5,000円の減額を計上しております。

特別会計繰入金といたしまして、電気通信事業特別会計の廃止に伴いまして、電気通信事業特別会計繰入金4,688万3,000円を計上しております。

諸収入の雑入でございますが、1ページめくっていただきまして、消防退職報酬金でございますが、これは消防団員の7名の退職に伴うもので500万8,000円を計上しております。町債でございますが、総務債の過疎対策事業債といたしまして、住民共同推進事業費の実績に伴いまして過疎地域自立促進特別事業160万円の減額等、合計で270万の減額を計上しております。衛生債の過疎対策事業債では、乳幼児医療等返納金の増額に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業190万円を減額しております。商工債の過疎対策事業債でございますが、日原賑わい創出拠点独自事業の実績や、実施支援金に伴いまして、観光施設整備事業1,130万円の減額と個別商業包括的支援事業や、商工業活性化支援事業の実績に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業400万円の減額で合計1,530万円の減額を計上しております。消防債の緊急防災減債事業債では、防災行政無線整備工事の本年分確定に伴いまして、消防施設整備事業6,740万円の減額を計上しております。

教育債の過疎対策事業債では藩校養老館整備事業に充当しておりました、社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして、地域文化振興事業を80万円増額しております。緊急防災減債事業債では、日原小学校屋内運動場天井撤去等の設計管理業務入札減に伴いまして、緊急防災減災事業340万円の減額を計上しております。災害復旧債の農林水産業施設、災害復旧債では事業費の減によりまして、農林水産業施設災害復旧事業1,570万円の減額を計上しております。

公共土木施設災害復旧債では、一般財源から地方債へ財源振替えいたしまして、公共土木施設災害復旧事業6,890万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） はい、参事。

○参事（齋藤 等君） 議案第67号を御説明いたします。

歳出より説明いたします。歳出は14ページからでございますが、16ページのほうをお開きください。

保険給付費一般被保険者療養費の4,020万円の減額並びに、その下にありますが、退職被保険者等療養費10万円の減額につきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。

同じく、その下にありますが審査支払手数料20万円の減額につきましては、国保連に対してであります。確定したことによるものでございます。

めくっていただきまして、18ページ、真ん中あたりでございますが、一般被保険者高額介護合算療養費9万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。めくっていただきまして20ページ、出産育児一時金42万円減額につきましては、出産の方が1名ということで、確定したものによるものでございます。

5枚ほどめくっていただきまして、30ページ。高額医療費共同事業拠出金の共同事業医療費拠出金31万8,000円の増額並びに右側ですけれども、保険財政共同安定化事業拠出金1,390万6,000円の減額につきましては、それぞれ確定による増減であります。めくっていただきまして、32ページ、疾病予防費の人間及び脳ドック委託料27万6,000円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

続きまして、歳入に移ります。8ページに戻っていただきます。

一般被保険者国民健康保険税合計157万2,000円の減額。下にあります、退職被保険者等国保税、国民健康保険税合計557万円の減額につきましては、それぞれ税の実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして10ページ、使用料及び手数料の督促手数料4万5,000円の減額並びに、その下にあります、国庫支出金の療養給付費等負担金合計1,314万9,000円の減額、一つ飛んでいただきまして、その下の4であります、療養給費交付金1,609万6,000円の減額につきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。同じくその上でございますが、3の国庫支出金の財政調整交付金673万8,000円の増額、並びに6の県支出金の県財政調整交付金合計399万5,000円の増額につきましては、それぞれ確定見込みによるものでございます。めくっていただきまして、12ページ共同事業交付金3,133万1,000円の減額につきましては、確定によるものでございます。

その下一般会計繰入金の出産育児一時金等繰入金28万円の減額につきましては、確定によるものでございます。同じく、その他一般会計繰入金10万円の減額は、医療費等の減によりまして、法定外繰入を落とすものでございます。

それから諸収入の返納金合計26万1,000円の増額につきましては、さかのぼり資格喪失等の返納によるものでございます。同じく雑入の300万円の増額につきましては、前年平成26年度の町高額医療費共同事業に係る、剰余金によるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） はい、環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第68号を御説明いたします。4ページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。簡易水道事業債の借入限度額を3,330万増額しまして、借入限度額を9,590万にするものでございます。また、水道施設災害復旧事業債におきましては、3,330万減額しまして、限度額

を4,710万にするものでございます。詳細につきましては事項別明細書で御説明いたします。

それでは歳出、12ページをお開きください。

水道管理費についてでございます。報酬につきましては水道審議会の報酬当初3回見込んでおりましたが、1回の実施ということでございまして、14万6,000円の減額でございます。時間外につきましては、夜間の漏水調査を実施したため5万1,000円の増額をしております。修繕につきましては、検診メーターの移設の経費としまして、77万8,000円の増額を計上しております。役務費手数料につきましては、水質検査の内容変更によりまして、81万円の減額を計上しております。

公課費につきましては、消費税の中間納付分としまして45万7,000円を計上しております。戻りまして、歳入10ページをお開きください。

給水収入滞納繰越分としまして、徴収率の向上で38万円の増額をしております。それから先ほど説明しました、簡易水道事業債並びに災害復旧債につきましては、簡易水道債から災害復旧債への移行ということで、3,330万円の変更をしております。理由としましては、災害での工事ではありますが、災害で起債がとれないという現状が発生いたしまして、今回災害復旧債から水道事業債に変更したものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第69号を御説明いたします。歳出10ページをごらんください。営業費の業務費でございます。職員手当等の時間外につきましては、時間外の減少で11万5,000円の減額でございます。処理場費の委託料につきましては、汚泥処理業務委託料の中で濃縮汚泥また、脱水汚泥が減額したため、73万3,000円を減額するものでございます。戻りまして、歳入8ページをごらんください。受益者負担金につきましては、当初26件を予想しておりましたが、24件の確定でございまして、33万円の減で計上しております。使用料につきましては、徴収の向上によりまして、187万6,000円の増額で計上しております。

一般会計繰入金につきましては、歳出の減また歳入の増ということで、238万1,000円を減額で計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、議案第70号について御説明申し上げます。

まずは歳出の10、11ページをごらんいただきたいと思います。返還金の額の変更によりまして、津和野町育英基金4万8,000円の増額となっております。戻りまして、歳入の8、9ページをごらんいただきたいと思います。返還金の金額が変更になったため、貸付金元利収入金が4万8,000円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第71号について御説明をいたします。議案の歳出から説明をさせていただきます。10、11ページをごらんください。まず、地域情報化推進事業費の需用費でございます。光熱水費でございますが、ケーブルセンター、サブセンターそれから、無停電電源供給機等の電気代の減によりまして、77万3,000円を減額しております。

それから、借り上げ料でございます。鹿足郡事務組合に対しまして、共架用NTT中国電力の電柱等でございますが、共架用に係る部分が25万3,424円。それから、国県等の公共事業に係る支障移転61万4,173円。それから新規に青原地域で幹線延長がございましたが、この部分が55万4,000円。それから告知端末に係るものが189万円ということで、合計332万6,000円を計上をさせていただいております。それから、積立金でございますが、基金電気通信事業特別会計基金でございますが、現在4,852万7,979円でございます。それに対する利子の積立金、1万円を計上しております。続きまして、12、13ページをごらんください。公債費の長期債利子でございます。単独災害復旧債、平成25年度分と、26年分の利率の変更によりまして、2万円を減額しております。続きまして16、17ページをごらんください。電気通信事業特別会計の廃止ということでございまして、他会計に4,688万3,000円を繰り出すということでございます。先ほど一般会計のほうでございましたが、特別会計繰入金として、一般会計の方で受けるということになります。続きまして、歳入でございます。8ページ、9ページをごらんください。まず諸使用料でございますが、過年度分のインターネット使用料が3万7,000円、それから過年度分のケーブルテレビ使用料43万9,000円、それぞれ減額しております。このうち、過年度分インターネットの使用料につきましては、1,500円を、後ほど御説明をさせていただきますが、私債権の放棄として1,500円、それから過年度分ケーブルテレビ使用料の43万9,000円のうち14万1,000円、これを私債権放棄として、合計14万1,600円を放棄をするということにしております。残りの30万6,760円につきましては、鹿足郡事務組合のほうに債権譲渡ということで手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、電気通信事業基金利子につきましては、先ほど御説明いたしました4,852万7,979円に対する利息分でございます。それから、電気通信事業基金繰入金として4,852万7,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第66号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第8号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 36、37ページのまち・ひと・しごと創生費で御説明いただきましたアクティブシニア総活躍事業委託料及び島根留学加速化事業負担金につきまして、この事業の詳細がわかりましたらお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この地方創生加速化交付金につきましては、3月18日に国の内示を受けたということでございます。島根県内では42件、14億8,635万2,000円が内示を受けたということでございます。

まず最初に、アクティブシニア総活躍事業の委託料でございます。これにつきましては、企業人交流プログラムということで、シャープのほうから今2人ほどお越しをいただいて事業を行っております。買い物支援と、それから見守りということで、シャープの知見を活用してということで、事業を展開しているところでございますが、この事業展開に係る部分について、加速化交付金の申請をさせていただいたということでございます。

この加速化交付金につきましては、先駆性が求められておまして、基本的には全体事業費といたしまして、島根県下でいいますと21億円程度の事業の申請があったということで、先ほど御説明しましたように14億ということで、多少の事業については減額、もしくは交付決定がなされなかったということでございます。

この先駆性の事業として、今回取り上げていただいたということで、この生活見守りサービスあるいは買い物支援、これだけの事業ではなくて、それを進める組織に対する部分、それから、あわせて新規雇用を生み出すような施策ということで、そういった部分の中で、金額の内訳といたしましては、組織に対するものが1,000万、それから新規雇用の創出等に係るものが1,500万、生活サービス機能の整備として、見守り対策が1,000万、それから買い物支援として1,000万、それから健康増進に係るものが500万ということで、合計5,000万の交付申請を行い、今回内示があったということでございます。

それからもう一点、200万円の部分でございます。これは、地方創生の加速化交付金の広域連携事業版ということでございます。島根県の中山間地域に位置している高校を持つ各町村でございます。海士町、奥出雲町、飯南町、川本町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、知夫村ということで、九つの町村が一緒になって、この交付申請を行ったものでございます。

この交付申請の中身につきましては、広域連携をさせていただきまして、津和野高校等各町村に存在する高校の魅力化に係る事業を行うということでございます。

広域協働事業といたしましては、交流イベント等の開催、それから島根県の魅力化ノウハウを見える化したハンドブックの作成、それから島根留学及び教育移住を加速するためのプロモーションの制作ということで、主にはこの三つの柱の中で、それぞれ各町村のところで交付申請を行っております。

津和野町では200万ということですが、吉賀町では610万4,000円と  
いうことで、合計が、この広域連携事業総合計で2,760万4,000円を交付申請し  
たもののうちの津和野町分が200万ということですが。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、アクティブシニアのほうなんですけども、進め  
る組織についてということなんです。この組織っていうのはどこを指すのかというのと、  
それと雇用の部分で1,500万ですとか、見守りの部分で1,000万ですとか、こ  
れはハードなのかソフトなのかという部分をお願いします。

それと、島根留学加速化事業負担金ということで、この三つの柱っていうのは旧町村  
でありながら、津和野町もこの三つの広域連携、交流イベント、ハンドブックっていう  
ので、一番はハンドブックっていうのが旧町村で1個のものではなくて、各町村でつく  
るといふことなのか、ほかの町村と金額の差があるっていうのはどういう意味なのか  
っていうのをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 買い物支援、あるいは見守りというところ  
で、これを受け持つ組織をどうするかということですが。

交付申請時にはシャープのほうが中心となって、新会社等の設立までを想定をしたも  
のにしていきたいということで、今回この事業については計画を上げているところで  
ございます。

この辺のところにつきましては、あくまでもまだ計画段階ということで、持続可能な  
まちづくりということで、国の視点としては、先般も一般質問のほうでありましたが、  
小さな拠点づくりというようなところで、例えば国の補助金とか各市町村の補助金とか  
に頼らずに、基本的にそういった組織が中心となって、買い物支援や見守りを行って  
いくということで、この組織化については、そういった持続可能なまちづくりも含めたも  
のにしていきたいということで、今計画を練っているということですが。見守  
り等の金額については、基本的にはソフトの代金ということですが。

それから、津和野高校の関係ですが、広域連携事業版ということで、この2  
00万というのは、先ほど御説明をした三つの事業を各九つの町村が協働して行うとい  
うことで、これについては協働分ということですが、津和野町独自といふこと  
ではございません。

先ほど金額にばらつきがあるという部分で御説明したのは、そのほか、この九つの連  
携で、町村によっては特別に、こういった広域連携の中で進める事業があるといふこと  
で、別事業として持っているのが、その加算された部分ということですが。

○議長（沖田 守君） ほかに——10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 関連で質問させてください。



今のアクティブシニア総活躍事業委託料5,000万で、当然繰り越しになって、28年度予算でことになりますよね。28年度の新年度予算のほうで、地域おこし企業人交流事業委託料で1,122万9,000円という予算がありましたけれども、これと、つまり合わせた事業ということになるわけですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問の、1,000万を超える新年度事業の予算でございます。この事業につきましては、あくまでも地域おこし企業人交流プログラムとして来られた人件費——お二人分の人件費に係る部分と、あとはシャープのほうから来られて現地調査等行いますが、そういった旅費に係る部分ということで、そのものを計上しているということで、今回の事業の内容に係るものについては、この加速化交付金のほうで申請をさせていただいたということでございます。したがって、御質問の趣旨からいいますと、連携したもので行うということになります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんか。よろしゅうございますか。ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第66号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 濟いませぬ、とんちんかんな質問になったら失礼なんですけど、10ページ、11ページの歳入なんですけれども、昨年度もこの補正で聞いたような気がするんですけど、療養給付費が出てるんですけども、確定ていうのは実績見込みていうことではあるんですけども、以前の審議の中でも若干似たようなことを聞いたと思うんですけども、この時期にこの補正で1,314万9,000円を減額され

てますけれども、これがわかる時期っていうのはこの段階なんですか。もっと事前にわかるんじゃないかというふうに思うんですけども、この点はいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 濟いません、ある程度の予想は町としてはできるんですけども、前回の昨年度決算の時にもお話ししたけども、療養給付費負担金につきましては、国がある程度配分を、国のほうで割り当てしますので、町が見込んだものよりは多くなったり少なくなったりする可能性があるわけでございまして、町とすれば、今の段階では減で一応見積もってはおりますけども、これでほぼ間違いはないだろうというふうな形の見積もりでありまして、確定は多少ずれる可能性があるということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんか。ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第67号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第68号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第69号平成27年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第70号平成27年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 濟いません、確認なんですけども、この会計が終わった後の出入りってというのは、全て一般会計にもかかわるということによろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 一般会計平成28年度予算のほうに、情報化推進事業費というところで目立てをさせていただきとります。そちらのほうで行うということでございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第71号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、10時15分まで休憩といたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

---

日程第9. 議案第47号

日程第10. 議案第48号

日程第11. 議案第49号

日程第12. 議案第50号

日程第13. 議案第51号

日程第14. 議案第52号

日程第 15. 議案第 53号

日程第 16. 議案第 54号

日程第 17. 議案第 55号

日程第 18. 議案第 56号

日程第 19. 議案第 57号

日程第 20. 議案第 58号

日程第 21. 議案第 59号

日程第 22. 議案第 60号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより日程第22、議案第60号平成28年度津和野町病院事業会計予算以上14案件につきまして予算審査特別委員長の審査報告を求めます。11番板垣敬司君。

○予算審査特別委員長（板垣 敬司君） 予算審査報告書。

平成28年3月11日、今定例会において本委員会に付託を受けました、平成28年度津和野町一般会計をはじめとする各会計予算11議案及び関連条例等3議案について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査日。

平成28年3月11日、16日、17日、22日、23日机上審査。

2、出席者。

予算審査特別委員会委員長ほか10名、議長。説明員、町長ほか12名。

3、審査事項及び結果。

議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第48号過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第49号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第50号平成28年度津和野町一般会計予算。

予算の総額は79億4,500万円である。前年度に比し8億3,500万円(9.5%)の減である。主なものは災害復旧費の減である。

事業の主なものはデジタル防災行政無線整備事業、日原賑わい創出拠点づくり事業、藩校養老館保存修理工事、地域おこし協力隊制度活用事業である。

審査意見。

予算執行に当たっては、十分な事業効果が得られるよう制度の周知徹底を図られたい。

審査の結果。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第51号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は、11億5,280万8,000円である。前年度に比し5,212万6,000円(4.3%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第52号平成28年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は、13億3,700万2,000円である。前年度に比し163万9,000円(0.1%)の減である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第53号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は、3億65万である。前年度に比し1,328万3,000円(4.6%)の増である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第54号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計予算。

予算総額は、6億8,567万である。前年度に比し3億3,159万6,000円(93.7%)の増である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第55号平成28年度津和野町下水道事業特別会計予算。

予算総額は、4億8,042万3,000円である。前年度に比し8,346万4,000円(21.0%)の増である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第56号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は、561万4,000円である。前年度に比し5万3,000円(1.0%)の増である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第57号平成28年度津和野町奨学基金特別会計予算。

予算総額は、1,239万5,000円である。前年度に比し54万6,000円(4.2%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第58号平成28年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は、7,094万4,000円である。前年度に比し1,091万6,000円(13.3%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第59号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業等別会計予算。

予算総額は、4億4,122万4,000円である。前年度に比し1,997万(4.3%)の減である。

審査意見。

過疎化に伴い、患者数・利用者数ともに減少傾向の中で、効率的な運営を早急に検討すべきである。

審査の結果。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第60号平成28年度津和野町病院事業会計予算。

収益的予算総額は、7億4,276万7,000円である。前年度に比し1,565万4,000円(2.1%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

平成28年3月29日、津和野町議会議長沖田守様、予算審査特別委員会委員長板垣敬司。

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。

ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員構成でありますので、これを省略いたします。

これより議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号過疎地域自立促進計画(平成28年度ないし平成32年度)について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第48号過疎地域自立促進計画（平成28年度ないし平成32年度）については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第49号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号平成28年度津和野町一般会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対する立場で討論を行います。

アベノミクスという経済政策で、景気が徐々に回復に向かっているとされて久しくなります。しかし実感はありません。津和野町でも非正規雇用がふえ、賃金が抑えられ、身分も不安定になっています。福祉予算も削られています。一番身近な自治体である町政が、町民の暮らしと命、福祉を守る役割を担うべきです。住民共同推進事業費のまちづくり組織交付金は今年度から交付されましたが、今まで自治組織で運営してきた部分にまで入り込んでしまい、基金として積み立てることもできました。自治組織の将来を見据えて地域の活性化につなげられたのでしょうか。疑問に思います。自治会の存続のための声に答えて交付するとのことでしたが、抜本的な対策ではなく、延命的な感がぬぐいきれません。みらいづくり協働会議をより重視し、町全体で地域課題を解決することに力を注ぐべきと考えます。津和野町東京事務所管理費です。東京に事務所を置くこと自体には賛成です。観光や、定住対策、特産品のPRとして知らない人に知ってもらうことは大切です。しかし、予算が取り組み始めた時点から比べると、どんどん膨らんでいます。より、力を注ぐのは東京ではなく地元の津和野です。津和野町が目指す観光は、歴史と自然と人の心でもてなすまちです。新しい人に来てもらうことも必要ですが、もっと大切なのは、来た人がもう一度戻ってきたいとより感じるまち、家族と一緒に、友達と一緒にもう一度来たくなるまちになることです。町の将来を担う子供たちの教育費



についてです。学校が必要な備品の購入計画を年度初めに立てられなくなる、教育予算の削減は避けるべきと考えます。以上の立場から一般会計予算には反対です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、賛成の立場で討論をいたします。

まず、地域おこし協力隊で農商工連携、商業振興体制構築事業であります。この事業は店舗に地域おこし協力隊を後継者として入れることによって、今後、商店の継続という事を考える事業ということでもあります。当初、商工観光課長の説明で聞いたところによりますと、当該店舗のみに国費を使った地域協力隊員を入れるというふうに私も感じましたので、これは賛成しかねるということを上申したわけでもありますけども、次の日に町長のほうから空き店舗で後継者になるものがおれば、それを地域おこし協力隊としてその店舗を継いでいけるという、そういう事業として活用していきたいということ説明を受けたわけでもあります。町内には、人を雇うほどの人件費を捻出できないけれども、今事業しておって3年間、地域おこし協力隊として国のほうでその人件費が出れば、3年後に引き継いで、その店舗が相続していけるというそういう可能性を感じさせるものであります。特に、町民にこの制度を周知しながら後継者不在の店舗も、それが続いていくような政策を期待するものであります。そして、東京事務所に関してであります。東京はじめ、首都圏というのは人口の3割が集中する地域であります。その地域の中で、今まで東京事務所で行ってきたこの中で、今回28年度から正職員を派遣するということでもあります。これは、この東京事務所というものに全力をかたむけて、そして、定住、そして観光振興などにつなげていこうというものであります。やはり、始めたものでありますので、これは一つの私は勝負ではないかと思っております。この同行を見守りながら、特にその職員の行っておることなども随時町民に知らせながらその効果を上げていき、そして町が人口増加対策など講じて行くことを期待してのものであります。そして、日原賑わい創出拠点づくり事業もアユの不良などで衰退するこの日原地域の振興をということで、地元の提言部会やそして自治会長、皆さん方が何とかこの日原地域を盛り上げていきたいと考えられて、そして出されてきたものであります。この長い年月をかけながら考えて、この地域のために何とかしたいという思いで、これが今回の予算に反映されたものであります。これ私はこの事業に、この日原地域の本当にこう衰退を何とか止めたい、そして何とか振興してこの地域を存続していきたい。そういう熱い思いを感じておるものであります。

以上等の理由により、この予算案に賛成をいたすところであります。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第50号平成28年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号平成28年度津和野町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から討論させていただきます。

第6期改訂により保険料が上がっています。津和野町では介護保険を申請することなく元気に過ごす高齢者が多いですが、今以上に予防に工夫も必要です。保険料が上がるのは高齢化によるものだから仕方ないと片付けていては、保険料を払えない人、介護を受けられない人がふえていきます。よって、介護保険特別会計予算には反対です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようなので、討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第52号平成28年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から討論させていただきます。

保険料軽減特例の見直しにより平成29年度から原則的に本則に戻ることが決まっています。これは低所得者における、保険料負担の大幅な増加につながるものです。2016年4月から後期高齢者医療制度の5回目の保険料改定が行われます。島根県では6.5%もの値上げが予定されています。高齢者をさらに苦しめるものです。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と、差別医療を押し付ける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対しています。高齢者の命と健康を守るためにも、制度を撤回しもとの老人保健制度に戻すことを強く求めます。よって、後期高齢者医療特別会計予算には反対です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようなのであります。討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第53号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第54号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第55号平成28年度津和野町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第55号平成28年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第56号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号平成28年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第57号平成28年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号平成28年度津和野町診療所特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第58号平成28年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業等別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第59号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業等別会計予算は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号平成28年度津和野町病院事業会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第60号平成28年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

### 日程第23. 報告第2号

○議長（沖田 守君） 日程第23、報告第2号債権放棄について執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号でございますが、債権放棄についてでございます。簡易水道使用料及びケーブルテレビ、インターネット使用料債権を放棄いたしましたので報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、報告第2号の説明をいたします。これは津和野町債権の管理に関する条例第13条第1項の規定によります報告でございます。まず、権利の内容でございますが簡易水道使用料債権及びケーブルテレビ、インターネット使用料債権でございます。債権の金額は、簡易水道使用料債権が38件の279万2,898円でございます。ケーブルテレビ、インターネット使用料債権が12件で14万1,600円でございます。放棄の理由としまして……

○議長（沖田 守君） 担当課長。ちょっと2号の報告書との頭と詳細が違うようではありますが、確認をください。

○環境生活課長（和田 京三君） 大変失礼いたしました。債権の金額ですが、簡易水道使用料債権が38件の278万5,841円です。すいません。ケーブルテレビ、インターネット使用料債権が12件の14万1,600円です。放棄の理由としまして、1つ目が破産法第253条第1項の規定により、債権者が該当債権につき、責任を免れたものです。もう一つが消滅事項が完成しかつ、債務者の所有者が明らかでないものでございます。放棄の時期につきましては、簡易水道使用料債権につきましては、平成28年2月の24日、ケーブルテレビ、インターネット使用料債権につきましては、平成28年3月1日でございます。これはいずれも町長決済を受けた日でございます。裏面に詳細をつけております。簡易水道使用料債権につきましては、破産法第253条1項のものとしまして、20件212万300円。それから、住所不明債権で履行意思の確認できないもの18件で66万5,541円でございます。ケーブルテレビ、インターネット使用料債権につきましては、破産法253条1項で免れたものが2件、1万9,500円、住所不明で債権を履行意思の確認できないもの10件で12万2,100円でございます。合計で、簡易水道使用料債権につきましては278万5,841円、ケーブルテレビ、インターネット使用料債権につきましては、14万1,600円でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればお受けいたします。ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。以上で質疑を終結いたします。  
以上で債権放棄についての報告を終了いたします。

---

#### 日程第24. 発委第1号

○議長（沖田 守君） 日程第24、発委第1号木質バイオマスガス化発電調査特別委員会設置に関する決議について議題といたします。本議案につきましては、お手元に配布のとおりであります。本案件について提案理由の説明を求めます。

1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、発委第1号について提案の趣旨説明をさせていただきます。今定例会初日の町長施政方針において、森林を活用した取り組みとして木質バイオマスガス化発電の実現に向けての事業が検討されております。この事業は本町へ林業実践者の流入人口の増を図り豊富な森林資源を燃料としての電気をつくり、公共施設等へ供給することによって地域経済が再生されるということであり、そして、そのための木質バイオマスガス化発電事業の主体となる会社の設立とガス化発電所の建設が計画されております。このような大型プロジェクト事業は将来における津和野町の財政面へ多大なる影響が懸念されます。そういったこととともにこの事業が計画どおり展開できるのかという不安もあります。当議会においては、この事業に対し、調査並びに検討を行い、議会としての方向性を示すために特別委員会の設置を決議するものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。以上で説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決します。本案件を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第1号木質バイオマスガス化発電調査特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ここで特別委員会より、正副委員長の選任をお願いしたいと思いますので暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○議長（沖田 守君） はい、時間を要さずにお話し合いをいただきました。したがって、休憩中に特別委員会の正副委員長が選任されました。申し上げます、委員長に板垣敬司君。副委員長に、岡田克也君がそれぞれ選任されましたので、報告を申し上げます。それでは、ここで選任されました委員長より御挨拶を受けたいと思います。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この度設置されました、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長の板垣でございます。この委員会においては、人口減少の続くこの本町において経済の活性化、エネルギーの地産地消、そのような観点から進められようとするものでございますが、さらに豊富な森林資源を活用するという、そしてそれを切り出すというような、そういう定住にもつながる期待する部分もありますが、発電所という大きな資本も必要となってまいります。このことが、非常にうまく融合することが、この事業の目的とするところだと思っておりますが、慎重にこの事業を進めていく必要があるということで、議会としてもあらゆる角度からその事業の成否について検討を踏まえてまいりたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） はい、ありがとうございます。それでは、特別委員会の設置をいただき、委員長の御挨拶もいただきました。

#### 日程第25. 請願第1号

○議長（沖田 守君） 続いて、まいります。日程第25、請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。



これより本請願について、紹介議員より説明の必要があればこれを許可いたします。  
7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） TPP協定を国会に批准しないことを求める請願の趣旨説明をさせていただきます。請願者である、島根県農民運動連合会は農家と農業の経営を守る目的で1981年1月に結成され、全国的な組織です。食糧自給率の引き上げなどを求め、産直運動などを早くから行ってきています。農民伝食糧分析センターでは2001年12月輸入列島野菜の残牛農薬問題の経過報告がきっかけで厚労省の検査がはじまりました。請願の趣旨ですが、津和野町は中山間地域であり、その米、野菜、果樹の栽培畜産など小規模農家を多く有します。農家は、治水をはじめ環境を保全する役割も果たしてきました。平成25年7月に起きた豪雨災害で甚大な被害を被りました。現在は、復旧しつつありますが、この冬においては雪害も重なり、農家は厳しい中で経営を強いられています。昨日、町長がおっしゃられたように、TPPは日本の広い平野があつての農業に対するもので、津和野のような中山間地には冷たい予算になっています。今、TPP協定が成立すれば、津和野町の地域農業は成り立ちません。農業に大きな打撃を与えるTPP協定は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。約2,900ページにも及ぶ協定及び付属書の公表は2月2日で、今国会での批准を求めるには精査する時間が短すぎます。政府は大筋合意までに日本が何を主張し、何を妥協したか説明をするべきです。打撃を受ける農家に対する十分な補償もされていません。また、TPP協定をリードしてきたアメリカでは主要な大統領候補がそろってTPPに反対を表明をしています。アメリカの批准は早くても、11月の大統領議員選挙後とみられています。このように、国際的に見ても今国会での批准は拙速です。日本でも時間をかけて精査し、国会だけでなく国民的議論が必要です。協定の内容も問題です。2013年4月、米、牛肉、豚肉など重要5品目について引き続き、再生産可能となるよう除外又は再検討の対象とすると国会で決議を上げたのにもかかわらず、全てで大幅な譲歩が行われ、重要5品目の3割、その他の農産品では98%の完全撤廃の合意しています。さらに、政府が守ったとしている重要5品目の例外も、7年後にアメリカなど5カ国と完全撤廃についての協議が義務づけられており、全農産物の完全撤廃が迫られるおそれがあります。よって、津和野町議会において、安心して津和野町で農業を続けられるよう、このような問題が多い国会決議に違反する、TPP協定の批准は行わないことを求める意見書を、政府関係機関に上げていただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上、7番寺戸議員より説明がございましたが、これより質疑に入ります。ありますか。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 先ほどの中でちょっとお聞きしたいのが、文章の中の最後のほうですけども、日米二国間協議ではアメリカからの規制緩和要求を担当省が窓口になって規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいところまで踏み込んでい

ると言い切っておりますが、これがどうして主権放棄に等しいのかというのが私は理解できないですけども、説明をお願いします。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸議員。答えられれば答えてください。答えられなかったら、答えられないと申し出てください。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 申しわけありません。ちょっと答えられません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） この請願が提出されまして、私もこの内容を読みまして、JAと関係者各位にお尋ねをいたしたところであります。その中で、現在、JAはTPPの国会批准には反対していないということでありました。TPPの調印が行われ、そしてまたグローバル社会の中でTPPになっても、いかに日本の農業を守っていくかということを経営は考えるべきであり、また、逆に安心安全美味なる日本の農産物を輸出していく、積極的な農業政策も考えるべきときだと考えます。

よって、この請願に反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私は、この問題をちょっと、この条約批准に関しまして、昨今非常に私どもは注視しなければいけない出来事が生じております。それは、この趣意書の中にも触れられておりますが、例のアメリカの大統領選挙なんですね。現在その新聞紙上で、非常にその例の候補者、共和党はトランプ氏、それから民主党がヒラリークリントン氏とバーニーサンダースという方が、民主党は争っている。しかし、共和党に至りましては、当初泡沫候補であったトランプ氏がここにきて俄然有利で恐らく指名されるだろうと、大統領候補に。問題は、この方が今公約に、自分が大統領に通ったら、このTPP条約は、とんでもないと、これは破棄するんだと、こういうことを明言されていますね。民主党の、このヒラリークリントン氏も民主党では優位を誇っていましたが、ここにきまして、サンダース議員、この方は自分で民衆社会主義者だと言ってですね、アメリカにおきましては今までに聞いたことがないので、大体ね。そういう、どちらかが言えば民主党はリベラルなんですけれども、リベラルの中でも左派に属すんですね。そういう方が追い上げてきているんですね。その方も、このTPP条約を自分が大統領になったらこれも破棄するんだと、こう言うっておるんです。つまり、共和党も民主党も、有力候補が、どちらもTPP条約を破棄するんだと、こういうことを今になって言っているんです。さらに驚くことは、これは安保条約にも今話題になっていますが、トランプ氏は、日米安保条約はこれは破棄するんだと。在日米軍を撤退するんだと、こういうことまで言っとして、だから私はここにきまして、ふと元我が国の総理大臣がですね、世の中にはいろいろな坂があると、

しかし、政治の坂にはある坂がある。それは、「まさか」という坂があるという。つまり我々はですね、想像もしなかった、トランプ氏が「まさか」ですが、大統領になった場合、このTPP条約は破棄されるんですよ。だから、この時点において、我が国は、拙速で、これを批准する必要があるのかと、なぜならば米国自体が、11月の大統領選挙の結果を見極めて、この条約に関してどうしようかという批准もせず、その結果を見極めて方向が決まると。そういうときにですね、この条約の盟主国である、米国でさえ、この条約に対して確信を持ってない。つまり、全国民が一致しているんじゃないんで大多数のこうやってみますと、トランプ氏をする共和党の大多数の、それから民主党でも、サンダース氏を支持する国民が反対ということなんです。そうしますと私どもはですね、盟主国のアメリカは恐らく全員して、この条約によって、利を生むから、一致で賛成だろうと思っていたことが、この大統領選挙の今の展開において、初めてアメリカの大多数の国民のこれは反対してんだということがわかってきたんですよ。この時点で本当に日本だけが、我が国が拙速、批准する必要があるんだろうかと、これは11月の大統領選挙の結果をみまして、その大統領になられた方がどういう行動をとるのか、そういう動向を見極めて、私どもも、もしアメリカと追従ならば、その時点で方針を決めればいいんじゃないかと、だから私は、この時点でおきましては、この趣意書に概ね賛成しまして、賛成討論としたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 9番。反対の立場から討論をさせていただきます。

聞いておりまして、いつまでアメリカに媚びへっらうのかという思いでいっぱいです。たしかに次期大統領候補が反対している記事はマスコミでも随分躍っております。しかし、米国に反対意見があるというのは我が国、我が政府がそれだけ交渉をしているという国益にかなった交渉をしているのではないかと私は思います。

よって、反対とします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私は、このTPPの協定についてであります。このTPP協定というのがですね、非常に分野も多岐に及んでおります。国会においても、十分な説明あるいは議論が進んでいるかどうか考えてみますと、決してそうではないというふうに私は今感じております。TPPの全体像を十分把握して、私たちの暮らしや日本社会にとっての問題点、あるいは懸念をやっぱり精査する必要は十分あるというふうに感じております。国会が、そういう状況でありますので、私たち一般国民の理解というのは、それ以上に進んでいないというように感じております。

よって、今国会で批准することは、私は余りにも拙速すぎるというふうに考えます。内容的にも、特に農業分野において中山間地域に与える影響、これがですね懸念をされる場所ではあります。アメリカ大統領選挙のことも出ておりましたが、その結果もで

すね、やはり気になるところはありますが、何よりも日本国民の理解度が不足しているという中でこの批准をするということに対しては、私は現時点では反対ということで、本請願については賛成をするものであります。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 本案件に反対の立場で討論をいたします。

TPP協定は成長戦略の柱でTPPで日本経済はさらに成長へ進もうとしておるわけではありますが、TPP協定は世界のGDPの4割、日本からの輸出の3割を占める巨大な市場においても工業製品の完全撤廃のみならず、投資サービスの自由化、地域財産権のテイリ交渉強化などに、21世紀型のルールを含めるものであります。まず、日本製品の競争力に強化についてであります、TPPでは米国、カナダ、ニュージーランドなど11カ国全体で工業製品の99.9%の品目で関税が撤廃されるわけでございます。また、生産ネットワークの多様化、投資サービスの自由化、またビジネス環境の改善と、また希望の持てる農政新時代というふうにあるわけでございますが、TPPの早期発効こそが、我が国の経済再生の近道と思うわけであります。米国議会がTPP協定を承認しないのではないか、また次期大統領選候補が反対しているという記事がおどっておるわけではありますが、米国に反対意見があるのは、我が国が国益にかなった交渉を照査したと言えるわけであります。そういったことで、TPPの早期発効に全力を尽くしていただきたいと、私は思っておりますので本案件につき、反対の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

次に、反対者の発言を許します。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 10月5日に、TPP交渉は大筋同意をもたらしたところであります。しかしながら、合意の内容につきましてはなかなか不明な分も多々あるということで、国会のほうでも今から論戦が繰り広げられるというふうな審議の過程になろうかと思っております。生産団体におきましても、当初5品目の聖域というふうな格好でこれを守るという動きをしてまいりましたが、こういった自由化の自由主義社会の中でこのようなTPPの問題についても当然ながら避けて通れない道であるわけであります。今後、最終合意、署名、議会承認等の各国での手続を経まして、やっと発効できるというふうな状況になろうかというふうに思っております。いろいろと不明な部分が多い中で、今国会で特に批准という形とは別にです、もっと審議を尽くすべきであろうというふうな思いもしながら私は今回反対と批准云々ではなしに、この論点の詳細について、理解しえる段階を踏むべきだということ、この請願に対しては反対をするという立場をとりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、反対者の発言を許します。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この請願の趣旨の中にはですね、やはり農業を守らないといけないという内容というのは私も同じであります。ただ、そのTPPという枠

組みが多岐にわたっておりまして、基本的に現在は批准に向けての手続きになっております。このTPP交渉というのは、農業分野のみならず、先ほど申しましたようにいろんな分野で協議がされていると。そういった中で先ほど同僚議員も申されましたように、米国での大統領選挙という部分もあります。そして、このTPPに関連してない国々からも注視されている協定であります。これが、やはり高度な政治力が必要となってくるものであり、この農業分野一つで批准する、しないというのはこれは私は違うのではないかなと、大きなTPPという枠で見たときに、高度な政治力を要するものでありますので、この請願趣旨に関しましてはですね、反対をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

ないようであります。討論終結いたします。

これより請願第1号を採決します。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立少数であります。したがって、請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願は不採択と決定いたしました。

---

## 日程第26. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第26、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務経済常任委員長長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、所管事務調査報告をいたします。

平成27年第10回12月定例会において許可をいただきました所管事務調査について会議規則77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。津和野町特産品の六次産業について。

2、調査目的。津和野町の特産品の現状と六次産業化の可能性について議会における判断材料とするため。

3、調査方法。机上調査。

4、審査日。津和野町の特産品の六次産業化についての聞き取り調査。日時、平成28年2月19日（金）午後1時から、場所、津和野町役場第2庁舎委員会室、出席者、久保農林課長、藤山商工観光課長、総務経済常任委員6名であります。

5、審査内容。1、津和野栗の現状と対策について。

津和野栗は全国で非常に高く評価されており、西いわみ管内で、かつて100トン生産されていたが、現在は13トン程度に落ち込んでいる。現在の栗の収穫量13トンを30トンに増加する計画を立て、次のような対策を行っている。

町内の既存の全ての栗園の調査を行った。高齢者が保有している使える遊休栗園は、農事組合法人や栗栽培に興味を持たれている新規就農者等が担うように進めている。実証実験用の苗木の助成及び実験圃場の整備を行ったところ、600本程度の申請があり、2ヘクタールに相当する面積が見込まれ、年次ごとに続けることで、30トンの収穫量を達成したい。なお、山を開墾した栗園は作業効率などが悪いため避けるほうがよく、休耕田は盤層をユンボで壊して水はけをよくする必要がある。

栗の栽培に必要な不可欠である剪定技術を高知県四万十町で学んだことを栗生産部会長を中心として、町内の剪定指導を行う。

現在、津和野栗は生産量の40%が徳島県の加工施設に回っている。町内で1次加工して使い切ることで、町内経済効果が高まり、かつ輸送料がかからないため、加工にかかる経費を抑えることができれば、町内の飲食業者は安く入手できることになるなど、多くの利点がある。

2、その他の特産品。①わさび、2割を町内で加工している。根茎は7割が長野県で加工されている。山菜加工場のわさび漬けの売上が落ち込んでいる。

②イノシシ肉、8割が丹波篠山経由で出荷されている。

③里芋、平成28年度には日本三大芋煮イベントを当町で開催することで、里芋の一層のブランド化を図る。

3、CAS凍結システムについて。昨年はCAS凍結システムの可能性を試行してきた1年となったが、今年2月から具体的な商品開発・販路開拓を担当する地域おこし協力隊員を採用して、業務に当たっている。ふるさと納税の返礼品としてCAS凍結システムを活用して、鮎飯や栗ご飯等の魅力のあるラインナップとすることも検討している。

4、冬虫夏草について。日原総合研究所では、津和野式冬虫夏草のブランド価値を守るためではあったが、大口の2,000万円級の取引がなくなり、人員整理も行うなど、極めて厳しい経営状況である。現在、ベトナムとの取引が始まっており、養蚕部門と営業部門を分けることなども検討されている。

6、審査意見。全国の菓子職人から注目されている津和野栗の六次産業化は、生産から加工まで一貫して津和野町で行うことによって、町内経済効果が飛躍的に上昇することが見込まれる。栗生産量の増加対策及び加工整備の導入に向けて着実に進めて行くべきである。

CAS凍結システムは海士町で産業振興の核となったものであり、東京の料理店で出されたCAS凍結したイノシシ肉の味が絶賛され、750食が全て完売したように、大きな可能性を秘めたものである。さまざまな農水産物や食品の凍結などの可能性を研究するとともに、28年度からはイノシシ肉販売のように実質的な成果を上げていくべきである。また、町内のみならず、高津川漁協、近隣市町村の漁協・自治体等にも活用していただき、CAS凍結システムが本来の地域の6次産業の期待を担う役割を果たせるように、全力を尽くすべきである。

津和野式冬虫夏草は評価が高く、地域産業として大きな期待をされたが、日原総合研究所が大口の取引先を失ったことなどが主要因となり、厳しい経営状況となっている。冬虫夏草は、旧日原町の絹生産の流れを受け継ぐ大切な地域産業であり、町としてもさまざまな支援を行って来た経緯もあるため、経営者と役員や担当課などが十分に連携して経営の立て直しを図っていくべきである。

平成28年3月29日津和野町議会議長沖田守様、総務経済委員長岡田克也。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。これより、委員長報告に対する質疑を受けますが、ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結いたします。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

---

#### 日程第27. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第27、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。3番、米澤宥文君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 文教民生常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

平成27年度第8回9月定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。保育園民営化並びに障害者福祉について。

2、調査目的。現状を把握し議会活動に資するため。

3、調査方法。机上調査及び現地調査。

4、調査の経過におきましては、第1回から第3回までは平成27年12月16日の12月議会で報告しておりますので、第4回から報告をさせていただきます。

2ページをごらんください。

第4回、日時、平成28年1月12日午前9時から、場所、津和野町役場第2庁舎委員会室、調査事項、内部協議であります。

第5回、日時、平成28年1月27日午前9時から、場所、津和野町役場第2庁舎委員会室、出席者、文教民生常任委員会5名、斉藤等健康福祉課長、土井泰一健康福祉課長補佐、調査事項、障害者福祉センター建設について聞き取り調査。

5、調査概要。社会福祉法人許可の状況、障害者福祉施設の要望等、津和野町自立支援協議会の開催状況等、障害者福祉センター建設規模、面積等の根拠についてしております。

第6回、日時、平成28年3月3日木曜午前9時から、場所、津和野町役場第2庁舎委員会室、文教民生常任委員会5名、議長、下森博之町長、調査事項としまして、保育園民営化及び障害者福祉について聞き取り調査。

調査概要としまして、保育園民営化の流れ、障害者福祉センター今後の事業拡大、スタッフ、移動支援等を調査しております。

#### 6、調査意見。

1として、「社会福祉法人つわの清流会」については、主体的な運営となるよう指導するとともに、町の支援機関を明確にし、経営努力を求めるべきである。

2として、平成28年4月運営開始の保育事業については、園の独自色を打ち出し、園児確保の努力を求められたい。

3としまして、平成29年4月開設の障害者福祉センターについて、相談機能等を充実して、積極的利活用が図られ安定した運営となるよう指導されたい。

4番目としまして、保育事業については、過疎化と少子高齢化の中で、町全体の町立保育園のあり方や設置数について十分検討され、長期的な方針を出すべきである。

以上であります。平成28年3月29日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長米澤宥文。

以上で終わります。

○議長（沖田 守君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

---

### 日程第28．総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第28、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、議長から一言お願いをしておきます。特に、今回は議員全員による特別委員会を設置しておりますので、非常に経済常任委員会については、御多忙の中で大変であ



ろうと思いますので、特別委員会をくれぐれも重要視をされて、そして対処されるよう特にお願いをしておきたいと思います。

---

**日程第 29. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について**

○議長（沖田 守君） 日程第 29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日で、3月の定例会全てを終了いたしました。

会議を閉じます。平成 28 年第 3 回津和野町議会定例会を閉会をいたします。

大変、長丁場の中、御苦勞でございました。お疲れさまでございました。

午前 11 時 32 分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員